

秦野市地域防災計画

(資料編)

— 令和7年度修正 —

秦野市防災会議

目次

◇ 資料編 ◇

項	目	頁
1	連絡先一覧	
	関係機関電話番号一覧表 ……………	1 - 1 1
2	情報伝達	
	防災行政無線局（固定系）設置場所一覧表 ……………	2 - 1 3
	デジタル移動無線機一覧表 ……………	2 - 2 6
	携帯電話等配置先一覧表 ……………	2 - 3 8
	災害時優先電話一覧表 ……………	2 - 4 9
	神奈川県防災行政通信網構成機関及び回線系統図 ……………	2 - 5 10
	消防本部消防無線施設一覧表 ……………	2 - 6 11
	消防団消防無線施設一覧表 ……………	2 - 7 14
	市有広報用車両一覧表 ……………	2 - 8 16
	被害の報告票（第1号様式）〔非常災害被災者調査原票〕 ……………	2 - 9 17
	被害の報告票（第2号様式）〔人、住家の被害（速報、確定）〕 ……………	2 - 10 18
	被害の報告票（第3号様式）〔〇〇施設被害（速報、確定）〕 ……………	2 - 11 19
	被害の報告票（第4号様式）〔農林業被害（速報、確定）〕 ……………	2 - 12 20
	被害の報告票（第5号様式）〔水道施設被害（速報、確定）〕 ……………	2 - 13 21
3	避難・救護	
	広域避難場所一覧表 ……………	3 - 1 22
	広域避難場所開設報告書（第1号様式） ……………	3 - 2 23
	避難所一覧表 ……………	3 - 3 24
	避難所収容者世帯別名簿報告書（第2号様式） ……………	3 - 4 27
	避難所設置及び収容状況（第3号様式） ……………	3 - 5 28
	神奈川県医師会救護隊秦野伊勢原医師会支部救護隊規程・編成表 ……………	3 - 6 29
	行方不明捜索届出書（第1号様式） ……………	3 - 7 34
	遺体処理台帳（第2号様式） ……………	3 - 8 35
	埋葬台帳（第3号様式） ……………	3 - 9 36
	主な応急教育・保育実施予定場所一覧表 ……………	3 - 10 37
	市内県立学校等一覧表 ……………	3 - 11 37
	市立学校等一覧表 ……………	3 - 12 38

項	目	頁
4	ライフライン等	
	大規模災害に備えた業務継続マニュアル	4-1 40
	電力施設災害応急対策	4-2 42
	ガス施設災害応急対策計画	4-3 43
	交通施設災害応急対策計画	4-4 45
	秦野市上下水道業務継続計画【概要版】	4-5 46
	秦野市伊勢原市環境衛生組合危機管理基本マニュアル【概要版】	4-6 59
	電力施設の応急活動対策	4-7 72
	NTT 東日本株式会社神奈川事業部地震防災応急計画 （「大規模災害に備えた業務継続 マニュアル」に定めるところによる。）	4-8 75
	神奈川中央交通株式会社地震防災応急計画	4-9 76
	神奈川中央交通株式会社地震発生時における乗務員の措置要綱	4-10 80
	小田急電鉄株式会社の災害時及び地震時の対応方法等について	4-11 82
	秦野市災害廃棄物等処理計画	4-12 93
5	物資・復旧資機材	
	防災備蓄倉庫資機材一覧表	5-1 111
	機械器具保有一覧表	5-2 114
	応急給水用機材の整備状況	5-3 115
	鋼板等プール設置状況一覧表	5-4 115
	非常用飲料水貯水槽設置状況一覧表	5-5 116
	水源種別取水施設一覧表	5-6 117
	主要食料等配布台帳（第1号様式）	5-7 119
	主要食料等調達台帳（第2号様式）	5-8 120
	物資の支給・配布状況（第1号様式）	5-9 121
	物資の調達台帳（第2号様式）	5-10 122
	応急仮設住宅台帳（第1号様式）	5-11 123
	住宅応急修理記録簿（第2号様式）	5-12 124
	作業員動員台帳（第1号様式）	5-13 125
	機械器具借上台帳（第2号様式）	5-14 126
	義援物資・義援金受付簿	5-15 127
	義援金品引継書	5-16 129
	義援金受領用領収書	5-17 130

項	目	頁
6	緊急輸送	
	各課等配属庁用車一覧表	6-1 132
	神奈川県緊急輸送道路・緊急交通路指定想定路線・秦野市優先確保路線等 一覧表.....	6-2 133
	輸送記録簿（第1号様式）	6-3 157
	車両出動記録簿（第2号様式）	6-4 158
	緊急通行車両確認証明書	6-5 159
7	水防	
	重要水防区域一覧表	7-1 160
	重要水防箇所一覧表	7-2 160
	重要水防区域重要度評定基準	7-3 162
	重要水防箇所位置図	7-4 164
	水防実施状況報告書（第1号様式）	7-5 165
	水防警報（第2号様式(その1)）	7-6 166
	水防警報（第2号様式(その2)）	7-7 167
8	消防	
	消防ポンプ車等所有自衛消防隊一覧表	8-1 168
	消防力の現況（常備消防）別表1	8-2 169
	消防力の現況（非常備消防）別表2	8-3 170
	地震防災応急対策、非常災害時各部隊編成 別表3	8-4 171
9	条例、要綱、規程等	
	秦野市災害対策本部条例	9-1 172
	秦野市災害対策本部要綱	9-2 173
	秦野市災害対策本部の機構・組織表 別表第1・第2	9-3 177
	地区配備隊の機構 別表第3	9-4 184
	地区配備隊の業務 別表第4	9-5 185
	職員動員報告書（第1号様式）	9-6 187
	災害対策連絡票（第2号様式）	9-7 188
	警報・注意報発表用紙（第3号様式）	9-8 189
	情報等受信原簿（第3号様式の2）	9-9 190
	情報等受信原簿（第3号様式の3）	9-10 191
	情報等受信原簿（第3号様式の4）	9-11 192
	神奈川県記録の短時間大雨情報（第3号様式の5）	9-12 193

項	目	頁
被害状況等報告（第4号様式）	9-13	194
被害の程度（第4号様式の2）	9-14	195
被害の分類認定基準	9-15	197
地区配備隊情報収集班用記録用紙	9-16	200
地区配備隊無線班用交信記録用紙	9-17	201
鶴巻現地災害対策本部設置要領	9-18	202
秦野市防災会議条例	9-19	204
秦野市防災会議運営要綱	9-20	206
秦野市防災会議委員名簿	9-21	208
秦野市地震災害警戒本部条例	9-22	210
秦野市地震災害警戒本部運営要綱	9-23	212
秦野市地震災害警戒本部の機構 別表第1	9-24	214
秦野市地震災害警戒本部の組織及び業務 別表第2	9-25	215
応急対策要員の配備及び参集場所 別表第3	9-26	218
秦野市地震災害警戒本部員名簿	9-27	219
り災証明書交付申請書	9-28	221
り災届出証明書交付申請書	9-29	222
り災証明書	9-30	223
り災届出証明書	9-31	224
10 協定、覚書、協約等		
災害時における協定締結先一覧（秦野市）	10-1	225
神奈川県下消防相互応援協定に基づく覚書	10-2	241
神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領	10-3	251
航空特別応援（ヘリコプター）要請連絡表		255
応援側市町の保有するヘリ性能		257
11 その他		
「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」に基づく法指定区域一覧表	11-1	259
土砂災害防止法に基づく法指定区域一覧表	11-2	260
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表（土砂法）	11-3	267
浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表（水防法）	11-4	270
現在の人口と世帯数	11-5	273
過去における主な自然災害の状況	11-6	275
大地震の記録	11-7	282

I 連絡先一覧

関係機関電話番号一覧表

名称	所在地	電話
神奈川県庁	横浜市中区日本大通1	045(210)1111
陸上自衛隊東部方面混成団	横須賀市御幸浜1-1	046(856)1291
陸上自衛隊第1施設団第4施設群	座間市陸上自衛隊座間分屯地	046(253)7670
横浜地方気象台	横浜市中区山手町99	045(621)1563
神奈川県警察本部	// 中区海岸通2-4	045(211)1212
秦野警察署	秦野市新町5-5	0463(83)0110
秦野市役所	// 桜町一丁目3-2	0463(82)5111
秦野市上下水道局	// 上大槻190	0463(81)4113
//	//	0463(83)2111
//	//	0463(83)2112
//	//	0463(83)2113
//	//	0463(81)4114
秦野市消防本部	// 曾屋757	0463(81)0119
日本郵便(株)秦野郵便局	// 室町2-44	0463(81)0352
NTT東日本(株)神奈川西支店	藤沢市朝日町1-6	0466(22)8961
東京電力パワーグリッド(株)小田原支社	小田原市本町1-9-25	0465(87)2608
神奈川中央交通(株)秦野営業所	// 曾屋620-1	0463(81)1803
小田急電鉄(株)秦野駅	// 大秦町1-1	0463(81)1661
// 渋沢駅	// 曲松一丁目1-1	
// 鶴巻温泉駅	// 鶴巻北二丁目1-1	
// 東海大学前駅	// 南矢名一丁目1-1	
東京神奈川森林管理署	平塚市立野町38-2	0463(32)2867
農林水産省関東農政局神奈川県拠点	横浜市中区北仲通5-57	045(211)0584
湘南地域県政総合センター	平塚市中里50-1	0463(45)3150
平塚土木事務所	平塚市中里50-1	0463(45)3150
平塚保健福祉事務所秦野センター	秦野市曾屋二丁目9-9	0463(82)1428
国立病院機構神奈川病院	// 落合666-1	0463(81)1771
秦野赤十字病院	// 立野台1-1	0463(81)3721
八木病院	秦野市本町一丁目3-1	0463(81)1666
鶴巻温泉病院	秦野市鶴巻北一丁目16-1	0463(78)1311
東海大学医学部付属病院	伊勢原市下糟屋143	0463(93)1211
平塚市民病院	平塚市南原一丁目19-1	0463(32)0015
秦野ガス(株)	秦野市室町2-11	0463(84)0281

国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所厚木出張所	厚木市恩名 1-6-50	046 (221) 0004
秦野伊勢原医師会	秦野市曾屋 11 (事務局)	0463 (81) 5018
一般社団法人秦野伊勢原歯科医師会	秦野市今川町 1-3 (事務局)	0463 (83) 3117
特定非営利活動法人秦野市薬剤師会	秦野市本町 2丁目 1番 32号 三宝ビル 4F	0463 (85) 3434
一般社団法人秦野建設業協会	秦野市平沢 2550-1	0463 (82) 6063
秦野商工会議所	// 平沢 2550-1	0463 (81) 1355
秦野市農業協同組合本所	// 平沢 477	0463 (81) 7711

2 情報伝達

防災行政無線局（固定系）設置場所一覧表

（令和7年4月現在）

地区	番号	設置場所	所在地	設置状況
本町	1	はだのこども館	秦野市寿町3-12	庁舎屋根
	2	柳川原水源地	// 曾屋4820-3	エースマスト
	3	浄水管理センター	// 上大槻190	庁舎屋根
	4	市役所本庁舎	// 桜町1-3-2	庁舎屋上
	5	山谷自治会館	// 曾屋6037-1	パンザマスト
	6	曾屋配水場	// 水神町9-23	エースマスト
	7	曾屋原自治会館	// 曾屋381	パンザマスト
	8	市営片町駐車場	// 本町1-10	パンザマスト
	9	上大槻（安居院卓二宅内）	// 上大槻1038	パンザマスト
	10	河原町命徳寺公園	// 河原町1-5	パンザマスト
	11	市営入船住宅公園	// 入船町9-36	鋼管ポール
	12	上大槻中里	// 上大槻615-1	鋼管ポール
	13	はだのクリーンセンター	// 曾屋4624	庁舎屋上
	14	くずはの家入口	// 曾屋1148-1	エースマスト
南	15	寿徳寺	// 大秦町3-12	エースマスト
	16	保健福祉センター	// 緑町16-3	庁舎屋上壁面
	17	中井町境別所	足柄上郡中井町境別所684	エースマスト
	18	まえだ公園	秦野市西大竹218-2	パンザマスト
	19	みなみがおか西公園	// 南が丘1-7	パンザマスト
	20	南町会館横	// 平沢1692	ホース掛け
	21	八幡山配水場	// 尾尻447	庁舎屋根
	22	陸上競技場	// 平沢148	パンザマスト
	23	農協本所	// 平沢477	パンザマスト
	24	きたなかはら公園	// 平沢231-5	エースマスト
	25	上方町自治会館横	// 尾尻264-1	パンザマスト
	26	南公民館	// 今泉598	庁舎屋上壁面
	27	みそだした公園	// 今泉1127-24	パンザマスト
	28	南が丘公園	// 南が丘3-5	パンザマスト
	29	平沢児童館	// 平沢979	鋼管ポール
	30	さつき南	// 今泉1596	エースマスト
	31	たての台東公園	// 立野台2-1-1	エースマスト
	32	いまいずみ台南公園	// 今泉台3-9-1	エースマスト
	33	諏訪町せせらぎポンプ場	// 今泉2090	エースマスト
	34	三協会館	// 平沢1485-3	エースマスト
	35	しんちょう児童遊園地	// 新町594-140	エースマスト
東	36	東田原神社	// 東田原576	エースマスト
	37	名古木火の見櫓跡地	// 名古木456	エースマスト
	38	落合精米所	// 落合571-5	エースマスト
	39	潭広院	// 西田原97	エースマスト
	40	蓑毛運動公園	// 蓑毛313-1	パンザマスト
	41	農協東支所	// 寺山1	パンザマスト
	42	くずは台南公園	// 東田原200-1	エースマスト
	43	小蓑毛バス停付近	// 蓑毛197-3 付近	パンザマスト
	44	落合配水場	// 落合844-2	パンザマスト
	45	いこいの家あづま荘	// 寺山466-2	鋼管ポール
	46	蓑毛バス停奥	// 蓑毛520-1	鋼管ポール
	47	名古木(上原)	// 名古木216	エースマスト

地区	番号	設置場所	所在地	設置状況
北	48	菩提消防団車庫待機室	// 菩提 471-19	ホース掛け
	49	戸川消防団車庫待機室	// 戸川 696-12	ホース掛け
	50	羽根消防団車庫待機室	// 羽根 96-9	ホース掛け
	51	山神神社	// 戸川 1275	パンザマスト
	52	みなせ児童遊園地	// 三屋 43-41	パンザマスト
	53	加羅古神社裏	// 横野 796-1	パンザマスト
	54	子之神社境内	// 菩提 1117-1	エースマスト
	55	戸川西遊園地	// 戸川 410-1	パンザマスト
	56	戸川防災倉庫跡地	// 戸川 114	パンザマスト
	57	羽根須賀神社	// 羽根 714	鋼管ポール
	58	とかわ台公園	// 戸川 156	鋼管ポール
59	にしごたんち児童遊園地	// 菩提 210-18	エースマスト	
大根・鶴巻	60	鶴巻会館	秦野市鶴巻南 1-8-1	エースマスト
	61	矢名原市営住宅	// 南矢名 3-1	パンザマスト
	62	下大槻	// 下大槻 865-1	エースマスト
	63	大根分署	// 南矢名 550-1	庁舎屋上壁面
	64	いづか南公園	// 南矢名 1130-76	パンザマスト
	65	大根台みどり公園	// 北矢名 666	パンザマスト
	66	つくだ公園	// 南矢名 5-5	エースマスト
	67	ひかりの街中央公園	// 鶴巻南 4-8-3	エースマスト
	68	下大槻団地	// 下大槻 410	パンザマスト
	69	弘済学園	// 南矢名 2170	パンザマスト
	70	鶴巻上部会館	// 鶴巻 2160-1	パンザマスト
	71	鶴巻東ヶ丘自治会館	// 鶴巻南 2-33-14	パンザマスト
	72	黄金塚横	// 鶴巻 1698	パンザマスト
	73	鶴巻芦谷	// 鶴巻北 1-15	パンザマスト
	74	下大槻団地ジャンボ公園	// 下大槻 398-4 付近	パンザマスト
	75	南平自治会館	// 下大槻 1286	パンザマスト
	76	鶴巻公民館	// 鶴巻 2182	パンザマスト
	77	さんのうした公園	// 南矢名 809-1	パンザマスト
	78	鶴巻善昌寺	// 鶴巻南 3-6-11	鋼管ポール
	79	宿矢名	// 南矢名 349-1	鋼管ポール
	80	鶴巻ポンプ場	// 鶴巻 618	エースマスト
81	北矢名北部	// 北矢名 417	エースマスト	
82	下大槻東脇取水場	// 下大槻 1004	エースマスト	
83	北矢名児童館	// 北矢名 240-8	エースマスト	
西	84	旧西支所	// 並木町 3-1	エースマスト
	85	渋沢駅南口	// 曲松 1-3-4	エースマスト
	86	堀山下消防団車庫待機室	// 堀山下 843	ホース掛け
	87	千村配水場	// 千村 4-7-55	エースマスト
	88	なかじま南公園	// 渋沢 3-23-9	エースマスト
	89	峠	// 渋沢 2922	エースマスト
	90	本町第12取水場	// 堀川 7	エースマスト
	91	渋沢中学校	// 渋沢 2047-1	パンザマスト
	92	波多川公民館	// 堀西 808	パンザマスト
	93	反房配水場	// 堀山下 888	パンザマスト
	94	いなりもり公園	// 堀川 819-11	パンザマスト
	95	ばんばした公園	// 渋沢 2-11	パンザマスト
	96	黒木・欠畑自治会館	// 堀西 1119-1	エースマスト
	97	新橋交差点付近	// 堀川 631	エースマスト
98	はぎはた児童公園	// 千村 1-11-23	鋼管ポール	
99	まがりまつ児童遊園地	// 若松町 4-39	エースマスト	
100	よねやま公園	// 堀西 482	鋼管ポール	
101	ちおら台公園	// 千村 3-6-1	エースマスト	
102	堀川児童館	// 堀川 103-1	エースマスト	

地区	番号	設置場所	所在地	設置状況
西	103	大倉	// 堀山下 1288	エースマスト
	104	渋沢一丁目	// 渋沢 1-27	エースマスト
	105	やなぎちょう公園	// 柳町 1-122-6	エースマスト
	106	さくらどて公園	// 堀山下 408	エースマスト
上	107	ゆのさわ緑地	// 八沢 1146-13	エースマスト
	108	農協上支所	// 菖蒲 1578	コンクリート柱
	109	本八沢火の見櫓	// 八沢 580	コンクリート柱
	110	三廻部消防団車庫待機室	// 三廻部 544-2	コンクリート柱
	111	湯の沢公園	// 菖蒲 58-39	エースマスト
	112	府川電気駐車場横	// 菖蒲 551	エースマスト
	113	柳川	// 柳川 420	鋼管ポール
	114	菖蒲小原	// 菖蒲 1865-1	エースマスト
	115	菖蒲配水場下	// 菖蒲 252	鋼管ポール
基地局		消防庁舎	// 曾屋 757	庁舎 2階無線機械室
中継局		弘法山公園	// 曾屋 5890	中継局及びエースマスト 2本

局数：114（令和7年4月現在）

呼出番号	呼出名称	型式	配備課等名	呼出番号	呼出名称	型式	配備課等名
100	市長	移動	秘書課	121	避難所21	移動	渋沢中学校
1	災害対策本部1	移動	防災課	122	同上22	移動	堀川小学校
2	同上2	移動	同上	123	同上23	移動	上小学校
3	同上3	移動	同上	150	建設部1	移動	建設部
4	同上4	移動	同上	151	同上2	移動	同上
5	同上5	移動	同上	152	同上3	移動	同上
6	同上6	移動	同上	153	同上4	移動	同上
7	同上7	移動	同上	154	同上5	移動	同上
8	同上8	移動	同上	155	同上6	移動	同上
50	秦野建設業協会	移動	協会事務局	156	同上7	移動	同上
51	同上	移動	同上	157	同上8	移動	同上
52	同上	移動	同上	170	建築指導課	移動	建築指導課
101	避難所1	移動	本町小学校	171	高齢介護課	移動	高齢介護課
102	同上2	移動	本町中学校	172	生活福祉課	移動	生活援護課
103	同上3	移動	末広小学校	173	商工課	移動	産業振興課
104	同上4	移動	南小学校	174	自治振興課	移動	市民活動支援課
105	同上5	移動	南中学校	175	教育総務課	移動	教育総務課
106	同上6	移動	総合体育館	190	秦野市社会福祉協議会	移動	秦野市社会福祉協議会
107	同上7	移動	南が丘小学校	200	清掃事業所1	移動	環境資源対策課
108	同上8	移動	南が丘中学校	201	同上2	車載	同上
109	同上9	移動	東中学校	202	同上3	車載	同上
110	同上10	移動	東小学校	203	同上4	車載	同上
111	同上11	移動	北小学校	204	同上5	車載	同上
112	同上12	移動	北中学校	205	同上6	車載	同上
113	同上13	移動	大根小学校	206	同上7	車載	同上
114	同上14	移動	大根中学校	207	同上8	車載	同上
115	同上15	移動	広畑小学校	208	同上9	車載	同上
116	同上16	移動	鶴巻中学校	209	同上10	車載	同上
117	同上17	移動	鶴巻小学校	210	同上11	車載	同上
118	同上18	移動	西中学校	211	同上12	車載	同上
119	同上19	移動	西小学校	212	同上13	車載	同上
120	同上20	移動	渋沢小学校	213	同上14	車載	同上

呼出番号	呼出名称	型式	配備課等名	呼出番号	呼出名称	型式	配備課等名
214	清掃事業所15	車載	環境資源対策課	600	消防本部1	移動	消防本部
215	同上16	車載	同上	601	消防本部2	移動	同上
216	同上17	車載	同上	602	消防本部3	移動	同上
217	同上18	車載	同上	701	分団1	移動	消防団
218	同上19	車載	同上	702	同上2	移動	同上
219	同上20	車載	同上	703	同上3	移動	同上
220	同上21	車載	同上	704	同上4	移動	同上
221	同上22	車載	同上	705	同上5	移動	同上
222	同上23	車載	同上	706	同上6	移動	同上
223	同上24	車載	同上	707	同上7	移動	同上
224	同上25	車載	同上	800	孤立可能性地域	移動	八沢自治会
225	同上26	車載	同上	801	同上	移動	蓑毛自治会 連合会
226	同上27	車載	同上	802	同上	移動	小原町自治会
227	同上28	車載	同上	803	同上	移動	三廻部自治会
300	下水道1	移動	上下水道局	850	不二家秦野工場	移動	不二家秦野工場
301	同上2	移動	同上	851	スタンレー電機	移動	スタンレー電機
302	同上3	移動	同上	852	日産車体	移動	日産車体
303	同上4	移動	同上	853	小田急電鉄	移動	秦野駅
304	同上5	移動	同上	854	神奈川中央交通	移動	秦野営業所
305	同上6	移動	同上	900	健康づくり課	移動	健康づくり課
306	同上7	移動	同上	901	同上	移動	保健福祉 センター
307	同上8	移動	同上	902	同上	移動	休日診療所
308	同上9	移動	同上	903	同上	移動	大根小学校
309	同上10	移動	同上	904	同上	移動	末広小学校
500	水道局1	移動	同上	905	同上	移動	西中学校

携帯電話等配置先一覧表

災害対策本部

090-3089-5158	090-3089-5160
090-3089-5159	
無線 はだの001~008	

消防本部 81-0119	上下水道局 070-6968-2562
-----------------	------------------------

本町地区

本町小地区配備隊	090-3089-5166 (優先)
// (無線)	はだの101
本町小学校	0463-81-1610
本町中地区配備隊	080-1078-3537
// (無線)	はだの102
本町中学校	0463-81-0342
末広小地区配備隊	080-1078-3716
// (無線)	はだの103
末広小学校	0463-82-5255

南地区

南小地区配備隊	090-3089-5162 (優先)
// (無線)	はだの104
南小学校	0463-81-1630
南中地区配備隊	080-1078-3845
// (無線)	はだの105
南中学校	0463-81-0113
カルチャーパーク総合体育館 地区配備隊	080-1078-4318
// (無線)	はだの106
総合体育館	0463-84-3333

南が丘地区

南が丘小地区配備隊	090-3089-5163 (優先)
// (無線)	はだの107
南が丘小学校	0463-82-8400
南が丘中地区配備隊	080-1078-4545
// (無線)	はだの108
南が丘中学校	0463-82-8402

東地区

東中地区配備隊	090-3089-5164 (優先)
// (無線)	はだの109
東中学校	0463-81-0082
東小地区配備隊	080-1078-4621
// (無線)	はだの110
東小学校	0463-81-1620

北地区

北小地区配備隊	090-3089-5165 (優先)
// (無線)	はだの111
北小学校	0463-75-1640
北中地区配備隊	080-1078-4708
// (無線)	はだの112
北中学校	0463-75-1717

大根地区

大根小地区配備隊	090-3479-1917 (優先)
// (無線)	はだの113
大根小学校	0463-77-1650
大根中地区配備隊	080-1078-4715
// (無線)	はだの114
大根中学校	0463-77-0446
広畑小地区配備隊	080-1078-4994
// (無線)	はだの115
広畑小学校	0463-77-5445

鶴巻地区

鶴巻中地区配備隊	090-4002-5677 (優先)
// (無線)	はだの116
鶴巻中学校	0463-78-3769
鶴巻小避難所	080-1078-5047
// (無線)	はだの117
鶴巻小学校	0463-78-3262

西地区

西中地区配備隊	090-3479-1754 (優先)
// (無線)	はだの118
西中学校	0463-88-0022
西小避難所	080-1078-5066
// (無線)	はだの119
西小学校	0463-88-0013
堀川小避難所	080-1078-5280
// (無線)	はだの122
堀川小学校	0463-88-4809
渋沢小避難所	080-1078-6182
// (無線)	はだの120
渋沢小学校	0463-88-7066
渋沢中避難所	080-1078-6335
// (無線)	はだの121
渋沢中学校	0463-87-2527

上地区

上小地区配備隊	090-3089-5168 (優先)
// (無線)	はだの123
上小学校	0463-88-0274

災害時優先電話一覧表

○ 市役所関係

- ・市役所 82-1872(地域安全課 内線2371)
- ・ // 82-1873(防災課 内線3302)
- ・ // 82-1874(防災課 内線3303)
- ・ // 82-5131(防災課 内線3301)
- ・ // 82-5132(道路管理課 内線2253)
- ・ // 82-5133(3A会議室 内線2316)
- ・ // 82-1813
- ・ // 82-1818(記者クラブ)
- ・ // 82-4100(市長室 内線2300)

○ 消防関係

- ・指令センター 63-0119
- ・消防本部 81-0119
- 81-5451
- 83-0022(119ファックス)
- 119番転送回線 2回線
- ・西分署 87-0119
- ・大根分署 76-0119
- ・南分署 84-0119
- ・鶴巻分署 78-0119

○ 公民館

(令和7年10月)

- (全11館)
- ・南公民館 81-3001
 - ・南が丘公民館 84-6411
 - ・東公民館 82-3232
 - ・北公民館 75-1678
 - ・渋沢公民館 87-7751
 - ・大根公民館 77-7421
 - ・鶴巻公民館 76-0463
 - ・西公民館 88-0003
 - ・上公民館 87-0212
 - ・本町公民館 84-5100
 - ・堀川公民館 87-4111

(出先機関等)

- ・保健福祉センター 84-5511
- ・文化会館 81-1211
- ・総合体育館 84-3333
- ・浄水管理センター管理棟 82-4112
- 81-4027
- ・環境資源対策課 82-4401
- ・はだの歴史博物館 87-5542
- ・図書館 81-7012
- ・教育研究所 86-9102
- ・はだのこども館 81-7011
- ・ほうらい会館 81-8310
- ・末広ふれあいセンター 82-4936
- ・中野健康センター 82-7596
- ・田原ふるさと公園 84-1281
- ・おおね公園 77-7888
- ・サンライフ鶴巻 78-2330
- ・広畑ふれあいプラザ 77-6061
- ・曲松児童センター 88-2321

○ 学校関係

(小学校全13校)

- ・本町小学校 81-1249
- ・南小学校 81-1634
- ・東小学校 81-1641
- ・北小学校 75-4216
- ・大根小学校 77-2621
- ・西小学校 88-1031
- ・上小学校 87-0150
- ・広畑小学校 77-5446
- ・渋沢小学校 88-7191
- ・末広小学校 82-1836
- ・南が丘小学校 82-8401
- ・堀川小学校 88-9807
- ・鶴巻小学校 78-3423

(中学校全9校)

- ・本町中学校 81-0746
- ・南中学校 81-6097
- ・東中学校 82-5218
- ・北中学校 75-4223
- ・大根中学校 77-0197
- ・西中学校 88-1984
- ・南が丘中学校 82-8403
- ・渋沢中学校 87-6157
- ・鶴巻中学校 78-3774

(幼稚園全6園)

- ・本町幼稚園 81-0946
- ・南幼稚園 81-3606
- ・東幼稚園 81-6325
- ・北幼稚園 75-1326
- ・上幼稚園 88-1645
- ・西幼稚園 88-2663

(こども園5園)

- ・すえひろこども園 82-4556
- ・つるまきこども園 78-3424
- ・ひろはたこども園 77-3434
- ・しぶさわこども園 87-1021
- ・みどりこども園 81-1629

○ 災害時優先電話とは

大規模災害が発生すると通信設備がマヒ状態になり、電話がかかりにくくなります。このような時でも、災害時の応急対策等に必要な重要通信が確保できるよう、NTTが法律（電気通信事業法）に基づき指定している電話が災害時優先電話です。（発信時のみ利用可能）

消防本部消防無線施設一覧表

(令和7年4月1日現在)

消防無線の種類	配置	車両等	呼出名称	種別	
超短波 (VHF)	消防本部		しょうぼうはだの	基地局	
		指令1	はだの しれい 1	車載型移動局	
		総務1	// そうむ 1	//	
		警防1	// けいぼう 1	//	
		予防1	// よぼう 1	//	
		予防2	// よぼう 2	//	
	本署	指揮1	// しき 1	//	
		指揮2	// しき 2	可搬型移動局	
		本署1	// ほんしよ 1	車載型移動局	
		本署水槽1	// ほんしよすいそう 1	//	
		本署搬送1	// ほんしよはんそう 1	//	
		本署小型搬送1	// ほんしよこがたはんそう 1	//	
		本署救助1	// ほんしよきゆうじよ 1	//	
		本署はしご1	// ほんしよはしご 1	//	
		本署救急1	// ほんしよきゆうきゆう 1	//	
		本署救急2	// ほんしよきゆうきゆう 2	//	
		本署救急3	// ほんしよきゆうきゆう 3	//	
	西分署	西1	// にし 1	//	
		西化学1	// にしかがく 1	//	
		西搬送1	// にしはんそう 1	//	
		西救急1	// にしきゆうきゆう 1	//	
		西救急2	// にしきゆうきゆう 2	//	
	大根分署	大根1	// おおね 1	//	
		大根救急1	// おおねきゆうきゆう 1	//	
		大根小型搬送1	// おおねこがたはんそう 1	//	
	南分署	南1	// みなみ 1	//	
		南化学1	// みなみかがく 1	//	
		南小型搬送1	// みなみこがたはんそう 1	//	
		南救急1	// みなみきゆうきゆう 1	//	
	鶴巻分署			しょうぼうつるまき	基地局
		鶴巻1	はだの つるまき 1	車載型移動局	
		鶴巻2	// つるまき 2	//	
		鶴巻搬送1	// つるまきはんそう 1	//	
		鶴巻はしご1	// つるまきはしご 1	//	
		鶴巻救急1	// つるまききゆうきゆう 1	//	

消防無線の種類	配置	車両等	呼出名称	局別
超短波 (VHF)	消防本部	消防長	はだしょう 1	携帯型移動局
		指揮隊(予備)	// 4	//
		指令センター	// 8	//
		(予備)緊急消防援助 隊用	// 16	//
		(予備)緊急消防援助 隊用	// 17	//
		(予備)緊急消防援助 隊用	// 18	//
		(予備)緊急消防援助 隊用	// 19	//
		消防総務課	// 91	//
		警防課警防担当	// 92	//
		警防課地域消防担当	// 93	//
		予防課	// 94	//
		本署	消防署長	// 2
	指揮本部長		// 3	//
	指揮隊		// 5	//
	指揮隊		// 6	//
	指揮隊		// 7	//
	予備編成救急隊		// 9	//
	本署救急隊		// 10	//
	本署消防隊長		// 11	//
	本署消防隊		// 12	//
	本署消防隊		// 13	//
	本署消防隊		// 14	//
	本署(予備)		// 15	//
	救助(予備)		// 20	//
	救助隊長		// 21	//
	本署救助小隊		// 22	//
	本署救助隊		// 23	//
	本署救助隊		// 24	//
	山岳救助隊		// 25	//
	西分署	西救急1小隊長	// 40	//
		西消防隊長	// 41	//
		西消防隊	// 42	//
		西消防隊	// 43	//
西消防隊		// 44	//	
西救急2小隊長		// 45	//	

超短波 (VHF)	大根分署	大根救急小隊長	//	50	攜帶型移動局
		大根消防隊長	//	51	//
		大根消防隊	//	52	//
		大根消防隊	//	53	//
	南分署	南救急小隊長	//	60	//
		南消防隊長	//	61	//
		南消防隊	//	62	//
		南消防隊	//	63	//
		南消防隊	//	64	//
		南分署 (予備)	//	65	//
	鶴巻分署	鶴巻救急小隊長	//	70	//
		鶴巻消防隊長	//	71	//
		鶴巻消防隊	//	72	//
鶴巻消防隊		//	73	//	
鶴巻消防隊		//	74	//	
鶴巻分署 (予備)		//	75	//	

消防団消防無線施設一覧表

(平成30年4月1日現在)

消防無線の種類	配置	車両等	呼出名称	局別
極超短波 (UHF)	消防本部1	消防総務課	はだの 600	移動局
	消防本部2	警備課	// 601	//
	消防本部3	情報指令課	// 602	//
	消防団本部	消防団本部	団本	//
	消防団1	第1分団	分団1	//
	消防団2	第2分団	// 2	//
	消防団3	第3分団	// 3	//
	消防団4	第4分団	// 4	//
	消防団5	第5分団	// 5	//
	消防団6	第6分団	// 6	//
	消防団7	第7分団	// 7	//

(消防団波)

消防無線の種類	配置	車両等	呼出名称	局別
超短波 (VHF)	消防団本部	消防団本部	はだの団 1	移動局
	第1分団	第1部	// 11	//
		第2部	// 12	//
		第3部	// 13	//
		第4部	// 14	//
		第5部	// 15	//
		第6部	// 16	//
		第7部	// 17	//
		第8部	// 18	//
	第2分団	第1部	// 21	//
		第2部	// 22	//
		第3部	// 23	//
		第4部	// 24	//
		第5部	// 25	//
		第6部	// 26	//
	第3分団	第1部	// 31	//
		第2部	// 32	//
		第3部	// 33	//
		第4部	// 34	//
		第5部	// 35	//
	第4分団	第1部	// 41	//
		第2部	// 42	//
		第3部	// 43	//
	第5分団	第1部	// 51	//
		第2部	// 52	//
		第3部	// 53	//

		第 4 部	//	5 4	//
	第 6 分团	第 1 部	//	6 1	//
		第 2 部	//	6 2	//
		第 3 部	//	6 3	//
		第 5 部	//	6 5	//
		第 6 部	//	6 6	//
		第 7 部	//	6 7	//
		第 7 分团	第 1 部	//	7 1
	第 2 部		//	7 2	//
	第 3 部		//	7 3	//
	第 4 部		//	7 4	//

市有広報用車両一覧表

番号	所属課名	車種	登録番号	種別・用途
1	広報広聴課	スバル サンバー	湘南 480 か 3366	軽・貨物
2	財産管理課	スバル サンバー	湘南 480 つ 6351	軽・貨物
3	防災課	日産 エクストレイル	湘南 800 す 6308	普通・特殊
4	//	日産 キャラバン	湘南 800 す 8471	普通・特殊
5	地域安全課	日産 ADバン	湘南 400 な 2465	小型・貨物
6	//	スズキ アルト	湘南 581 せ 526	軽・乗用
7	こども育成課	スバル サンバー	湘南 480 そ 7944	軽・貨物
8	教育総務課	スズキ エブリィ	湘南 480 え 5152	軽・貨物

市有（上下水道局）広報用車両一覧表

番号	課名	車種	登録番号	種別・用途
1	経営総務課	スズキ エブリィ	湘南 480 か 6806	軽・貨物
2	営業課	ダイハツ ハイゼット	湘南 480 て 13	軽・貨物
3	水道施設課	スズキ エブリィ	湘南 480 せ 8062	軽・貨物
4	//	トヨタ タウンエース	湘南 800 す 5597	普通・特殊
5	//	スズキ エブリィ	湘南 480 ち 8805	軽・貨物
6	//	いすゞ エルフ	湘南 430 ひ 3110	貨物
7	//	いすゞ エルフ	湘南 430 す 2113	貨物
8	//	いすゞ エルフ	湘南 430 さ 2026	貨物
9	//	いすゞ エルフ	湘南 430 つ 1132	貨物
10	//	スズキ キャリー	湘南 480 こ 2956	軽・貨物
11	//	いすゞ エルフ	湘南 830 さ 2019	特殊
12	//	日野 デュトロ	湘南 800 す 2862	特殊
13	//	スズキ エブリィ	湘南 480 つ 9741	軽・貨物
14	//	スズキ エブリィ	湘南 480 つ 9743	軽・貨物
15	//	スズキ エブリィ	湘南 480 つ 9744	軽・貨物
16	//	スズキ エブリィ	湘南 480 せ 8063	軽・貨物
17	//	スズキ エブリィ	湘南 480 ち 8243	軽・貨物
18	下水道施設課	ダイハツ ハイゼット	湘南 480 ち 9401	軽・貨物
19	//	ダイハツ ハイゼット	湘南 480 ち 8801	軽・貨物
20	//	ダイハツ ハイゼット	湘南 480 せ 8907	軽・貨物
21	//	ダイハツ ハイゼット	湘南 480 せ 8908	軽・貨物
22	//	スバル フォレスター	湘南 800 せ 8472	普通・特殊

非常災害被災者調査原票

(自治会)

調査責任者氏名

(年 月 日現在)

調査番号

世帯主氏名		住所				避難先					
被害の程度		全焼 全壊 流失 半焼 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 土砂流入有無									
住家の状況		住家 棟 m ²			非住家 棟 m ²			住民票登録 有 無			
		自家 借家		アパート1階 2階以上		下宿1階 2階		間借1階 2階			
家族の状況	氏名	性別	年齢	職業	在学名及び学年別	死亡	行方不明	重傷	軽傷	要助産	備考
	(計 人)					小学生 人 中学生 人					
課税の状況	非課税 均等割 所得割			世帯類型		救助対象 (被保護 身障 老人 母子 要保護 その他)					救助対象外
必要な救助	応急仮設住宅 住宅応急修理 資金の貸付 生活保護法適用 その他 ()										

No.																								
人、住家の被害（速報、確定）																								
年 月 日 時 分 現在					受 信 時 刻 月 日 時 分																			
発 信 機 関					発 信 者																			
受 信 機 関					受 信 者																			
人的被害	死者				人		住家の被害	床上浸水	棟 数	棟														
	行方不明者				人				世帯数	世帯														
	負傷者	重傷			人			床下浸水	人 員	人														
		軽傷			人				棟 数	棟														
住家の被害	全壊	棟 数			棟		非住家の被害	全壊棟数	棟															
		世帯数			世帯			世帯数	世帯															
		人 員			人			半壊棟数	棟															
	半壊	棟 数			棟		被害の発生状況																	
		世帯数			世帯																			
		人 員			人																			
	一部損壊	棟 数			棟						必要な応急対策													
		世帯数			世帯																			
		人 員			人																			
	全焼	棟 数			棟						必要な応急対策													
		世帯数			世帯																			
		人 員			人																			
	半焼	棟 数			棟													必要な応急対策						
		世帯数			世帯																			
		人 員			人																			
	部分焼	棟 数			棟																	必要な応急対策		
世帯数				世帯																				
人 員				人																				

No.					
〇〇施設被害（速報、確定）					
年 月 日 時 分 現在			受信時刻		月 日 時 分
発信機関				発信者	
受信機関				受信者	
全 般 的 被 害 状 況	種別 区分				計
	箇所数				
	被害額	千円	千円	千円	千円
重 大 な 被 害 状 況	施設名				
	被害の程度				
	応急対策				
	復旧見込				
	被害額	千円	千円	千円	千円

※ 被害報告

1 被害速報

各班長は、被害速報を毎日17時までに災害対策本部に提出するものとする。

2 被害確定報告

各班長は、被害調査が終了し、確定したときは、被害確定報告書を災害対策本部に提出するものとする。

No.												
農 林 業 被 害 (速 報、確 定)												
年 月 日 時 分 現 在					受 信 時 刻		月 日 時 分					
発 信 機 関					発 信 者							
受 信 機 関					受 信 者							
全 般 的 被 害 状 況	種別 区分											
		面 積	被害額	面 積	被害額	面 積	被害額	面 積	被害額	箇 所	被害額	
	流 失	ha	千円	ha	千円	ha	千円	ha	千円	()	千円	
	埋 没											
	冠 水											
	その他											
	計											
重 大 な 被 害 状 況	場 所											
	被害種別											
	発生日時											
	被害の程度											
	被 害 額		千円			千円		千円				
	復旧見込											
	備 考											

(注) 全般的被害状況の種別額欄は、水稻、みかん、野菜等の種別及び農業用施設、林業施設名称を記載する。

No.						
水道施設被害(速報、確定)						
年 月 日 時 分 現在			受信時刻	月 日 時 分		
発信機関				発信者		
受信機関				受信者		
全般的被害状況	種別		上水道	簡易水道	専用水道	計
	区分		()	()	()	
	箇所数		千円	千円	千円	千円
重大な被害状況	施設名					
	給水戸数又は給水人口					
	被害の程度					
	応急対策					
	復旧見込					
	被害額		千円	千円	千円	千円

(注) 全般的被害状況の箇所数欄の()には、被害額が判明している箇所数を記載する。

3 避難・救護

広域避難場所一覧表

番号	名称	割当地区自治会等
1	本町小学校 (文京町1-5)	中曾屋、下曾屋、大道、乳牛第1、乳牛第2、乳牛第3、乳牛第4、本町上宿、東道、台町、仲宿、片町、上大槻、中里、ストリームタウン
2	本町中学校 (富士見町1-1)	西の庭、桜町、乳牛柳町、上曾屋
3	末広小学校 (末広町6-6)	入船、山谷、池の島、蔵ノ前、御門、県営秦野団地、河原町、中野、齊ヶ分、くず葉台、公団くずは台団地、下落合、ライオンズガーデン秦野、小金沢、落合東の一部、フローレンスパレス秦野、落合西、道場下、日神パレスステージ秦野中央、日神パレスステージ秦野
4	南小学校 (今泉699)	北町の一部、南町、小原町、西町、味噌田下、上町、峰ノ台、中町、諏訪町、サンライフ秦野グランディア、今川町一、今川町2、上今川町、上方町、白井戸町第2、ハイタウン
5	南中学校 (緑町16-1)	三協町、宮町、北町の一部、清水町、緑町、鈴張町
6	南が丘小学校 (南が丘4-1)	新田町、開戸町、東町、秦野南が丘さざんか街区、南が丘さくら、秦野南が丘ウェルシー、秦野南が丘エクシード、秦野南が丘オーリーブ、白井戸町第1
7	南が丘中学校 (南が丘1-6)	小原台、八幡山、秦野南が丘さつき東、さつき南、南が丘アベリア
8	総合体育館 (平沢148)	曾屋原、はだの台、富士見町、ダイアパレス秦野、新町、三屋
9	東小学校 (寺山512)	上宿上、上宿中、上宿下、谷戸池端、上宿西、西沢、道場、才玉、上原、入の沢、落合東の一部、落合官舎、落合原
10	東中学校 (寺山509)	下宿、井之城、中庭、八幡、前原、象ヶ谷戸、蓑毛上、蓑毛中、蓑毛下、小蓑毛、角ヶ谷戸、竹ノ内、久保、ニツ沢、清水、宝ヶ谷戸、宝作、東ノ原
11	北小学校 (菩提380)	羽根東、羽根中、羽根西、菩提原、菩提中東、菩提中西、菩提上東、菩提上西
12	北中学校 (横野101)	横野上、横野下、戸川上、戸川中、戸川原、戸川西
13	大根小学校 (南矢名4-29-1)	南矢名下部第1、南矢名下部第2、南矢名下部第3、南矢名学園台、宿矢名の一部
14	大根中学校 (南矢名4-28-1)	北矢名日の出、東映団地、秦野マンション、東海大学前パークホームズ
15	広畑小学校 (下大槻174-4)	南矢名上部、南矢名中部、南矢名オレンジヒル、興人南矢名、下大槻第1、下大槻第2、下大槻南平、下大槻団地、クリオ東海大学前壺番館、宿矢名の一部
16	鶴巻小学校 (鶴巻2240-1)	鶴巻中部、鶴巻第1、鶴巻第2、鶴巻第3、代々木、鶴美ヶ丘、鶴巻東ヶ丘、鶴巻団地、黄金台、鶴巻ひかりの街、鶴巻ひかりの丘、ライオンズマンション鶴巻温泉、プランベール鶴巻、コスモステージ鶴巻温泉
17	鶴巻中学校 (鶴巻2220)	鶴巻上部、大椿台、コーポ鶴巻、鶴巻サマリヤマンション、ベルヴィル鶴巻北矢名東部、北矢名南部、北矢名北部、北矢名第1、おおね台団地
18	西小学校 (並木町8-1)	上大倉、大倉、鍛冶ヶ谷戸、宮久保、北、上関、森戸、黒木、欠畑、波多川、新生町、学校前1、学校前2、堀川上、堀川中、堀川中道、堀山下東、下関の一部
19	西中学校 (柳町2-5-1)	沼代1、沼代2、沼代3、沼代4、沼代5、沼代6、学校前3、学校前4、曲松4
20	渋沢小学校 (渋沢上1-12-1)	千村1、千村2、千村3、千村4、千村5、千村6、千村台、渋沢上曲松新町、新渋沢、曲松1、曲松2、曲松6、曲松7、曲松9、曲松10
21	渋沢中学校 (渋沢2030)	渋沢中、渋沢下、渋沢上窪、渋沢中第1、渋沢新光団地、峠、石打場、北の沢南、栃窪、渋沢相互住宅
22	堀川小学校 (堀川105-3)	学校前5、学校前6、学校前7、堀川下、北の沢、曲松3、曲松5、曲松8、曲松11、曲松12、堀川東、下関の一部
23	上小学校 (柳川25-3)	菖蒲1、菖蒲2、菖蒲3、菖蒲4、柳川1、柳川2、八沢、三廻部、秦野湯の沢団地

第1号様式

F No.

年 月 日

神奈川県知事

様

秦野市長

印

広域避難場所開設報告書

1 災害の規模及び状況
2 開設年月日
3 開設場所及び収容人員
4 開設期間見込み
5 その他

避難所一覧表

(令和7年10月現在)

地区	番号	第一次開設避難所	所在地	広域避難場所 収容可能人員(人)	第一次避難所 収容可能人員(人)	電話	構造	
							木造	非木造
本町	1	市立本町小学校	文京町1-5	7,190	950	81-1610		RC4
	2	市立末広小学校	末広町6-6	5,890	850	82-5255		RC4
	3	市立本町中学校	富士見町1-1	6,460	1,510	81-0342		RC3
南	4	市立南小学校	今泉699	4,180	1,020	81-1630		RC4
	5	市立南が丘小学校	南が丘4-1	5,990	790	82-8400		RC4
	6	市立南中学校	緑町16-1	7,350	1,110	81-0113		RC4
	7	市立南が丘中学校	南が丘1-6	5,440	760	82-8402		RC4
	8	総合体育館	平沢148(平沢101-1)	46,840	480	84-3333		RC2
東	9	市立東小学校	寺山512	2,880	770	81-1620		RC4
	10	市立東中学校	寺山509	5,910	910	81-0082		RC4
北	11	市立北小学校	菩提380	4,840	1,030	75-1640		RC3
	12	市立北中学校	横野101	5,660	1,020	75-1717		RC4
大根 鶴巻	13	市立大根小学校	南矢名四丁目29-1	5,110	910	77-1650		RC4
	14	市立広畑小学校	下大槻174-4	4,490	750	77-5445		RC4
	15	市立鶴巻小学校	鶴巻2240-1	5,240	1,060	78-3262		RC4
	16	市立大根中学校	南矢名四丁目28-1	5,270	1,200	77-0446		RC4
	17	市立鶴巻中学校	鶴巻2220	5,530	980	78-3769		RC4
西	18	市立西小学校	並木町8-1	4,800	1,160	88-0013		RC4
	19	市立渋沢小学校	渋沢上一丁目12-1	4,800	1,040	88-7066		RC3
	20	市立堀川小学校	堀川105-3	4,460	920	88-4809		RC4
	21	市立西中学校	柳町二丁目5-1	7,340	1,060	88-0022		RC4
	22	市立渋沢中学校	渋沢2030	4,770	910	88-2527		RC4
上	23	市立上小学校	柳川25-3	4,230	510	88-0274		RC2

地区	番号	第二次開設避難所	所在地	収容可能 人員	電話	構造	
						木造	非木造
本町	1	はだのこども館	寿町3-12	150	81-7011		RC3
	2	秦野市ほうらい会館	曾屋5798-3	90	81-8310		RC2
	3	末広ふれあいセンター	末広町6-53	60	82-4936		RC2
	4	県立秦野曾屋高等学校	曾屋3613-1	370	82-4000		○
	5	上智大学短期大学部	上大槻999	210	81-7801		○
	6	市立本町幼稚園	文京町1-10	190	81-0946		RC2
	7	市立すえひろこども園	末広町6-35	180	82-4556		RC2
	8	中野健康センター	上大槻190	100	82-7596		S1
	9	市立本町公民館	入船町12-2	130	84-5100		RC2
南	10	市立南公民館	今泉598	140	81-3001		RC2
	11	市立いずみ児童館	今泉98-1	30	81-5466	W1	
	12	市立平沢児童館	平沢979-4	20	81-8206	W1	
	13	市立西大竹児童館	西大竹218-1	20	81-2650	W1	
	14	県立秦野総合高等学校	南が丘一丁目4-1	1,060	82-1400		○
	15	市立南幼稚園	今泉699	130	81-3606		RC2
	16	市立みどりこども園	緑町16-2	120	81-1629		RC2

地区	番号	第二次開設避難所	所在地	収容可能 人員	電話	構造	
						木造	非木造
南	17	市立南が丘公民館	南が丘 4-2	130	84-6411		RC 地上2 地下1
東	18	市立東公民館	東田原 1538-3	130	82-3232		RC2
	19	秦野市田原ふるさと公園	東田原 999	10	84-1281	W2	
	20	市立谷戸児童館	西田原 923	10	81-5464	W1	
	21	秦野市老人いこいの家あずま荘	寺山 466-2	10		W1	
	22	市立東幼稚園	寺山 509	110	81-6325		RC2
北	23	市立北公民館	菩提 354-3	140	75-1678		RC2
	24	市立表丹沢野外活動センター	菩提 2046-5	190	75-0725	W2	
	25	市立戸川児童館	戸川 684	30	75-1867	W2	
	26	市立横野児童館	横野 609-1	20	75-2285	W1	
	27	市立三屋台児童館	戸川 154-1	30	75-3148	W1	
	28	秦野市老人いこいの家くずは荘	羽根 534	10		W1	
	29	市立北幼稚園	菩提 375	130	75-1326		RC2
	30	県立山岳スポーツセンター	戸川 1392	60	87-9025	○	
大根 鶴巻	31	市立鶴巻公民館	鶴巻 2182	100	76-0463		RC 地上2 地下1
	32	市立北矢名児童館	北矢名 214-1	20	77-4555	W1	
	33	市立広畑児童館	下大槻 410-3	30	77-7515		SI
	34	県立秦野高等学校	下大槻 113	530	77-1422		○
	35	東海大学湘南キャンパス	平塚市北金目 1117	840	58-1211		○
	36	市立ひろはたこども園	下大槻 138	130	77-3434		RC2
	37	市立つるまきこども園	鶴巻 2248-1	180	78-3424		RC2
	38	おおね公園温水プール	鶴巻 940	80	77-7888		SRC1
	39	サンライフ鶴巻	鶴巻 1768-1	190	78-2330		RC2
	40	広畑ふれあいプラザ	下大槻 174-4	140	77-6061		RC4
西	41	市立渋沢公民館	渋沢上二丁目 9-1	100	87-7751		RC 地上2 地下1
	42	曲松児童センター	曲松一丁目 3-23	90	88-2321		S3
	43	市立渋沢児童館	渋沢 2141	10	88-0617	W1	
	44	市立堀山下児童館	堀山下 843	20	88-0335	W1	
	45	市立堀川児童館	堀川 103-1	30	87-5590	W1	
	46	秦野市老人いこいの家ほりかわ荘	堀川 579-1	20		W1	
	47	市立西幼稚園	並木町 8-1	170	88-2663		RC2
	48	市立しぶさわこども園	渋沢上一丁目 12-2	180	87-1021		RC2
	49	県立秦野戸川公園パークセンター	堀山下 1513	70	87-9020		○
	50	市立堀川公民館	堀川 203-1	130	87-4111		RC2
上	51	市立上公民館	菖蒲 1587-16	70	87-0212		RC2
	52	市立柳川児童館	柳川 54-1	20	88-7068	W1	
	53	秦野市老人いこいの家かわじ荘	八沢 626-1	10		W1	

番号	風水害時開設避難所	所在地	収容可能 人員	電話	構造	
					木造	非木造
1	市立本町公民館	入船町 12-2	130	84-5100		RC2
2	市立南公民館	今泉 598	140	81-3001		RC2
3	市立南が丘公民館	南が丘 4-2	130	84-6411		RC2
4	市立東公民館	東田原 1538-3	130	82-3232		RC2
5	市立北公民館	菩提 354-3	140	75-1678		RC2
6	市立大根公民館	南矢名 3-16-22	250	77-7421		RC2
7	市立鶴巻公民館	鶴巻 2182	100	76-0463		RC2
8	市立西公民館	柳町 2-5-2	200	88-0003		RC2
9	市立渋沢公民館	渋沢上二丁目 9-1	100	87-7751		RC2
10	市立堀川公民館	堀川 203-1	130	87-4111		RC2
11	市立上公民館	菖蒲 1587-16	70	87-0212		RC2
12	広畑ふれあいプラザ	下大槻 174-4	140	77-6061		RC4

避難所収容者世帯別名簿報告書

整理番号

(避難所名)

報告者

(年 月 日現在)

秦野市災害対策本部長 様
(市長)

世帯主氏名					住所					自治会名	
住居被害の程度	全焼	全壊	流失	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水				
住居の状況											
家族の状況	氏名	性別	年齢	職業	在学名及び学年別	死亡	行方不明	重傷	軽傷	備考	
< 適用 >											

資-27

・提出を受けた報告書は、アイウエオ順に並べ整理をする。

避難所設置及び収容状況

年 月 日

市災害対策本部長 様
(市長)

所在地
名称
管理者
氏名

名称	種別	開設期間 月日～月日	実人員 人	延人員 人	物品使用状況		備考
					品名	数量	

- (注) 1 「管理者」は、施設の管理者とする。
 2 「名称」は、体育館、教室、校庭等と記入する。
 3 「種別」は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
 4 「物品使用状況」は、開設期間中に使用した品目別、使用量を記入すること。
 5 他市町村の住民を、収容したとき、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

神奈川県医師会救護隊秦野伊勢原医師会支部救護隊規程

- 第 1 条 名称 本隊は、神奈川県医師会救護隊秦野伊勢原医師会支部救護隊と称す。
- 第 2 条 災害発生の場合、必要に応じて、応急救護を行う事を目的とする。
- 第 3 条 隊員は、秦野伊勢原医師会員を充てる。
- 第 4 条 隊の組織は、秦野伊勢原医師会に救護隊支部を、各地区毎に地区救護班を設ける。
- 第 5 条 隊の構成を下記のごとくする。
- | | | |
|-----------|-----|-----------------------|
| 1 支 部 長 | 1 名 | 秦野伊勢原医師会長 |
| 2 副 支 部 長 | 2 名 | 秦野伊勢原医師会副会長 |
| 3 支 部 員 | 若干名 | 秦野伊勢原医師会員中より支部長が指名する。 |
| 4 地 区 隊 長 | 2 名 | 各地区（秦野・伊勢原）にて選出する。 |
| 5 副地区隊長 | 若干名 | 各地区隊長が指定する。 |
| 6 地 区 班 長 | 若干名 | 各地区隊長が指定する。 |
- 第 6 条 支部長は、関係諸団体及び神奈川県医師会と連絡を保ちつつ、隊全般の指揮を行うものとする。
- 第 7 条 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはこれを代行する。
- 第 8 条 支部に次の各部を置き、支部長の命により活動する。
- | |
|---------|
| 1 総 務 部 |
| 2 資材供給部 |
| 3 連絡広報部 |
| 4 機 動 部 |
- 第 9 条 各地区救護班の編成装備は、各地区の実情に応じて定める。
- 第 10 条 本規程は、昭和 41 年 3 月 27 日より施行する。

神奈川県医師会救護隊秦野伊勢原医師会支部救護隊規程施行細則

- 第 1 条 秦野伊勢原医師会支部救護隊規程第 2 条の目的を達成するため、各地区毎に若干の救護班を編成する。
- 第 2 条 救護班は、各地区隊長の命により活動する。必要により、地区隊長の認める補助員を編成することができる。
- 第 3 条 支部長が必要と認めた時は、各地区隊長に要請し、地区救護班の派遣を求める。
- 第 4 条 地区隊長は、その地区に災害が突発して、消防署その他よりの直接連絡（通報）を受けた時は、状況判断により救護班の出動を命じ、まず支部に報告すると共に、関係諸団体と活動上の連絡を密にする。
- 第 5 条 支部長は、県医師会に報告し、必要に応じて隣接郡市医師会救護班の出動を要請する。
- 第 6 条 地区隊長は、地区救護班の構成組織の一覧表を支部長に予め報告する。
- 第 7 条 地区救護班長は、地区隊長の指揮に従って班員を統率し、救護活動を行う。
- 第 8 条 救護活動の迅速適正を期するため、平常より連絡系統を確認すると共に、必要に応じ模擬演習を行う。
- 第 9 条 支部要員各部は下記の職務を分掌する。
- 1 総務部は 庶務一般を処理する。
 - 2 資材供給部は 平常より救護医療資材を確保し、これを各地区に保管を依頼し、災害時の不足に対しこれの補充にあてる。
 - 3 連絡広報部は 支部と各地区、消防署、災害対策本部等との連絡及び広報関係機関との接渉にあたる。
 - 4 機動部は 消防署との連絡を密にするると共に、医療用自動車協会員の協力を得て、平常より災害時の応急態勢をととのえ、災害時には連絡、救護班員及び患者の搬送に協力し、資材供給の運搬にあたる。
- 第 10 条 支部旗、地区隊旗及び腕章等は別に定める。
- 第 11 条 地区隊長は、若干名の連絡員を選び、支部との連絡にあたらせる。
- 第 12 条 地区の救護に要する衛生材料の常備内容は、別に定める。
- 第 13 条 救護隊に要する費用は、別に定める。
- 附 則
- 第 14 条 連絡、報告及び指令に要する電話番号は、別記する。

秦野支部組織災害時医療救護班編成表

令和7年度

役 割	氏 名	医院電話番号
支 部 長	海 平 淳 一	85-6014
副 支 部 長	大 久 保 治 修	81-1230
総 務 部	笹 尾 玄	77-2575
資材供給部	瀧 沢 利 一	81-3721
連絡広報部(中央第2班隊長兼務)	亀 崎 昌 道	81-0056
機 動 部(湘南西部災害医療コーディネータ兼務)	飯 尾 宏	78-1101
対策本部(市役所)	海 平 淳 一	82-5111

地域医療救護所 ◎隊長

班 名	氏 名	医 院 名	医院電話番号
中央部第一班 (休日夜間急患診療所)	◎古木 隆元	秦野駅南口診療所	84-3737
	上岡 康雄	上岡眼科医院	81-0708
	大久保 治修	大久保整形外科	81-1230
	大谷 洋揮	秦野駅前眼科	84-4500
	小倉 基晴	さくら整形外科	84-7774
	齊藤 昭人	さいとうクリニック	84-5222
	栄枝 重典	栄枝皮膚科	81-2886
	栄枝 三佐子	〃	81-2886
	鈴木 亮平	すずきこどもクリニック	83-3715
	関野 高弘	関野小児科内科クリニック	84-2580
	團 謙治	鈴張町クリニック	79-5085
	藤本 潮香	さくらみちファミリークリニック	72-8117
	藤本 浩和	〃	72-8117
	山門 敏志	山門内科クリニック	82-8200
	山口 隆志	山口内科循環器科	83-3183
山口 康夫	〃	83-3183	
中央部第二班 (末広小学校)	◎亀崎 昌道	亀崎医院	81-0056
	安部 雅夫	安部内科胃腸科クリニック	83-3700
	生駒 憲広	秦野尻尻皮膚科	81-5512
	奥津 輝男	はだの在宅クリニック	26-8201
	川口 未央	川口医院	82-3549
	小池 潤	こいけクリニック	81-3377
	齊藤 雄	齊藤医院	81-0538
	杉本 絵理	秦野中央眼科	81-0081

	内藤 剛彦 野上 茜 平石 駿介 平石 誠 宮内 雅晃 宮野 龍介 森 紳太郎 渡辺 誠一	内藤医院 南が丘クリニック 平石整形外科 // みやうち内科糖尿病クリニック 宮野内科・小児科医院 はだの腎泌尿器科クリニック 大秦野内科クリニック	81-0221 82-7606 85-1122 85-1122 84-1173 81-2802 73-7337 83-7788
東 部 班 (大根小学校)	◎丸山 博志 安部 総一郎 飯 尾 宏 石垣 玲子 加藤 洋隆 小林 綾子 笹尾 玄 正山 泰 新川 樹一郎 新川 真那実 菅野 哲平 杉本 敬 鈴木 純子 長島 克彦 仲野 伸 中村 正彦 宮崎 誠司 村松 茂 森 忠三	丸山クリニック あべ整形外科 鶴巻ブレストクリニック 石垣クリニック かとう内科クリニック こばやし眼科クリニック 笹尾内科 正山内科クリニック 新川クリニック // 東海大学前駅クリニック 杉本眼科医院 チャイルドメンタルクリニックとことこ 東海メンタルクリニック 仲野医院 中村医院 学前クリニック 村松内科・胃腸クリニック 森 腎クリニック	77-8788 69-5556 78-1101 77-8055 69-3150 76-9009 77-2575 77-8401 76-3341 76-3341 73-8231 69-3133 26-3101 69-5559 77-4850 77-0813 69-3106 77-1515 76-1112
西 部 班 (西中学校)	◎飯沼 克博 石原 幸宏 海平 淳一 尾崎 友美 熊澤 竜哉 古閑 俊浩 駒井 好信 島田 厚 鈴木 弘治 玉置 正勝	いいぬまクリニック 石原小児科 あおば眼科 渋沢内科クリニック くまざわ脳神経・内科クリニック 古閑医院 秦野北クリニック あおば診療所 鈴木クリニック 渋沢内科クリニック	89-1555 87-8686 85-6014 88-7000 73-6104 88-0030 75-1121 87-8891 89-0770 88-7000

	田宮 紫穂 西本 喜胤 稗田 圭一郎 松浦 瑞恵 八木 敬子 山口 善文 横田 良二	渋沢の田宮皮膚科 西本耳鼻咽喉科医院 鶴巻メンタルクリニック いいぬまクリニック はたの渋沢クリニック 山口医院 横田整形外科	87-1212 88-1120 87-6282 89-1555 89-3181 88-0020 89-2121
助産班 (保健福祉センター)	◎平井 規之	はだの南レディスクリニック	26-6080

収容施設	中村 守男 瀧沢 利一 山本 吉見 出江 紳一	(独)神奈川病院 秦野赤十字病院 八木病院 鶴巻温泉病院	81-1771 81-3721 81-1666 78-1311
自院待機施設	稲田 良宜 及川 功 小倉 裕幸 金井 巖太 川口 健一 小松 親義 齊藤 彰 島田 繁 城島 標雄 新川 敦 中村 良一 西田 進 橋詰 壽律 原田 衛 藤本 博行 堀 武志 森田 純一 諸星 明湖 谷亀 光則 浅野 仁覚 板倉 敦夫 中山 大栄 山下 守	駅前神経内科 及川医院 秦野南口クリニック // 川口医院 小松循環器科・内科 齊藤医院 島田内科医院 城島医院 新川クリニック 鶴巻ホームケアクリニック 西田医院 しぶさわセントラルクリニック 南が丘クリニック 及川医院 ほり眼科医院 森田医院 みかんクリニック 望星大根クリニック アクアベルクリニック // // //	85-0900 81-1820 85-3201 // 82-3549 83-6640 81-0538 81-2005 82-6650 76-3341 26-8120 81-0819 73-6431 82-7606 81-1820 73-8972 88-0808 87-7189 77-5711 72-8331 // // //

友清 明	介護老人保健施設 ライフプラザ鶴巻	69-3741
諸星 咲子	秦野老人保健施設 みかん	84-4165
諸星 利男	//	//
関口 剛	丹沢病院	88-2455
坂井 喜郎	秦野厚生病院	77-1108
笠原 友幸	秦野病院	75-0032

第1号様式

行方不明搜索届出書

届出者 住所
氏名
電話

不明者の	本籍				
	現住所				
氏名					
性別・年齢	性別	男・女	年齢	歳	
身長					
着衣					
特徴 (具体的に)					

上記の通り届出します。

年 月 日

秦野市災害対策本部長 様
(市長)

遺 体 処 理 台 帳

処 理 年月日	死体発見の 日時及び場所	死亡者氏名	遺 族		遺体収容場所			遺体の 一時 保存料	検案料	実支出額	備 考
			氏 名	死亡者との 関係	名 称	住 所	電 話				
								円	円	円	
計		人						円	円	円	

埋 葬 台 帳

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備 考
		氏 名	年 齢	死亡者との関係	氏 名	棺(付属品を含む)	埋葬又は 火 葬 料	骨 箱	計	
						円	円	円	円	
計		人				円	円	円	円	

- (注) 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 棺、骨箱を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

主な応急教育・保育実施予定場所一覧表

(令和7年4月1日現在)

被災校	主な応急教育実施場所	
本町小学校	本町中学校	本町幼稚園
南小学校	南中学校	南幼稚園
東小学校	東中学校	東幼稚園
北小学校	北中学校	北幼稚園
大根小学校	大根中学校	
西小学校	西中学校	西幼稚園
上小学校	西中学校	西小学校
広畑小学校	大根中学校	ひろはたこども園
渋沢小学校	渋沢中学校	しぶさわこども園
末広小学校	本町中学校	すえひろこども園
南が丘小学校	南が丘中学校	
堀川小学校	西中学校	
鶴巻小学校	鶴巻中学校	つるまきこども園
本町中学校	本町小学校	末広小学校
南中学校	南小学校	みどりこども園
東中学校	東小学校	東幼稚園
北中学校	北小学校	北幼稚園
大根中学校	大根小学校	広畑小学校
西中学校	西小学校	西幼稚園
南が丘中学校	南が丘小学校	
渋沢中学校	渋沢小学校	しぶさわこども園
鶴巻中学校	鶴巻小学校	つるまきこども園

市内県立学校等一覧表

(令和7年4月1日現在)

学校名	所在地	電話
県立秦野高等学校	秦野市下大槻113	77-1422
県立秦野支援学校	// 落合500	81-0948
県立秦野総合高等学校	// 南が丘1丁目4-1	82-1400
県立秦野曾屋高等学校	// 曾屋3613-1	82-4000
県立西部総合職業技術校	// 桜町2-1-3	80-3001
上智大学短期大学部	// 上大槻999	81-7801

市立学校等一覧表

(令和7年4月1日現在)

学校名	所在地	電話	建物 面積 (㎡)	構造		屋内 運動場
				鉄骨・鉄筋	木造	
本町小学校	秦野市文京町1-5	81-1610	8,268	8,268		913
南小学校	〃 今泉 699	81-1630	7,575	7,558	17	763
東小学校	〃 寺山 512	81-1620	7,498	7,498		896
北小学校	〃 菩提 380	75-1640	7,297	7,297		1,357
大根小学校	〃 南矢名 4-29-1	77-1650	8,043	8,043		764
西小学校	〃 並木町 8-1	88-0013	8,832	8,832		1,484
上小学校	〃 柳川 25-3	88-0274	4,244	4,244		763
広畑小学校	〃 下大槻 174-4	77-5445	5,754	5,754		778
渋沢小学校	〃 渋沢上 1-12-1	88-7066	8,224	8,204	20	788
末広小学校	〃 末広町 6-6	82-5255	7,191	7,191		779
南が丘小学校	〃 南が丘 4-1	82-8400	6,751	6,741	10	952
堀川小学校	〃 堀川 105-3	88-4809	6,565	6,565		972
鶴巻小学校	〃 鶴巻 2240-1	78-3262	7,847	7,847		948
小学校合計 (13校)			94,089	94,042	47	12,157
本町中学校	秦野市富士見町1-1	81-0342	9,346	9,346		1,479
南中学校	〃 緑町 16-1	81-0113	9,144	9,144		1,265
東中学校	〃 寺山 509	81-0082	7,262	7,262		1,669
北中学校	〃 横野 101	75-1717	7,688	7,688		965
大根中学校	〃 南矢名 4-28-1	77-0446	7,945	7,945		1,348
西中学校	〃 柳町 2-5-1	88-0022	6,927	6,834	93	851

学校名	所在地	電話	建物 面積 (㎡)	構造		屋内 運動場
				鉄骨・鉄筋	木造	
南が丘中学校	秦野市南が丘 1-6	82-8402	8,046	8,046		758
渋沢中学校	// 渋沢 2030	87-2527	8,514	8,514		1,006
鶴巻中学校	// 鶴巻 2220	78-3769	8,104	8,104		940
中学校合計 (9校)			72,976	72,883	93	10,281
本町幼稚園	秦野市文京町 1-10	81-0946	1,153	1,153		
南幼稚園	// 今泉 699	81-3606	1,208	1,208		
東幼稚園	// 寺山 509	81-6325	899	887	12	
北幼稚園	// 菩提 375	75-1326	1,017	1,005	12	
西幼稚園	// 並木町 8-1	88-2663	947	926	21	
上幼稚園	// 柳川 37-1	88-1645	657	650	7	
幼稚園合計 (6園)			6,853	6,801	52	
すえひろこども園	// 末広町 6-35	82-4556	1,580	1,580		
つるまきこども園	// 鶴巻 2248-1	77-3536	1,392	1,392		
ひろはたこども園	// 下大槻 138	77-7105	1,460	1,460		
みどりこども園	// 緑町 16-2	84-1250	1,234	1,234		
しぶさわこども園	// 渋沢上 1-12-2	87-1021	1,729	1,729		
こども園合計 (5園)			7,395	7,395		
合計			181,313	181,121	192	22,438

4 ライフライン等

大規模災害に備えた業務継続マニュアル

NTT 東日本株式会社 神奈川事業部

1 計画方針

被災地等との通信を確保するため、電気通信設備を災害からの予防及び発災時の応急復旧等について定める。

2 災害対策本部の所在地

事業所名	所在地	電話番号
NTT 東日本(株)神奈川事業部	横浜市中区山下町 198	045-212-8945 夜間・休日 113 番

3 平時の対応

- ① 通信の確保を図るため、所外設備・所内設備・建物等の耐震対策を行う。
- ② 防火対策として、不燃化・延焼防止・消火設備の設置などの対策を実施する。
- ③ 水防対策として、建物等を浸水から防ぐため、適切な水防対策を講じる。
- ④ 長時間停電に備え、蓄電池・発動発電機などの代替電源を配備する。
- ⑤ 通信網の信頼性向上のため、ネットワークの多ルート化、ケーブルのとう道収容を行う。
- ⑥ 重要通信の確保・通信の途絶防止のため応急復旧用災害対策機器等を配備する。

4 発災時の措置

① 情報連絡室の設置

災害が発生した場合、又は災害の発生するおそれがある場合、災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に実施するため、情報連絡室を設置する。

② 災害対策本部の設置

災害が発生した場合、当該災害の規模及び状況により、災害対策本部を設置する。

- ③ 電気通信設備に被害を受けた場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行うとともに、重要通信の確保に留意し、災害の状況や電気通信設備の被災状況に応じた応急復旧を実施します。

電気通信サービスの確保	<p>防災関係機関等の重要通信を確保するとともに可能な範囲において一般通話を確保することを基本として応急復旧対策を実施する。</p> <p>1. 防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通話は最優先でそ通を確保する。</p> <p>2. 街頭公衆電話及び避難所に設置する災害用公衆電話（特設公衆電</p>
-------------	---

	<p>話)からの通話はそ通を確保する。</p> <p>3. 一般電話からの通話については、災害時優先電話等の通話を確保するため、原則として通話規制を行う。</p> <p>4. 輻輳対策、安否確認方法として災害用伝言ダイヤル「171」災害用伝言板「web171」の提供を開始する。提供条件はテレビ・ラジオ等にて周知する。</p>
公衆電話の臨時措置	<p>災害時等における通信手段とし街頭公衆電話の無料化措置を行います。(災害救助法が適用される規模の災害が発生し・広域停電が発生している場所)</p>

5 被災時の復旧順位

当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合、優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位(重要通信を確保する機関)に従ってその通信設備を修理し、又は復旧します。

第1順位	<p>気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の確保に直接関係のある機関</p>
第2順位	<p>ガス・水道の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国又は地方公共団体</p>
第3順位	<p>第1順位、第2順位に該当しないもの</p>

電力施設災害応急対策

東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社

発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、速やかな復旧を行う。

また、被災状況、復旧（見込み）状況及び安全確認のための情報を市民に広報・周知し、二次災害の防止に努める。

- 1 災害により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握し、通電災害等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持する。
- 2 感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧予定等について各報道機関や広報車並びに秦野市防災無線等を通じて広報する。
- 3 災害時においては、原則として送電は維持するが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等からの送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じる。
- 4 災害時における復旧資材は次により確保する。
 - (1) 現業機関において、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。
 - (2) 復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している業者の車両、船艇等により行うが、不足する場合は、他業者及び他総支社の協力を得て輸送力の確保を図る。
 - (3) 災害時においては、復旧資材置場としての用地を確保する。
 - (4) 災害復旧の実施に当たっては、原則として人命に関わる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先する。

ガス施設災害応急対策計画

秦野ガス株式会社

1 基本方針

都市ガスの安定供給の確保及び災害を防止するため、公益事業の社会的責任のもとに地震対策を推進する。

2 構成

- (1) 防災組織体制により、防災訓練を実施する。
- (2) 従業員に対し、災害にかかわる必要事項について教育を実施する。
- (3) 需要家に対し、災害防災上の必要事項について広報し、周知を図る。
- (4) 地震予知情報に基づく警戒宣言が発令された時は、防災応急対策を実施する。
- (5) 災害発生後は、被害を軽減するための措置及び早期復旧対策を実施する。

3 事前対策

(従業員について次のとおり行う。)

- (1) 自社の災害対策の基本方針について、全員に周知徹底する。
- (2) 緊急連絡訓練、緊急措置訓練等により防災意識の向上を図る。
- (3) 必要の都度、非常災害時における職務分掌の見直しを行い、徹底する。

(需要家について次のとおり行う)

- (1) 不使用時のガス栓を閉止するよう、チラシ、検針、通知票等により広報する。
- (2) 発震時、直ちにガス栓を閉止するよう、チラシ、広報紙等を利用して広報する。

4 防災訓練の実施

- (1) 保安規程に基づく訓練を徹底して、災害発生時の二次災害の防止あるいは災害の拡大防止を図る。
- (2) 大地震発生時を想定した、ガスの受入れの調整及び供給停止訓練を実施する。

5 自主防災組織の育成

- (1) 防、消火設備を定期的に点検し、その機能を常時維持する。
- (2) 防、消火訓練を定期的に行い、火災の防止及び火災による被害の拡大を防止する。

6 設備、施設の耐震予防策

- (1) 地震による被害程度を想定し、設備、施設について被害の防止又は軽減を図るよう措置する。
- (2) ガスの受入施設、ガスホルダー等は迅速かつ確実にガスを遮断できるよう、常にその機能を保持する。

- (3) 供給設備について、耐震強度を増加又は維持するよう必要に応じ補強対策を実施する。
- (4) 無被害地域の供給を確保し、かつ被害地域の供給施設を早急に復旧し、ガスの供給を迅速に再開するため、ブロック化済みの導管網を活用する。
- (5) 広報設備を充実し、需要家、住民への情報提供を図る。
- (6) 通信連絡設備を充実し、情報の収集、社内外の連絡を密にして、災害復旧活動の円滑化を図る。
- (7) 非常用電源設備を確保して、災害復旧の円滑化を図る。

7 防災応急対策

- (1) 警戒宣言が発令された時は、別に定める連絡体制により、全従業員に正確かつ速やかに伝達する。
- (2) 速やかに非常体制をとり、状況に応じてガスの供給の制限、又はその制限が可能な状態を保持するために必要な措置にかかわる設備に要員を配置する。
- (3) (2) の措置にかかわる主要な設備及び緊急連絡設備の点検を行う。
- (4) 応急措置対策に必要な要員及び資機材の緊急輸送体制を確保する。
- (5) 新鮮な飲料水を確保し、非常食糧、薬品及び緊急資機材を点検する。
- (6) 市の広報施設等を通じ、需要家にガス栓の閉止等伝達されるよう、防災関係機関に要請する。

8 災害応急対策

- (1) 非常体制を敷き、災害の防止及び被害の軽減を図るとともに、迅速な復旧をなす体制を確立する。
- (2) 需要家及び供給施設について被害状況を速やかに調査し、これらの状況を総合的に検討し、供給の制限の措置を決定する。
- (3) (2)の決定に基づき、ガス受入施設、ガスホルダー等重要施設の緊急遮断を行う。
- (4) 需要家にガス栓の閉止等、自社による広報を行うとともに、市に依頼して広報する。
- (5) あらかじめ定められた自主防災組織により、本社供給所の防災活動を行う。

交通施設災害応急対策計画

神奈川中央交通(株) 秦野営業所

1 災害時の体制

災害発生の場合又は発生の恐れがある場合は営業所長が緊急対策の指揮をとる。

助役	……全般指揮（所長出勤まで）
運行係	……市役所、警察署及び消防署に連絡
会計係	……事務所内非常持出し、その他適当なる処置
運転士班長	……運行係及び会計係の指示に基づき班員を督励し協力する。
整備職員	……必要ある場合は緊急車両の整備をする。

2 路線状況の把握

道路管理者との連絡を密にして路線状況の把握に努める。

3 輸送現有能力

乗合車両	119台	特定車両	5台	
保有車両				輸送可能人員 7,600人
自家用車両	2台			

ただし、必要と認める場合には隣接営業所、平塚、伊勢原から車両増強の応援を求めることが可能である。

4 緊急輸送に従事可能人員

事務職員	運転手	整備職	計
15人	208人	13人	235人

秦野市上下水道業務継続計画【概要版】

I 計画策定の目的と基本方針

(1) 計画策定の目的

「業務継続計画（BCP）」とは、大規模な災害、事故、事件等により、職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先して実施する業務を中断せず、施設等の早期復旧を実現するため、平常時から災害に備え、策定・運用を行うものです。

上下水道施設は、市民生活や地域経済活動にとって重要なライフライン

であり、災害時にもその機能を維持又は早期回復することが必要であることから、上下水道の組織統合に合わせて、「秦野市上下水道業務継続計画」（以下「上下水道BCP」という。）を策定・運用します。

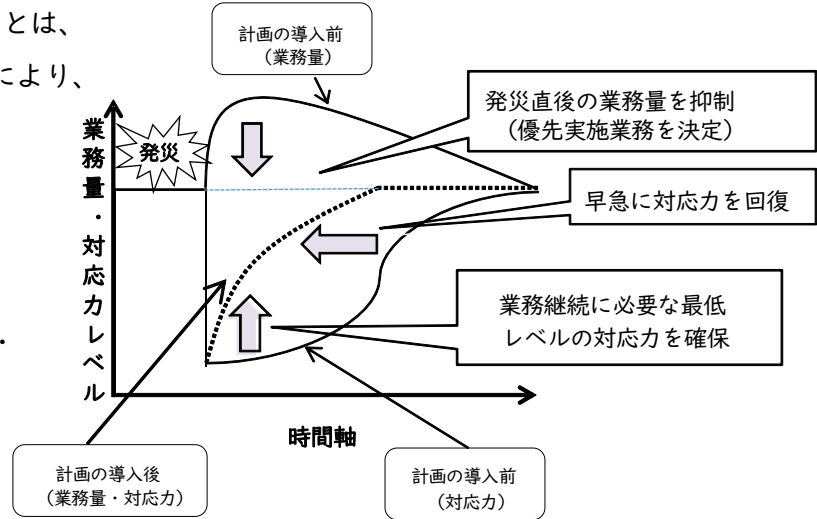


図1 上下水道BCPの効果

(2) 計画の位置付け

上下水道BCPは、大規模災害を対象事象とし、秦野市業務継続計画（地震対策編）との整合を図りながら、旧水道局「行動マニュアル」等を反映し、上下水道部門が一体となった計画とします。

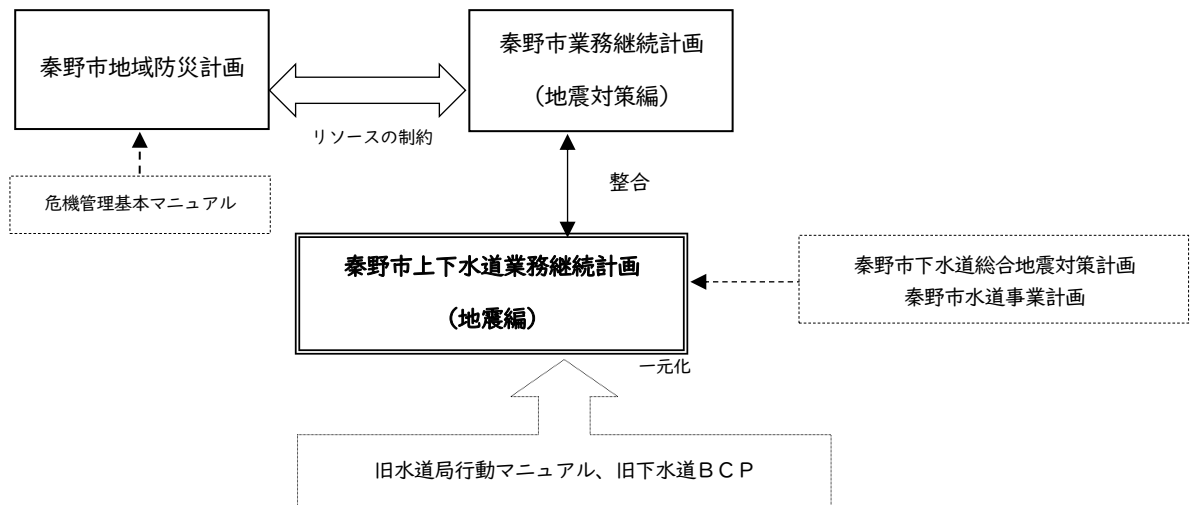


図2 上下水道BCPの位置付け

(3) 基本方針

- ア 災害時の業務実施にあたり、市民、職員及び関係者の安全確保を優先します。
- イ 上下水道施設の機能低下を最小限に留めるため、非常時優先実施業務の遂行に努め、機能の維持及び早期復旧を図ります。
- ウ 上下水道施設の応急復旧は30日以内を目標とし、上下水道一体の応急復旧計画により、避難者の早期帰宅に努めます。(図3)
- エ 上下水道BCPは、各種訓練等を通じ、平常時から業務継続の実効性等を評価し、必要に応じて見直しを行います。

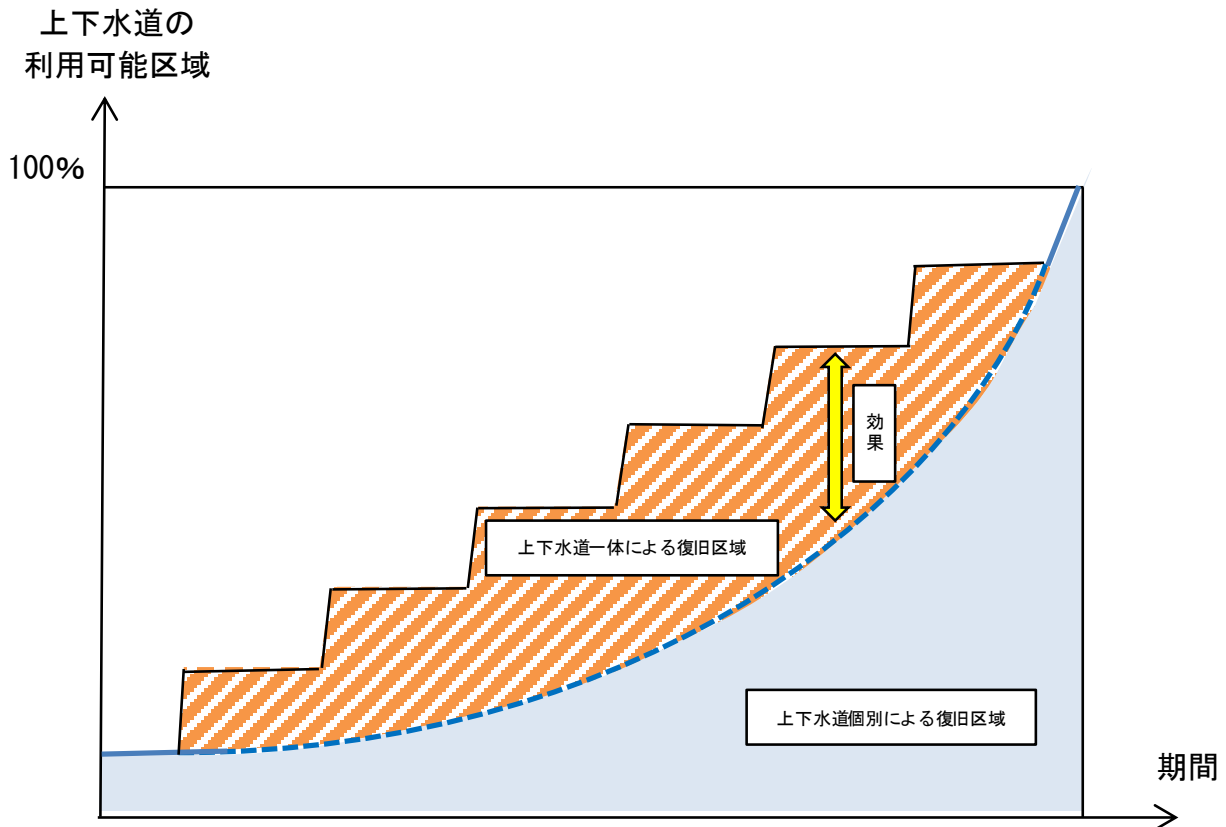


図3 上下水道BCP運用による災害復旧

(4) 運用体制

ア 対象災害と発動基準

震度5弱以上の地震が秦野市内で観測された場合には、自動的に上下水道局の全職員が参集し、初動対応を開始します。

イ 対応拠点(上下水道災害対策本部)

対応拠点は浄水管理センター管理棟(上下水道局庁舎)4階会議室とします。

なお、浄水管理センター管理棟が使用不可能と判断された場合は、水処理施設第2系列に代替拠点を設置します。

ウ 組織と指揮命令系統

災害時における重要事項の意思決定については、本部長、副本部長及び各班長を委員とする会議で協議します。(図4)(表1)

図4 指揮命令系統

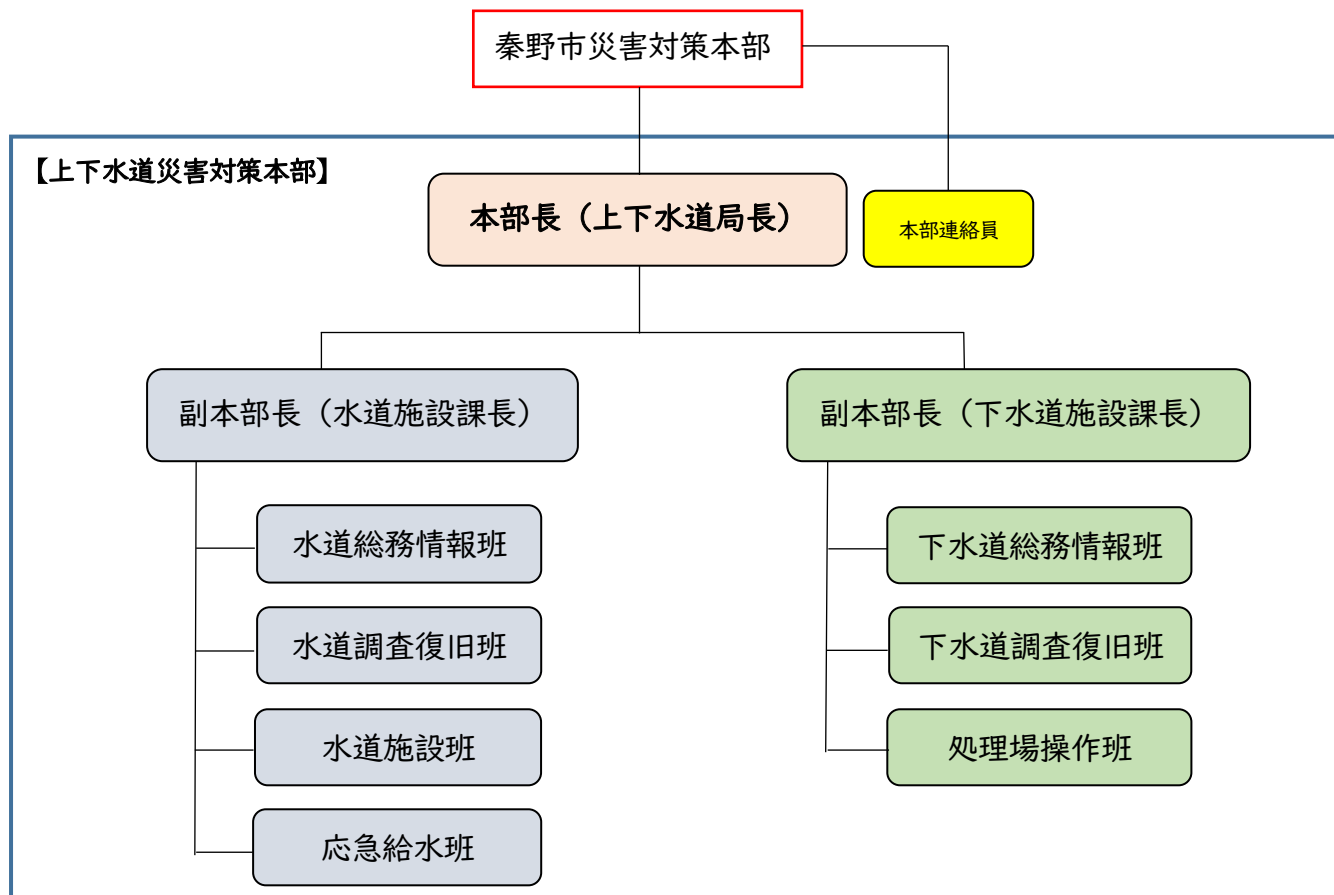


表1 災害時の役割

区分	災害時の主な役割
本部長	全体統括、意思決定、市長への報告、関連行政部局や支援者等との調整の統括
副本部長（水道）	水道部門の統括
水道総務情報班	相談受付、水道各班との調整、庁内及び関係機関との連絡調整、市民広報
水道調査復旧班	市内水道管路等の調査及び応急復旧
水道施設班	水道施設の調査、応急復旧及び運転の継続
応急給水班	運搬、応急給水、飲料水製造及び広域避難所の情報収集
副本部長（下水道）	下水道部門の統括
下水道総務情報班	相談受付、下水道各班との調整、庁内及び関係機関との連絡調整、市民広報
下水道調査復旧班	市内下水道管路等の調査及び応急復旧
処理場操作班	処理場・下水ポンプ場施設の調査及び応急復旧
災害対策本部連絡員	上下水道災害対策本部と市災害対策本部との情報伝達

2 地震規模の設定と被害想定

(1) 地震規模の想定

上下水道BCPにおける想定地震は、「秦野市地域防災計画」で想定されている地震とします。

マグニチュード	震度
8.2	6弱～7

(2) 水道の被害想定

水道	水道管路	<p>【導・送水管、配水管の被害想定】</p> <p>使用中の管路（約685km）を対象に、これまでに起きた大規模地震等の被害実態を踏まえた予測方法に基づき、管種、継手、地盤等の条件を考慮して被害を想定。</p> <p>※被害件数：1, 135件</p>
	水道施設	<p>【取水場、浄水場、配水場等の被害想定】</p> <p>竣工年度を基に新耐震基準に基づく施設であるか、耐震診断（簡易耐震診断を含む）による調査を基に被害を想定。</p> <p>※応急復旧施設数：43箇所（全施設数：82箇所）</p>
	断水	<p>【断水人口の発生率の想定】</p> <p>管路の被害想定により、過去の地震災害の事例を基に整理されたモデルに基づき、給水区域内の断水人口を想定。</p> <p>※発災直後の断水人口：162, 794人</p>

(3) 下水道の被害想定

下水道	下水道管路	<p>【幹線、枝線の被害想定】</p> <p>使用中の管路を対象に、これまでに起きた大規模地震等の被害実態を踏まえた予測方法に基づき、管種、継手、地盤等の条件を考慮して被害を想定。</p> <p>※被害延長：36km</p>
	下水道施設	<p>【処理場、ポンプ場の被害想定】</p> <p>竣工年度を基に新耐震基準に基づく施設であるか、耐震診断（簡易耐震診断を含む）による調査を基に被害を想定。</p> <p>※応急復旧施設数：1箇所（全施設数：3箇所）</p>
	機能支障	<p>【機能支障人口の想定】</p> <p>「神奈川県地震被害想定調査（平成27年3月）」より</p> <p>※機能支障人口：19, 780人</p>

(注) 機能支障人口には、宅内排水設備の支障人口は含んでいません。

3 非常時優先実施業務と対応の目標時間

(1) 職員の参集

上下水道局職員を対象に大規模地震が起きたことを想定した図上訓練を実施し、この訓練により算定された参集率を基に非常時優先実施業務の着手時期等を想定します。

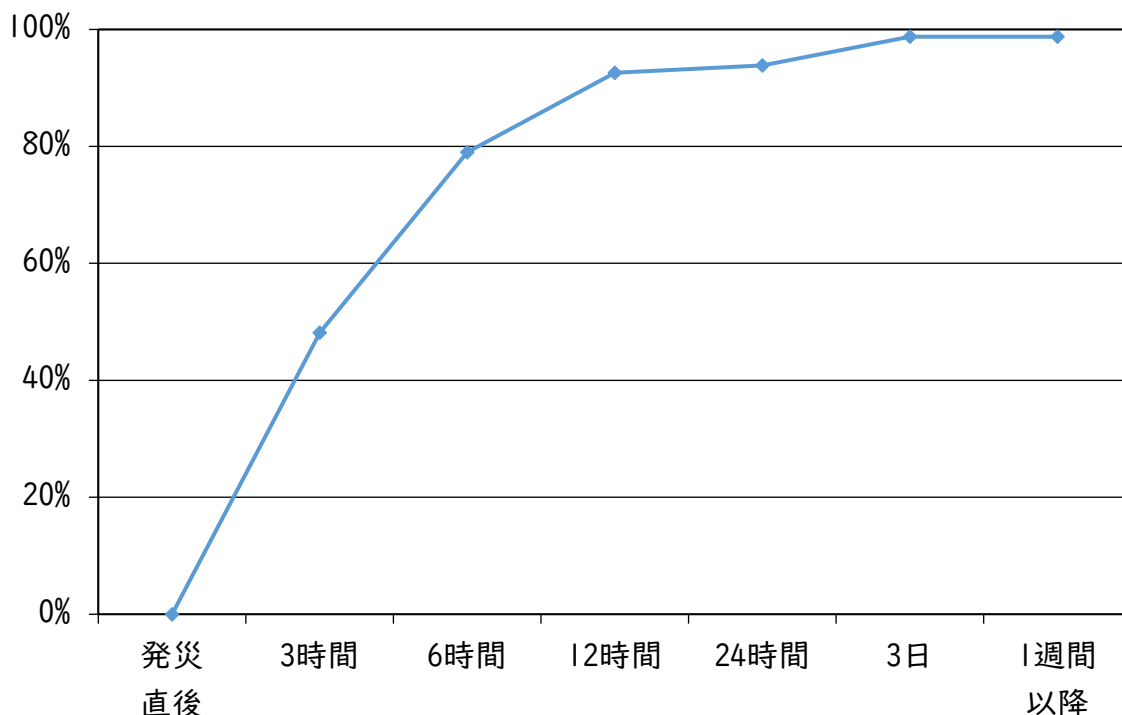


図5 発災後の職員参集率

(2) 非常時優先実施業務の選定

発災後の業務には、水道・下水道機能を早期に回復させるために必要な災害対応業務のほか、被災を受けていない施設における運転管理や平常時から継続して実施しなければならない窓口対応等の通常業務もあります。

しかし、大規模地震の発生時には、被害対応に投入できる人員や物資のいずれについても制約を受けることが見込まれるため、各業務について、業務遅延による市民生活や社会経済活動への影響の大きさを基準に非常時優先実施業務を選定します。

(3) 着手時期と完了目標時期

非常時優先実施業務を時系列で整理し、着手時期と完了目標時期を設定します。

(4) 必要とする応援職員の把握

各非常時優先実施業務に必要な人数を算定し、想定される職員の参集人数から不足人数を把握し、市災害対策本部及び関係機関等に応援職員を要請します。

なお、実際の被害状況や職員の参集状況によって必要人員は変わるため、実情に合わせて各業務の人数を調整します。

表2 非常時優先実施業務一覧

班	発災後					発災後1週間		発災後1ヶ月
	1時間以内	2時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	7日以内	30日以内
共通	上下水道災害対策本部立上げ			上下水道対策本部の運営				
水道給務情報班	被害状況の受付							
	支援要請・受援体制の確保							
	行政部局及び民間企業等の連絡調整							
	情報発信							
水道調査復旧班	緊急点検・調査					その他点検・調査		
	応急復旧計画の作成							
	緊急措置						応急復旧	
水道施設班	緊急点検・調査					その他点検・調査		
	応急復旧計画の作成							
	緊急措置及び維持管理						応急復旧及び維持管理	
応急給水班	給水計画の作成					応急給水		
下水道給務情報班	被害状況の受付							
	支援要請・受援体制の確保							
	行政部局及び民間企業等の連絡調整							
	情報発信							
下水道調査復旧班	緊急点検・調査					その他点検・調査		
	応急復旧計画の作成							
	緊急措置						応急復旧	
処理場操作班	緊急点検・調査					その他点検・調査		
	応急復旧計画の作成							
	緊急措置及び維持管理						応急復旧及び維持管理	

※30日以降については、本復旧作業を中心に実施していきます。

4 事前対策計画

災害時の被害の低減、事業継続及び早期復旧を図るための対策を実施します。

(1) 地震被害の低減を図る取組み

ア 水道事業

「秦野市水道事業計画」に基づき、計画的に施設の耐震化を推進しています。

- ・水道管の耐震化
- ・水道施設の耐震化
- ・水道施設の更新 など

イ 下水道事業

「秦野市下水道総合地震対策計画」等に基づき、計画的に施設等の耐震化を推進しています。

- ・下水道管の耐震化
- ・処理場施設の耐震化
- ・可搬式ポンプの備蓄 など

(2) 発災後の事業継続と早期復旧に向けた取組み

ア 台帳の整備と定期的なバックアップの実施

平常時から各種台帳等を整備するとともに、災害時においても台帳を使用できるように、定期的に台帳のバックアップと保管場所の整理を行い、最新性を保ちながら管理します。

イ 資機材の調達

災害時に必要となる資機材や燃料等を備蓄します。

ウ 関係行政部局との連絡・協力体制の構築

他の地方公共団体等と相互支援を行うための協定を締結します。

また、庁内の関係課とも発災時に調整、協議ができる体制を整備します。

エ 民間企業等との協定締結・見直し

災害時に必要となる資機材に関することなど、民間企業等との協力体制を構築するための協定の締結を進めます。

オ 住民への情報提供

情報提供の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 飲料水の備蓄・ 上下水道の使用上の注意事項・ マンホールトイレの設置場所・ 給水拠点の設置場所・ 通報する場合の窓口 など
情報の伝達手段	<ul style="list-style-type: none">・ 広報紙やホームページ・ 防災訓練・ エコスクール・ SNS など

カ 復旧対応記録の準備

施設の被災に関する情報収集や施設調査、応急復旧等の対応に関する記録について、情報の伝達や共有が効率的に行えるように、様式や担当を事前に定めます。

キ 受援体制の検討

災害時に本市からの支援要請に応じて集結する支援部隊が円滑に活動できるように、受援体制を検討します。

5 事後対策計画

大規模災害の発災後、参集した職員により速やかに被害状況を調査し、必要な措置及び復旧作業に向けた対策を計画します。

(1) 水道施設及び下水道施設

ア 被害状況の把握

(ア) 水道施設の緊急調査

災害時医療救護所や広域避難所等の重要施設につなぐ管路や県水送水ルート、重要度の高い水道施設について緊急調査を行い、被害状況を把握します。

(イ) 下水道施設の緊急調査

広域避難所等の重要施設と浄水管理センターをつなぐ幹線や重要度の高い下水道施設について緊急調査を行い、被害状況を把握します。

(ウ) その他調査

緊急調査の対象ではない施設については、緊急調査の実施後、一次調査及び二次調査を実施します。

イ 応急給水

(ア) 応急給水計画

被害状況調査を踏まえ、給水が必要な施設への給水計画を作成します。なお、資機材や人員が不足する場合は、市災害対策本部等へ支援を要請します。

(イ) 拠点給水

緊急貯水槽が設置された広域避難所において給水を行います。

(ウ) 運搬給水

災害時医療救護所等の重要施設には、給水車を使用して給水します。

ウ 応急復旧計画

(ア) 水道施設の緊急措置及び応急復旧

漏水等により道路陥没や被害箇所周辺への二次被害が想定される場合は、優先して緊急措置及び応急復旧を図ります。

(イ) 下水道施設の緊急措置及び応急復旧

排水不良や被害箇所周辺への二次被害が想定される場合は、優先して緊急措置及び応急復旧を図ります。

(ウ) 応急復旧計画

応急復旧計画は、避難者が効率的に早期帰宅できることを念頭に、発災後30日以内での復旧を目途として、避難者の人数、上下水道それぞれの被害状況及び限られた復旧リソース(資機材、人員、体制)を考慮して策定します。

(エ) 地元関係団体及び機器メーカー等への要請

応急復旧計画を着実に実行するため、災害協定を締結している関係団体等へ応急復旧工事を依頼します。

応急復旧工事の施工に際しては、道路管理者の指示に従い、他のライフラインとの調整を図ります。

設備機器類の復旧については、機器類の被害状況を踏まえ、応急運用できるもの、交換等を要するものを把握し、必要に応じて機器メーカーへの対応を要請します。

(2) 住民への情報提供

被害状況や復旧見通し等について、市災害対策本部を通じ、住民やマスコミ等に情報提供し、情報を共有します。

なお、緊急の広報が必要な場合には、広報車等による移動広報を行います。

情報提供の内容	<ul style="list-style-type: none">・被害情報・上下水道の使用の可否・応急給水情報・復旧状況、見込み情報 など
情報の伝達手段	<ul style="list-style-type: none">・防災行政無線・報道機関・移動広報・SNS など

(3) 通常業務

発災後には、応急復旧など緊急的に対応しなければならない業務が増加しますが、平常時と同様に実施しなければならない業務(窓口、検針業務等)もあります。

この業務については、上下水道災害対策本部と調整を図りながら、上下水道局各課で対応人員等を検討し、運営します。

(4) 受援活動

発災後から支援活動が終結するまでの、受援活動の流れは次のとおりとします。

応援要請	<ul style="list-style-type: none">・上下水道災害対策本部で必要な応援要請人員を検討します。・総務情報班が主体となり、協定を締結している地方公共団体及び関係団体等へ応援要請を行います（市災害対策本部には事前に連絡します。）。・市長部局で締結をしている協定に基づく応援要請については市災害対策本部と調整を行い、適切に対応します。
支援受入	<ul style="list-style-type: none">・上下水道災害対策本部で支援部隊の配属を決定します。・宿泊場所、活動拠点を確保し、受入れる態勢を整えます。
支援活動	<ul style="list-style-type: none">・各班で指揮命令系統、活動内容の確認等を行います。・支援部隊は、本市職員と協働し、活動を行っていただきます。
支援活動の記録	<ul style="list-style-type: none">・各班で支援活動記録を作成します。
支援活動の終結	<ul style="list-style-type: none">・各班で非常時優先実施業務に対応できるレベルになった時点で受援活動を終結します。

6 訓練・維持改善計画

業務継続計画は、策定して完了するものではなく、災害時に有効に機能させるため、定期的な点検等を行い、常に実効性のある計画にします。

(1) 訓練計画

上下水道BCPにおける訓練計画を示します。

表3 訓練実施内容

訓練名称	訓練内容	参加者・対象者	予定時期
参集訓練	・地震を想定した職員の非常参集	全職員	新年度当初 (4月～5月)
安否確認訓練	・全職員は、携帯電話メールにより安否を連絡	全職員	毎年10月
	・安否確認担当職員は、安否確認の回答をとりまとめ		
実地訓練	・仮設ポンプの運転確認	各担当班長及び担当者	新年度当初 (4月～5月)
	・汚水溢水を想定した箇所での仮設ポンプとの運搬設置		
	・緊急遮断弁の開・閉操作	水道施設課	
	・給水車の操作		
・製包機による飲料水の製造	応急給水班		
情報伝達訓練	・他の地方公共団体との支援に関する情報伝達訓練	各担当班長及び担当者	毎年9月～11月
	・道路部局等の関連行政部局との情報伝達訓練	水道・下水道 総務情報班	
図上訓練	・非常時対応計画等の対応手順等、訓練シナリオを事前に提示して、手順通り行う	全職員	1年に1回
合同訓練	・他事業体や民間企業との合同訓練を実施し、支援、受援体制の訓練	各担当班長及び担当者	数年に1回

(2) 維持改善計画

計画の実効性を高めるため、定期的な点検、評価を実施します。

特に年度当初は変更事項が多いため、点検項目を設けて必要な修正を行います。

表4 年度当初の点検項目

点検項目	
1	人事異動、組織の変更による指揮命令系統、安否確認の登録情報に変更がないか
2	関係先の組織変更等により、電話番号やメールアドレスの変更がないか
3	重要なデータや文書のバックアップを実施しているか
4	策定根拠となる計画書を変更した場合、計画に関する文書がすべて最新版に更新されているか

また、秦野市上下水道局BCP推進委員会を設け、訓練の実施結果等を評価することで課題を整理し、必要に応じて計画を見直します。

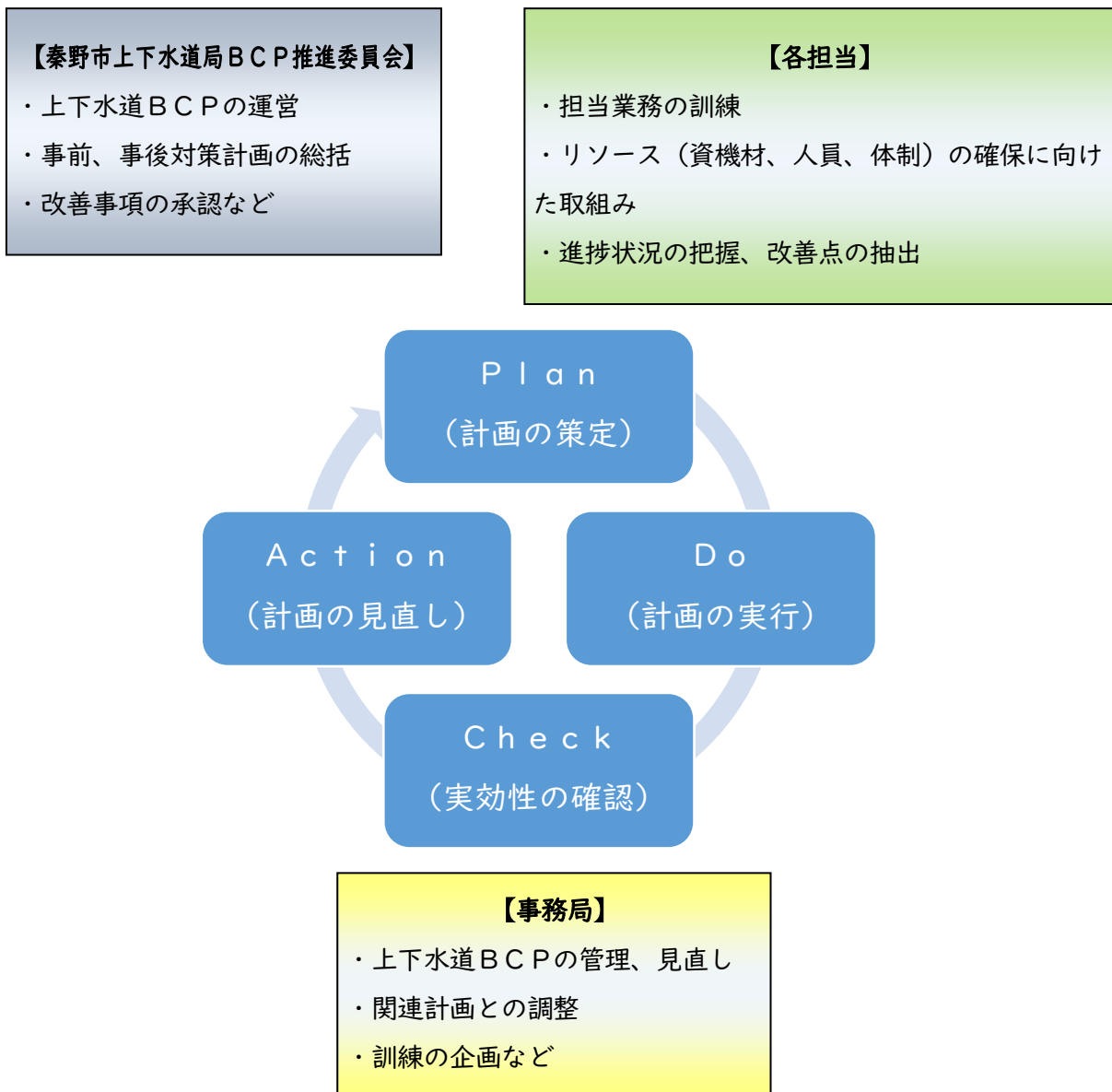


図6 上下水道BCPのマネジメント

秦野市伊勢原市環境衛生組合危機管理基本マニュアル【概要版】

1 基本的事項

(1) 目的

このマニュアルは、秦野市伊勢原市環境衛生組合（以下「本組合」という。）における地震などの自然災害、事故、事件等（以下「災害等」という。）による被害に備えた事前対策と発生した場合の組合職員（以下「職員」という。）が取るべき対応に関する基本的な事項を定め、人的・物的被害の未然防止及び軽減を図るとともに、災害等発生後の本組合の機能を保全し、迅速・適切な事業継続活動を実施することを目的とする。

※ 災害時等に委託事業者、指定管理者が取るべき対応に関する基本的な事項は、本組合所有の施設（はだのクリーンセンター、伊勢原清掃工場、秦野畜場及び栗原一般廃棄物最終処分場）の危機管理マニュアル等（以下「個別マニュアル等」という。）で定めるものとする。

(2) 対象とする危機的事象

本組合所有の施設においてその利用者や本組合、委託事業者及び指定管理者等の職員（以下「職員等」という。）の生命、身体又は財産に被害を招く又はそのおそれのある事象や状態で、環境被害、健康危機等も含んだ次の事項とする。

ア 自然災害

(7) 地震、風水害その他自然現象による災害

イ 重大事故

(7) 火災又は爆発事故

(4) 危険物、有毒ガス、劇毒物等の流出事故

(9) その他の人的被害又は物的被害が生じ、若しくは生じるおそれのある事故

ウ 排出ガス濃度が法令規制値を超えた場合

エ 焼却炉、火葬炉の稼働停止を伴う機器類の故障、停電等でア～ウに該当しないもの

オ 致死率又は感染力が高い重篤な感染症による健康被害

カ 重大な人的被害又は物的被害が生じ、若しくは生じるおそれのある事件

(3) 危機管理基本方針

ア 本組合の各施設利用者、職員等の生命、身体等の安全確保を最優先する。

イ 危機に際しては、職員が一丸となって対応する。

ウ 日頃から新たな危機を想定し、必要な対策について検討及び実施する。

エ 職員の危機管理意識を醸成し、危機対応における未習熟な点を改善するため教育・訓練を実施する。

(4) 職員のあるべき基本姿勢

ア 平常時

災害等の危機を個人的な問題、あるいは偶然や間が悪くて生じたものという認

識では、危機の兆候を見逃しかねない。

常に「もしかしたら・・・」の心構えをもつことが「まさか・・・」の事態を未然に防ぐことにつながる。

日頃から市内や他の自治体等で発生した災害等の危機情報に目を配ること、対岸の火事と考えないことが大事である。

イ 緊急時

緊急時には予期しないことが次から次へと起こり、混乱することが予想される。

しかし、危機的事象に対して受け身的な対応に終始することなく、状況変化を先読みし、主体的に困難を切り開いていく心得をもつ。

「危機をあえて悲観的にイメージする。」

ウ 災害等発生時の一般的行動手順

(7) 基本事項

- a 職員は、本マニュアルに定める事項を日常業務に優先して行うこととする。
- b 職員は、災害等発生時は、施設利用者及び自身の安全を確保した後、速やかに所属長等の指示を受け、あらかじめ定められた責任分担に従って行動するものとする。
- c 職員は、勤務時間外における災害等発生時において、初期段階の活動（初期対応）が可能な人員が不足している場合は、次の優先順位に従って緊急対応が必要な行動を行うこととする。
 - ・優先順位1：けが人等の救助活動（人命救助）
 - ・優先順位2：被害拡大の防止措置（災害防除）
 - ・優先順位3：関係機関等への連絡（通報連絡）
 - ・優先順位4：警備及び施設点検
- d 災害等への対応に従事する者（本マニュアルで記載している関係者）以外は、みだりに災害等の現場に立ち入ってはならない。

(i) 通報の義務

- a 職員は、本組合所有の施設において危機的事象を発見した場合は、直ちに電話（内線）、携帯電話等で本組合各施設の事務所等に緊急通報しなければならない。
- b 職員は、「緊急連絡網」を熟知しておく。
- c 危機的事象を発見した者は、その問題を抱え込まず、緊急連絡を行うことが災害等の甚大化防止につながることを認識しておく。

(g) 指示・連絡事項の記録と情報の報告・連絡

- a 職員は、災害等への対応に関する指示、連絡及び情報等について重要な内容は、速やかに文書等により記録に残すものとし、的確な対応に役立てるものとする。
- b 職員は、情報の報告・連絡には、「危機情報連絡票」（様式1）又は任意の様式を使用する。

ただし、急を要する場合は「危機情報連絡票」の項目を口頭で報告・連絡し、後ほど連絡票を作成する。

2 平常時の危機管理

(1) 危機の発見

各課等は、分掌事務等の規定や職務上の立場から発生の可能性がある危機の発見に努め、管理すべき危機を明確にしておく。

また、管理すべき危機について、どの程度の対策が施されているかなど対策レベルの現状を把握する。

(2) 危機予防対策

ア 各課等は、施設の市民利用等に内在する危機的要因を排除するため、維持・管理、利用などの各段階に必要な安全上の点検を励行する。

イ 各課等は、点検活動を確実なものにするために、責任と役割、点検の種類と実施頻度、点検項目とポイントとなる視点、記録・報告方法等を個別マニュアル等で定める。

ウ 各課等は、危機を予防する活動の中で発見された危機的要因を迅速かつ的確に処理し、その処理結果を個別マニュアル等で定める表等に記録する。

エ 各課等は、発火等の危険性があるごみ、及び副葬品に対する分別・搬入をすることに関する市民等への周知・徹底が十分なされるよう両市に要請する。

オ 各課等は、日頃、施設を管理する中で、労働安全衛生上のヒヤリハット事例、他自治体等における事例を情報共有するとともに、これらの事例検討により緊張感を持って日常点検を行う。

カ 各課等は、感染症拡大防止体制の構築を図る。

キ 各課等は、危機管理意識の向上や、その危機管理の最新情報の取得に向けた職員への研修を受講させるよう努める。

ク 各課等は、本マニュアルに基づいて所管する危機的事象に迅速・的確に対処できるよう個別マニュアル等を策定する。

ケ 総務課は、新しい情報等も取り入れながら、随時又は定期的に本マニュアルの見直しを行う。また、災害等が発生した場合にその対応状況等も踏まえて見直す。

(例：P D C A (Plan [計画]→Do[実施・運用]→Check[点検・是正措置]→Action[見直し])手法等を用い、職員等の意見も取り入れながら、定期的に見直し作業を実施していく。)

(3) 緊急対応の事前準備

起こり得る被害を想定し、緊急対応に備える。

ア 被害想定

(7) 地震

はだのクリーンセンターの焼却炉は、震度4以上で焼却炉へのごみ投入を一時停止し、運転を継続しながら各機器等を点検する。

なお、地震の加速度で250ガル以上（概ね震度6弱）を感知すると自動停

止するように設計されている。

秦野斎場の火葬炉は、震度4以上で自動停止するよう設計されている。

交通機関の乱れ等により、施設を継続的に運転していく上での人員の確保が重要となる。⇒〔徒歩や自転車の活用〕

ガソリン等が手に入りにくいことから、消石灰、アンモニア水等の公害防止用の薬剤の入手が困難になることも予想される。⇒〔薬剤の確保、燃料の確保、電力の確保（自家発電(蒸気タービン発電)により自立運転)〕

(イ) その他

火災・爆発、電気事故、有害ガス及び異臭発生、薬品（化学物質）等流出、排ガス・排水異常、酸欠、巻き込まれ・挟まれ・転落、土砂崩れなど。

<想定される被害項目等>

項目	リソース		職員・インフラ・什器	設備・システム	物流	
	職員・家族	就業時間中				就業時間外
直接的被害・影響	揺れ 液状化	死傷者 自宅被害 職員・家族の 安否不明 電車事故 交通事故	死傷者 自宅被害 職員・家族の 安否不明 電車事故 交通事故	施設・設備の損壊 火災 天井落下 EV停止 什器損壊 通信機器故障 スプリンクラーの 不時作動 業務中断	設備転倒 システム障害	搬送トラックの 破損 運転手死傷
	がけ崩れ	死傷者 行方不明	死傷者 通勤路寸断	施設・設備の損壊	設備損壊	経路寸断
間接的被害・影響	社会インフラ寸断	停電 断水 通信インフラの 断線や輻輳 職員の安否不明	停電 断水 通信インフラの 断線や輻輳 職員の安否不明	停電 断水(トイレ・飲料 水等) 電話・ファックス・ インターネットの 不通、輻輳 職員の安否不明	システム回線寸断 メンテナンス業者 との連絡不能	
	交通機関停止	帰宅困難	通勤困難			遅延 搬出入の停止
	道路・陸橋被害	帰宅困難	通勤困難			遅延 搬出入の停止
	物資不足	食料・水・ 医薬品などの 生活物資不足		復旧資材等の調達 困難	燃料不足による運 転不能	薬剤不足 燃料不足

<ごみ焼却施設における起こり得る事故等>

処理工程	想定される異常	想定される事故
受入	ピット内への火種・薬品類の投入 ごみの発酵、発熱	ピット内火災 異臭・有毒ガスの発生
	処理不適物（ポンベなど）の破砕	爆発
	貯留設備の不備、破損・搬入ごみの異常	廃棄物飛散
燃焼	ごみ供給ホッパ内への逆火	火災
	危険物輸送管の破裂、損傷	危険物漏洩
	危険物タンクの破損	危険物漏洩
	不適物混入(ポンベなど)	爆発
	炉内圧変動	有害ガスの漏洩
燃焼ガス冷却	ボイラ安全弁作動	蒸気噴出
	排ガス温度異常	バグフィルタ損傷
排ガス処理	処理用薬品停止又は注入不良 排ガス処理装置異常（バグ損傷など）	排ガス異常
	処理設備の故障	排ガス異常
	薬品タンクの破損	処理用薬品の漏洩
	薬品輸送管の破裂、損傷、目詰まり	規制値超過
通風	風道の損傷	燃焼用空気の漏洩
	煙道の損傷	有害ガスの漏洩
集じん・脱臭	集じん器破損	粉じん発生
	ろ布破損	
	排風機の異常・破損	異常騒音、異常振動
	補集ダクトの閉塞 脱臭設備の異常・破損 活性炭寿命	臭気漏洩 粉じん発生
灰出し	貯留設備の不備、破損	粉じん発生
	可燃性ガスの発生	爆発
給水	断水	冷却水不足、機器損傷 排ガス異常、悪臭発生
排水処理	薬品タンクの破損	処理用薬品の漏洩
	誤った薬品の受入れ、混合	有毒ガスの発生 爆発
	薬品輸送管の破裂、損傷	処理用薬品の漏洩

処理工程	想定される異常	想定される事故
電気	電気事故（漏電等） 停電	設備損傷、火災発生 排ガス異常 監視システム異常 火災報知器等の未発報
計装	コンピュータダウン、計装機器の異常	設備損傷 排ガス異常

<葬祭施設における起こり得る事故等>

処理工程	想定される異常	想定される事故
受入	副葬品不適物の混入	爆発（火葬炉損傷、ご遺体損傷、運転員負傷） 異臭・有毒ガスの発生
火葬	炉外への逆火	火災
	過燃焼	火災
	燃料配管の破裂、損傷	燃料漏洩
	バーナーの損傷	燃焼不良
	断熱扉の損傷	火災、燃焼不良、開閉不良、排ガスの漏洩
	危険物タンクの損傷	危険物の漏洩
通風	誘引排風機の損傷	燃焼用空気の漏洩 通風力不足による逆火
	排気筒の損傷	排ガスの漏洩
給水	断水 受水槽、給水ポンプの損傷	給水不良
電気	電気事故（漏電等） 停電	設備損傷、火災発生、排ガス異常 感電 火災報知器等の未発報
計装	コンプレッサーの損傷 操作盤、計装機器の異常	燃焼不良 設備損傷、排ガス異常

イ 環境の整備

次の内容を徹底するとともに、年2回の定期点検を安全パトロール時に行う。

- (ア) 備品、什器等の移動・転倒・落下防止装置
- (イ) 危険物(化学薬品等)の安全管理
- (ウ) 消火器の設置
- (エ) 避難路の確保

ウ 工具、燃料、資材及び防災用品等の整備

本組合所有の施設における災害時等の救助、応急措置等に供するための備品については、個別マニュアル等で数量も含めて定めるものとする。

また、備品は所定の場所に保管しておくとともに、定期点検の担当者は年2回点検し、必要に応じ更新する。

なお、職員の参集時には、職員身分証明書、飲料水、食料、軍手、タオル、懐中電灯、筆記具、携帯ラジオ、薬品、包帯等を持参する。これらの参集時携行品は、リュックサック等に入れ、常に持ち出しできるように準備しておく。服装については、貸与している作業着又は動きやすいものとする。

(参考) ※ 食料は、仕事をしながら食べられるもの
(例) 携帯用バランス栄養食品、クッキー等
※ 必要に応じて用意しておくもの
(例) 目薬、マスク、予備めがね、携帯電話の充電器、下着等
※ 基本的に参集時の職員自身の飲料水、食料等は自己の責任において準備することになるため、日頃から食料3日分程度を職場のロッカーや机の引き出しに備えておいてください。

エ 緊急連絡体制の整備

- (ア) 総務課は、職員への連絡、招集用として緊急連絡網を整備する。
- (イ) 各課等は、消防・警察・電力会社・ガス会社等、関係機関への連絡用として緊急時の連絡先一覧表を整備する。

オ 情報のバックアップ

各課等は、重要な情報、文書等について、月1回以上バックアップをとり、外付け大容量ハードディスク等に保存し、厳格に管理を行う。

カ 教育・訓練

- (ア) 各課等は、災害等発生時の迅速かつ的確な応急・復旧対策を期するために訓練を行う。この訓練は、緊急時の安否確認、動員訓練、避難・消防訓練、救助・救出訓練のほか、図上訓練で災害時等の状況判断を訓練する。
- (イ) 各課等は、災害等への対策に関する研修、講演会等に職員を参加させる。
 - ※ 参考 a 消防計画の火災予防措置
 - b 消防計画の自衛消防活動

- c 電気事業の労働災害防止（安全管理）
- d 電気事業の危機管理
- e 機械故障及び停電事故等の対応
- f 施設運営・管理上必要な法定資格 等

(4) 危機兆候の情報収集

各課等は、連携して次の手段により危機の発生兆候に関する情報を早期に収集する。

- ア 危機に関する専門機関からの情報
- イ メディア、インターネットからの一般情報
- ウ 苦情・クレーム等のうち、危機に関連する情報
- エ 市民、議員、職員等からの情報
- オ 国・県・市等の関係機関、市内の団体、企業からの情報

3 緊急時の対応

発生した危機的事象によって、必要な対応が異なるため、情報収集や連絡調整を十分に行い対応すること。

(1) 職員の初期対応

- ア 職員は、事務、事業、施設の所管に関わらず、危機の発生に関する情報を入手したときは、所属長に報告する。
報告を受けた所属長は、直ちに関係機関等に連絡するなど適切な措置を講じる。
なお、覚知した情報が緊急・異常事態に該当するか判断に迷った場合は、緊急・異常事態とみなして対応する。
- イ 参集基準に該当する職員は、家族等の安全を確認した後、早期に参集できる手段を用いて、勤務場所に参集する。
- ウ 警察署・消防署・関係機関に通報が必要な場合は、所属長の判断で通報を行う。
なお、緊急の場合は、自らの判断で通報を行う。
- エ 参集途上において、火災、人身事故等の現場に遭遇したときは、当該自治体、最寄りの消防機関又は警察機関へ通報する。

(2) 緊急時の対応

災害等発生直後は、人命の保護及び二次災害等の防止に努める。

ア 職員の動員計画

事務局長は、次に定める職員を動員する。

<地震>

横浜地方気象台が発表する秦野市若しくは伊勢原市のどちらか高い方の震度を基準とする。なお、震度6弱未満でも市内に大規模な被害が発生したときは、レベル3とする。

震度 4	レベル 1	6 級以上の職員及び施設管理に関わる職員が参集、点検
震度 5 弱以上	レベル 2	主幹・技幹級以上の職員、施設管理に関わる職員が参集 必要に応じて関係職員を招集 ※ 職員の安否確認を実施（総務課で集約）
震度 6 弱以上	レベル 3	全職員が参集 ※ 職員の安否確認を実施（総務課（情報収集・連絡班）で集約）

<その他の災害等>

風雨、洪水の注意報が発令された場合等で、施設もしくは人的被害の発生のおそれは少ないが、準備・警戒体制を要する事象	警戒体制	必要に応じて施設管理に関わる職員が参集、点検
施設もしくは人的被害発生のおそれが低い事象であるが、事務局長が必要性を判断した場合 【例】警戒レベル 3 「高齢者等避難」・葛葉川氾濫警戒情報 等	レベル 1	6 級以上の職員及び施設管理に関わる職員が参集、点検
施設もしくは人的被害発生のおそれがある事象 【例】警戒レベル 4 「避難指示」・葛葉川がはん濫危険水位に到達等	レベル 2	主幹・技幹級以上の職員、施設管理に関わる職員が参集 必要に応じて関係職員を招集 ※ 職員の安否確認を実施（総務課で集約）
施設もしくは人的被害が発生又は発生するおそれが高い事象	レベル 3	全職員が参集 ※ 職員の安否確認を実施（総務課（情報収集・連絡班）で集約）

※ 事務局長が状況に応じて事前配備する場合、各課等の長へ連絡する。

なお、動員人数については、各課等の長が必要人数を決定し、各課等の職員へ配備命令を行う。

※ 職員の動員計画については、再任用職員も含む。

イ 連絡網

各課等の長は、各課等の緊急連絡網を作成し、関係職員に周知する。

ウ 職員の安否確認

各課等の長は、各課等の緊急連絡網などにより職員の安否確認を行い、総務課（情報収集・連絡班）に報告する。

エ 施設の被害調査に関すること

各課等の長は、施設の緊急点検を実施し、点検結果を集約する。また、本組合所有の施設の被害調査を実施し、危機的事象の発生に関しては先に「危機情報連絡票」(様式1)にて報告した後、「施設被害状況等報告書」(様式2)により総務課に報告する。

オ 施設の応急措置に関すること

各課等は、本組合所有の施設の被災状況を把握し、一時的に復旧の必要が生じた場合、復旧の方法、期間を勘案し、体制を整える。

カ 災害ごみの受け入れに関すること

(ア) 両市の災害ごみの状況を確認する。

a 秦野市環境資源センター 82-4401 FAX84-6744

b 伊勢原市環境美化センター 94-7502 FAX92-4717

(イ) ごみ焼却施設で処理能力を超える場合や、大型ごみ等については、両市と協議のうえ、両市が決定した指定場所を臨時集積所として応急措置をともに行う。(臨時集積所における仮置きのみでは対応できない場合は、周辺自治体への協力要請をともに行う。)

また、必要に応じ災害廃棄物等の処理に関する基本協定の適用を両市が検討し、圏外搬出を実施する。

(ウ) 両市の廃棄物所管課と緊密な情報交換に努めるとともに、分別の徹底や産業廃棄物の混入防止対応等を要請する。

キ 災害時等の環境保全に関すること

災害時等においては、両市や湘南地域県政総合センターの環境保全主管課と調整し、環境保全についての協議を行う。

ク 遺体の火葬等について

災害等で多数の死者が発生した場合は、両市の戸籍主管課と連携し火葬すること。詳細は「秦野斎場危機管理マニュアル」を確認すること。

ケ その他

(ア) 対応に不備がないか、「緊急時の初動対応の基本チェックシート」(様式3)で確認する。

※ チェックシートの対応者

・レベル1：参集した職員が対応

・レベル2：参集した総務課職員が対応

・レベル3：総務課(情報収集・連絡班)が対応

(イ) 災害後、行政・地域社会等から地域住民への支援に関する申し入れ(例：避難場所として提供することや物資の提供など)があった場合、施設の状況、業務運営の実態、緊急度合等を勘案して必要に応じて対応する。

(3) 災害対策本部の設置

ア 設置

レベル2で設置することとする。また、レベル2に達しない場合でも、必要に応じ本部長（組合長）の指示により設置する。その設置場所は、優先順位を①はだのクリーンセンター内、②伊勢原清掃工場内、③秦野畜場内として設置する。

イ 構成

6級以上の職員（総務課長、施設課長及び工場長）及び本部長等（組合長、副組合長及び事務局長）が指名する職員をもって構成する。

- (ア) 本部長（組合長）：各班の分担業務について指揮監督する。
- (イ) 副本部長（副組合長）：本部長（組合長）を補佐する。
- (ウ) 部長（事務局長）：部長として各班の分担業務の執行の指揮にあたる。
- (エ) 班長（各課等の長）：班長として班の分担業務の具体的な執行の指揮にあたる。
- (オ) 班員：各課等の職員は班員として、その班の分担業務を遂行する。
- (カ) 職務の代行：組合長による対応が困難である場合は、副組合長、事務局長、総務課長、施設課長、工場長の順で職務を代行する。

ウ 主な分担業務

(ア) 情報収集・連絡班

班長：総務課長

- a 現人員の把握 職員の安否の集約
- b 被害状況を集約
- c マスメディア等からの情報収集
- d 警察・消防への通報、援助要請 関係機関との連絡調整
- e 周辺地域の情報把握 地域住民との協力体制
- f 外部対応（情報発信、マスコミ対応）
- g 災害対策本部庶務

※ 必要に応じ、両市災害対策本部等と連絡調整を図る。

(イ) 緊急対応第1班（はだのクリーンセンター及び秦野畜場）

班長：施設課長

委託事業者、指定管理者と連携し被害状況の把握（はだのクリーンセンター及び秦野畜場の稼働状況、電気・ガス・水道等のインフラ）に努め、情報収集・連絡班にその報告を行うとともに、復旧等を含めた具体的な対策を指示する。

また、次のaからdまでの事項については、委託事業者、指定管理者が対応することとし、必要に応じて緊急対応第1班もともに対応するものとする。

なお、具体的な対応方法については、はだのクリーンセンター及び秦野畜場の危機管理マニュアル等で定めることとする。

（自衛消防隊の設置）

- a 被災者の救助
- b 初期消火等への対応
- c 一時避難の住民対応
- d 必要に応じた緊急対応

(7) 緊急対応第2班（伊勢原清掃工場及び栗原一般廃棄物最終処分場）

班長：工場長

現業職員（行2職員）、委託事業者と連携し被害状況の把握（伊勢原清掃工場及び栗原一般廃棄物最終処分場の稼働状況、電気・ガス・水道等のインフラ）に努め、情報収集・連絡班にその報告を行うとともに、復旧等を含めた具体的な対策を指示する。

また、次のaからdまでの事項については、現業職員（行2職員）や委託事業者が対応することとし、必要に応じて緊急対応第2班もともに対応するものとする。

なお、具体的な対応方法については、伊勢原清掃工場及び栗原一般廃棄物最終処分場の危機管理マニュアル等で定めることとする。

（自衛消防隊の設置）

- a 被災者の救助
- b 初期消火等への対応
- c 一時避難の住民対応
- d 必要に応じた緊急対応

エ 解散

本部長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生時における応急措置が概ね完了したときは、災害対策本部を解散する。

(4) 緊急時の広報

ア 目的

緊急時の広報は、危機が発生した場合に、発生事象の事実関係、緊急対応内容・方針、今後の見通しなどについて、市民に広報し、市民自身が行う応急対応に資するとともに、拡大被害・二次被害などへの市民の不安感を解消することを目的として行う。

イ 広報手段

(7) 報道機関の利用

迅速・広範囲な市民周知が可能となるため、緊急時の広報手段として活用する。

(イ) 両市の防災行政無線及び車両広報の活用

危機発生直後の応急的な広報として活用する。

(ロ) ホームページ（本組合・両市）、テレビ神奈川（tvk）の緊急時のお知らせ
提供内容・タイミングを考慮できるため、報道機関を利用した広報と併用する。

(ハ) 両市の緊急情報メールの配信

※ 緊急速報メール、X（旧ツイッター）、LINEも含む。

(ニ) 自治会連絡網等の利用

地域を限定して詳細な情報を提供する場合に活用する。

ウ 取材・問い合わせ対応

関係部署と協議し、その時点で公表できる内容を明確にするとともに、責任ある回答ができる職員（原則として管理職）を定め、報道機関からの取材・問い合わせに対応する。

4 収束時の対応

(1) 記録

施設課及び工場は、各々が行った緊急対応を時系列で記録・整理する。

総務課は、関連課等各々が行った緊急対応記録の報告を受け、緊急対応の全体を取りまとめる。

(2) 分析・評価と再発防止策

ア 各課等は、危機の発生原因、被害拡大原因の分析と課題整理を行う。

＜原因分析の視点＞

時系列的に整理された事態の推移や対応記録に基づき、人、組織、環境、設備、管理・仕組み、制度などの各要素から危機発生原因、被害拡大原因を究明する。

イ 各課等は、各々が行った緊急対応の自己評価を行う。

ウ 各課等は、原因分析や自己評価結果に応じて各マニュアルの見直しなど再発防止策を講じる。

電力施設の応急活動対策

東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社

災害により電力設備に被害があった場合には、二次災害を防止し、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持する。

I 防災体制

(1) 非常態勢の区分

災害の発生のおそれがある場合または発生した場合（以下「非常災害」という）に対処するための非常態勢は、その情勢に応じて下表のとおりとする。

非常態勢の情勢	非常態勢の区分
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の発生が予想される場合 ・ 災害が発生した場合 	第1非常態勢
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な災害の発生が予想される場合 ・ 大規模な災害が発生した場合 ・ 電気事故による突発的な広範囲停電が発生した場合 ・ 東海地震注意情報が発せられた場合 	第2非常態勢
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 サービス区域あるいは所属店所のある都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ・ 警戒宣言が発せられた場合 	第3非常態勢

(2) 非常態勢の組織

本社、神奈川総支社及び小田原支社支部が、非常態勢に対応し設置する組織（非常災害対策本部と非常災害対策支部）は下表のとおりとする。

事業所	組織	機能
本社	非常災害対策本社本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本社における非常災害対策活動の実施 ・ 全事業所において実施される非常災害対策活動の総括および指揮
総支社、電力所等	非常災害対策神奈川総支社本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自事業所における非常災害対策活動の実施 ・ 自総支社に所属する事業

		所において実施される非常災害対策活動の総括および指揮
第一線機関（支社、火力発電所、その他指定事業所）等	非常災害対策支部 （小田原支社支部）	・自事業所における非常災害対策活動の実施

2 非常災害対策活動

(1) 非常災害時における電力設備の運転

- ア 非常災害が発生した場合においても、電力供給は可能な限り継続する。
- イ 電力供給の継続が危険であると認められる場合は、その旨を関係箇所に連絡するとともに、運転を停止するなどの必要な措置を講じる。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置を講じた後、関係箇所へ速やかに連絡する。

(2) 非常災害時の情報の収集・連絡

ア 情報の収集

(ア) 非常災害対策本社本部・小田原支社支部は、それぞれの機能に基づき次の情報を迅速・的確に収集し、災害情報を集約・共用するシステム（以下、「災害情報システム」という。）へ登録する。

- ・当社設備等に係わる人身災害発生状況
- ・停電状況（停電件数・停電地域等）、停電による主な影響、重要なお客さま等の停電状況、停電復旧状況
- ・カスタマーセンター等で受け付けたお客さまからの特別な要請・設備情報
- ・各設備の被害状況（被災画像等）、設備復旧状況
- ・復旧用資機材、要員等の応援、食料等の手配・調達状況、要望事項
- ・非常災害対策要員の出勤状況、社員および家族の被災状況
- ・社外対応状況（国および地方公共団体の災害対策本部等、官公庁（署）、報道機関およびお客さま等への対応状況）
- ・公共交通機関や道路等の被害情報等
- ・その他気象等に関する情報等

イ 情報集約

- ・各非常災害対策本部は、災害情報システムにより集計された被害状況を把握する。

(3) 被害の復旧

ア 復旧計画の作成

非常災害対策本社本部・小田原支社支部は、電力システムの全体的な復旧方法と各設備の復旧方法、仮復旧を含めた工程、復旧資機材の調達、応援の必要の有無、復旧作業隊の配置、宿泊施設、食料、衛生対策等の手配等を明らかにした復旧計画を作成する。

イ 復旧順位

各設備の復旧順位は、原則として人命に関わる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先する等、あらかじめ定めたものによることを原則とするが、公共交通機関や道路等の被害状況、当社設備の被害状況及び設備復旧の難易度を勘案し、復旧効果の最も大きなものから行う。

ウ 復旧作業上の留意事項

- (ア) 災害発生状況により交通規制がとられた場合は、あらかじめ定められた所定の手続きを実施する。
- (イ) 復旧作業には、あらかじめ準備された所定の腕章を、また連絡車、作業車には所定の標識を掲示して、東京電力復旧業者であることを明示する。
- (ウ) 幹線道路上において支障となっている当社の被害工作物は、避難路、輸送路の確保のため早期に取り除く。
- (エ) 河川及び急傾斜地に近接している箇所では復旧作業を行う場合は、事前に避難方法等を確認しておく。

(4) 広報活動

ア お客さまに向けた広報

- (ア) 非常災害が発生した場合は、広報車等により、感電事故及び電気火災等の防止に関する広報を行う。
- (イ) 当社独自では速やかな広報活動ができない場合（停電規模が1,000軒で1時間を超えるような広範囲・長時間停電の場合）は、秦野市防災行政無線による広報を依頼する。詳細については、秦野市との協議による。

イ 報道機関を通じた広報

- (ア) 広範囲にわたる停電事故が発生した場合は、報道機関を通じて電力施設の被害状況、復旧見込み、感電事故及び電気火災等の防止等について迅速、適切に広報を行う。
- (イ) 報道機関への対応は、原則として小田原支部は行わず、本社本部、神奈川総支社本部が調整のうえ実施する。迅速な対応の観点等から、神奈川総支社本部がそれぞれの受持区域内の事故等に関する広報を行った場合は、広報内容を速やかに本社本部へ報告する。
- (ウ) 首都圏（東京都、千葉、神奈川、埼玉県）で震度5強以上の地震が発生し広範囲・長時間停電が発生した場合などには、本社本部は、あらかじめ定められた手続きに従い、NHK及び在京ラジオ6社に同時広報を行う。

NTT 東日本株式会社神奈川事業部地震防災応急計画

………大規模災害に備えた業務継続マニュアルに定めるところによる。

神奈川中央交通株式会社地震防災応急計画

(目的)

第 1 条 この計画は、大規模地震特別措置法に基づく警戒宣言の発令から地震発生時における旅客の生命、身体及び社有財産を保護し、被害の軽減を図るとともに、旅客輸送の早期復旧を図ることを目的とする。

(社内諸規程との関係)

第 2 条 前条の目的を達成するために必要な事項は、別に定めがある場合のほか、本計画の定めるところによる。

(防災教育及び訓練)

第 3 条 防災教育及び訓練は、次により行うものとする。

- (1) 防災に対する講演、映画、研究会等への参加
- (2) 地域社会での地震防災訓練への参加
- (3) 県、市、町、村の地震防災要綱等で示されている危険箇所、避難場所、避難道路及び緊急指定道路並びに指定道路の交通規制内容等の周知徹底

(防災用設備及び用品の備蓄)

第 4 条 災害発生時に備え、本社及び各営業所は、次に掲げるものを備蓄しなければならない。

- (1) 非常用信号用具（赤旗、発煙筒、懐中電灯等）
- (2) 非常用電池（自動車用バッテリー）
- (3) 救急用医薬品
- (4) 防火用水及び飲料水
- (5) 非常用食料品
- (6) 自転車
- (7) ラジオ
- (8) 消火器

(緊急対策本部)

第 5 条 警戒宣言が発令されたときから災害復旧が完了するまでの防災組織は、別表 1 のとおりとし、組織を構成する担当者は、それぞれの職責を熟知していなければならない。

(警戒宣言が発せられた場合の緊急措置)

第 6 条 警戒宣言が発せられ、地震発生まで時間的余裕がある場合は、被害を最小限度にとどめるため、次の措置をとらなければならない。

- (1) 災害時優先電話、衛生電話、携帯電話及びラジオによる正確かつ迅速な情報の収集と伝達
- (2) 火災を防止するための電源及び火気の遮断
- (3) 防災体制確立のための要員確保（本社及び各営業所）
- (4) 防火用設備、用品の点検
- (5) 現金、有価証券及び重要文書の金庫又は耐火ロッカーへの格納
- (6) 営業用車両の運行中止時期及び方法の決定
- (7) 運行を中止した車両の分散配置
- (8) 地域自治体への協力及び応援要請

（大規模地震が発生した場合の措置）

第 7 条 大規模地震が発生した場合は、自らの生命、身体の安全を確保できる範囲内で、前条各号に定める措置を可能な限りとらなければならない。

- 2 運行中に大規模地震を感知した場合、乗務員がとるべき措置については、別に定める「地震発生時における乗務員の措置要綱」によるものとする。

（人命の保護及び救済）

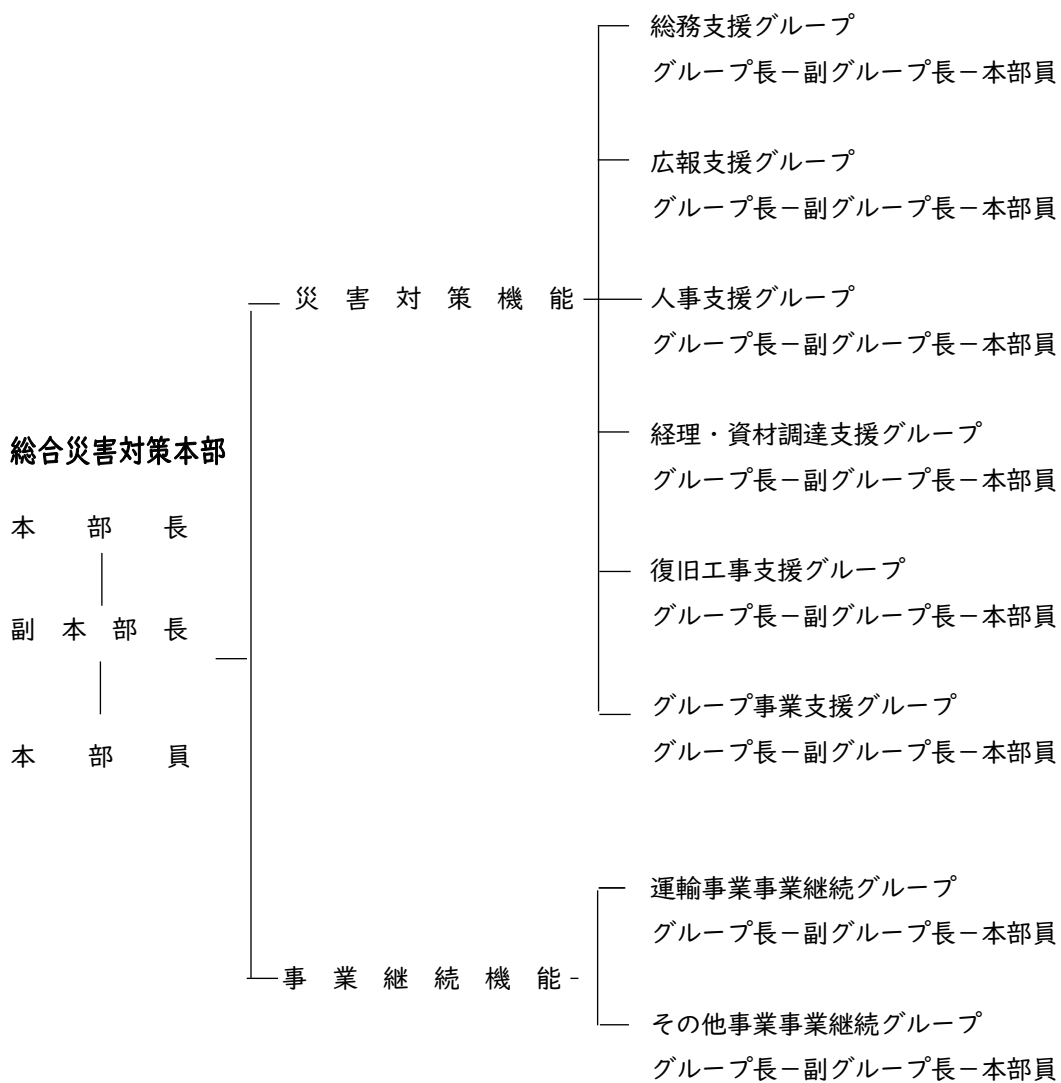
第 8 条 旅客等に死傷者のあるときは、救急を最優先とし医療機関、警察署、消防署への通報、運搬、依頼等を速やかに行う等必要な措置をとることとし、被害者の住所、氏名、年齢等の確認、家族への連絡等を適切に行わなければならない。

（災害の復旧及び正常な運行の回復）

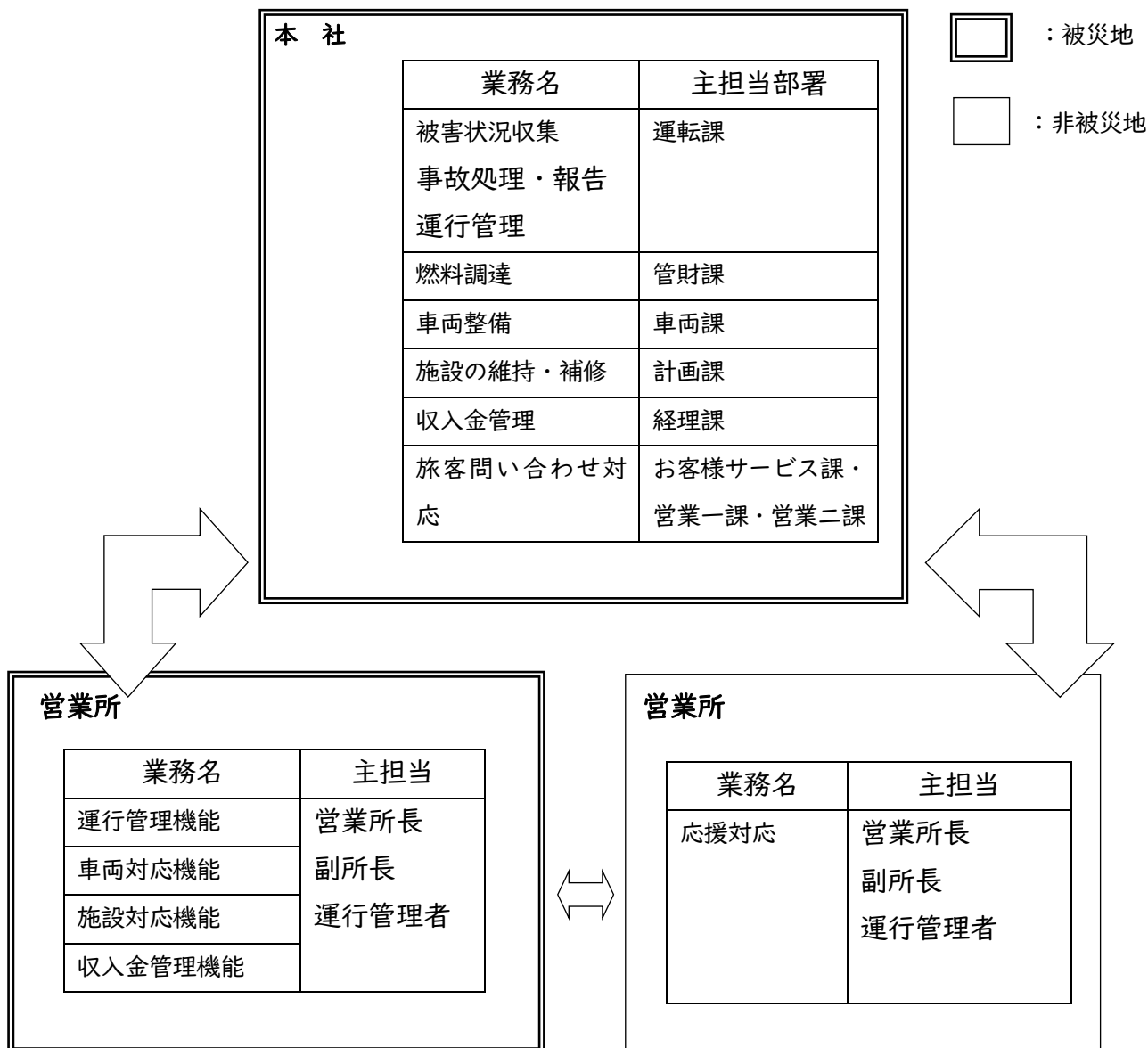
第 9 条 公共輸送機関としての社会的使命を自覚し、全従業員は、災害の復旧、正常な運行の回復を早期に達成するため最善の努力をしなければならない。

- 2 前項の目的を達成するための具体的行動は、総合災害対策本部長の命によるものとする。

災害対策本部の組織体制



運輸事業事業継続グループの組織体制



神奈川中央交通株式会社
地震発生時における乗務員の措置要綱

(主 旨)

第 1 条 この要綱は、運行中に地震が発生した場合、旅客の安全を図るため、乗務員のとるべき措置要領を定めるものである。

(運転中止の措置)

第 2 条 運転士は、地震を感知した場合、直ちに運転を中止し道路左側の安全な場所に停車させ、旅客に対し冷静な行動を呼びかける。地震が収まるまではエンジンを切らず、緊急避難等に備える。

2 運行中に警戒宣言が発令されたことを知ったときは、速やかに営業所に連絡し、その指示に従わなければならない。

(停車)

第 3 条 停車する場合、次のような場所は極力避けること。また、やむを得ず旅客を乗せたまま近くに移動するときは、その旨を旅客に告げなければならない。

- (1) ガソリンスタンド
- (2) 高圧ガス貯蔵所
- (3) 有害ガスの発生しやすい場所
- (4) 倒壊のおそれのある建物付近
- (5) 電柱、塀の脇
- (6) 高圧線の真下
- (7) 交差点、トンネル、橋の上又は下、急坂、踏切
- (8) 歩道橋の下
- (9) 土砂崩れのおそれのある場所
- (10) 崖崩れのおそれのある場所
- (11) 崩落のおそれのある路肩
- (12) 冠水又は高潮の危険のある場所
- (13) 消火栓等の消防設備の付近、その他危険と思われる場所

(旅客の避難誘導等)

第 4 条 旅客の避難誘導にあっては、次の点に留意しなければならない。

- (1) 旅客の避難誘導は、沈着冷静に行い、安全で機敏な行動をとるよう努める。
- (2) 旅客の混乱制止に努める。
- (3) 旅客の避難場所は、原則として定められた最寄りの場所とする。
- (4) 指定場所への避難が危険又は不可能と判断されるときは、最寄りの安全と思われる場所を指示する。

- (5) 誘導は、負傷者、高齢者、乳幼児、妊婦等を優先して行う。
- (6) 夜間にあつては、車内備付けの非常用信号灯を携行する。
- (7) 現場で警察官又は消防署員等の指示があるときは、それに従い行動する。

(旅客の救護)

第 5 条 旅客に死傷者等事故者が生じた場合は、その救護に努め、最寄りの病院に収容又は安全な場所に一時移す等最善の措置を講ずる。

(社有財産の保全)

第 6 条 乗務員は、車両、運賃箱、車検証その他重要物品の保全に万全を期さなければならない。

(営業所への連絡)

第 7 条 乗務員は、被害状況などにつき、電話その他の方法で連絡可能な限り報告し、指示を受ける。

- 2 被災地外にあつても、その情報収集に努めるとともに営業所との連絡を図り、また、旅客の不安軽減に努める。

(その他)

第 8 条 警察官による交通規制又は公的機関関係者による他の規制、指示等があるときは、それに従うこと。

- 2 誤った情報や流言に惑わされたりしないよう冷静な判断、行動に努める。
- 3 乗務員は、別に定める「災害時乗務員対応マニュアル」を常に携帯し、災害発生時等には、当該規定に従い行動する。

小田急電鉄株式会社の災害時及び地震時の対応方法等について

小田急電鉄株式会社

【異常気象時の取扱】

降雨に対する取扱

1 降雨の激しい場合の状況報告

- (1) 駅長は適宜、駅施設の点検を行い、必要に応じ、降雨の状況および旅客の混雑状況を運輸司令所長に報告する。
- (2) 乗務員は運転の途中、必要に応じ、降雨の状況を運輸司令所長に報告する。
- (3) 電車区長・車掌区長は降雨が激しい場合、巡回、添乗等により降雨の状況および線路の状態等を運輸司令所長に報告する。
- (4) 工務技術センター統括所長は必要に応じ、線路警戒の状況等を運輸司令所長に報告する。

2 降雨の激しい場合の注意運転

- (1) 乗務員は、降雨が激しい場合、「降雨時の要注意箇所」を通過する際に運輸司令所長から速度規制の指令がない場合においても、線路冠水、土砂崩壊等を予期して運転し、異常を認めるときは、安全な箇所に停止する。
- (2) 乗務員は、前号の「降雨時の要注意箇所」以外の切上、トンネルの出入口、盛土、工事箇所、河川および低地を通過する際にも異常を予期した運転を行い、異常を認めるときは、安全な箇所に停止する。

3 運転規制の取扱

- (1) 運輸司令所長は、雨量計の計測値を「地震・気象情報監視システム」により把握し、規定値を超えた場合、工務技術センター統括所長と打合せのうえ、計測値にあわせた運転規制を指令する。なお、雨量計ごとの運転規制・点検区間は、別に定める「雨量計の運転規制・点検区間」により行う。
- (2) 運輸司令所長は、河川増水の恐れのある橋梁の河川水位を工務技術センター統括所長からの報告および「地震・気象情報監視システム」により把握し、規定水位を超えた場合は工務技術センター統括所長と打合せのうえ、計測値にあわせた運転規制を指令する。
- (3) 運輸司令所長は、線路冠水または、その恐れのあるときは、該当区間の運転規制を指令する。

4 降雨量の計測値による取扱

運輸司令所長は、降雨の激しい場合または長雨等により雨量計が規制値を超えた場合は、以下の運転規制を指令する。

(1) 時雨量 40mm 以上に達した区間

① 運転規制

運輸司令所長は、運転士に対し 45km/h 以下の速度規制を指令する。

② 線路点検

ア 工務技術センター係員による列車添乗により実施することができる。状況により電気システム管理所係員が同乗し点検を実施する。ただし、工務技術センター統括所長が定めた「降雨時の要注意箇所」については、必要により工務技術センター係員が徒歩点検を行う。

イ 線路点検結果を運輸司令所長に報告する。

③ 運転規制の解除時機

時雨量が 40mm 未満となり、工務技術センター係員が規制区間を点検し、異常ない場合、運輸司令所長は、工務技術センター統括所長と打合せのうえ、速度規制を解除する。

④ 時雨量が 80mm 以上に達した区間

ア 運転規制

運輸司令所長は、当該区間の運転見合せを指令する。なお、停車場間の列車は、15km/h 以下の速度で次の停車場まで運転することができる。この場合、旅客扱いは最寄駅までとする。

イ 線路点検

(ア) 時雨量が 20mm 未満となった場合、工務技術センター係員が「降雨時の要注意箇所」を徒歩により点検し、異常ない場合は試運転列車による線路点検を実施する。なお、線路点検者、行路および運転速度などは、運輸司令所長、電気司令所長と工務技術センター統括所長で打合せる。

(イ) 線路点検者は、停車場間ごとの線路点検結果を運輸司令所長に報告する。

ウ 運転規制の緩和および解除時機

(ア) 時雨量が 20mm 未満となり、線路点検の結果、異常ない場合は、運輸司令所長と工務技術センター統括所長が打合せ、45km/h 以下の速度で運転することができる。

(イ) 時雨量が 5mm 未満となり、以後降り続かないと予測される場合で、工務技術センター統括所長が規制区間を点検し異常ないと認めるときは、運輸司令所長と打合せのうえ、速度規制を解除することができる。なお、運輸司令所長と工務技術センター統括所長が打合せ、速度規制を別途設定する場合がある。

(2) 連続雨量 300mm 以上になった区間

① 運転規制

運輸司令所長は、運転士に対し 45km/h 以下の速度規制を指令する。

② 線路点検

ア 工務技術センター係員による列車添乗により実施することができる。状況により電気システム管理所係員が同乗し点検を実施する。ただし、工務技術センター統括所長が定めた「降雨時の要注意箇所」については必要により工務技術センター係員が徒歩点検を行う。

イ 線路点検結果を運輸司令所長に報告する。

③ 運転規制の解除時機

時雨量が 5mm 未満となり、以後降り続かないと予測される場合で工務技術センター統括所長が規制区間を点検し異常ないと認めるときは、運輸司令所長と打合せのうえ、速度規制を解除することができる。なお、運輸司令所長と工務技術センター統括所長が打合せ、速度規制を別途設定する場合がある。

(3) 時雨量 40mm 以上且つ連続雨量 300mm 以上になった区間

① 運転規制

運輸司令所長は、当該区間の運転見合せを指令する。なお、停車場間の列車は、15km/h 以下の速度で次の停車場まで運転することができる。この場合、旅客扱いは最寄駅までとする。

② 線路点検

ア 時雨量が 20mm 未満となった場合、工務技術センター係員が「降雨時の要注意箇所」を徒歩により点検し、異常ない場合は、試運転列車による線路点検を実施する。なお、線路点検者、行路および運転速度などは、運輸司令所長、電気司令所長と工務技術センター統括所長で打合せる。

イ 線路点検者は、停車場間ごとの線路点検結果を運輸司令所長に報告する。

③ 運転規制の緩和および解除時機

ア 時雨量が 20mm 未満となり、線路点検の結果、異常ない場合は、運輸司令所長と工務技術センター統括所長が打合せ、45km/h 以下の速度で運転することができる。

イ 運転見合わせを実施した後、時雨量が 5mm 未満となり、以降降り続かないと予測される場合で、工務技術センター統括所長が規制区間を点検し、異常ないと認めたときは、運輸司令所長と打合せのうえ、速度規制を解除することができる。なお、運輸司令所長と工務技術センター統括所長が打合せ、速度規制を別途設定する場合がある。

5 線路冠水の取扱

線路冠水の基準は、枕木が雨水で隠れた時とする。

(1) 運転士は、線路冠水を認めた場合、列車を当該箇所の手前に停車させ道床を確認する。異常がない場合は、運輸司令所長の指示により 15 km/h 以下の速度で当該箇所を通過することができる。その後の運転規制については、工務技術センター統括所長と運輸司令所長が打合せ実施する。

ただし、地下区間については、地下区間外に列車を進出させた後、同区間の運転を見合わせる。

(2) 線路冠水により道床に異常を認めたとき、またはレール踏面以上に冠水したときは、運輸司令所長は当該区間の運転を見合わせる。

線路点検結果から工務技術センター統括所長が異常ないと認めたときは、運転見合わせを解除する。その後の運転規制については、工務技術センター統括所長と運輸司令所長が打合せ実施する。

(3) 線路点検結果から工務技術センター統括所長が異常ないと認めたときは、運輸司令所長と打合せのうえ、速度規制および運転見合わせを解除する。

6 河川水位上昇に伴う取扱

工務技術センター統括所長は、降雨の激しい場合または長雨等により河川が増水する恐れのあるときは、「地震・気象情報監視システム」または当該河川の点検により河川の水位を把握し、その状況を運輸司令所長に報告する。

(1) 河川水位の計測値による取扱

① 河川水位が桁下 1.0m に達したとき

運輸司令所長は、当該橋梁を通過する列車に対し 45 km/h 以下の注意運転を指令する。

② 河川水位が桁下 0.5m に達したとき

運輸司令所長は、当該区間の運転見合わせを指令する。ただし、当該区間を運転中の列車においては当該橋梁の安全を確認し 25km/h 以下の速度で通過することができる。

③ 河川水位が桁下 0 m に達したとき

運輸司令所長は、当該区間の運転見合わせを指令する。当該区間を運転中で橋梁を通過していない列車に対して緊急停止を指令する。

(2) 河川水位計設置箇所および運転規制区間

① 金目川橋梁

運転規制区間：当該橋梁

② 第 2 四十八瀬川橋梁・第 3 川音川橋梁

運転規制区間：第 1 四十八瀬川橋梁～第 3 川音川橋梁間

どちらか一方の橋梁の河川水位が規定値を超えた場合、運転規制を適用する。

(3) 運転規制の解除または緩和の時機

運輸司令所長は、河川水位が規定値以下となった場合、工務技術センター統括所長と打合せのうえ、当該河川の点検結果により「運転規制の解除または緩和を指令する。

強風に対する取扱

1 強風時の状況報告

- (1) 関係駅区所長は風速が 20m/s 以上となった場合、当該区間の所管施設の点検を行い設備状況等、必要事項を運輸司令所長に報告する。
- (2) 乗務員は列車の運転中に暴風または強風に遭遇した場合、その状況を逐次、運輸司令所長に報告する。特に運転規制の区間を運転中の場合は風速および線路の状況等を確認し異常の有無を運輸司令所長に報告する。

2 強風時の注意運転

- (1) 乗務員は、風速が激しい場合、立木の傾斜、架線垂下、および線路内構造物への飛来物等に注意して運転をする。
- (2) 乗務員は、風速が激しい箇所、列車の速度を変化させないように努め、急激な制動操作等の取扱いをしない。
- (3) 乗務員は、列車の運転が危険であると認めたときは、曲線、橋梁などを避け、安全な箇所に停止する。

3 強風に関する運転規制区間の指定

風の通り道等で、風により列車に働く空気力が大きくなると予測される区間を「酒匂川区間」「特別警戒区間」「相模川区間」として指定し、運転規制を実施する。

4 運転規制および点検の取扱

- (1) 運輸司令所長は、風速計の計測値を「地震・気象監視情報システム」により把握し、風速にあわせた運転規制を指令する。
- (2) 風速計ごとの運転規制・点検区間については、別に定める「風速計の運転規制・点検区間」により行う。
- (3) 運輸司令所長は、風速が規定値を超えた場合、関係駅区所長に対し当該区間の所管施設の点検強化を指令する。

5 風速による取扱

(1) 風速 20m/s 以上

一般区間：該当区間を通過する全列車に注意運転を指令する。

酒匂川区間：該当区間を通過する全列車に 15km/h 以下の速度規制を指令する。

特別警戒区間：該当区間を通過する全列車に 45km/h 以下の速度規制を指令する。

なお、伊勢原～鶴巻温泉間の速度規制区間には、強風時の安全確保のため 35km/h の速度制

限標を上下線に設置する。

相模川区間：該当区間を通過する全列車に 45km/h 以下の速度規制を指令する。

(2) 風速 25m/s 以上

一般区間：該当区間を通過する全列車に 25km/h 以下の速度規制を指令する。

酒匂川区間：該当区間の運転見合せを指令する。ただし、酒匂川区間の該当駅間を運転中の列車においては安全を確認し 15km/h 以下の注意運転で最寄駅まで運転することができる。

特別警戒区間：該当区間の見合せを指令する。ただし、特別警戒区間の該当駅間を運転中の列車においては安全を確認し 15km/h 以下の注意運転で最寄駅まで運転することができる。

相模川区間：該当区間を通過する全列車に 15km/h 以下の速度規制を指令する。

(3) 風速 30m/s 以上

該当区間の列車に対し運転見合せを指令する。

ただし、該当駅間を運転中の列車においては安全を確認し 15km/h 以下の注意運転で最寄駅まで運転することができる。

注：一般区間とは、酒匂川区間、特別警戒区間、相模川区間以外の区間をいう。

6 運転規制の緩和および解除時機

(1) 運輸司令所長は、10 分間連続して風速が規定値以下となった場合、運転規制の緩和または解除を指令する。

(2) 運輸司令所長は、風速 30m/s 以上で運転見合せを実施した場合の解除、または速度規制への切替については、気象状況を勘案し判断する。なお、警戒本部が設置されている場合、運輸司令所長は、警戒本部と打合せを行う。

【地震災害対応計画】

初動対応

1 救護活動

- (1) 所属員は、自らの安全を確保し、相互に協力して、あらかじめ定められた担当任務に従い、旅客・従業員等の救護、避難、消火活動を的確かつ迅速に行う。
- (2) 救護、避難、消火活動にあたっては、関係防災機関等との連携に努めるものとする。
- (3) 死傷者があった場合、「運転事故応急処理手(死傷者の処置)」に基づき、速やかな処置を行うものとする。

2 非常招集

- (1) 所属長は、所属員の招集を必要と認めた場合、速やかに非常招集を行う。
- (2) 所属長は、請負工事業者、他事業者からの応援を必要と認めた場合、速やかに要請を行う。
- (3) 所属員は、所属長の指示により出動する。ただし、就業時間外または休日に、東京 23 区、神奈川県いずれかもしくは両方において「震度 6 弱」以上の地震が発生した場合、所属長と連絡が取れない場合でも、特別の理由がある場合を除き、あらかじめ各部で定めた場所に出動するものとする。
- (4) 前項に関し、出動することが困難な場合は、当社線最寄駅や会社施設等の「内線電話使用可能場所」へ出動し、内線電話を使用して所属職場より指示を受ける。ただし、所属職場からの指示が受けられない場合は、

出勤した場所の責任者の指示に従う。

3 所属員の安否確認

- (1) 所属長は、勤務中の所属員の安否状況を確認する。
- (2) 所属員は、自己の安否状況および出社の可否を「安否確認システム」等を利用し、所属長に報告する。

4 情報の収集と集約・記録

- (1) 運輸司令所長は、地震に関する情報収集と連絡通報に努める。
- (2) 電気司令所長は、電気関係の地震に関する情報収集と連絡通報に努める。
- (3) 駅区所長は、地震に関する必要な情報を運輸司令所長、電気司令所長に報告する。
- (4) 関係各部・駅区所は、地震発生より復旧完了まで、災害状況はもとより、通信の状況、点検・復旧の時系列、列車の停止位置・対応状況、駅滞留者の状況、打合せの内容等を記録保存するものとする。

5 地震動停止後における通信設備の取扱

- (1) 関係各部・駅区所は、平時に使用している通信設備の機能確認を行なう。また、状況に応じて代替通信設備の使用準備、使用する場合の打合せを行う。
- (2) 運輸司令所長、電気司令所長は、必要により通信の統制を行う。

6 地震動停止後における給電施設の取扱

電気司令所長は、発災直後の二次災害回避と給電施設の機能確認のため、以下のとおり取扱うことを原則とする。

(1) 受給電システムの把握

電気司令所長および電気システム管理所長は、東京電力からの受電状況および各変電所の受・配電状況の把握に努めるとともに、受電停止の変電所への給電開始見込について、情報収集を行う。

- (2) 電気司令所長は、電気システム管理所長と協議のうえ、健全変電所からの給電確保に努める。

運転取扱および点検取扱

1 列車の停止手配

- (1) 運輸司令所長は、地震計の計測値を「地震・気象情報監視システム」により把握し、40ガル以上を計測した場合、全線の列車に対し緊急停止を指令し、全列車の位置を把握する。
- (2) 乗務員は、運転中に強い地震を感知し、列車の運転が危険であると判断した場合は、直ちに列車を停止させる。ただし、築堤、切取り、トンネル、橋梁あるいは陸橋下のような場所を避け、安全と思われる場所に停止し、運輸司令所長に報告して、その後の指示を受ける。
- (3) 駅長は、強い地震を感知し、列車の運転が危険であると判断した時は、列車の出発を見合わせるとともに、運輸司令所長に報告し指示を受ける。

2 津波情報の取扱

(略)

3 列車無線の取扱

(略)

4 地震計の取扱

- (1) 地震計は、40 ガル以上の場合における全列車緊急停止、運転規制、点検区間設定等に用いる。
- (2) 運輸司令所長は、地震動停止後、地震計の計測値を関係駅区所長に通報する。

5 運転規制および点検の取扱

運輸司令所長は、地震計の計測値による区分に従い、運転規制および点検を指令する。なお、運転規制および点検の区間は、隣接する地震計設置地区の駅までとする。

ただし、区間の重なる場合は計測値の高い方に従い、駅構内の取扱いは、その地区に設置された地震計の計測値によるものとする。

6 施設の点検

- (1) 運輸司令所長は、40 ガル以上を計測した場合、関係駅区所長に所管施設の点検を指令する。
- (2) 関係駅区所長は、各施設の点検結果を運輸司令所長に報告する。

7 地震計の計測値ごとの取扱

(1) 40 ガル～79 ガルの区間

- ① 運輸司令所長は、地震動停止後、運転士に対し 25km/h 以下の注意運転を指令する。
- ② 運輸司令所長は、工務技術センター統括所長、電気システム管理所長および下北沢工事事務所に線路点検を指令する。
- ③ 運転士は、25km/h 以下の注意運転で次の停車場まで運転し、その間の線路等の状態を運輸司令所長に報告する。
- ④ 運輸司令所長は、25 km/h 以下の注意運転により異常を認めない停車場間毎に平常運転を指令する。
- ⑤ 工務技術センター統括所長、電気システム管理所長および下北沢工事事務所は、線路点検結果および列車の運転規制に関して必要の有無を運輸司令所長に報告する。

(2) 80 ガル～99 ガルの区間

- ① 運輸司令所長は、地震動停止後、運転士に対し 15 km/h 以下の注意運転を指令する。
- ② 運輸司令所長は、工務技術センター統括所長、電気システム管理所長および下北沢工事事務所に線路点検を指令する。
- ③ 運転士は、15km/h 以下の注意運転で次の停車場まで運転し、その間の線路等の状態を運輸司令所長に報告する。
- ④ 運輸司令所長は、15km/h 以下の注意運転により異常を認めない停車場間毎に 25km/h 以下の注意運転を指令する。
- ⑤ 工務技術センター統括所長、電気システム管理所長および下北沢工事事務所は、線路点検結果を運輸司令所長に報告する。
- ⑥ 運輸司令所長は、線路点検により異常を認めない停車場間毎に平常運転を指令する。

(3) 100 ガル以上の区間

- ① 運輸司令所長は、駅間に停止した列車の乗務員に対して、旅客を駅または踏切等より線路外まで誘導

することを指令する。ただし、乗務員は運輸司令所長の指示を受けられない場合でも、必要により自らの判断で旅客の誘導を行う。

- ② 運輸司令所長は、工務技術センター統括所長、電気システム管理所長および下北沢工事事務所長に線路点検を指令する。なお、営業運転中の線路点検は徒歩点検を原則とする。

ただし、工務技術センター統括所長の判断により、線路閉鎖・トロリー使用等の必要手続きを行なった後に、軌道兼用自動車、ATカート等による点検を実施することができる。

- ③ 工務技術センター統括所長、電気システム管理所長および下北沢工事事務所長は、点検結果を運輸司令所長に報告する。

- ④ 運輸司令所長は、工務技術センター統括所長、電気システム管理所長および下北沢工事事務所長による線路点検終了後、150 ガル以上の区間に対し試運転列車による安全確認を指令する。

ただし、100 ガル～149 ガルの区間においても地震発生時までの天候状態を考慮して、必要により試運転列車による安全確認を行う場合がある。

- ⑤ 運輸司令所長は、安全確認終了後、異常を認めない停車場間毎に平常運転を指令する。

復旧対応

1 鉄道対策検討チームの設置

- (1) 総合対策本部が設置された場合、危機管理規則に基づき、総合対策本部内に鉄道対策検討チームを設置する。

- (2) 鉄道対策検討チーム設置に係る緊急連絡

- ① 鉄道対策検討チームを設置する場合の関係部署への連絡ルートは、「鉄道対策検討チーム設置連絡ルート」による。
- ② 鉄道対策検討チーム設置後の情報伝達は、「総合対策本部設置後の組織と情報伝達経路」による。

2 復旧区間の考え方

継続、復旧する区間については、原則として新宿～本厚木間を優先して決定する。なお、継続、復旧区間を決定する際は、被害状況や検車区もしくは車両所を含む区間「運転再開優先区間の選定について」等も勘案する。

3 駅滞留者等への対応

駅滞留者の対応は原則以下のとおり行なう

- (1) 改札内への立ち入りは抑止する。
- (2) 最寄の広域避難場所、避難施設を案内する。
- (3) 自治体が一時滞在施設を開設した場合、その施設を案内する。
- (4) 状況に応じて所属長の指示により、備蓄品の配布をする。

東海地震に係る地震防災計画

計画の目的と位置づけ

1 計画の目的

この東海地震に係る地震防災計画(以下「防災計画」という。)は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年

法律第73号)第7条の規定に基づき、小田急電鉄株式会社の鉄道事業における地震防災に関する事項について、特別の措置を定めることにより地震防災対策の強化を図り、旅客および従業員の安全確保を図ることを目的とする。

2 計画の適用範囲

- (1) この防災計画は、東海地震注意情報(以下「注意情報」という)が発表された時点から行うべき事項および東海地震警戒宣言(以下「警戒宣言」という)が発せられた場合の地震防災体制、旅客の避難誘導、救助、被害の軽減対策、列車の運転計画(以下「応急対策」という)および教育・訓練に関する基本的事項を定めたものである。
- (2) 応急対策の実施に当たっては、関係機関と連携をとり、具体的実施事項を作成する。
- (3) 警戒宣言が発せられた場合の社内体制は、この防災計画のほか、危機管理規則の定めるところによる。
- (4) 発災後は、危機管理規則および鉄道防災計画【地震災害編】(以下「地震災害編」という)の第3部(地震災害対応計画)に定めるところによる。

警戒宣言が発せられた場合の強化地域内の列車の運転計画

1 警戒宣言が発せられた場合の列車運転

- (1) 運輸司令所長は、警戒宣言が発せられたときは、次の区間の列車の運転を中止する。

- ① 小田原線 相武台前から小田原間
- ② 江ノ島線 藤沢から片瀬江ノ島間

- (2) 駅間走行中の列車の取扱

駅間走行中の列車の乗務員は、最寄り駅まで安全な速度で運転し、停車場、停留場に到着後、旅客に対して警戒宣言が発せられたことを告げるとともに、避難場所への避難方を案内し旅客を降車させる。以後の車両の避難留置については、運輸司令所長の指示による。

- (3) 箱根登山線に進入した列車の乗務員は、箱根登山鉄道(株)の地震防災対策による。

- (4) 運輸司令所長は、小田急線と御殿場線の直通運転を中止する。

2 車両の避難留置

- (1) 運輸司令所長は、車両の避難留置について原則として最寄りの車両基地に収容するが、この取扱いによることのできない事態が発生したときは、次の駅に留置するように努める。

- ① 本厚木 2番線および3番線
- ② 伊勢原 2番線および3番線
- ③ 秦野 2番線および3番線
- ④ 新松田 2番線および3番線
- ⑤ 小田原 1～7番線

- (2) 第1節および前項各号の取扱いにより停止した列車の乗務員は、所長に報告するとともに、列車の電源をしゃ断し、転動防止を完全に行う。

3 警戒宣言発令後の運転速度

運輸指令所長は、警戒宣言発令後、第1節第1、2項および前節第1項により運転するときの速度は、原則として25km/h以下の速度で注意運転を指令する。

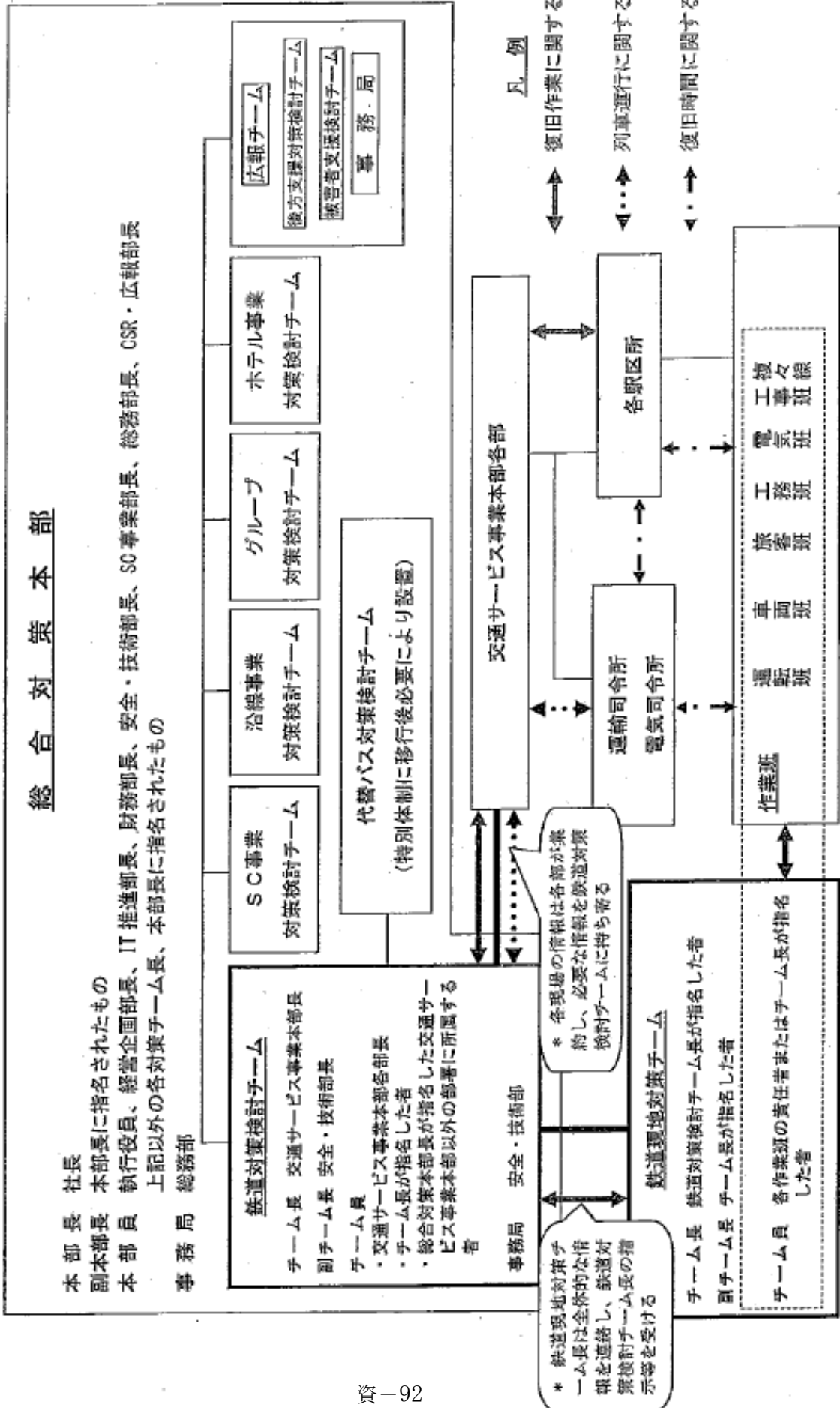
4 警戒宣言発令後の配電線、電車線の取扱い

電気指令所長は、警戒宣言発令後、列車の避難留置等所定の処置が終わった後、電車への給電を中止する。

5 警戒宣言の解除が発せられた場合の列車運転

- (1) 警戒宣言の解除が発せられたときの列車の運転は、関係駅区所長に対して施設および車両の機能確認を指示する。
- (2) 関係駅区所は、施設および車両の機能確認結果を運輸指令所長に報告する。
- (3) 運輸指令所長は、施設および車両の機能確認結果を鉄道対策検討チーム長に報告し、運転再開の指示を受け、関係駅区所長に対して運転再開の指令を行う。

総合対策本部設置後の組織と情報伝達経路



秦野市災害廃棄物等処理計画（平成30年3月改定）概要版

第1章 計画の改定にあたって

第1節 計画改定の目的

わが国は、その位置、地形、気象などの自然的条件から、地震、台風などによる災害が発生しやすく、特に、地震については、世界全体の約1割がわが国とその周辺で発生しているとされており、災害に対する備えは必須となっています。

国は、平成7年の阪神・淡路大震災を受け、「震災廃棄物対策指針（平成10年10月）」を策定し、その後、平成23年に発生した東日本大震災の経験や知見を踏まえ、「災害廃棄物対策指針（平成26年3月）」を策定しました。

この指針は、災害廃棄物の処理にあたって、住民の健康や安全・安心な生活を確保するためには、衛生的な生活環境の保持に資する迅速で計画的な対応が不可欠であるという2つの大震災における教訓から、災害廃棄物の処理のための実用的な技術情報を盛り込み、被災した自治体だけでなく、支援する自治体等にとっても実用的なものとなっています。

こうした状況を踏まえ、「災害廃棄物対策指針」及び「秦野市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）」に基づき、災害への平時の備えの明確化及び発生後の適正かつ円滑な対応による早期の復旧・復興を図るため、平成11年6月に策定した秦野市災害廃棄物等処理計画（以下「本計画」という。）を改定します。

なお、本計画は地域防災計画で想定している地震のうち、発生 of 切迫性があり、本市に及ぼす災害廃棄物の発生量が最も多いと想定される「都心南部直下地震」を当面の目標とし、被害想定等の見直しを行います。

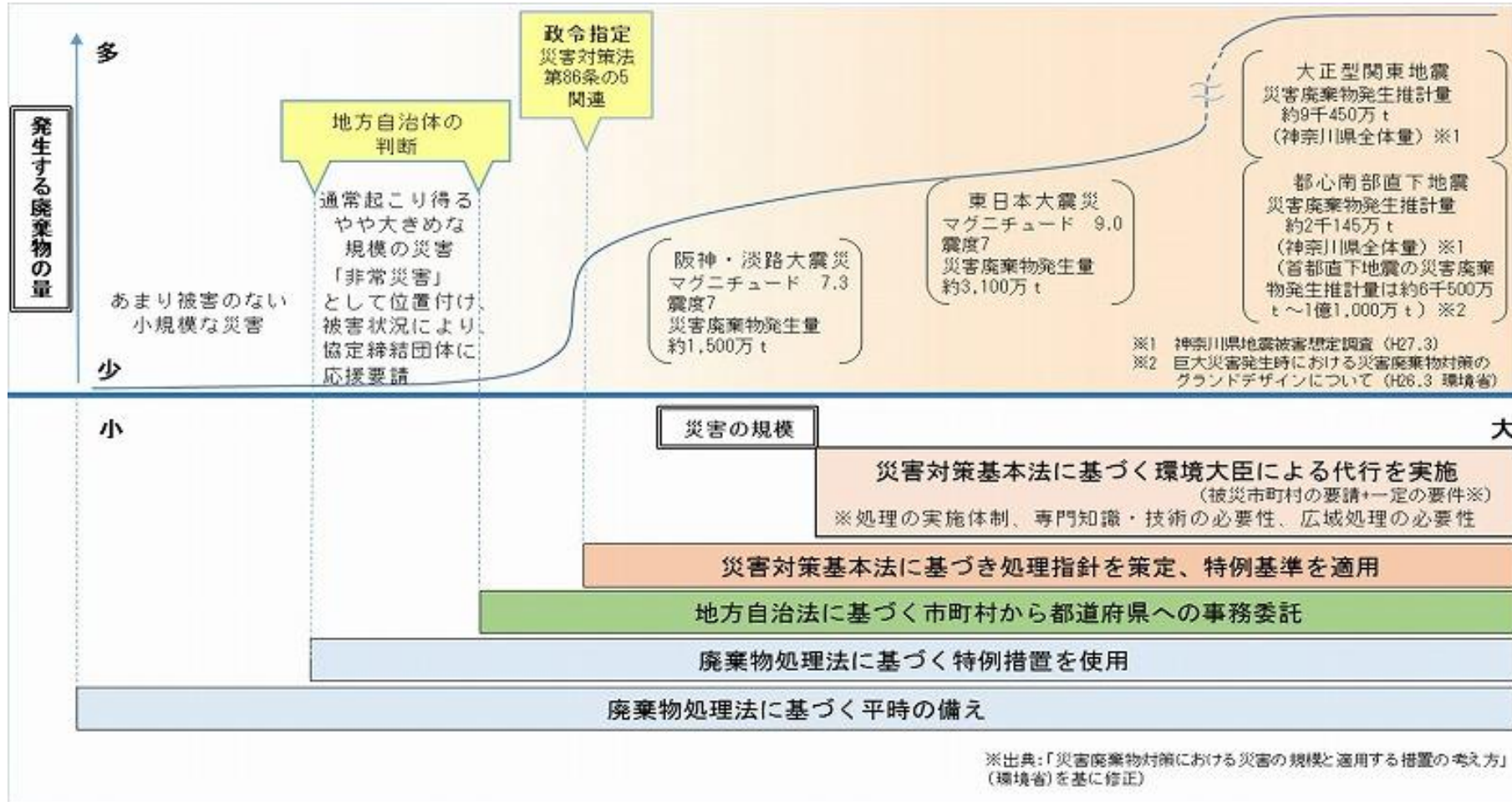
第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の基本方針に基づき改定するものです。

なお、改定にあたっては、災害廃棄物対策指針及び神奈川県災害廃棄物処理計画を踏まえ、地域防災計画、秦野市ごみ処理基本計画及びごみ処理広域化実施計画等の関連計画との整合を図ります。

第3節 災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置

災害の規模と適用する措置



本計画は、大規模災害発生時の災害廃棄物処理に対する平時の備えから、発生後の初動対応、応急対応、災害復旧・復興の体制を整備します。また、災害廃棄物の発生量が平時の処理体制では対応できない場合は、非常災害として位置付け、廃棄物処理法に基づく特例措置を使用するとともに、図のとおり、災害の規模により、協定を締結している自治体との相互援助をはじめ、廃棄物処理法、災害対策基本法等の関係法令に基づき、国、県の支援を受け、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を進めます。

第2章 基本的事項

第1節 対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、災害により発生する廃棄物、被災者や避難所の生活に伴い発生する廃棄物及びし尿とします。

対象廃棄物の種類

種類		内容
災害により発生する廃棄物	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック類等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	木くず	柱・梁・壁材、水害又は津波などによる流木など
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	粗大ごみ	家具、布団類、マットレス、じゅうたんなど
	腐敗性廃棄物	冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	廃家電	テレビ、洗濯機、エアコン、パソコン等の家電類で、災害により被害を受けて使用できなくなったもの
	廃自動車等	自動車、自動二輪車、原付自転車で、災害により被害を受けて使用できなくなったもの
	有害廃棄物	アスベストを含む廃棄物、PCB、感染性廃棄物、フロン類・CCA・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物など
	適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類等の危険物やピアノ、廃タイヤ、バッテリー等の市で処理が困難なもの
すでに難被災者の廃棄物や避難生活	家庭ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
し尿		避難所等の仮設トイレからのくみ取りし尿

第2節 対象とする災害とその被害の概要

1 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害及び大雨や台風等の多量の降雨による洪水、浸水、山崩れ等の風水害、その他自然災害とします。

また、災害廃棄物等の推計にあたっては、地域防災計画で想定する、次の災害を対象とします。

(1) 短・中期的目標（10か年以内）

神奈川県地震被害想定調査で想定されている地震のうち、発生の切迫性があり、特に本市における被害が懸念される都心南部直下地震、神奈川県西部地震及び東海地震を対象とし、災害廃棄物等の発生量の推計については、3つの想定地震のうち災害廃棄物等の発生量が最も多いと想定される都心南部直下地震の発生量を算出します。

(2) 長期的目標（10か年超）

地震発生の切迫性はありませんが、将来本市に多大な被害が想定される 大正型関東地震を対象とします。

なお、災害廃棄物等の発生量の推計結果から、必要とされる処理能力、仮置場面積、仮設トイレ基数等については、将来的にその確保ができるよう体制整備に努めます。

想定地震の一覧

想定地震名	モーメント マグニチュード	発生確率
都心南部直下地震	7.3	南関東地域のマグニチュード7クラスの地震が30年間で70%
神奈川県西部地震	6.7	過去400年の間に同クラスの地震が5回発生
南海トラフ巨大地震	9.0	30年以内で80%程度
大正型関東地震	8.2	30年以内ほぼ0%～5% (200年～400年の発生間隔)

※ モーメントマグニチュード及び発生確率については「神奈川県地震被害想定調査報告書（令和7年3月）」から引用

2 被害の概要

(1) 想定条件

神奈川県地震被害想定調査では、冬の午前5時、夏の正午、冬の午後6時を想定していますが、本計画では、おおむね全ての項目で被害が最大となる次の条件での結果を示します。

想定条件

項目	内容
季節	冬
日	平日
発生時刻	午後6時
風向	北西
風速	1.5m/s

(2) 被害想定

神奈川県地震被害想定調査による本市の被害想定は次のとおりです。

市内における被害想定

		都心南部直下地震	神奈川県西部地震	東海地震	大正型関東地震
モーメントマグニチュード		7.3	6.7	8.0	8.2
予想震度		震度5弱～6強	震度4～6弱	震度4～5強	震度6弱～7
建物被害	全壊棟数(棟)	300	20	10未満	18,220
	半壊棟数(棟)	2,840	500	160	10,940
火災被害	出火件数(件)	10未満	0	0	80
	焼失棟数(棟)	30	0	0	6,290
死傷者数	死者数(人)	20	10未満	10未満	910
	重症者数(人)	30	10未満	10未満	490
	中等症者数(人)	260	70	40	3,200
	軽症者数(人)	410	110	60	3,360
避難者数	1日目～3日目(人)	5,090	790	250	106,620
	1か月後(人)	5,090	790	250	86,510
帰宅困難者数	直後(人)	6,570	6,570	6,570	6,570
災害廃棄物(万トン)		14	2	1	395

※ 「神奈川県地震被害想定調査報告書(平成27年3月)」の数値を引用

第3節 発生ごみ量の推計

1 災害廃棄物の発生量の推計

災害廃棄物の処理を円滑に進めるためには、災害廃棄物の発生量、一般廃棄物処理施設での処理可能量などを把握する必要があります。

災害発生後は速やかに被害状況を把握し、災害廃棄物等の発生量を推計するとともに、一般廃棄物処理施設等の被害状況を踏まえ、処理可能量を推計します。

なお、「短・中期的目標」のうち、災害廃棄物等の発生量が最も多いと想定される都心南部直下地震と「長期的目標」の大正型関東地震について発生量を算出します。

災害廃棄物の発生原単位（単位：t/棟）

全壊	半壊	焼失 (木造)	焼失 (非木造)
161	32	107	136

災害廃棄物の推計発生量（単位：t）

想定地震	全壊	半壊	焼失 (木造)	焼失 (非木造)	合計
都心南部直下地震	48,300	90,880	2,461	952	142,593
大正型関東地震	2,933,420	350,080	522,267	191,624	3,997,391

2 避難所ごみの発生量の推計

災害時の避難所ごみ発生量は次の方法により推計します。

$$\text{避難者一人1日当たりのごみ発生原単位} \times \text{避難者数} = \text{避難所ごみ}$$

避難所ごみの推計発生量

想定地震	発生原単位	避難者数	避難所ごみ発生量
都心南部直下地震	706.4g/人・日	5,090人	3.6t
大正型関東地震		106,620人	75.3t

※ 発生原単位は、平成27年度家庭ごみ原単位を使用

3 し尿収集必要量の推計

災害時のし尿収集必要量及び仮設トイレの必要人数は、次の方法により推計します。

(①仮設トイレ必要人数+②非水洗化区域し尿収集人口) × ③一人1日平均
排出量 = し尿収集必要量

し尿収集必要量の推計

項目	都心南部直下地震	大正型関東地震
避難者数	5,090 人	106,620 人
水洗化人口※		161,081 人
総人口※		166,093 人
上水道支障率	1.7%	84.2%
断水による仮設トイレ必要人数	1,328 人	24,283 人
非水洗化区域し尿収集人口	990 人	366 人
汲取人口※		1,021 人
一人1日平均排出量		1.7ℓ
都心南部直下地震	(5,090 人+1,328 人+990 人) × 1.7ℓ = 12,594ℓ	
大正型関東地震	(106,620 人+24,283+366 人) × 1.7ℓ = 223,158ℓ	

※ 平成29年4月1日現在

※ 避難所ごみ及びし尿収集必要量は、「神奈川県地震被害想定調査結果」の数値を基に、環境省災害廃棄物対策指針技術資料1-11-1-2に基づき推計

し尿希釈投入施設

処理能力	80,000ℓ/日
放流先	金目川

短・中期的目標である都心南部直下地震で想定されるし尿収集必要量は、し尿希釈投入施設の処理能力の範囲内となっています。

また、長期的目標である大正型関東地震に備え、今後、協定締結団体と連携し、体制整備に努めます。

第4節 仮置場

1 仮置場の種類

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理及び再生利用を図るため、災害発生後、速やかに仮置場を設置します。

仮置場は、次の用途に分けて設定します。

仮置場の種類	用途
一次仮置場	家屋等から排出される災害廃棄物や、道路等に散乱した災害廃棄物を一時的に集積し、分別保管する置場。
二次仮置場	災害廃棄物を一次仮置場から搬入し、保管、処理作業（選別等）を行うための置場。仮設焼却炉、仮設破碎選別機を設置することもある。

2 仮置場の必要面積の推計

(1) 仮置場必要面積の推計方法

災害廃棄物等の発生量を基に、積み上げ高さや作業スペースを加味し、仮置場の必要面積を、次の方法により推計します。

$$\text{①集積量} \div \text{②見かけ比重} \div \text{③積み上げ高さ} \times \text{④} (1 + \text{作業スペース割合}) \\ = \text{仮置場必要面積}$$

① 集積量 = 災害廃棄物の発生量 - 処理量

【処理量】

災害廃棄物の発生量 ÷ 処理期間

<処理期間> 3年

② 見かけ比重：可燃ごみ 0.4 (t/m³)、不燃ごみ 1.1 (t/m³)

③ 積み上げ高さ：5m 以下が望ましい

④ 作業スペース割合：1

(2) 仮置場の必要面積

【都心南部直下地震】

項目	可燃 ごみ	不燃 ごみ	コンクリー トがら	金属 くず	柱角材	合計
発生量(t)	11,137	40,760	82,208	4,312	4,176	142,593
年間処理量(t)	3,712	13,586	27,402	1,437	1,392	47,529
集積量(t)①	7,425	27,174	54,806	2,875	2,784	95,064
見かけ比重 (t/m ³)②	0.4	1.1	1.1	1.1	0.4	—
①÷②(m ³)	18,563	24,703	49,823	2,613	6,960	102,662
必要面積(m ²) ※ (①÷②) の合計÷積み上げ高さ(5m)×(1+作業スペース1)						41,064

【大正型関東地震】

項目	可燃 ごみ	不燃 ごみ	コンクリー トがら	金属 くず	柱角材	合計
発生量(t)	263,392	1,297,178	2,211,253	127,062	98,506	3,997,391
年間処理量(t)	87,797	432,392	737,084	42,354	32,835	1,332,462
集積量(t)①	175,595	864,786	1,474,169	84,708	65,671	2,664,929
見かけ比重 (t/m ³)②	0.4	1.1	1.1	1.1	0.4	—
①÷②(m ³)	438,987	786,169	1,340,153	77,007	164,177	2,806,493
必要面積(m ²) ※ (①÷②) の合計÷積み上げ高さ(5m)×(1+作業スペース1)						1,122,597

※ 仮置場の必要面積は、「神奈川県地震被害想定調査結果」の数値を基に、環境省災害廃棄物対策指針技術資料1-14-4に基づき推計

第3章 災害廃棄物等の処理に係る基本方針

災害からの早期の復旧・復興のため、以下の基本方針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の処理を実施します。

1 計画的な処理

大規模災害が発生した場合は、神奈川県災害廃棄物処理計画に合わせ発災から3年以内の災害廃棄物処理完了を目指し、計画的な処理を実施します。

2 生活環境の保全

災害廃棄物処理時における騒音防止対策や環境モニタリング等を実施しながら周辺環境に配慮するとともに、衛生管理等により公衆衛生の悪化を防止します。

3 衛生管理

生活ごみ、し尿、腐敗性廃棄物等の回収を優先し、避難所等の衛生管理の徹底を図ります。

4 リサイクル・減量化の推進

環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、選別、再生利用等によりその減量を図り、最終処分量を低減させます。

5 関係機関との連携

国、県、他の自治体、民間事業者団体等と調整し、災害廃棄物処理の連携・協力体制を整備します。

第4章 平時の備え

第1節 協力・支援体制

災害が発生した場合、その状況により、応急対策、災害復旧、又は応急措置を実施するために、協定を締結している自治体との相互援助や民間事業者団体に応援を要請し、又は応援の要請に応じます。

災害廃棄物等に関する協定一覧

協定名	協定締結者	締結日
地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会 ※	平成11年4月1日
地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	一般社団法人神奈川県建設業協会	平成11年4月1日
地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	一般社団法人神奈川県建物解体業協会	平成11年4月1日
災害時における仮設トイレ業務に関する協定書	秦野市環境保全協同組合	平成26年9月1日
災害時におけるし尿の処理業務に関する協定書	有限会社川口清掃社、有限会社秦野サービス社、有限会社秦野新栄社	平成26年9月1日
神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部事務組合間に於ける一般廃棄物等の処理に係る相互援助協定書	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町、秦野市伊勢原市環境衛生組合	平成28年12月20日
災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	秦野市伊勢原市環境事業協同組合、はだのエコタウン創生協同組合、秦野3R推進事業協同組合、かながわクリーン環境協同組合	平成30年3月1日

※ 平成29年4月1日から「公益社団法人神奈川県産業資源循環協会」に名称変更

第2節 仮置場候補地の選定

空き地等は、災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることを踏まえ選定します。

仮置場一覧

一次仮置場			
No.	名称	所在地	敷地面積 (㎡)
1	寺山スポーツ広場	秦野市寺山 130	4,579
2	田原ふるさと公園中丸広場	秦野市東田原 999	6,668
3	おおね公園	秦野市鶴巻 940	2,300
4	大根川ポンプ場	秦野市鶴巻 391	380
5	鶴巻排水機場	秦野市鶴巻 355-3	600
合計			14,527

※ (仮称)羽根スポーツ広場 (23,000㎡) は、予定されている施設建設 (時期未定) までの期間を仮置き場として位置付ける

※ おおね公園は、スケーティング場及びゲートボール場の面積

二次仮置場		
名称	所在地	敷地面積 (㎡)
栃窪一般廃棄物最終処分場跡地	秦野市栃窪 589 番地外	25,379

被害の状況により国有地及び県有地の仮置場としての利用について、国、県と調整していきます。

第3節 仮設トイレ等の確保

第2章第3節で推計した「し尿収集必要量」の結果により、次のとおり仮設トイレの必要基数を算出します。

仮設トイレ必要基数＝仮設トイレ必要人数／仮設トイレ設置目安（78.4人／基）

仮設トイレ設置目安＝仮設トイレ容量／し尿一人1日平均排出量／収集頻度

仮設トイレの平均容量：400ℓ

し尿の一人1日平均排出量：1.7ℓ

収集頻度：3日に1回の収集

仮設トイレ必要基数

想定地震	仮設トイレ等必要基数
都心南部直下地震	82基
大正型関東地震	1,670基

本市が所有する仮設トイレと各第1次避難所に備蓄している埋設型トイレ及びマンホールトイレにより、短・中期的目標である都心南部直下地震で想定される仮設トイレ等の必要基数は確保できている状況にあります。

また、長期的目標である大正型関東地震に備え、今後も仮設トイレ等の確保に努めます。

第4節 最終処分

災害発生時に迅速な復旧・復興を行うためには、災害廃棄物等の安定処理に向け、平時から万全の最終処分体制を構築する必要があります。

そうした中で、本市の最終処分は、本市及び伊勢原市から排出されるごみの中間処理以降を担う、秦野市伊勢原市環境衛生組合（以下「二市組合」という。）が主管となって実施しています。

可燃ごみの焼却処理により発生する焼却灰等は、二市組合が管理運営を行う栗原一般廃棄物最終処分場で埋立処分されるとともに、その一部は圏外の民間施設へ搬出して資源化处理しています。

また、不燃物の中間処理により発生する不燃物残渣は、圏外の民間施設へ搬出して資源化处理及び埋立処分しています。

栗原一般廃棄物最終処分場の埋立期間が終了する令和6年度以降は、「秦野・伊勢原ブロックごみ処理広域化実施計画」において、全量を圏外の民間施設で資源化处理及び埋立処分することとしています。

災害発生時もこのような平時の最終処分体制に従い、災害廃棄物等の中間処理によって生じる残渣を適正に処理処分します。

なお、二市組合では、栗原一般廃棄物最終処分場や民間施設への搬出が困難となる場合を想定し、地域や処理方法が異なる複数の受入先を確保するなど、大規模災害等に備えた未然のリスク回避に努めています。

第5章 災害対応

災害発生後の時期を次のとおりに区分し、時期区分において必要とされる事項を優先して早期の復旧・復興に努めます。

発災後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動対応	人命救助が優先される時期（体制整備、し尿処理業務、生活ごみ処理業務等を行う）	発災後数日間で業務に着手
応急対応	避難所生活が本格化するとともに、人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	発災後3か月程度までに業務に着手
復旧・復興	避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	発災後3年程度までに業務完了

※ 出典：神奈川県災害廃棄物処理計画

※ 時間の目安は災害の規模や種類によって異なる

第1節 初動対応

1 災害廃棄物対策に関する体制の整備

本計画の本編第2章第5節「1組織体制」で定めた組織体制及び「2分担業務」の分担による体制を整備して、初動対応にあたります。

2 被害情報の収集・連絡

災害廃棄物等の迅速で円滑な処理を行うため、災害対策本部と連携し、災害が発生した直後から、廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物等の発生量などについて情報収集を行います。

(1) 被害状況

- ア ライフラインの被害状況
- イ 避難箇所と避難者数及び仮設トイレ必要数
- ウ 自区内の一般廃棄物等処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場等）の被害状況
- エ 有害廃棄物の状況

(2) 収集運搬体制に関する情報

- ア 道路情報
- イ 収集運搬車両の状況

- (3) 災害廃棄物の発生量を推計するための情報
 - ア 全半壊の建物数と解体・撤去を要する建物数
 - イ 水害に伴う浸水範囲

3 し尿処理業務

(1) 仮設トイレの設置及びし尿の収集・処理

収集した被害情報から、避難箇所及び仮設トイレの必要数を推計します。仮設トイレの設置及びし尿の収集・処理については、「災害時における仮設トイレ業務に関する協定書」及び「災害時におけるし尿の処理業務に関する協定書」に基づき、当該協定を締結している事業者が行います。

(2) 支援要請

仮設トイレが不足する場合やし尿の収集が困難な場合は、他の協定に基づき、他の自治体及び民間事業者団体に支援を受け、仮設トイレの確保及びし尿収集体制を構築します。

4 生活ごみ処理業務

(1) 生活ごみの収集・処理

収集した被害情報から、避難箇所及び避難者数を把握し、避難所ごみの発生量を推計します。

収集運搬車両については、原則、市の直営車両及び収集運搬委託事業者の車両により収集運搬を行います。

収集運搬ルートについては、災害時には、道路上に散乱した災害廃棄物により、通常の収集運搬ルートを使用することが困難であることが想定されることから、道路等の被害状況を速やかに把握するとともに、地域防災計画で定めた障害物の除去計画及び緊急輸送計画に基づき、収集運搬ルートを検討します。

(2) 支援要請

収集運搬車両及び人員が不足する場合には、締結している協定に基づき、他の自治体及び民間事業者団体からの支援を受け、収集運搬車両及び人員を確保します。

第2節 応急対応

災害廃棄物処理業務

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

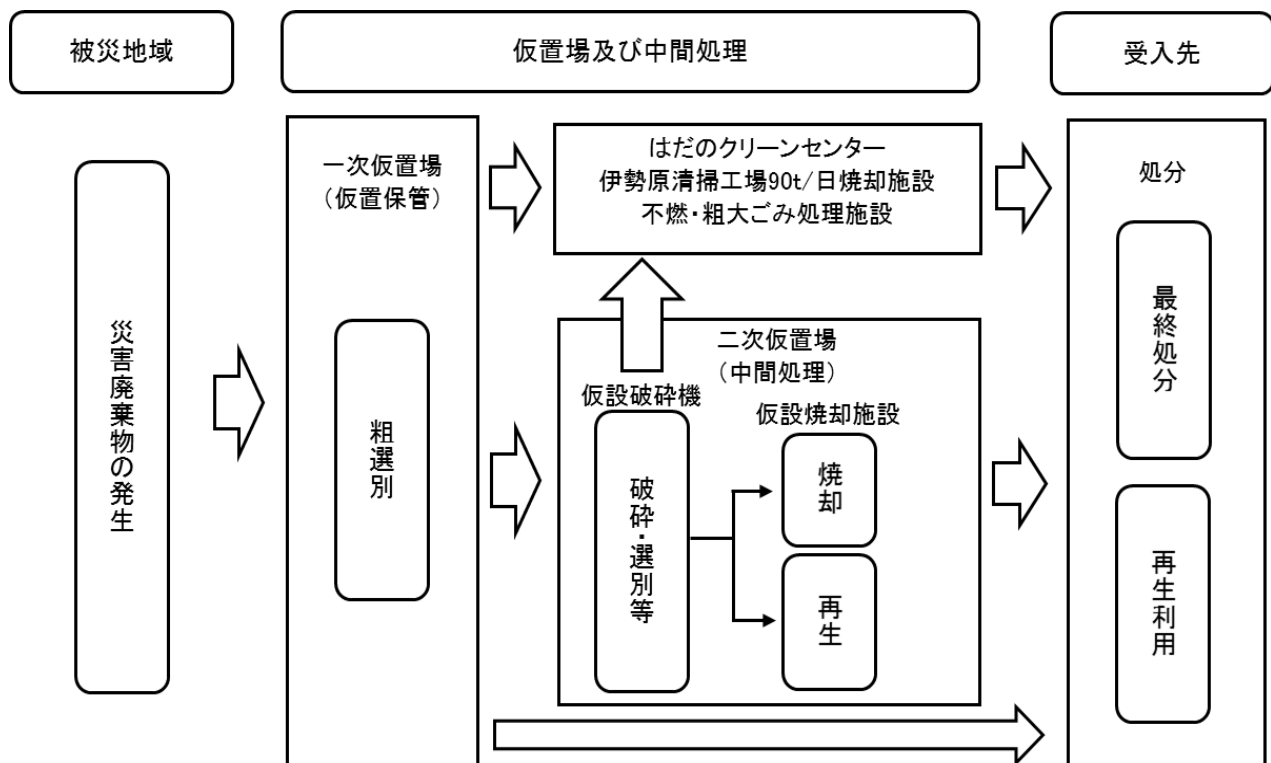
災害発生後、環境省で作成する災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）を基本として、本計画をもとに、被害状況を踏まえ、災害廃棄物処理実行計画を作成します。

災害発生直後は、災害廃棄物量等を十分に把握できないこともあるため、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行います。

(2) 災害廃棄物の処理の流れ

災害廃棄物（生活ごみ、し尿を除く）の処理の流れは、図5のとおりです。災害廃棄物を一次仮置場に集め、粗選別を行った後、二次仮置場において最終的な受入先の基準に合うように破碎・選別・焼却等の中間処理を行い、最終処分又は再生利用します。可能な限り分別、選別、再生利用等により減量化を図るとともに、必要に応じて仮置場に仮設の破碎・選別・焼却施設等を設置し、適正かつ円滑・迅速な処理を行います。

災害廃棄物処理の流れ



※ 参考：神奈川県災害廃棄物処理計画を基に作成

(3) 県への事務委託

被害状況や災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の処理能力、職員の被災状況等から、本市単独での処理体制では対応できない場合は、地方自治法第252条の14の規定に基づき、災害廃棄物等に関する事務の一部を県へ委託します。

(4) 発生量等の推計

収集した被害情報から、第2章第3節「発生ごみ量の推計」の計算式により、発生する災害廃棄物等の量を推計します。

(5) 収集運搬

本市が所有するごみ収集運搬車両及び本市が委託する事業者が所有するし尿収集運搬車両は次のとおりです。

災害廃棄物の収集運搬体制は、原則として、本市及び収集運搬委託事業者で実施しますが、第2章第3節で推計した災害廃棄物等が発生した場合は、災害規模が大きく、必要な人員、車両が不足することから、図「災害の規模と適用する措置」のとおり、災害規模に応じた協定締結団体への支援要請や県を通じた広域的な支援要請を行うことにより、収集運搬体制を構築します。

ごみ収集車

車種	積載量 (t)	数量 (台)	総積載量 (t)
機械車	2	14	28
深ダンプ車	2	1	2
アームロール車	2	1	2
合計	—	16	32

し尿収集車

車種	積載量 (ℓ)	数量 (台)	総積載量 (ℓ)
バキューム車	7,200	1	7,200
	3,700	3	11,100
	3,000	3	9,000
	1,800	5	9,000
合計	—	12	36,300

(6) 一般廃棄物処理施設

本市から排出される可燃ごみは、はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場90t/日焼却施設において焼却処理しています。

また、不燃ごみ及び粗大ごみは、伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設で選別や破碎等の中間処理を行った後、可燃性のものは焼却処理しています。

このうち、伊勢原清掃工場90t/日焼却施設は、老朽化が進んでいることから、令和7年度末までに、稼働を停止させる予定となっており、稼働停止後の焼却処理は、はだのクリーンセンター1施設体制で行います。

(7) 処理能力

市内処理施設の処理能力

種類	施設名	処理能力	稼働日数	年間処理能力	本市割合	本市分年間処理能力
可燃ごみ	はだのクリーンセンター	200t／日	280日	56,000t	60%	33,600t
	伊勢原清掃工場 90t／日焼却施設	90t／日	280日	25,200t		15,120t
不燃ごみ	不燃・粗大ごみ処理施設	30t／日	220日	6,600t		3,960t
し尿汚泥 浄化槽汚泥	し尿希釈投入施設	80kℓ／日	365日	29,200kℓ	100%	29,200kℓ

イ 仮置場の運営・管理

仮置場には、災害廃棄物の受入、分別指導、保管・管理等を行うための人員を配置し、一次仮置場では、搬入された災害廃棄物を「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「コンクリートがら」、「金属くず」、「木くず」、「その他」に粗選別します。二次仮置場では、一次仮置場から搬入された災害廃棄物を最終的な受入先の基準に合うように破碎・選別・焼却等の中間処理を行います。

また、必要に応じて、汚水の土壌への浸透を防止するための仮舗装や鉄板・遮水シートの設置、廃棄物の飛散を防止するためのフェンス又は飛散防止ネットの設置、火災予防のための消火器及び防火水槽を設置します。

5 物資・復旧資機材

防災備蓄倉庫資機材一覧表

5-1

(令和7年4月1日)

2023.3.1現在	単位	本町小	本町中	末広小	南小	南中	総合体育館	新が丘	新が丘中	東小	東中	北小	北中	大根小	大根中	広畑小	鶴巻小	鶴巻中	西小	西中	堤川小	光沢小	光沢中	上小	合計	
バイク	台	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	8	
発電機	台	3	2	3	2	2	2	3	3	2	3	3	2	2	2	2	3	2	3	2	4	4	2	3	57	
H8発電機	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23	
ろ水機	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	24	
炊飯機	台	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	69	
バルーン投光器	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23	
チェーンソー	台	2	1	2	2	2	1	2	2	1	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	1	2	41	
エンジンカッター	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23	
ガソリン携行缶(10L)	缶	3	1	3	2	1	0	0	1	4	0	1	2	2	0	2	6	3	2	0	2	2	2	4	43	
ガソリン携行缶(20L)	缶	1	1	1			0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
ガソリン携行缶(40L)	缶	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	22	
黒給ガソリン(4)	キ	20	20	30	20	50	20	10	10	20	20	20	30	20	20	20	20	20	20	40	10	40	20	20	520	
混合燃料(25:1)(X)	キ	2	10	10	10	10	10	10	0	10	10	10	10	10	2	10	20	10	10	10	10	10	10	10	214	
2サイクルオイル	本	1	0	0	1	1	0	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
チェーンオイル	本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23	
灯油	キ	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	16	18	18	18	414	
トイレ(ベックイック)	基	4	1	6	2	3	4	3	3	2	3	4	4	4	4	4	5	4	3	4	3	4	4	2	80	
トイレ障害者用(ベックイック)	基	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23	
マンホール用和式台座(エベットさん)	基	9	9	10	21	3	4	7	6	0	0	2	2	1	2	3	8	5	9	7	8	8	3	0	137	
マンホール用洋式台座(エベットさん)	基	9	7	10	21	3	4	7	6	0	0	5	5	1	1	3	8	5	9	7	8	8	3	0	140	
トイレ工具(埋設式)	式	0	3	1	3	1	0	1	0	3	0	3	1	3	3	3	1	3	1	3	1	3	1	3	0	38
トイレ用ゴミ袋(青)	枚	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	23000	
トイレットペーパー	ロール	192	192	240	192	192	192	192	192	192	192	144	192	192	624	192	192	192	192	192	192	672	192	192	5328	
ポータブルトイレ	セット	0	1	5	3	0	0	5	0	0	5	0	5	0	0	3	0	0	1	5	5	0	1	5	44	
電池テスター	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23	
乾電池 単一	本	84	86	104	116	83	244	79	126	120	102	32	30	60	125	40	89	127	90	96	86	107	90	4	2125	
乾電池 単二	本	82	88	106	95	86	306	82	72	100	72	30	20	66	112	110	72	102	72	42	60	95	72	30	1974	
乾電池 単三	本	46	40	44	40	52	925	48	6	52	11	42	40	8	50	45	0	44	3	12	36	35	11	23	1619	
乾電池 単四	本	23	24	40	42	40	460	40	0	40	0	40	40	0	0	40	41	42	40	0	40	2	0	40	1040	
蓄電池	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	23	
USBハブ	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23	
段ボール梱仕切リ	枚	350	350	350	350	350	500	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	700	350	350	350	350	350	350	8550	
避難所用ロールマット	枚	7	100	100	0	100	100	100	100	60	40	60	60	120	60	160	140	180	120	100	100	120	100	40	2067	
ポータブルベット	台	0	1	5	32	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	5	2	0	56	
テント2人用	張	5	2	0	5	4	3	3	3	4	4	3	2	2	3	4	5	5	3	3	2	5	3	2	75	
テント4人用	張	5	2	0	5	4	3	3	3	4	3	3	2	2	3	4	5	5	3	3	2	5	3	2	74	
真空パック毛布(1箱10枚入)	枚	595	440	490	550	760	600	860	1180	300	280	430	430	450	440	350	400	350	200	570	300	450	200	295	10920	
クイックパーテーション	張	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	115	
段ボールベッド	台	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	115	
哺乳ビン	本	20	12	55	50	20	23	22	8	21	10	15	24	23	10	38	36	28	35	22	24	29	34	10	569	
ミルク容器	本	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	3	3	3	3	3	3	3	68	
紙おむつ(S)	枚	246	246	648	540	216	54	216	108	486	108	246	246	270	108	432	378	324	328	216	270	314	378	108	6486	
紙おむつ(M)	枚	128	128	120	360	120	216	120	60	240	60	128	192	120	60	240	240	180	192	120	180	180	240	60	3684	
紙おむつ(L)	枚	108	0	104	208	104	104	104	52	208	52	108	162	208	388	208	208	156	162	104	156	156	208	52	3320	
大人用おむつ(S-M)	枚	80	60	99	54	36	18	18	18	54	18	20	40	54	18	48	54	54	36	36	54	54	18	975		
大人用おむつ(L-L)	枚	48	48	96	96	32	32	16	16	70	16	36	36	32	16	64	64	48	32	32	48	32	48	0	958	
おしりふき	パック	12	10	33	24	12	9	15	3	8	6	9	12	15	9	24	24	18	21	15	15	18	21	6	339	
からだふき	パック	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	204	60	60	60	60	60	1524	
生理用品	パック	378	378	42	1134	588	297	378	84	672	126	252	378	462	210	588	546	420	546	336	378	462	546	168	9369	
コロンパト肌着セット	セット	100	100	100	0	100	100	100	100	100	100	120	120	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	2240	
ティッシュ	箱	60	60	55	60	60	60	60	60	0	120	60	60	60	60	60	60	60	0	60	60	60	60	60	1315	
タオル	枚	600	600	600	600	800	900	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	14300	
ゴミ袋(透明/45L)	枚	2000	2000	2000	2000	2000	2400	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	100	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	44500	
多人救急箱	箱	3	2	2	4	3	3	3	2	2	3	2	3	3	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	56	
担架	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	4	2	3	2	2	1	2	3	2	3	2	51	
折りたたみ車いす	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	46	
エビスタポル(ウェットティッシュ)	箱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23	
使い捨て哺乳瓶	個	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	1150	
コロナ用品	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23	
マスク大人用	枚	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	46000
マスク子供用	枚	2400	2400	2400	2400	2400	2400	2400	2400	2400	2400	2400	2400	2400	2400	2400	2400	2400	2400	2400	2400	2400	2400	2400	2400	55200
ポリ袋50L	枚	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	27600	
インバーター	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23	
MCA無線機	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23	
携帯電話	台	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	22	
イヤホンマイク	台	4	0																							

2021.8.1 現在		単位	本町小	本町中	東小	南小	南中	総合体育館	なが	なが	東小	東中	北小	北中	大根小	大根中	広小	鶴巻小	鶴巻中	西小	西中	堀川小	滝沢小	滝沢中	上小	合計
品目名		本	3000	3000	3000	3000	3000	3000	3000	3000	0	6000	3000	3000	3000	3000	3100	3000	3000	3000	3000	3000	3000	3000	3000	69100
電池入りボールペン	枚	800	800	1600	1600	1000	800	1000	1000	800	2000	800	800	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	23400
かまど	台	1	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	5	2	5	2	0	1	2	47
サンリッパ	本	20	20	20	0	20	40	20	20	0	40	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	460
ガスコンロ	台	0	0	0	5	0	0	1	0	0	5	2	0	2	0	0	0	5	0	0	3	0	0	0	1	24
簡易ガスコンロ	台	8	8	8	6	8	10	8	8	8	8	16	8	8	16	8	11	8	8	8	8	8	8	8	8	200
ガスボンベ	本	16	8	16	9	9	15	12	9	12	12	22	9	12	25	9	12	10	9	15	15	8	10	15	209	
煤炭用コンロ	台	0	2	2	4	2	1	2	0	0	2	0	2	2	0	2	0	0	1	2	2	2	2	2	1	31
煤炭(※有・無のみ確認)	有・無	無	有	有	無	有	有	有	無	無	有	無	有	有	無	有	無	無	無	有	有	有	有	有	有	0
薪(※有・無のみ確認)	有・無	無	有	有	有	有	有	有	有	無	有	有	無	有	有	有	無	無	無	有	有	有	有	有	有	0
火まきみ	本	100	100	80	0	100	1	100	100	100	100	100	100	100	100	40	100	100	100	100	100	100	100	90	100	2011
なべ	個	3	2	2	2	2	3	2	0	2	1	2	0	2	0	2	2	2	2	1	4	2	2	3	2	43
ヒシヤク	本	2	2	2	4	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	4	2	2	2	2	48
やかん	個	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	89
救助道具セット	セット	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	26
工具セット	セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
×シヤッキ	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
油圧シヤッキ	台	4	4	5	4	4	1	4	4	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	2	3	2	2	2	2	71
チェーンブロック	台	0	4	1	2	4	2	2	0	0	2	0	2	2	0	2	2	2	0	0	2	2	2	2	2	36
トラロープ	本	15	15	10	10	10	2	10	10	10	10	10	10	10	12	10	10	10	10	10	10	10	7	10	7	228
角スコップ	本	20	19	21	20	20	10	20	14	21	20	24	20	20	20	20	22	20	22	20	18	20	20	20	20	439
刺洗スコップ	本	25	35	18	34	36	9	35	30	0	32	14	35	36	20	36	36	36	10	18	36	36	36	33	10	610
掛矢	本	2	28	21	0	86	1	24	21	5	24	5	24	24	7	24	4	0	5	24	24	24	24	24	5	356
ハンマー	本	10	33	31	0	34	2	24	24	10	24	12	42	24	18	24	48	23	12	24	48	24	20	6	517	
ツクリシ	本	20	66	40	0	66	10	36	30	0	36	8	36	36	19	36	36	18	18	36	35	40	36	5	663	
大バール	本	10	10	10	10	11	8	0	0	10	10	7	10	0	10	0	10	0	10	10	10	11	10	10	0	167
バール(7cm)	本	8	12	11	11	12	14	12	4	0	12	0	10	12	6	0	12	0	5	12	11	6	11	6	6	187
バール(36cm)	本	2	10	11	12	12	9	12	18	0	12	0	12	12	8	12	11	0	0	12	6	12	12	12	9	204
鋸	本	1	12	12	12	12	1	12	10	0	12	0	12	12	0	12	7	0	6	10	12	12	12	12	13	192
なた	本	5	5	4	10	5	6	5	4	5	5	12	5	5	4	0	4	5	5	5	5	3	0	5	5	112
なたのこ	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	11	10	3	7	0	10	10	10	10	0	7	10	0	0	188
鋤	本	15	13	24	3	13	2	19	14	15	18	15	20	24	5	13	24	15	10	24	13	24	12	23	23	363
しの	本	1	2	0	0	2	1	0	0	0	5	0	1	0	0	2	0	0	0	1	0	2	0	2	1	20
十能	本	100	100	100	100	100	10	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	2120
ペンチ	本	10	30	36	30	36	7	36	36	12	36	5	30	36	12	36	36	0	15	36	36	36	36	36	35	619
ボルトクリッパー	本	10	11	12	12	12	3	12	12	5	12	10	12	12	12	12	12	8	8	6	12	12	12	11	11	294
ウォーターバルン	基	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	24
ボリタック	個	20	20	20	14	20	15	15	20	20	21	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	5	19	20	10	418
ビニールタンク	個	58	80	80	36	50	10	62	60	60	60	50	60	56	59	60	60	60	60	60	60	60	60	50	60	1291
給水袋(セイニチダグリップ)	枚	400	400	400	0	400	800	800	400	1600	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	850	400	400	11250
バケツ	個	20	20	20	20	19	0	20	20	25	20	20	20	24	20	0	15	20	25	37	20	20	20	20	28	453
ヘルメット	個	110	80	100	56	60	16	16	52	154	60	50	50	42	10	50	49	50	50	50	110	44	55	33	1847	
軍手	双	88	120	72	84	140	150	26	100	144	86	200	150	158	94	182	103	100	200	100	120	200	112	100	2029	
防護ゴーグル	個	4	4	4	4	4	5	4	4	4	6	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	93
防護マスク	個	4	4	4	4	4	5	4	4	4	4	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	91
雨合羽	枚	40	15	72	67	20	0	50	42	0	61	20	45	58	20	35	17	40	15	27	30	79	15	15	783	
ゴム手袋(厚手)	双	100	100	100	90	100	98	98	0	100	100	120	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	2205
ゴム長靴	足	0	0	0	46	15	10	10	7	0	40	20	50	0	0	0	24	0	15	72	30	58	15	62	484	
背負子	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	46
集会用テント	張	3	3	2	3	4	0	3	3	2	3	2	3	3	2	2	2	2	2	1	3	2	2	2	1	53
ブルーシート	枚	50	49	89	16	60	50	50	39	50	50	50	50	50	45	50	100	50	50	50	38	36	50	50	50	1173
土嚢袋	枚	800	100	0	400	400	0	200	500	30	250	0	300	400	120	0	60	400	600	500	500	200	1000	0	6660	
ノーバング自転車	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23
リヤカー	台	1	1	1	1	2	1	1	2	1	0	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	28
ノーバングリヤカー	台	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	8
一輪車【ネコ】	台	2	2	2	1	2	2	2	2	2	3	3	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	46
空気入れ	本	1	1	2	1	1	1	1	1	1	2	1														

応急給水用機材の整備状況

(令和7年4月1日現在)

機材等の種類	能力	数量	保管場所
自動車（貨物自動車）	軽～3.25 t	4台	上下水道局
給水タンク（可搬）	1.0 m ³	3台	〃
〃（車載）	2.0 m ³	2台	〃
発電機	100 V	7台	各学校等鋼板プール等
排水ポンプ		3台	〃
携帯用ポリ容器	10ℓ	200台	〃
ウォーターバルーン	1.0 t	2個	〃
応急給水装置		15基	〃
飲料水製包装置	1,600袋（1ℓ）/h	1基	〃

鋼板等プール設置状況一覧表

(令和7年4月1日現在)

設置場所	住所	貯水量（m ³ ）	設置機器
大根小学校	南矢名4-29-1	260	
末広小学校	末広町6-6	260	
西小学校	並木町8-1	260	
本町中学校	富士見町1-1	312	
南中学校	緑町16-1	312	
東中学校	寺山509	312	
北中学校	横野101	312	
大根中学校	南矢名4-28-1	312	
鶴巻中学校	鶴巻2220	312	
渋沢中学校	渋沢2030	312	
本町小学校	文京町1-5	260	DCF-1ER型ろ水機
南小学校	今泉699	260	〃
東小学校	寺山512	260	〃
北小学校	菩提380	260	〃
上小学校	柳川25-3	260	〃
広畑小学校	下大槻174-4	260	〃
渋沢小学校	渋沢上1-12-1	260	〃
南が丘小学校	南矢名156	260	〃
堀川小学校	渋沢291-1	260	〃
鶴巻小学校	鶴巻2240-1	260	〃
西中学校	柳町2-5-1	260	〃
南が丘中学校	南が丘1-6	312	〃
中央運動公園	平沢148	247	〃
		935	〃
合計		7,318	

非常用飲料水貯水槽設置状況一覧表

(令和7年4月1日現在)

設置場所	住所	容量 (m ³)
鶴巻小学校敷地内	鶴巻2240-1	70
本町小学校敷地内	文京町1-5	70
西中学校敷地内	柳町2丁目5-1	70
東小学校敷地内	寺山812	70
南小学校敷地内	今泉699	70
大根中学校敷地内	南矢名4丁目28-1	70
南が丘小学校敷地内	南が丘4-1	70
堀川小学校敷地内	堀川105-3	70
末広小学校敷地内	末広町6-6	70
総合体育館敷地内	平沢101-1	100
北小学校敷地内	菩提380	60
上小学校敷地内	柳川25-3	60
渋沢小学校敷地内	渋沢1丁目12-1	60
広畑小学校敷地内	下大槻174-4	60

水源種別取水施設一覧表

(令和4年3月1日)

5-6

(秦野市水道)

水源種別	取水施設名	取水量 (m ³)	備考
地下水 (深井戸)	後田取水場	1, 250	
	本町第10取水場	800	
	本町第5取水場	2, 200	
	秦野田取水場	1, 700	自家発電設備
	前河原取水場	1, 250	
	尾尻端取水場	1, 100	
	本町第13取水場	1, 100	
	諏訪越取水場	200	
	芹沢取水場	500	
	峰開戸取水場	1, 100	
	向原取水場	1, 400	
	西大竹取水場	1, 000	
	久保取水場	500	自家発電設備
	東田原取水場	1, 200	
	桐ヶ窪取水場	300	
	中河内取水場	1, 150	
	小羽根取水場	730	自家発電設備
	羽根取水場	700	自家発電設備
	馬場取水場	730	
	菩提取水場	500	自家発電設備
	政ヶ谷戸取水場	250	自家発電設備
	横野第2取水場	100	
	戸川取水場	500	
	峰の下取水場	5, 000	自家発電設備
	東脇取水場	1, 300	
	岩井戸取水場	5, 500	自家発電設備
	船道取水場	1, 180	
	宮の前取水場	700	
	森戸下第2取水場	1, 210	
	沼代取水場	1, 000	自家発電設備
	沼代第2取水場	2, 160	
	本町第12取水場	1, 100	
	本町第8取水場	1, 300	
	桜土手取水場	1, 100	
	反房取水場	200	
	下河原取水場	1, 090	自家発電設備
	小原境取水場	490	自家発電設備
	沢の下取水場	500	自家発電設備
	計 38 施設		

水源種別	取水施設名	取水量 (m ³)	備考
湧水	滝沢取水場	100	ポンプ有り
	寺山取水場	2,000	
	蓑毛取水場	770	
	横野取水場	160	
	根古屋取水場	100	
	枋窪取水場	100	
	柳川取水場	200	
	大久保取水場	100	
	計 8 施設		
表流水	猿渡取水場	6,000	ポンプ有り、自家発電設備
	深沢取水場	100	
	計 2 施設		
伏流水	森戸下取水場	450	ポンプ有り

第2号様式

主要食料等調達台帳				
				秦 野 市
業 者 住 所				
氏 名 (名 称)				
電 話				
年月日	品目	数量	金額	備 考
			円	
計	米			
	乾パン			
	みそ			
	醤油			
災害救助物資として、上記のとおり調達しました。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 年 月 日 調達責任者 氏 名 印 </div> 秦野市災害対策本部長 (市 長)				

第1号様式

物資の支給配布												
住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎と なった 世帯構 成人員	支給月日	物資支給の品目								備考
				布団	毛布	作業衣						
		人	日									
計	全壊	世帯										
	半壊	世帯										

支給
 災害救助物資として上記のとおり したことに相違ありません。
 配布

 年 月 日

 給与責任者 氏名 印

 災害対策本部長 様
 (市長)

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊(焼)、流失又は半壊(焼)、床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して、最後に支給された物資の受領年月日を記入すること。
 3 物資支給の品名欄に数量を記入すること。

第2号様式

物資の調達台帳

業者

住所

氏名

電話

年月日	物資の品目	数量	金額	備考
			円	

災害救助物資として上記のとおり調達しました。

年 月 日

調達責任者 氏名

印

災害対策本部長 様

(市 長)

応急仮設住宅台帳

第1号様式

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人					月日	月日	月日	円	
計 (注)	世帯										

- 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

住宅応急修理記録簿

第2号様式

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
		月日	円	
計	世帯			

作業員動員台帳

事業所名	作業員住所	氏名	場所					基本賃金		割増賃金		合計
				日	日	日	日	日数	金額	時間	金額	
計												

機械器具借上台帳

年月日	事業所名	要請内容	車両			その他器具			備考
			種類	台数	金額	種類	内容	金額	
					円			円	
計									

義援金受付簿

会計管理者	課長

No.	受付年月日	寄託者			寄託金額 (円)	取扱者	配分担当課へ引渡		備考
		住所	氏名	電話番号			引継年月 日	担当課名	
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		

義援金品引継書

1 義 援 金

金 _____ 円也

2 物 資

品名	数量

上記のとおり引継します。

年 月 日

会計課長

印

福祉事務所地域共生推進課 様

No.

領 収 書

金 円

ただし、 義援金として、上記のとおり受領いたしました。

令和 年 月 日

(ご氏名)

様

秦野市会計管理者

〒257-8501 秦野市桜町1-3-2

TEL 0463(82)9651

取扱者

No.

領 収 書 (控)

金 円

ただし、 義援金として、上記のとおり受領いたしました。

令和 年 月 日

(ご氏名)

様

秦野市会計管理者

〒257-8501 秦野市桜町1-3-2

TEL 0463(82)9651

取扱者

6 緊急輸送

各課等配属庁用車一覧表

(令和3年3月)

課名	普通乗用車	普通貨物車	ワゴン車	小型乗用車	小型貨物車	軽乗用車	軽貨物車	バス	ダンプトラック	普通特種車	小型特種車	軽特種	原付	合計
広報広聴課							1							1
秘書課	1			1										2
財産管理課	5			2	3	1	11			1			1	24
資産税課							5							5
債権回収課							5							5
市民活動支援課							1							1
地域安全課		1		1	1	3							1	7
防災課										2			9	11
市民相談人権課						1	2							3
生涯学習課					1		1							2
公民館						1	10							11
スポーツ推進課							2							2
文化振興課・文化会館					1		1							2
図書館							1							1
地域共生推進課				1										1
生活探議課							2							2
高齢介護課	1			1		4	2							8
障害福祉課				1		1	1							3
国保年金課							4							4
保育子ども園課							1							1
こども家庭支援課				1		2	1							4
こども育成課							4						1	5
健康づくり課							3							3
環境共生課					1	1	1							3
環境資源対策課					1		3							4
生活環境課				1			1							2
産業振興課							1							1
農業振興課					1		3							4
観光振興課					1		3							4
まちづくり計画課							1							1
都市整備課							1							1
交通住宅課							2							2
開発指導課							1							1
建築指導課							2							2
公共建築課							2							2
建設総務課					1		1							2
建設管理課					2	1	2			1				6
道路整備課					1		3							4
公園課					2		3							5
国県事業推進課							1							1
下水道施設課							1							1
議会局	1													1
農業委員会事務局							1							1
教育総務課	1						1						3	5
学校教育課						1	1							2
教育指導課						1								1
合計	9	1	0	8	17	17	93	0	0	4	0	0	15	164

神奈川県緊急輸送道路

(1) 第1次緊急輸送道路：高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線

緊急輸送道路(第1次緊急輸送道路)：高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線)

*：一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウント 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
1	第一東海自動車道(東名高速)		全線(東京都境～静岡県境)	
2	第二東海自動車道(新東名高速)		海老名南JCT～新秦野IC	
3	中央自動車道(中央高速)		全線(東京都境～山梨県境)	
4	県道高速横浜羽田空港線(首都高速)		全線	高速神奈川1号横浜線
5	横浜公道高速1号線(首都高速)		全線	高速神奈川2号三ツ沢線
6	横浜公道高速2号線(首都高速)		全線	高速神奈川3号狩場線
7	県道高速湾岸線(首都高速)		全線(東京都境～金沢区並木)	高速湾岸線
8	横浜公道高速湾岸線(首都高速)		全線	高速神奈川5号大黒線
9	川崎市道高速川崎縦貫線(首都高速)		全線(川崎区浮島～川崎区大師河原)	高速神奈川6号川崎線
10	横浜公道高速横浜環状北線		全線	高速神奈川7号横浜北線
11	横浜公道高速横浜環状北西線		全線	高速神奈川7号横浜北西線
12	高速横浜環状南線		全線	*
13	高速横浜湘南道路		全線	*
14	国道1号		全線(県道401号[瀬谷柏尾]交点(不動坂)～戸塚区汲沢町(大坂上合流部)を除く)	
	国道1号(横浜新道)		全線	
	国道1号(箱根新道)		全線	
	国道1号(新湘南バス)		全線	
	国道1号(小田原箱根道路)		全線	
	国道1号(西湘バス)		全線	
15	国道15号		全線	
16	国道16号		全線	
	国道16号(保土ヶ谷バス)		全線	
	国道16号(横浜横須賀道路)		全線	
	国道16号(金沢支線)		全線	
17	国道20号		全線	
18	国道129号		全線	
19	国道132号		全線	

緊急輸送道路(第1次緊急輸送道路:高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線)
*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
20	国道133号		全線	
21	国道134号		全線	
22	国道135号(真鶴道路)		全線(旧道除く)	
	国道135号		全線	
23	国道138号		全線	
24	国道246号		全線	
	国道246号(厚木秦野道路)		全線	*
25	国道255号		全線	
26	国道271号(小田原厚木道路)		全線	
27	国道357号		全線	
28	国道409号		全線	
	国道409号(東京湾横断道路)		全線	
29	国道412号		全線	
30	国道413号		全線(旧道除く)	
31	国道466号(第三京浜道路)		全線	
32	国道467号		全線	
33	国道468号 さがみ縦貫道路		全線	
34	県道2号	東京丸子横浜	県道45号交点(丸子橋)～横浜市政道環状2号線交点(大豆戸)	
35	県道3号	世田谷町田	全線	
36	県道6号	東京大師横浜	全線	
37	県道9号	川崎府中	全線	
38	県道12号	横浜上麻生	県道3号交点(上麻生)～川崎市麻生区早野(横浜市境)	
	県道12号	横浜上麻生	国道246号交点(市ヶ尾)～横浜市政道池辺市ヶ尾線交点(東福寺西側)	
	県道12号	横浜上麻生	横浜市政道池辺市ヶ尾線交点(都田中入口)～国道1号交点(東神奈川駅前)	
39	県道13号	横浜生田	国道16号交点～横浜市政道環状2号線交点(三枚町)	
	県道13号	横浜生田	県道9号[川崎府中]交点～川崎市政道尻手黒川線交点(清水台)	
	県道13号	横浜生田	横浜市政道美しが丘西第14号線接続点(保木入口)～横浜市政道新石川第116号線接続点	

緊急輸送道路(第1次緊急輸送道路:高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウント 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
40	県道14号	鶴見溝ノ口	国道15号交点(鶴見警察署前)～横浜公道下末吉第161号線接続点(三角)	
	県道14号	鶴見溝ノ口	国道409号交点(高津)～川崎市道高津5号線交点	
	県道14号	鶴見溝ノ口	川崎市道野川柿生線交点(久本神社前)～鶴見区上末吉(上末吉)	
41	県道21号	横浜鎌倉	全線(栄区鍛冶ヶ谷1丁目(鍛冶ヶ谷)～栄区桂町(公田)を除く)	
42	県道22号	横浜伊勢原	国道1号(横浜新道)交点(矢沢)～国道246号交点	
43	県道23号	原宿六ツ浦	全線	
44	県道24号	横須賀逗子	全線	
45	県道25号	横須賀停車場	全線	
46	県道26号	横須賀三崎	全線	
47	県道27号	横須賀葉山	県道27号[横須賀葉山]交点(横須賀IC入口)～県道27号[横須賀葉山]交点(佐原交差点)	
48	県道28号	本町山中	全線	
49	県道30号	戸塚茅ヶ崎	全線	
50	県道40号	横浜厚木	大和市道下鶴間桜森線交点(相模大塚)～県道51号[町田厚木]交点(河原口)	
51	県道42号	藤沢座間厚木	県道46号[相模原茅ヶ崎]交点～国道129号交点(関口)	
	県道42号	藤沢座間厚木	国道129号交点～厚木市道妻田幹線【(都)座間荻野線(1期)】	
	県道42号	藤沢座間厚木	厚木市三田～下荻野【(都)座間荻野線(2期)】	*
52	県道43号	藤沢厚木	国道467号交点(白旗)～県道44号[伊勢原藤沢]交点	
	県道43号	藤沢厚木	県道46号[相模原茅ヶ崎]交点(中新田)～県道60号交点(松枝)	
53	県道44号	伊勢原藤沢	県道46号[相模原茅ヶ崎]交点～県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点	
	県道44号	伊勢原藤沢	県道43号[藤沢厚木]交点～国道1号交点(四ツ谷)	
	県道44号	伊勢原藤沢	国道246号交点(市役所前)～国道129号交点(田村十字路)	
	県道44号	伊勢原藤沢	国道129号交点～県道46号[相模原茅ヶ崎]交点	
54	県道45号	丸子中山茅ヶ崎	全線【県道往田綱島交点(百石橋西側)～横浜公道新横浜元石川線交点(向原)を除く】	
55	県道46号	相模原茅ヶ崎	全線	
56	県道47号	藤沢平塚	県道46号[相模原茅ヶ崎]交点～国道129号交点(田村十字路)	
	県道47号	藤沢平塚	県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点～県道46号[相模原茅ヶ崎]交点	
57	県道48号	鍛冶谷相模原	東京都境～県道510号[長竹川尻]交点(新小倉橋東側)	
58	県道51号	町田厚木	東京都境～県道43号[藤沢厚木]交点	

緊急輸送道路(第1次緊急輸送道路:高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウント 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
59	県道52号	相模原町田	東京都境～相模原市当麻	
	県道52号	相模原町田	県道508号[厚木城山]交点～さがみ縦貫道路 相模原愛川 I C	
60	県道54号	相模原愛川	県道46号[相模原茅ヶ崎]交点～国道412号交点(平山坂下)	
61	県道57号	相模原大蔵町	東京都境～国道16号交点(淵野辺)	
62	県道60号	厚木清川	県道43号[藤沢厚木]交点(松枝)～国道246号交点(市立病院前)	
63	県道62号	平塚秦野	国道1号交点～国道246号交点(堀川入口)	
64	県道63号	相模原大磯	県道64号[伊勢原津久井]交点(分れ道)～国道246号交点(市役所前)	
	県道63号	相模原大磯	国道129号交点～県道22号[横浜伊勢原]交点	旧国道271号(側道)
65	県道64号	伊勢原津久井	全線(旧道除く)	
66	県道71号	秦野二宮	全線(旧道除く)	
67	県道72号	松田国府津	国道255号交点(大井町金子)～国道1号交点	
	県道72号	松田国府津	国道246号交点(庶子)～国道255号交点(松田町松田惣領)	
68	県道73号	小田原停車場	全線	
69	県道74号	小田原山北	県道73号[小田原停車場]交点～国道246号交点	
			県道74号(小田原山北)川端交差点～県道74号(小田原山北)交点	*
70	県道75号	湯河原箱根仙石原	全線	
71	県道77号	平塚松田	全線	
72	県道78号	御殿場大井	国道255号交点～県道726号[矢倉沢山北]交点	
73	県道102号	荏田綱島	国道246号交点(新石川)～県道2号交点(北綱島)	
74	県道106号	子母口綱島	県道106号[子母口綱島]交点～横浜市政道高田第138号線接続点	
75	県道140号	川崎町田	国道15号交点(元木)～国道1号交点(尻手)	
			横浜市政道新横浜元石川線(第三京浜入口)～横浜市政道東方第216号線交点(岩崎橋)	
76	県道207号	森戸海岸	全線	
77	県道211号	久里浜港久里浜停車場	全線	
78	県道212号	久里浜港	全線	
79	県道215号	上宮田金田三崎港	県道26号[横須賀三崎]交点(日の出)～城ヶ島取付道路支線交点	
80	県道311号	鎌倉葉山	国道134号長柄交差点～県道217号交点(トンネル入口)	
81	県道503号	相模原立川	東京都境～国道16号交点(清新)	

緊急輸送道路(第1次緊急輸送道路:高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
82	県道508号	厚木城山	県道46号[相模原茅ヶ崎]交点(上溝)～国道129号交点(作の口陸橋)	
83	県道510号	長竹川尻	県道48号[鍛冶谷相模原]交点(新小倉橋東側)～市道沼荒久根小屋金原交点	
84	県道513号	鳥屋川尻	市道沼荒久根小屋金原交点～国道412号交点[長竹三叉路]	
85	県道603号	上粕屋厚木	国道246号交点(水引)～県道43号[藤沢厚木]交点(中町)	
	県道603号	上粕屋厚木	県道64号[伊勢原津久井]交点～県道612号[上粕屋南金目]交点	*
86	県道612号	上粕屋南金目	県道611号[大山板戸]交点～国道246号交点	
87	県道712号	松田停車場	全線	
88	県道720号	怒田開成小田原	県道74号[小田原山北(小田原市)]交点～国道255号交点	
	県道720号	怒田開成小田原	県道712号[松田停車場]交点～県道78号[御殿場大井]交点	
89	県道739号	真鶴半島公園	国道135号交点～真鶴港	
90	久里浜田浦線B		県道27号[横須賀葉山]交点～横浜横須賀道路 横須賀IC	
91	横浜市道環状2号線		磯子区森(屏風ヶ浦)～港南区笹下(打越)	
	横浜市道環状2号線		鶴見区上末吉(上末吉5丁目)～港南区笹下(打越)	
	横浜市道環状2号線 (屏風ヶ浦バイパス)		磯子区森四丁目横浜市道環状2号線合流点～国道357号交点(新森町高架橋)	
92	横浜市道環状3号線		国道16号交点～国道1号交点	
93	横浜市道環状4号線		県道45[丸子中山茅ヶ崎]号交点～国道1号交点	
94	横浜市道山下本牧磯子線		中区山下町(開港広場前)～磯子区中浜町(八幡橋)	
95	横浜市道下末吉第161号線		鶴見区佃野町(三角)～鶴見区下末吉(下末吉)	
96	横浜市道末吉橋第121号線		鶴見区下末吉(下末吉)～鶴見区上末吉(上末吉)	
97	横浜市道大熊東山田線		都筑区仲町台(新栄高校南側)～都筑区東山田町(東山田スポーツ会館)	
98	横浜市道新石川第230号線		青葉区荏田町(新石川)～青葉区あざみ野(田園都市線下)	
99	横浜市道新石川第116/118/173/174号線		青葉区あざみ野(松本橋付近)～同(牛込橋付近)	
100	横浜市道菊名第5号線		港北区新横浜(新横浜駅入口)～同(鳥山大橋)	
101	横浜市道宮内新横浜線		港北区鳥山町(鳥山大橋)～高田東(高田駅北側交差点)	
102	横浜市道新横浜元石川線		港北区小机町(新横浜大橋南側)～青葉区荏田西(江田駅東)	
103	横浜市道荏田北部第201号線		青葉区荏田西(江田駅東)～同(荏田北三丁目入口)	
104	横浜市道荏田北部第23号線		青葉区荏田北(荏田北3丁目入口)～青葉区あざみ野南(あざみ野南橋)	
105	横浜市道新石川第233号線		青葉区あざみ野南(あざみ野南橋)～同(西勝寺北側)	

緊急輸送道路(第1次緊急輸送道路:高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウント 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
106	横浜市道青葉台第364/365号線		青葉区青葉台つつじヶ丘	
107	横浜市道奈良西八朔線		青葉区青葉台つつじヶ丘(R246付近)～青葉区青葉台(青葉台)	
108	横浜市道環状4号鴨志田線		青葉区青葉台(青葉台)～青葉区鉄町(環状4号入口)	
109	横浜市道新港第78号線		中区本町(県庁前)～中区尾上町(ハマスタ入口)	
110	横浜市道関内本牧線		中区尾上町(ハマスタ入口)～中区横浜公園(横浜スタジアム前)	
111	横浜市道伊勢佐木町第82号線		中区港町(関内駅南口)～中区扇町(扇町一丁目)	
112	横浜市道山下高砂線		中区横浜公園(横浜スタジアム前)～中区扇町(扇町一丁目)	
113	横浜市道高島台第51号線		神奈川区青木町(中央市場入口)～神奈川区山内町(中央卸売市場)	
114	横浜市道栄本町線		国道1号交点(栄町)～国道133号交点(本町五丁目)	
115	横浜市道西戸部第65号線/第160号線		西区みなとみらい(首都高速入口)～同(臨港幹線)	
116	横浜市道山下町第39号線		中区山下町(山下橋)～中区本牧ふ頭(錦町)	
117	横浜市道本牧第28号線		中区錦町(錦町)～横浜市道山下本牧磯子線合流点(間門)	一部区間国道357号と重複
118	横浜市道本牧第22号線		中区本牧十二天(北方消防出張所前)～同(小港橋)	
119	横浜市道新山下第34号線		中区本牧ふ頭(錦町)～同(本牧ふ頭RP)	
120	横浜市道磯子第245号線		磯子区杉田(杉田)～同(新境橋)	
121	横浜市道新杉田第117/118号線		磯子区杉田/新杉田町(新境橋)～同(国道357号)	
122	横浜市道美しが丘西第14/115号線		川崎市道神原線接続点～県道13号〔横浜生田〕交点(保木入口)	
123	横浜市道東山田第125号線		県道45号〔丸子中山茅ヶ崎〕交点(向坂)～県道102号〔荏田綱島〕交点(百石橋西側)	
124	横浜市道寺家第105号線/大場町第456号線		青葉区鉄町(川崎市境)～国道246号交点(市ヶ尾)	
125	横浜市道池辺市ヶ尾線		県道12号交点(東福寺西側)～県道12号交点(都田中入口)	
126	横浜市道大黒橋通		県道6号〔東京大師横浜〕交点(生麦ランプ入口)～鶴見区大黒ふ頭国道357号入口	
127	横浜市道高島台第245/295号線		西区みなとみらい五丁目(臨港パーク入口)～中区海岸通1丁目(横浜税関前)	
128	横浜市道新港第1号線		横浜市道新港町第43号線交点(客船ターミナル入口)～横浜市道新港町第41号線交点(赤レンガ倉庫)	
129	横浜市道新港第3号線		横浜市道新港町第41号線交点(サークルウォーク)～横浜市道新港町第42号線交点(客船ターミナル入口)	
130	横浜市道新港第44号線		中区海岸通1丁目(横浜税関前)～国道133号交点(県庁前)	
131	横浜市道高島台第292号線/第288号線		西区高島1丁目国道1号交点～西区みなとみらい5丁目	
132	横浜市道高島関内線		国道16号交点(高島)～国道16号交点(雪見橋国道側)	
133	横浜市道岸谷生麦線		国道1号交点～主要地方道東京大師横浜線交点	

緊急輸送道路(第1次緊急輸送道路:高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウント 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
134	横浜市長島大竹線		新横浜 I C～横浜新吉田第403号線交点	
135	横浜新吉田第403号線		横浜市長島大竹線交点～横浜新横浜元石川線交点	
136	都市計画道路上郷公田線		環状4号線交点(神戸橋)～環状4号交点(桂町)	*
137	都市計画道路横浜藤沢線/田谷線		栄 I C, J C～環状4号交点	*
138	都市計画道路川向線		横浜新横浜元石川線交点(第三京浜出口)～県道140号[川崎町田]交点(東方町)	
139	横浜豊浦町第47/本牧第272号線		横浜本牧第28号線交点(本牧陸橋)～南本牧ふ頭入口(南本牧大橋)	
140	横浜東郷町第216号線		県道12号[横浜上麻生]交点(梅田橋)～県道140号[川崎町田]交点(岩崎橋)	
141	川崎道野川菅生線		県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点～県道13号[横浜生田]交点	
142	川崎道尻手黒川線		県道14号[鶴見溝ノ口]交点～県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点	
	川崎道尻手黒川線		県道13号[横浜生田]交点～県道3号[世田谷町田]交点	
143	川崎道川崎駅東扇島線		国道132号交点～川崎区東扇島	
144	川崎道千鳥町1号線		川崎区千鳥町16番地～千鳥町9番地	
145	川崎道東扇島1号線		川崎区東扇島27-2～東扇島27-3	
146	川崎道駅前本町線		川崎区駅前本町	
147	川崎道稗原線		川崎道尻手黒川線交点(稗原)～横浜道保木第219号線接続点	
148	川崎道鹿島田菅線		県道9号[川崎府中]交点(梅林)～県道9号[川崎府中]交点(木村橋)	
149	川崎道川崎駅丸子線		国道409号交点(下平間交番)～国道409号交点(小杉御殿町)	
150	川崎道南幸町渡田線		国道15号交点～県道6号[東京大師横浜]交点	
151	川崎道野川柿生線		県道14号[鶴見溝ノ口]交点(久本神社前)～川崎市道高津5号線交点	
152	川崎道高津5号線		川崎道野川柿生線交点～県道14号[鶴見溝ノ口]交点	
153	川崎道鈴木町1号線		国道409号交点～川崎区中瀬2丁目地先	
154	川崎道中瀬1号線		川崎区中瀬2丁目地先～国道409号交点	
155	川崎道宮内新横浜線		川崎道尻手黒川線交点～県道106号[子母口綱島]交点	
156	相模原市道沼荒久根小屋金原		県道510号[長竹川尻]交点～県道513号[鳥屋川尻]交点	
157	横須賀市道よこすか海岸通り		国道16号交点(小川町)～国道16号交点(三春町3丁目)	
158	横須賀市道4263号線		久里浜臨港道路3号線～県道212号[久里浜港]交点	
159	安浦うみかぜ公園通り		国道16号交点(安浦2丁目)～横須賀市道よこすか海岸通り交点(うみかぜ公園前)	
160	平塚市道駅前通り線		全線	

緊急輸送道路(第1次緊急輸送道路:高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウント 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
161	小田原市道0086		県道720号[怒田開成小田原]交点(井細田中央)～国道255号交点(寺町)	
162	三浦市道35号		県道26号[横須賀三崎]交点～三崎漁港道路交点	
163	厚木市道妻田三田幹線		国道246号交点～(都)座間荻野線(1期)	
164	大和市道下鶴間桜森線		国道246号交点(上草柳)～県道40号[横浜厚木](相模大塚)交点	
165	葉山町道200号線		県道207号[森戸海岸]交点～葉山港臨港道路交点	
166	湘南港臨港道路		国道134号交点～臨港道路附属駐車場	港湾道路・県管理
167	大磯港臨港道路		国道134号交点～西湘バイパス大磯港IC	港湾道路・県管理
168	葉山港臨港道路		町道200号交点～臨港道路附属駐車場	港湾道路・県管理
169	臨港道路(横浜市道高島台第302号線)		横浜市道高島台第245号線交点(臨港パーク入口)～みなとみらい1号・2号耐震岸壁	港湾道路・市管理
170	臨港道路(本牧ふ頭D突堤基部道路・本牧ふ頭D突堤1号線)		横浜市道本牧第169号線交点～本牧ふ頭D突堤	港湾道路・市管理
171	臨港道路(横浜市道高島台第303号線)		横浜市道高島台第245号線交点(臨港パーク入口)～市道高島台第51号線交点(市場)	港湾道路・市管理
172	臨港道路(金沢木材ふ頭1号幹線道路)		国道357号交点～金沢木材ふ頭	港湾道路・市管理
173	臨港道路(新港2号線)		横浜市道新港第1号線交点～新港ふ頭(横浜海上防災基地)	港湾道路・市管理
174	臨港道路(横浜市道新山下第35、37号)		横浜市道山下町第39号線交点(見晴橋入口)～国道357号交点	港湾道路・市管理
175	臨港道路(横浜市道新山下第36号)		横浜市道山下町第39号線交点(鴨橋入口)～臨港道路(国道357号本牧接続道路1)交点	港湾道路・市管理
176	臨港道路(横浜市道新山下第38、41号)		国道357号交点～臨港道路(本牧ふ頭入口4号線)交点	港湾道路・市管理
177	臨港道路(国道357号大黒橋接続道路)		横浜市道大黒橋通交点～国道357号交点	港湾道路・市管理
178	臨港道路(横浜市道大黒ふ頭1号線)		横浜市道大黒橋通交点～大黒ふ頭(海づり公園入口)	港湾道路・市管理
179	臨港道路(本牧B突堤中央道路)		横浜市道山下町第39号線交点(B突堤入口)～本牧ふ頭B突堤	港湾道路・市管理
180	臨港道路(南本牧ふ頭構内道路)		臨港道路(横浜市道本牧第272号線)交点～南本牧ふ頭	港湾道路・市管理
181	臨港道路(横浜市道本牧第272号線)		横浜市道豊浦町第47号線交点(南本牧大橋)～臨港道路(県道高速湾岸線接続線)交点	港湾道路・市管理
182	臨港道路(高速湾岸線接続線)		臨港道路(横浜市道本牧第272号線)交点～県道高速湾岸線(首都高速)南本牧ふ頭出入り口	港湾道路・市管理
183	臨港道路(横浜市道新山下第40号)		横浜市道山下町第39号線交点(A突堤入口)～臨港道路(国道357号本牧接続道路3)交点	港湾道路・市管理
184	臨港道路内貿6号道路		川崎市道東扇島1号線交点～臨港道路北岸2号道路交点	港湾道路・市管理
185	臨港道路緑地前道路		川崎市道東扇島1号線交点～臨港道路船溜道路交点	港湾道路・市管理
186	臨港道路船溜道路		臨港道路緑地前道路交点～東扇島9号ハース	港湾道路・市管理
187	臨港道路幹線5号道路		川崎市道東扇島1号線交点～臨港道路外貿9号道路交点	港湾道路・市管理
188	臨港道路外貿9号道路		臨港道路幹線5号道路交点～川崎コンテナ2号岸壁	港湾道路・市管理

緊急輸送道路(第1次緊急輸送道路:高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウント 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
189	臨港道路北岸2号道路		臨港道路内貿6号道路交点～東扇島31号バス	港湾道路・市管理
190	臨港道路外貿5号道路		川崎市道東扇島1号線交点～臨港道路船溜道路交点	港湾道路・市管理
191	臨港道路千島町換気所周辺道路		千島町7号係船桟橋～臨港道路千島町換気所周辺道路交点	港湾道路・市管理
192	久里浜臨港道路3号線		横須賀市道4263号線交点～久里浜港岸壁	港湾道路・市管理
193	平成臨港道路		横須賀市道よこすか海岸通り交点(平成埠頭前)～平成港岸壁	港湾道路・市管理
194	城ヶ島大橋取付道路		県道26号[横須賀三崎]交点(城ヶ島入口)～城ヶ島バス停付近	漁港道路・県管理
195	城ヶ島大橋取付道路支線		城ヶ島取付道路交点(向ヶ崎)～県道215号[上宮田金田三崎港]交点	漁港道路・県管理
196	歌舞島新港輸送道路1号線		市道35号交点(三浦三崎郵便局前)～二町谷臨港道路交点	漁港道路・県管理
197	歌舞島新港輸送道路2号線		歌舞島新港輸送道路1号線交点(加工センター前)～歌舞島新港輸送道路1号線交点	漁港道路・県管理
198	東側臨港道路		国道135号交点～南側臨港道路交点(共同冷蔵前)	漁港道路・県管理
199	南側臨港道路		東側臨港道路交点(共同冷蔵前)～耐震岸壁	漁港道路・県管理
200	返業新道 その他の道路		全線	
1次路線 計200路線				

(2) 第2次緊急輸送道路：第1次緊急輸送路を補完し地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路：第1次緊急輸送道路を補完し地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*：一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウン ト番 号	路線名	県道路線名	区間	備考
14	国道1号		県道401号[瀬谷柏尾]交点(不動坂)～戸塚区汲沢町(大坂上合流部)(戸塚駅東入口～清源院入口を除く)	
34	県道2号	東京丸子横浜	横浜市道環状2号線交点(大豆戸)～国道1号交点(浦島丘)	
38	県道12号	横浜上麻生	横浜市道寺家第105号交点(環状4号入口)～桐蔭学園女子部入口	
	県道12号	横浜上麻生	横浜市道池辺市ヶ尾線交点(東福寺西側)～横浜市道池辺市ヶ尾線交点(都田中入口)	
39	県道13号	横浜生田	川崎市道尻手黒川線交点(清水台)～横浜市道美しが丘西第115号線接続点(保木入口)	
	県道13号	横浜生田	県道12号交点(新羽踏切)～横浜市道往田北157号線交点(往田農協前)	
	県道13号	横浜生田	国道246号交点(荏田)～横浜市道横浜元石川線交点(西勝寺西側)	
201	県道19号	町田調布	東京都境～東京都境	
42	県道22号	横浜伊勢原	国道1号交点(バスセンター前)～国道1号(横浜新道)交点(矢沢)	
	県道22号	横浜伊勢原	国道1号交点(舞岡入口)～横浜市道環状2号線交点(環2般若寺)	
	県道22号	横浜伊勢原	港南区上大岡西(関の下)～磯子区栗木(栗木町バス停南)	
46	県道26号	横須賀三崎(三浦縦貫道路)	国道16号(横浜横須賀道路)交点～三浦縦貫道路Ⅰ期区間(有料道路)終点部	
202	県道26号	横須賀三崎(三浦縦貫道路Ⅱ期)	国道134号交点～市道14号線(三浦縦貫高円坊入口)	
47	県道27号	横須賀葉山	国道134号交点(野比駅入口)～県道27号[横須賀葉山]交点(佐原交差点)	
			県道27号[横須賀葉山]交点(横須賀IC入口)～国道134号交点(葉山大道)	
203	県道32号	藤沢鎌倉	全線	
50	県道40号	横浜厚木	国道16号交点(鶴ヶ峰)～大和市道下鶴間桜森線交点(相模大塚)	
51	県道42号	藤沢座間厚木	県道40号[横浜厚木]交点～県道46号[相模原茅ヶ崎]交点(座間2)	
	県道42号	藤沢座間厚木	県道40号[横浜厚木]交点～県道22号[横浜伊勢原]交点	
52	県道43号	藤沢厚木	県道44号[伊勢原藤沢]交点～県道403号[菖蒲沢戸塚]交点(遠藤東)	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウント 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
53	県道44号	伊勢原藤沢	県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点(景観寺前)～県道46号[相模原茅ヶ崎]交点(一之宮小入口)	
54	県道45号(横浜市道中川第348号線含む)	丸子中山茅ヶ崎	県道荏田綱島交点(百石橋西側)～横浜市道新横浜元石川線交点(向原)	
57	県道48号	鍛冶谷相模原	県道510号[長竹川尻]交点(新小倉橋東側)～県道54号[相模原愛川]交点(上田名)	
60	県道54号	相模原愛川	愛川町田代～国道412号交点(愛川町真名倉)	
62	県道60号	厚木清川	国道412号交点～県道64号[伊勢原津久井]交点	
63	県道62号	平塚秦野	国道1号交点～国道134号交点(花水川橋)	
64	県道63号	相模原大磯	県道54号[相模原愛川]交点(高田橋)～県道60号[厚木清川]交点(千頭橋際)	
	県道63号	相模原大磯	県道22号[横浜伊勢原]交点～県道62号[平塚秦野]交点(平塚東インター入口)	旧国道271号(側道)
204	県道65号	厚木愛川津久井	県道63号[相模原大磯]交点～県道54号[相模原愛川]交点(箕輪)	
67	県道72号	松田国府津	国道255号交点(大井町金子)～国道255号交点(松田町松田惣領)	
205	県道76号	山北藤野	国道20号交点～国道413号交点	
	県道76号	山北藤野	国道246号交点(安戸トンネル)～山北町中川	
206	県道101号	扇町川崎停車場	川崎駅前～川崎区扇町	
74	県道106号	子母口綱島	県道2号[東京丸子横浜]交点(綱島)～県道102号[荏田綱島]交点(高田)	
207	県道109号	青砥上星川	保土ヶ谷区西谷町(梅の木)～緑区中山町(緑郵便局入口)	
			緑区中山町(緑郵便局入口)～県道140号(青砥)交点	
208	県道111号	大田神奈川	東京都境～横浜市道環状2号線交点(鶴見区駒岡三丁目)	
			横浜市道北寺尾第168号線交点～神奈川区西寺尾1丁目(内路)	
209	県道124号	稲城読売スト ⁺ 前停車場	県道3号[世田谷町田]交点(高石歩道橋下)～東京都境	
210	県道137号	上麻生蓮光寺	県道3号[世田谷町田]交点(柿生)～県道19号[町田調布]交点(黒川)	
			県道19号[町田調布]交点(若葉台駅南)～東京都境	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウント 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
211	県道139号	真光寺長津田	東京都境～東京都境(岡上跨線橋)	
			国道246号交点(下長津田)～緑区長津田五丁目(長津田駅南口入口)	
75	県道140号	川崎町田	国道1号交点(尻手)～港北区榑町(榑町)	
	県道140号	川崎町田	県道13号[横浜生田]交点(新羽十字路)～横浜市新横浜元石川線交点(第三京浜入口)	
212	県道203号	大船停車場矢部	戸塚区矢部町(戸塚駅東口入口)～栄区飯島町(飯島)	
213	県道208号	浦賀港	全線	
214	県道210号	浦賀港久里浜停車場	全線	
79	県道215号	上宮田金田三崎港	城ヶ島取付道路支線交点～国道134号交点(三浦海岸)	
215	県道217号	逗子葉山横須賀(1期)	逗葉新道交点～県道27号[横須賀葉山]交点	
216	県道218号	弥生台桜木町	南区南太田町(Y校前)～同(花之木RP)	
			県道401号[新橋町西田]～横浜市道環状4号線(かもめパーク入口)	
80	県道311号	鎌倉葉山	県道32号[藤沢鎌倉]交点～県道24号[横須賀逗子]交点 県道24号[横須賀逗子]交点～国道134号交点	
217	県道401号	瀬谷柏尾	戸塚区柏尾町(不動坂)～瀬谷区中央(瀬谷中学校前)	
218	県道402号	阿久和鎌倉	泉区和泉町(立場)～戸塚区深谷町(深谷), 瀬谷区阿久和町	
219	県道403号	菖蒲沢戸塚	県道43号[藤沢厚木]交点(遠藤東)～国道467号交点(六会)	
220	県道502号	淵野辺停車場	全線	
81	県道503号	相模原立川	県道46号[相模原茅ヶ崎]交点(上溝)～国道16号交点(駅入口)	
221	県道505号	橋本停車場	全線	
82	県道508号	厚木城山	国道129号交点(厚木市上依知)～国道129号交点(相模原市田名)	
222	県道514号	宮ヶ瀬愛川	県道64号[伊勢原津久井]交点～国道412号交点(半原小入口)	
223	県道602号		県道43号[藤沢厚木]交差点(中町)～厚木市道2-02号線交点	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウント 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
85	県道603号	上粕屋厚木	国道246号交点(水引)～国道246号交点(船子)	
224	県道607号	平塚港平塚停車場	全線	
225	県道704号	秦野停車場	秦野市道6号線交点～国道246号交点	
226	県道709号	中井羽根尾	県道77号[平塚松田]交点(中井町役場入口)～国道1号交点(押切橋)	*
			市道5263、市道5264交点～国道1号交点(橋インター入口交差点)	
227	県道710号	神縄神山	国道246号交点～松田町寄(寄小学校)	
228	県道711号	小田原松田	県道78号交点[御殿場大井]～県道72号[松田国府津]交点(松田町松田惣領)	
	県道711号	小田原松田	県道78号[御殿場大井]交点～県道717号[沼田国府津]交点	
229	県道714号	栢山停車場曾我	県道711号交点[小田原松田](バイパス)～国道255号交点	
230	県道717号	沼田国府津	県道720号[怒田開成小田原]交点～県道72号[松田国府津]交点	
231	県道719号	鴨ノ宮停車場	国道1号交点～県道720号[怒田開成小田原]交点	
88	県道720号	怒田開成小田原	国道255号交点～県道719号[鴨ノ宮停車場]交点	
	県道720号	怒田開成小田原	県道74号[小田原山北]交点～県道717号[沼田国府津](バイパス)交点	
232	県道726号	矢倉沢山北	県道78号[御殿場大井]交点～国道246号交点(樋口ノ橋)	
233	県道740号	小田原湯河原	国道135号旧道	真鶴道路旧旧道
234	都市計画道路安浦下浦線		県道27号[横須賀三崎]交点～国道134号交点(行政センター東)	*
93	横浜市道環状4号線		県道40号[横浜厚木]交点(瀬谷四丁目)～県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点	
107	横浜市道奈良西八朔線		青葉区すみよし台(すみよし台)～県道139号交点(住吉神社前)	
108	横浜市道環状4号鴨志田線		瀬谷区北町(目黒交番)～青葉区榎が丘(青葉台)	
235	横浜市道鉄鴨志田線		青葉区鴨志田町(鴨志田東)～青葉区すみよし台(すみよし台電話局)	
110	横浜市道関内本牧線		中区山下町(横浜スタジアム前)～同(西の橋)	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
236	横浜市道鴨居上飯田線		横浜市道川和第259号線交点(出崎橋)～県道109号交点(鴨池大橋南詰)	
237	横浜市道美しが丘第162号線		川崎市道向ヶ丘遊園駅菅生線接続点～横浜市道新石川第230号線交点(西勝寺北側)	
238	横浜市道川和第351/363号線		県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点(地藏尊前)～県道12号[横浜上麻生]交点(梅田橋)	
239	横浜市道川和第199号線		県道12号[横浜上麻生]交点(都田中入口)～県道140号[川崎町田]交点(新陸橋西側)	
240	横浜市道柴町第156/158/159号線		国道357号交点(金沢柴町)～横浜市道柴町第160号線交点(ヘリポート入口)	
241	横浜市道柴町第160号線		横浜市道柴町第159号線交点(ヘリポート入口)～横浜ヘリポート	
242	横浜市道花見台保土ヶ谷公園通		横浜市道上星川第476号線交点(横浜新道星川入口)～横浜市道川島岩間線交点(花見台派出所前)	
243	横浜市道鶴見駅三ツ沢線		鶴見区豊岡町(西口バスターミナル)～神奈川区松三町(港北小学校入口)	
	横浜市道鶴見駅三ツ沢線		港北区片倉(下耕地)～県道13号交点(片倉町入口)	
244	横浜市道青木浅間線		神奈川区鶴屋町(鶴屋町三丁目)～西区浅間町(浅間下)	
245	横浜市道横浜駅根岸線		国道16号交点(長者町五丁目)～横浜市道山下本牧磯子線交点(根岸不動下)	
246	横浜市道藤棚伊勢佐木線		西区浜松町(浜松町)～中区曙町(阪東橋)	
247	横浜市道保土ヶ谷宮元線		保土ヶ谷区岩井町(保土ヶ谷橋)～南区通町(通町一丁目)	
248	横浜市道汐入豊岡線		鶴見区汐入町(弁天町)～鶴見区鶴見中央(鶴見警察署)	
249	横浜市道下末吉第348号線		鶴見区豊岡町(三角)～同(西口バスターミナル)	
250	横浜市道小野末広線		鶴見区小野町(県道6号[東京大師横浜])～鶴見区末広町(環境事業局鶴見工場)	
251	横浜市道子安守屋町線		神奈川区新子安(新子安)～神奈川区守屋町(子安/守屋町RP)	
252	横浜市道浦島第82/大口第708号線		神奈川区子安通	
253	横浜市道中山北山田線		横浜市道横浜上麻生交点(川和町駅)～都筑区牛久保(すみれが丘入り口)	
254	横浜市道新石川第56号線		青葉区元石川町(平崎橋)～同(嶮山)	
255	横浜市道黒須田第133号線		青葉区元石川町(嶮山)～青葉区すすき野(大黒橋西側)	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウン 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
256	横浜市道美しが丘第西第296号線		青葉区すすき野(大黒橋西側)～同(嶮山スポーツガーデン)	
257	横浜市道美しが丘第西第345号線		青葉区すすき野(嶮山スポーツガーデン)～青葉区もみの木台(横浜総合病院)	
258	横浜市道黒須田第224号線		青葉区鉄町(横浜総合病院前)～同(桐蔭学園女子部入口)	
259	横浜市道奈良第172号線		青葉区すみよし台(すみよし台電話局)～同(すみよし台)	
260	横浜市道奈良第68号線		青葉区奈良五丁目(奈良五丁目)～青葉区奈良四丁目(奈良四丁目)	
261	横浜市道奈良第142号線		青葉区奈良四丁目(奈良四丁目)～青葉区奈良一丁目(奈良8号踏切)	
262	横浜市道奈良第165号線		青葉区奈良一丁目(奈良8号踏切)～県道139号交点(住吉神社前)	
263	横浜市道長津田奈良線		青葉区奈良町(奈良中央大橋南詰)～同(こどもの国西側)	
264	横浜市道奈良第21号線		青葉区奈良町(こどもの国西側)～同(奈良北団地入口)	
265	横浜市道緑山第1号線		青葉区奈良町(奈良北団地入口)～青葉区緑山(川崎市境)	
266	横浜市道環状4号上瀬谷線		県道40号[横浜厚木]交点(瀬谷四丁目)～瀬谷区中屋敷(中瀬谷消防出張所)	
267	横浜市道目黒第28号線		瀬谷区北町～同(笹原バス停西)	
268	横浜市道目黒第153号線(環状4号線)		瀬谷区瀬谷町(中瀬谷消防出張所)～瀬谷区瀬谷町(海軍道路分岐点)	
269	横浜市道上川井第147号線(環状4号線)		瀬谷区瀬谷町(横浜市道上川井第148号線交点)～横浜市道五貫目第33号線交点(目黒交番)	
270	横浜市道上川井第148号線(環状4号線)		瀬谷区瀬谷町(海軍道路分岐点)～瀬谷区瀬谷町(横浜市道上川井第147号線交点)	
271	横浜市道五貫目第33号線		国道246号交点(目黒)～国道16号(上川井インターチェンジ接続点)	
272	横浜市道山下長津田線		緑区中山町(緑郵便局入口)～国道246号交点(下長津田)	
273	横浜市道六角橋第394号線		神奈川区泉町(泉町)～神奈川区鶴屋町(鶴屋町三丁目)	
274	横浜市道関内本牧線		中区尾上町(尾上町1丁目)～中区港町(ハマスタ入口)	
	横浜市道関内本牧線		中区横浜公園(横浜スタジアム)～中区山下町(西の橋)	
275	横浜市道山下町第132号線		中区山下町(西の橋)～同(山下橋)	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウント 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
276	横浜市道阪東橋浦舟線		中区曙町(阪東橋)～南区高根町(阪東橋RP)	
277	横浜市道保土ヶ谷第565号線		南区宮元町(宮元町一丁目)～南区南太田町(Y校前)	
278	横浜市道常盤台和田町線		保土ヶ谷区常盤台(常盤台RP南)～保土ヶ谷区和田(和田町)	
279	横浜市道三ツ沢第42号線		保土ヶ谷区峰岡町(峰岡RP)～同	
280	横浜市道三ツ沢第85号線		保土ヶ谷区峰岡町～同(国道16号)	
281	横浜市道三ツ沢第232号線		保土ヶ谷区川辺町(国道16号)～保土ヶ谷区星川(水道道)	
282	横浜市道三ツ沢第222号線		保土ヶ谷区星川(水道道)～同(星川小学校前)	
283	横浜市道上星川第476号線		保土ヶ谷区星川(星川小学校前)～同(横浜新道入口)	
284	横浜市道天王町第46号線		保土ヶ谷区星川(横浜新道入口)～同(星川RP)	
285	横浜市道川島岩間線		横浜市道花見台保土ヶ谷公園通交点(花見台派出所前)～旭区市沢町(市沢団地入口ハ ^ス 停南)	
286	横浜市道今井第30号線		旭区市沢町(市沢団地入口ハ ^ス 停南)～同	
287	横浜市道今井第37号線		旭区市沢町～旭区左近山(市沢団地南)	
288	横浜市道今井第87号線		旭区左近山(市沢団地南)～同(左近山第四ハ ^ス 停南)	
289	横浜市道四季美台第406号線		旭区左近山(左近山第四ハ ^ス 停南)～旭区南本宿町(左近山入口)	
290	横浜市道保土ヶ谷二俣川線		旭区南本宿町(左近山入口)～同(南本宿IC)	
291	横浜市道四季美台第359号線		旭区さちが丘(さちが丘)～同(陸橋南側)	
292	横浜市道四季美台第367号線		旭区さちが丘(陸橋南側)～旭区さちが丘(さちが丘ハ ^ス 停)	
293	横浜市道四季美台第432号線		旭区さちが丘(陸橋南側)～旭区さちが丘(万騎が原入口)	
294	横浜市道希望ヶ丘第480号線		旭区善部町(善部第一ハ ^ス 停)～瀬谷区阿久和町(阿久和)	
295	横浜市道下瀬谷第519号線		瀬谷区阿久和町(阿久和交差点西)～同(原小学校入口)	
296	横浜市道上和田第9号線		瀬谷区阿久和町(原小学校入口)～泉区和泉町(日向山団地中央)	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウント 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
297	横浜市道上大岡第39号線		南区別所(向田橋)～同(京急線下)	
298	横浜市道上大岡第41号線		港南区最戸(京急線下)～同(最戸町)	
299	横浜市道上大岡第119号線		港南区最戸(最戸町)～同(餅井坂下)	
300	横浜市道平戸第486号線		南区別所(餅井坂下)～港南区下永谷(平戸バス停)	
301	横浜市道横浜逗子線		磯子区栗木(栗木町バス停南)～金沢区釜利谷東(宮ヶ谷バス停南東)	
302	横浜市道泥亀釜利谷線		金沢区釜利谷東(宮ヶ谷バス停南東)～金沢区谷津町(君が崎)	
92	横浜市道環状3号線		県道21号[横浜鎌倉]交点～国道1号交点	
303	横浜市道港南台第244号線		港南区港南台(港南台5丁目)～同(栄区境)	
304	横浜市道港南台第297号線		栄区上郷町(港南区境)～同(神奈中車庫前)	
305	横浜市道戸塚港南台線		戸塚区上倉田町(上倉田)～横浜市道環状3号線交点(港南台五丁目)	
306	横浜市道戸塚第559号線		国道1号交点(清源院入口)～国道1号交点(矢部団地入口)	
307	横浜市道飯島第112号線		栄区飯島町(飯島)～同(市民の森バス停北西)	
308	横浜市道飯島第121号線		栄区飯島町(市民の森バス停北西)～栄区本郷台(本郷台中央公園)	
309	横浜市道飯島第191号線		栄区本郷台(本郷台中央公園)～栄区小菅ヶ谷(本郷台駅入口)	
310	横浜市道小菅ヶ谷第425号線		栄区小菅ヶ谷(本郷台駅入口)～同(本郷台駅西)	
311	横浜市道桂町戸塚遠藤線		栄区小菅ヶ谷(本郷台駅西)～栄区桂町(公田)	
312	横浜市道小机第355号		横浜市道環状2号線交点(鳥山東)～港北区片倉(下耕地)	
313	横浜市道荏田北157号線		国道246号交点(荏田町)～県道12号[横浜上麻生]交点(荏田農協前)	
314	横浜市道市ヶ尾86/87/134/145/190/194号線		県道12号[横浜上麻生]交点～東名高速青葉I.C入口	
315	横浜市道中山北山田線		横浜市道横浜上麻生線交点(川和町駅)～県道140号(青砥)交点	
316	都市計画道路横浜藤沢線		横浜市道環状2号線交点(馬洗橋)～横浜市道戸塚港南台線(天谷大橋際)	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウント 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
317	横浜市道北寺尾第168号線		鶴見区馬場7丁目(法隆寺)～県道111号大田神奈川交点	
318	横浜市道上川井瀬谷1号線		国道16号(旭区上川井町)～環状4号線(瀬谷区瀬谷町)	*
319	横浜市道上川井瀬谷2号線		横浜市道上川井瀬谷1号線(旭区上川井町)～環状4号線(瀬谷区瀬谷町)	*
320	横浜市道大池第4号線		旭区さちが丘(万騎が原入口)～旭区さちが丘(さちが丘バス停)	
142	川崎市道尻手黒川線		世田谷町田交点～上麻生蓮光寺交点	*
151	川崎市道野川柿生線		川崎市道高津5号線交点～県道横浜生田交点(蔵敷交番前)	
321	川崎市道幸多摩線		国道409号交点～県道3号[世田谷町田]交点	
322	川崎市道二子千年線		川崎市道幸多摩線交点～川崎市道子母口宿河原交点	
323	川崎市道小杉菅線		国道409号交点～県道14号[鶴見溝ノ口]交点(栄橋)	
324	川崎市道多摩3号線		県道3号[世田谷町田]交点～東京都境	
325	川崎市道殿町夜光線		国道409号交点～阜橋水江町線交点	
326	川崎市道阜橋水江町線		川崎市道富士見鶴見駅線交点～川崎区水江町	
327	川崎市道池田浅田線		国道15号交点(川崎警察署入口)～県道6号[東京大師横浜]交点(浅田町)	
328	川崎市道富士見鶴見駅線		国道409号交点～川崎市道南幸町渡田線交点	
329	川崎市道子母口宿河原線		県道14号[鶴見溝ノ口]交点～川崎市道幸多摩線交点	
330	川崎市道大師大島線		国道409号交点～県道101号[扇町川崎停車場]交点	
331	川崎市道小田32号線		県道6号[東京大師横浜]交点～南部防災センター前	
332	川崎市道古市場矢上線		川崎市道幸多摩線交点～県道14号[鶴見溝ノ口]交点	
333	川崎市道宮内新横浜線		国道409号交点(西下橋)～市道尻手黒川線交点	
334	川崎市道井田20号線		県道14号[鶴見溝ノ口]交点～中原区井田病院前	
335	川崎市道久末鷺沼線		県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点～国道246号交点	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
336	川崎市道登戸野川線		川崎市道野川菅生線交点～国道246号交点(野川団地入口)	
337	川崎市道梶ヶ谷菅生線		川崎市道野川菅生線交点(馬絹)～川崎市道野川菅生線交点(土橋)	
338	川崎市道向ヶ丘遊園駅菅生線		横浜市境(宮前区犬蔵)～県道9号[川崎府中]交点	
339	川崎市道菅早野線		川崎市道尻手黒川線交点(王禅寺公園北側)～麻生区下麻生2丁目	
	川崎市道菅早野線		麻生区下麻生2丁目～県道12号(下麻生)交点	*
340	川崎市道万福寺王禅寺線		県道3号[世田谷町田]交点～川崎市道尻手黒川線交点	
341	川崎市道細山線		県道124号[稲城読売ランド前停車場]交点(西生田小)～県道3号[世田谷町田]交点	
342	川崎市道中野島生田線		川崎市道多摩第3号線～県道9号[川崎府中]交点	
343	川崎市道白石2号線他		横浜市境～川崎市川崎区大川町	
344	川崎市道駅前本町20号線		県道9号[川崎府中]交点～県道101号[扇町川崎停車場]交点	
345	川崎市道小川町線		県道101号[扇町川崎停車場]交点～県道140号[川崎町田]交点	
346	川崎市道宮前町9号線		国道132号交点～川崎区新川通12番地先	
347	川崎市道新川通8号線		川崎区新川通12番地先～県道101号[扇町川崎停車場]交点	
348	川崎市道殿町羽田空港線		国道409号～川崎区殿町3丁目	
349	川崎市道浮島町線		川崎区浮島町509番1～浮島町511番	*
350	川崎市道浮島町2号線		国道409号浮島公園交差点～浮島町509番1	*
351	相模原市道市役所前通		相模原市役所～国道16号交点	
352	相模原市道橋本駅北口線		全線【(都)橋本駅北口線】	
353	相模原市道橋本駅西口		国道16号交点～市道橋本18号交点	
354	相模原市道橋本18号		市道橋本駅西口交点～国道413号交点	
355	都市計画道路3・6・1中町北停車場線		県道602号[本厚木停車]交点～県道601号[酒井金田]交点	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウン 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
356	厚木市道A-358		全線	
357	横須賀市道859号線		国道16号交点(三春町4丁目)～国道134号交点(大津)	
358	横須賀市道7755号線		県道27号交点(横須賀IC入口)～県道26号交点(衣笠十字路)	
359	横須賀市道7756号線		県道26号交点(衣笠十字路)～国道134号交点(湘南橋)	
360	横須賀市道7757号線		国道134号交点(湘南橋)～県道27号交点(佐原)	
361	平塚市道浅間町3号線		平塚警察署～平塚市道駅前通り線交点	
362	鎌倉市道027-000号線		鎌倉市役所～鎌倉市道008-000号線交点	
363	鎌倉市道008-000号線		鎌倉市道027-000号線交点～県道311号[鎌倉葉山]交点	
364	藤沢市道		県道403号[菖蒲沢戸塚]交点(遠藤東)～県道22号[横浜伊勢原]交点(新東山田)	
365	藤沢市道長後865号線		国道467号交点(長後小入口)～綾瀬市境	
366	小田原市道0077		県道709号[中井羽根尾]交点(小田原市中村原)～市道0077、市道5263交点	
367	小田原市道0085		国道1号交点～県道720号[怒田開成小田原]交点	
368	小田原市道5263		市道0077交点～市道5264交点	
369	逗子市道逗子55号線		逗子市役所～県道311号[鎌倉葉山]交点	
370	三浦市道14号		三浦縦貫道交点～国道134号交点	
371	秦野市道6号線		県道71号[秦野二宮]交点～秦野市道12号線交点	
372	秦野市道12号線		国道246号交点～秦野市道6号線交点	
373	南大和相模原線		国道246号交差点(深見西)～市役所前交点	
374	大和市道下鶴間86号		市役所前交点～大和市役所	
375	伊勢原市道315号線		県道44号[伊勢原藤沢]交点～伊勢原市役所	
376	海老名市道海老名駅大谷線		海老名市役所～県道40号[横浜厚木]交点	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
377	座間市道17号線		座間市役所交点～県道42号〔藤沢座間厚木〕交点	
378	南足柄市道関本広町線		県道74号〔小田原山北〕交点～南足柄市道関本雨坪線交点	
379	南足柄市道関本雨坪線		南足柄市役所～南足柄市道関本広町線交点	
380	綾瀬市道913号線		綾瀬市道1629-2号線交点～県道42号交点(市役所前)	
381	綾瀬市道1629-1号		県道40号交点(綾北小前)～県道45号交点(綾瀬市深谷)交点	
382	綾瀬市道1629-2号		藤沢市境～県道45号交点(綾瀬市深谷)号交点	
383	葉山町道牛ヶ谷戸根山線		葉山町役場～葉山町道311号線交点	
384	葉山町道311号線		葉山町道牛ヶ谷戸根山線交点～国道134号交点	
385	寒川町道岡田宮山18号線		県道46号〔相模原茅ヶ崎〕交点～寒川町役場	
386	1級町道1号線/2級町道1号線/町道二宮81号線		県道71号〔秦野二宮〕交点～二宮町役場	
387	中井町道役場前線		県道77号〔平塚松田〕交点～中井町役場	
388	大井町道101号線		大井町役場～大井町道7号線交点	
389	大井町道14号線		防災倉庫～大井町道101号交差点	
390	大井町道7号線		大井町道101号線交点～国道255号交点	町道再編(L=120m)
391	松田町道12号線		県道72号〔松田国府津〕交点～松田町役場	
392	箱根町道湯1号線		国道1号交点～箱根町役場	
393	真鶴町道真第1号線		国道135号交点～真鶴町役場	
394	湯河原町道中央57号線/中央21号線		県道75号〔湯河原箱根仙石原〕交点～湯河原町役場	
395	横浜市道黒須田325号/226号		青葉区鉄町(横浜総合病院)～同(横浜総合病院前)	
396	臨港道路東扇島水江町線		東扇島臨港道路幹線5号線交点～川崎市道阜橋水江町線交点	* 港湾道路・市管理
397	その他道路 緊急用河川敷道路		多摩川右岸(多摩川河口～拝島橋)	未整備区間含む
398	山北町道61号 田屋敷万随線		県道74号【小田原山北】交点～山北町役場	
2次路線 計198路線 (398路線-200路線)				

緊急交通路指定想定路線

No.	路線名	区間
1	東名高速道路	東京都境から静岡県境までの間
2	新東名高速道路	海老名南JCTから新妻野ICまでの間
3	中央高速道路	東京都境から山梨県境までの間
4	首都高速道路 (横羽線、狩場線、三ツ沢線、 大黒線、湾岸線、川崎線、横浜北 線、及び横浜北西線)	東京都境から右川町JCTまでの間(横羽線)、金港JCTから三ツ沢ICまでの間(三ツ沢線)、本牧JCTから狩場ICまでの間(狩場線)、大黒JCTから生麦JCTまでの間(大黒線)、大師JCTから川崎浮島JCTまでの間(川崎線)、並木ICから都県境までの間(湾岸線)、横浜港北JCTから生麦JCTまでの間(横浜北線)及び横浜青葉JCTから横浜港北JCTまでの間(横浜北西線)
5	国道1号 (横浜新道、新湘南バイパス及び 西湘バイパスを含む。)	東京都境から静岡県境までの間
6	国道15号	東京都境から青木通交差点までの間
7	国道16号 (保土ヶ谷バイパス及び横浜横須 賀道路を含む。)	東京都境から馬堀海岸四丁目までの間
8	国道20号	東京都境から山梨県境までの間
9	国道129号	高浜合交差点から橋本五差路交差点までの間
10	国道132号	塩浜交差点から川崎区役所前交差点までの間
11	国道133号	開港広場前交差点から桜木町一丁目交差点 までの間
12	国道134号	引橋交差点から唐ヶ原交差点までの間
13	国道135号(真鶴道路を含む。)	静岡県境から早川口交差点までの間
14	国道138号	静岡県境から宮の下交差点までの間
15	国道246号	東京都境から静岡県境までの間
16	国道255号	新龍場交差点から小田原市民会館前交差点 までの間
17	国道271号 小田原厚木道路	厚木ICから小田原西IC入口までの間
18	国道409号 (東京湾アクアラインを含む。)	溝口交差点から大師河原交差点までの間、東京湾アクアラインは川崎浮島JCTから千葉 県境までの間
19	国道412号	厚木市立病院前交差点から相模湖駅前交差点までの間
20	国道413号	山梨県境から国道16号と交差する地点(橋本陸橋下)までの間
21	国道466号 第三京浜道路	東京都境から保土ヶ谷ICまでの間
22	国道467号	山王原交差点から片瀬東浜交差点までの間
23	国道468号 さがみ縦貫道路	茅ヶ崎JCTから東京都境までの間
24	県道2号(東京丸子横浜)	東京都境から蒲島丘交差点までの間
25	県道3号(世田谷町田)	多摩水道橋交差点から上麻生交差点までの間
26	県道6号(東京大師横浜)	東京都境から大黒町入口交差点までの間
27	県道9号(川崎府中)	溝口交差点から東京都境までの間
28	県道12号(横浜上麻生)	西神奈川交差点から上麻生交差点までの間
29	県道13号(横浜生田)	高島町交差点から荏田交差点までの間
30	県道14号(鶴見溝ノ口)	鶴見警察署前交差点から高津交差点までの間
31	県道21号(横浜鎌倉)	吉野町三丁目交差点から滑川交差点までの間
32	県道22号(横浜伊勢原)	関の下交差点から上北ノ根交差点までの間
33	県道24号(横須賀逗子)	船越交差点から銀座通り入口交差点までの間
34	県道26号(横須賀三崎) (三浦縦貫道を含む。)	本町一丁目交差点から日の出交差点までの間
35	県道28号(本町山中)	本町ICから横須賀ICまでの間
36	県道30号(戸塚茅ヶ崎)	藤沢バイパス出口交差点から浜須賀交差点までの間
37	県道40号(横浜厚木)	相模大塚交差点から相模大橋東交差点までの間
38	県道43号(藤沢厚木)	海老名インター入口交差点から厚木市立病院前交差点までの間
39	県道44号(伊勢原藤沢)	伊勢原市役所入口交差点から茅ヶ崎中央インター交差点までの間
40	県道45号(丸子中山茅ヶ崎)	丸子橋交差点から茅ヶ崎駅前交差点までの間
41	県道46号(相模原茅ヶ崎)	上溝交差点から柳島交差点までの間
42	県道51号(町田厚木)	東京都境から河原口交差点までの間
43	県道52号(相模原町田)	下当麻交差点から東京都境までの間
44	県道54号(相模原愛川)	上溝交差点から半原日向交差点までの間
45	県道62号(平塚秦野)	相模貨物駅前交差点から堀川交差点までの間
46	県道63号(伊勢原大磯)	市役所入口交差点から分れ道交差点までの間
47	県道64号(伊勢原津久井)	伊勢原交差点から梶野交差点までの間
48	県道71号(秦野二宮)	落合交差点から二宮交差点までの間
49	県道72号(松田国府津)	国道255号と交差する地点(金田交番前)から観木橋交差点までの間
50	県道73号(小田原停車場)	城山中学校入口交差点から早川口交差点までの間
51	県道74号(小田原山北)	城山中学校入口交差点から宮路交差点までの間
52	県道75号(湯河原箱根仙石原)	湯河原駅入口交差点から仙石原交差点までの間
53	県道77号(平塚松田)	土屋橋交差点から神山交差点までの間
54	県道78号(御殿場大井)	矢倉沢交差点からインター前交差点までの間
55	県道311号(鎌倉葉山)	長柄交差点から南郷トンネル入口交差点までの間
56	逗葉新道	逗子インター入口交差点から南郷トンネル入口交差点までの間
57	横浜市道(みなと大通り線)	県庁前交差点から原町一丁目交差点までの間
58	横浜市道(山下本牧磯子線)	開港広場前交差点から八幡橋交差点までの間
59	横浜市道(環状2号線)	屏風ヶ浦交差点から上末吉交差点までの間

秦野市優先確保路線候補一覧

路線カウント 番号	路線名	区間	対象施設	備考
1	県道70号線	国道246号交差～市道5号交点	東小学校、東中学校	
2	市道5号線	県道70号交点～市道寺山12号交点	東小学校、東中学校	
3	市道寺山12号線	市道5号交点～東中学校入口	東小学校、東中学校	
4	市道24号線	保健福祉センター交差点～今川町交差点	南小学校	
5	市道71号線	今川町交差点～南小学校入口	南小学校	
6	市道緑町6号線	市道24号交差～南中学校入口	南中学校	
7	市道81号線	秦野総合高校入口交差点～南が丘中学校入口	南が丘小学校、南が丘中学校	
8	市道南が丘二丁目4号線	市道81号交点～市道南が丘四丁目3号交点	南が丘小学校	
9	市道南が丘二丁目3号線	市道南が丘二丁目4号交点～南が丘小学校入口	南が丘小学校	
10	県道708号線	曲松交差点～市道渋沢15号交点	渋沢小学校、渋沢中学校	
11	市道渋沢上二丁目2号線	渋沢小学校入口交差点～渋沢小学校入口	渋沢小学校	
12	市道渋沢15号線	市道渋沢15号交点～渋沢中学校入口	渋沢中学校	
13	県道706号線	テクノパーク入口交差点～堀川小学校前交差点	堀川小学校	
14	市道堀川19号線	堀川小学校前交差点～堀川小学校入口	堀川小学校	
15	市道15号線	柳町交差点～西小学校入口	西小学校	
16	市道沼代新町17号線	国道246号交点～西中学校入口	西中学校	
17	市道18号線	菖蒲交差点～市道19号交点	上小学校	
18	市道19号線	市道18号交点～市道柳川8号交点	上小学校	
19	市道柳川8号線	市道19号交点～上小学校入口	上小学校	
20	市道6号線	堀戸大橋交差点～平和橋北交差点	北小学校、北中学校	
21	県道705号線	平和橋北交差点～市道菩提28号交点	北小学校、北中学校	
22	市道菩提27号線	県道705号交点～北中学校入口	北小学校	
23	市道菩提27号線	市道菩提27号交差点～北小学校入口	北中学校	
24	市道末広町7号線	県道704号交点～末広小学校入口	末広小学校	
25	県道613号線	広畑小学校入口交差点～サンライフ入口交差点	広畑小学校、大根小学校、大根中学校 鶴巻小学校、鶴巻中学校	
26	市道下大槻47号線	下大槻団地入口交差点～広畑小学校入口交差点	広畑小学校	
27	市道南矢名三丁目2号線	大根小学校入口交差点～市道66号交点	大根小学校、大根中学校	
28	市道66号線	市道南矢名三丁目2号交点～大根中学校入口	大根小学校、大根中学校	
29	市道64号線	サンライフ入口交差点～市道鶴巻30号交点	鶴巻小学校、鶴巻中学校	
30	市道鶴巻28号線	市道64号交点～市道鶴巻30号交点	鶴巻小学校、鶴巻中学校	
31	市道鶴巻30号線	市道鶴巻28号交点～鶴巻中学校入口	鶴巻小学校、鶴巻中学校	
32	市道62号線	下落合入口交差点～神奈川病院入口	神奈川病院	
33	市道63号線	クリーンセンター入口交差点～クリーンセンター入口	クリーンセンター	
34	市道87号線	秦野赤十字病院入口交差点～病院前交差点	秦野赤十字病院	
35	市道立野台一丁目8号線	病院前交差点～秦野赤十字病院入口	秦野赤十字病院	
36	市道本町一丁目1号	県道705号交点～八木病院入口	八木病院	
37	市道12号線	国道246号交点～保健福祉センター入口	保健福祉センター	

2 空路からの物資受入れ拠点

ヘリコプター臨時離着陸場

(令和6年4月現在)

番号	地区	所在地	名称	面積 (㎡)	施設管理	連絡先
1	横浜市	横浜市金沢区富岡2-6-2	神奈川県警察機動隊グラウンド	8,000	神奈川県警察第一機動隊	045-774-1441
2		横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1	三ツ沢公園陸上競技場	14,000	横浜市緑の協会・体育協会グループ	045-548-5147
3		横浜市栄区桂町22-2	神奈川県警察学校グラウンド	8,000	神奈川県警察学校	045-891-0127
4		横浜市西区みなとみらい1	みなとみらい21耐震パース	6,000	横浜市港湾局建設保全部保全管理課	045-671-7231
5	川崎市	川崎市中原区上丸子八幡町地先	丸子橋河川敷	4,800	川崎市中原区役所道路公園センター	044-788-2311
6		川崎市高津区諏訪地先	諏訪河川敷	8,100	川崎市高津区役所道路公園センター	044-833-1221
7	相模原市	相模原市南区当麻3539	昭和橋スポーツ広場	4,900	相模原市市民局スポーツ施設課	042-769-8288
8		相模原市中央区弥栄3-1-8	県立相模原弥栄高校 (※)	15,200	県立相模原弥栄高校	042-758-4695
9		相模原市緑区又野829	津久井又野公園 (※)	10,400	相模原市環境経済局津久井地域環境課	042-780-1404
10	横須賀市	横須賀市西逸見町1丁目無番地	横須賀地方総監部ヘリポート	1,000	海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3500
11		横須賀市御幸浜1-1	武山駐屯地ヘリポート	1,600	陸上自衛隊第31普通科連隊第3科	046-856-1291内線634
12		横須賀市走水1-10-20	防衛大学校ヘリポート	12,100	防衛大学校	046-841-3810
13		横須賀市不入斗町1-2	不入斗公園 (陸上競技場) (※)	13,500	横須賀市建設部公園管理課	046-822-4000
14	葉山町	三浦郡葉山町一色2040	小磯の鼻台地	900	県横須賀土木事務所	046-853-8800
15		三浦郡葉山町堀内50	葉山港 (※夜間受入れ不可)	1,600	県横須賀土木事務所	046-853-8800
16	鎌倉市	鎌倉市笹田3-1310	笹田公園運動場	5,000	笹田公園管理事務所	0467-32-0559
17		鎌倉市七里が浜2-21-1	県立鎌倉高校グラウンド	9,000	県立鎌倉高校	0467-32-4851
18	厚木市	厚木市下津古久280	県総合防災センター総合訓練場他	13,600	県総合防災センター	046-227-0001
19		厚木市厚木2325	厚木市営厚木野球場 (※)	9,000	厚木市スポーツ魅力創造課	046-225-2530
20		厚木市酒井2537	厚木市酒井スポーツ広場	19,200	厚木市スポーツ魅力創造課	046-225-2530
21	藤沢市	藤沢市善行7-1-2	県立スポーツセンター (※)	12,000	県立スポーツセンター	0466-81-2570
22		藤沢市江の島1丁目	江ノ島湘南港本船岸壁	3,000	県藤沢土木事務所なぎさ港湾課	0467-58-1473
23	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市中海岸3-3-11	茅ヶ崎公園野球場	12,751	(公財) 茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団	0467-82-7175
24	平塚市	平塚市中堂246-1	馬入ふれあい公園	14,280	総合公園課	0463-35-2233
25		平塚市大原1-1	平塚市総合公園 (※)	7,000	総合公園課	0463-35-2233
26	大磯町	中郡大磯町大磯	大磯港	6,000	県平塚土木事務所	0463-22-2711
27	開成町	足柄上郡開成町吉田島2489-2	県足柄上合同庁舎総合グラウンド (※)	10,790	県西土木事務所	0465-83-5111
28	山北町	足柄上郡山北町向原2370	県立山北高校グラウンド	8,400	県立山北高校	0465-75-0828
29		足柄上郡山北町中川361-3	中川スポーツ場	8,000	山北町商工観光課	0465-75-3646
30	大井町	足柄上郡大井町金手378	わかもと製薬グラウンド	19,500	わかもと製薬相模大井工場	0465-83-3311
31	小田原市	小田原市寿町5-22地先	酒匂川河川敷スポーツ広場 (※)	37,200	小田原市スポーツ課	0465-35-3977

注1 (※)は、広域防災活動拠点の臨時ヘリポートである。

輸送記録簿

第1号様式

輸送年月日	目的	輸送区間 (距離)	借上等			修繕				燃料費 円	実支出額 円	備考	
			使用車両等		金額 円	故障車両等		修繕月日	修繕費 円				故障の概要
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
計													

- (注) 1 「目的」欄は、主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 都道府県の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償・無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

第2号様式

車両出動記録簿

年月日 車両番号	時間	行先	運転者 乗用者	目的
年 月 日	出発 時 分			
	帰庁 時 分			
年 月 日	出発 時 分			
	帰庁 時 分			
年 月 日	出発 時 分			
	帰庁 時 分			
年 月 日	出発 時 分			
	帰庁 時 分			
年 月 日	出発 時 分			
	帰庁 時 分			
年 月 日	出発 時 分			
	帰庁 時 分			
年 月 日	出発 時 分			
	帰庁 時 分			
年 月 日	出発 時 分			
	帰庁 時 分			
年 月 日	出発 時 分			
	帰庁 時 分			
年 月 日	出発 時 分			
	帰庁 時 分			
年 月 日	出発 時 分			
	帰庁 時 分			

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
神奈川県公安委員会		印
番号標に表示 されている番号		
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送人 員又は品名）		
活動地域		
車両の 使用者	住所	() 局 番
	氏名又は は名称	
有効期限		
備考		

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

7 水 防

重要水防区域一覽表

水系名	河川名	区域箇所			土木水防支部名	水防管理団体名
		管理延長 (km)	箇所数	延長 (m)		
金目川	金目川	19.5	31	12,480	平塚土木	平塚市、秦野市、大磯町
〃	大根川	3.06	4	2,485	〃	平塚市、秦野市
〃	善波川	1.5	1	700	〃	平塚市
〃	室川	5.0	10	1,280	〃	秦野市
〃	水無川	7.5	2	120	〃	〃
〃	葛葉川	6.22	—	—	〃	—
酒匂川	四十八瀬川	7.85	14	5,326	〃	秦野市

重要水防箇所一覽表

水防管理 団体名	河川名	重要度		左右 岸別	地先名	延長 (m)	重要な理由
		種別	階級				
秦野市	金目川	堤防高 堤防強度	重点 B	右	秦野市下大槻	200	流下能力不足 護岸老朽
〃	〃	堤防高 堤防強度	重点 B	左	秦野市下大槻	250	流下能力不足 護岸老朽
〃	〃	堤防高	B	左	秦野市下大槻	1,250	流下能力不足
〃	〃	堤防高	B	右	秦野市下大槻	250	流下能力不足
〃	〃	堤防高	B	右	秦野市下大槻	150	流下能力不足
〃	〃	堤防高	B	左	秦野市下大槻	300	流下能力不足
〃	〃	堤防高 堤防強度	重点 B	右	秦野市上大槻	100	流下能力不足 護岸老朽
〃	〃	堤防高	B	右	秦野市上大槻、曾屋	1,000	流下能力不足
〃	〃	堤防高 堤防強度	重点 B	左	秦野市曾屋	400	流下能力不足 護岸老朽
〃	〃	堤防高	B	左	秦野市曾屋	800	流下能力不足
〃	〃	堤防高 堤防強度	重点 B	右	秦野市曾屋	200	流下能力不足 護岸老朽

水防管理 団体名	河川名	重要度		左右 岸別	地先名	延長 (m)	重要な理由
		種別	階級				
秦野市	金目川	堤防高 堤防強度	重点 B	左	秦野市曾屋	250	流下能力不足 護岸老朽
〃	〃	堤防高	B	右	秦野市曾屋、末広町	380	流下能力不足
〃	〃	堤防高	B	左	秦野市曾屋	80	流下能力不足
〃	大根川	堤防強度	B	右	秦野市南矢名二丁目	45	護岸老朽
〃	〃	堤防高 堤防強度	重点 B	左	秦野市南矢名一丁目	200	流下能力不足 護岸老朽
〃	室川	堤防高 堤防強度	重点 B	左	秦野市室町	20	流下能力不足 護岸老朽
〃	〃	堤防高 堤防強度	重点 B	右	秦野市室町、尾尻	110	流下能力不足 護岸老朽
〃	〃	堤防高 堤防強度	重点 B	左	秦野市尾尻、大秦町	150	流下能力不足 護岸老朽
〃	〃	堤防高 堤防強度	B B	右	秦野市今泉	200	流下能力不足 護岸老朽
〃	〃	堤防高 堤防強度	重点 B	左	秦野市今泉	170	流下能力不足 護岸老朽
〃	〃	堤防高 堤防強度	重点 B	右	秦野市今泉	125	護岸老朽
〃	〃	堤防高 堤防強度	重点 B	左	秦野市今泉	105	流下能力不足 護岸老朽
〃	〃	堤防高 堤防強度	重点 B	右	秦野市平沢	100	流下能力不足 護岸老朽
〃	〃	堤防高 堤防強度	B B	右	秦野市平沢	150	流下能力不足 護岸老朽
〃	〃	堤防高 堤防強度	B B	左	秦野市平沢	150	流下能力不足 護岸老朽
〃	水無川	堤防高	B	左	秦野市河原町	60	流下能力不足
〃	〃	堤防高	B	左	秦野市室町	60	流下能力不足
〃	四十八瀬川	堤防強度	B	右	秦野市菖蒲	130	すべり発生のおそれ
〃	〃	堤防強度	B	右	秦野市菖蒲	710	すべり発生のおそれ
〃	〃	堤防高 堤防強度	B B	右	秦野市菖蒲	50	流下能力不足 すべり発生のおそれ
〃	〃	堤防高	B	右	秦野市菖蒲	50	流下能力不足
〃	〃	堤防高	B	左	秦野市堀西、千村	100	流下能力不足

水防管理 団体名	河川名	重要度		左右 岸別	地先名	延長 (m)	重要な理由
		種別	階級				
秦野市	四十八瀬川	堤防強度	B	左	秦野市堀西	860	すべり発生のおそれ
〃	〃	堤防高 堤防強度	重点 B	右	秦野市菖蒲	100	流下能力不足 護岸老朽
〃	〃	堤防高 堤防強度	重点 B	左	秦野市堀西	100	流下能力不足、護岸老朽、 すべり発生のおそれ
〃	〃	堤防強度	B	右	秦野市菖蒲	590	すべり発生のおそれ
〃	〃	堤防強度	B	左	秦野市菖蒲	1,090	すべり発生のおそれ
〃	〃	堤防強度 漏水	B B	右	秦野市三廻部	240	すべり発生のおそれ 漏水発生のおそれ
〃	〃	堤防強度 漏水	B B	左	秦野市堀西	1,060	すべり発生のおそれ 漏水発生のおそれ
〃	〃	堤防強度 漏水	B B	右	秦野市堀西	6	すべり発生のおそれ 漏水発生のおそれ
〃	〃	堤防強度 漏水	B B	右	秦野市堀西	240	すべり発生のおそれ 漏水発生のおそれ

(令和7年度神奈川県水防計画抜粋)

7-3

重要水防区域重要度評定基準

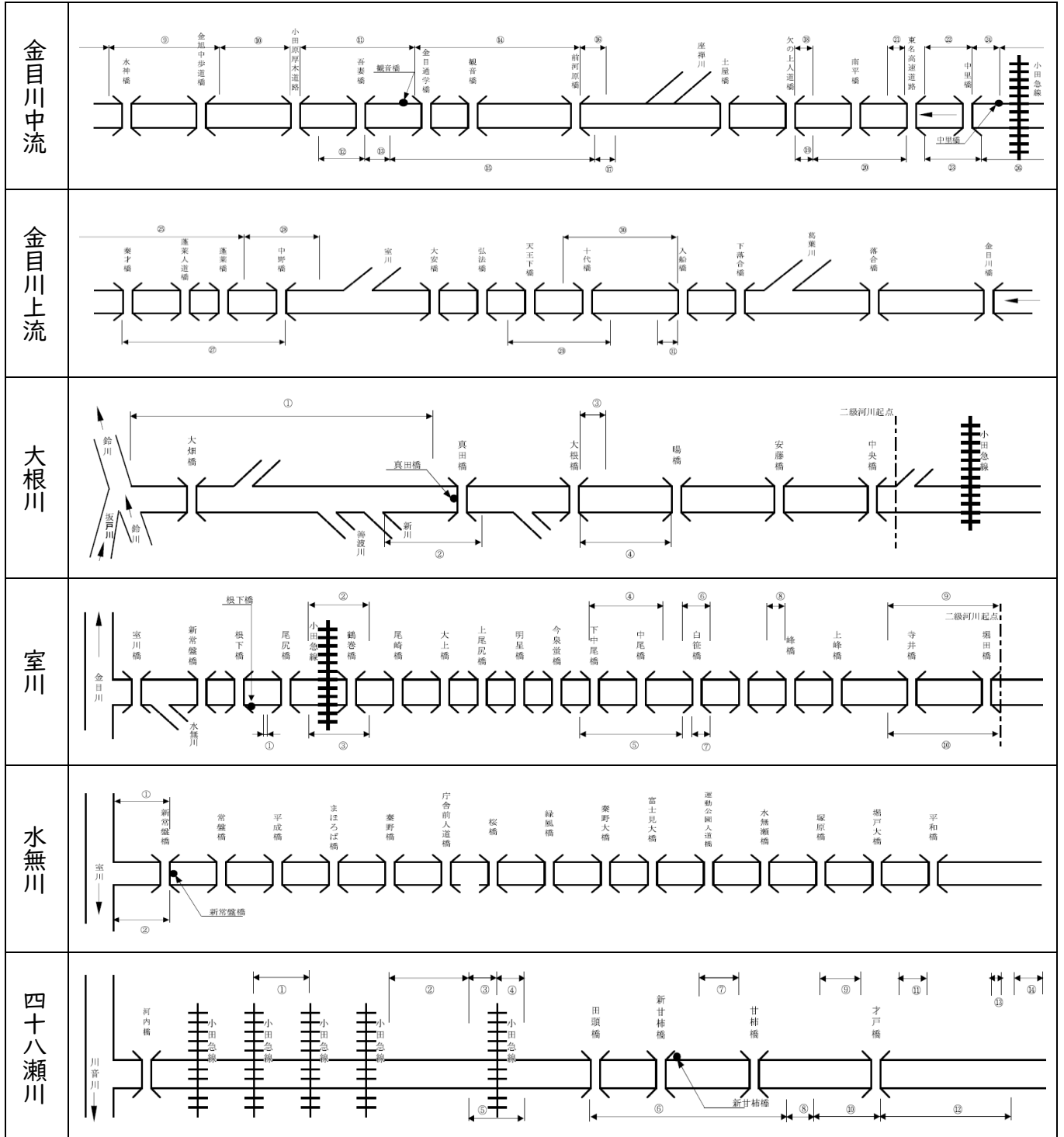
重要度		評定基準
種別	階級	
堤防高	A	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。
	B	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
堤防断面	A	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。
	B	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。
堤防強度 (法崩れ・すべり)	A	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。
	B	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。
漏水	A	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。

	B	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
水衝・洗掘	A	水衝部にある堤防の前面の河床が深堀れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。
	B	水衝部にある堤防の前面の河床が深堀れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。
	B	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
工作物	A	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善計画が必要な堰、橋梁、樋管、その他の工作物の設置されている箇所 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。
	B	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
工事施工	要注意区間	出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意区間	新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘 防潮扉	要注意区間	陸閘、防潮扉が設置されている箇所。
	重点区間	水防活動上の必要性に応じて、特に水防時に重点的に巡視すべき区間。

※ 階級のAとは「水防上最も重要な区間」、Bとは「水防上重要な区間」を言う。

暫定区間を定めて改修を進めている河川にあっては、計画高水流量を暫定計画高水流量と読み替える。

重要水防箇所位置図



水防活動実施報告書

年 月 日

(作成責任者)

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日時	自 月 日 時			至 月 日 時					
出動人員	水防団員	消防団員	その他	合計					
	人	人	人	人					
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工 法								
水防の結果	効果被害	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用資器材	かます、俵					居住者の出動状況			
	万年、土俵								
	なわ					水防関係者の死傷			
	丸太								
	その他					雨量水位の状況			
水防活動に関する自己評価備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

水 防 警 報

種 類	待 機 ・ 準 備 ・ 出 動 ・ 解 除		
発表河川		基準水位観測所	第 号
日時	年 月 日 時 分	平塚土木水防支部発表	
番号	発 表 内 容		
1	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px; margin-right: 5px;"> ① 流域 ② 地点 </div> <div>の雨量は、 日 時 分 までに mmです。</div> </div>		
2	の水位は、 日 時 分 現在 mです。		
3	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> では、 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> ① 水防団待機水位 ② 氾濫注意水位 </div> </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> ③ を上回りました。 ④ を上回る恐れがあります。 ⑤ 程度です。 ⑥ を下回る見込みです。 ⑦ を下回りました。 </div> </div>		
4	水防管理者は、水防機関を <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px; display: inline-block; vertical-align: middle;"> ① 待機 ② 準備 ③ 出動 </div> させて下さい。		
5	水防管理者は、水防機関の巡視員を現地に残し、水防機関を待機させて差つかえありません。		
6	水防警報を解除します。		
7	の水位は、 日 時 には、 m程度と予想されます。		
8			

水防団待機水位 = m 氾濫注意水位 = m 避難判断水位 = m 氾濫危険水位 m

水 防 警 報

種 類	指 示 ・ 情 報		
発表河川	基準水位観測所	第 号	
日時	年 月 日 時 分 平塚土木水防支部発表		
番号	発 表 内 容		
1	① 流域 ② 地点 の雨量は、 日 時 分 までに mmです。		
2	の水位は、 日 時 分 現在 mです。		
3	の水位は、 日 時 分に ① 氾濫注意水位（警戒水位） ② 最高水位 m ③ に達し ④ を超え ⑤ を下回り ました。		
4	の水位は、 ① 1時間に cm程度上昇して ② 平衡状態が続いて ③ 1時間に cm程度下がって います。		
5	の水位は、 日 時に m程度と予想されます。		
6	上流	の水位は、 日 時 分に ① 氾濫注意水位（警戒水位） ② 最高水位 m ③ に達し ④ を超え ⑤ を下回り ました。	
7	地先の ①堤防 ②堤防の居住側 ③無堤地 ④ に ⑤漏水 ⑥亀裂 ⑦深掘れ ⑧堤防斜面の崩れ ⑨護岸崩壊 ⑩堤防の決壊 ⑪越水（水が溢れる） ⑫浸水 ⑬ が発生 ⑭する恐れがあります。 ⑮しました。		
8	水防管理者は、水防機関に厳重な警戒をさせて下さい。		
9	水防管理者は、水防機関の出動体制を強化し、水防工法を行わせてください。		
10			

8 消 防

消防ポンプ車等所有自衛消防隊一覧表

(令和6年4月1日現在)

番号	名称	ポンプ車	小型動力ポンプ	所在地
1	(株)NITTAN本社工場		1	// 曾屋518
2	(株)KMCT秦野工場	1	1	// 平沢65
3	京セラ(株)神奈川秦野工場		1	// 曾屋1204
4	日産車体(株)秦野事業所		2	// 堀山下223
5	(株)トープラ秦野工場		1	// 曾屋201
6	DCM(株)渋沢店		1	// 堀川1625
7	共同薬品(株)秦野工場		1	// 菩提133-5
8	共同薬品(株)丹沢工場		1	// 菩提156-1
9	秦野市役所		1	// 桜町1-3-2
計		1	10	

別表 I

消防力の現況(常備消防)

(令和7年4月1日現在)

地域別	本部署別	区分			本部署別		人員		車両											水利						
		消防本部	本署	分署	合計	内訳		車両合計	小計	ポンプ車		特殊車					小計	その他			計	防火水そう	消火栓	プール・池等		
						日勤	隔日			普通車	水そう車	小計	化学車	救助車	はしご車	屈折はしご車		救急車	小計	指令車					指揮車	広報車等
本町	消防本部	1			42	30	12	8									8	1		7	550	206	335	9		
	本署		1		59	11	48	11	2	1	1	5		1	1		3	4		1					3	
南	南分署			1	22		22	4	1	1		2	1				1	1		1	576	213	352	11		
東	(本署)																				316	106	205	5		
北	(//)																				334	138	194	2		
大根	大根分署			1	22		22	3	1	1		1				1	1			1	608	219	379	10		
	鶴巻分署			1	22		22	5	2	2		2			1	1	1			1						
西	西分署			1	32		32	5	1	1		3	1				2	1		1	696	206	485	5		
上	(//)																				129	46	82	1		
計		1	1	4	199	44	160	36	7	6	1	13	2	1	1	1	8	16	1	1	14	3,209	1,134	2,032	43	

別表2

消防力の現況（非常備消防）

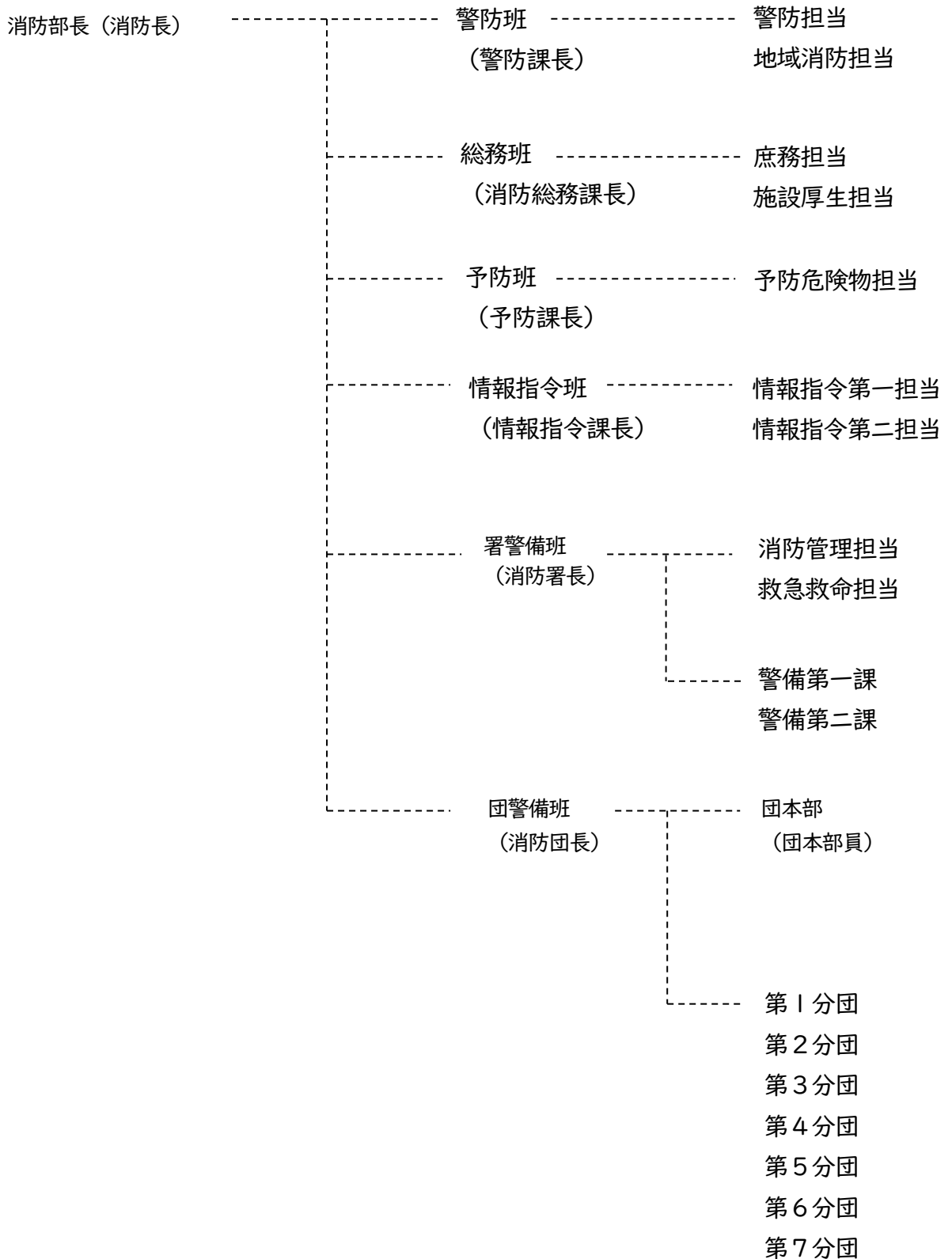
（令和7年4月1日現在）

地域別	区分 本部分団別	団本部	分団	部	人員							人員					
					計	階級						計	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	多機能型動力ポンプ付積載車		
						団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長					団員	
本町	団本部	1			5	1	2	2									
	第1分団		1	8	77			1	1	8	8	59	8		7	1	
南	第2分団		1	6	57			1	1	6	6	43	6	1	5		
東	第3分団		1	5	48			1	1	5	5	36	5	1	4		
北	第4分団		1	3	34			1	1	3	3	26	3	1	2		
大根	第5分団		1	4	40			1	1	4	4	30	4		3	1	
西	第6分団		1	6	58			1	1	6	6	44	6		5	1	
上	第7分団		1	4	43			1	1	4	4	33	4	1	3		
計		1	7	36	362	1	2	9	7	36	36	271	36	4	29	3	

別表3

地震防災応急対策、非常災害時各部隊編成

(組織図)



9

条例、要綱、規程等

秦野市災害対策本部条例

(昭和39年3月31日条例第28号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定により秦野市災害対策本部に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年6月24日条例第19号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月24日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

秦野市災害対策本部要綱

(昭和39年3月31日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、秦野市災害対策本部条例(昭和39年秦野市条例第28号)に基づき設置される秦野市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(組織及び業務)

第2条 本部の機構及び分担業務は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害対策上特別の必要があると本部長が認めるときは、本部の機構及び分担業務を別に定めることができる。

第3条 部に部長等(以下「部長」という。)を、班に班長を置く。

2 部長及び班長は、別表第2の部長の欄及び班長の欄に掲げる職にある者をもって充てる。

第4条 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 班員は、上司の命を受け、所掌事務に従事する。

(本部会議)

第5条 本部長は、災害対策についての重要な指示又は総合調整を行うため必要があるときは、本部会議を招集する。

2 本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監、副危機管理監及び本部員をもって構成する。

3 本部員は、部長をもって充てる。

(本部連絡員)

第6条 本部に本部連絡員を置き、部長が所属班員のうちから指定する。

2 本部連絡員は、本部室において服務し、所属部班との連絡をとり、所属部班に関する被害及び災害対策活動に関する情報並びに資料の整理等の事務に従事する。

(非常配備の基準及び編成計画等)

第7条 本部は、災害の発生を回避し、及び災害の拡大を防止するため、迅速かつ強力な非常配備体制を整えるものとする。

2 非常配備体制の種別及び内容の基準は、次のとおりとする。

(1) 大雨、台風等の風水害の配備体制は、秦野市地域防災計画(風水害等災害対策計画)第3章第1節組織計画の配備基準による。

(2) 地震災害の配備体制は、秦野市地域防災計画(地震等災害対策計画)第3章第2節職員動員計画の配備基準による。

3 非常配備体制は、次のとおりとする。

(1) 大雨、台風等の風水害の配備体制は、1号配備及び2号配備並びに鶴巻現地災害対策本部の配備とし、職員配備動員は、秦野市地域防災計画(風水害等災害対策計画)第3章第2節職員動員計画の班員動員計画による。

(2) 地震災害の配備体制は、震度階級別に定め、前項第2号のとおりとする。

4 職員動員状況の報告は、職員動員報告書（第1号様式）により行う。

（1号配備下の活動）

第8条 1号配備下における活動は、次のとおりとする。

(1) 部長は、所掌事務に係る情報を収集したときは、次の事項を行い、防災体制を整える。

ア 災害の現況等を所属職員に周知させ、別に定める配備編成計画に基づき、あらかじめ指定した非常配備要員を警戒体制に就かせる。

イ 装備、物資、機材、設備等を整備点検し、必要に応じて事前に処置を行う。

ウ 関係部及び関係機関との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(2) 本部事務局長は、他の部長と連絡を密にするとともに、災害情報等から客観情勢を判断し、随時本部長に報告する。

（2号配備下の活動）

第9条 本部長が2号配備を命じたときは、部長は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

（震度階級別の活動）

第10条 震度階級別における活動は、秦野市地域防災計画（地震等災害対策計画）第3章第2節職員動員計画のとおりとする。

（地区配備隊の活動）

第11条 地区配備隊には、大規模地震発生の際各地区ごとの情報収集及び情報の受伝達並びに避難所等の初期対応に従事するため、地域性を考慮した職員を次のとおり配備するものとする。

(1) 地区配備隊の機構及び分担業務は、別表第3及び別表第4のとおりとする。

(2) 地区配備隊の配備動員の基準は、秦野市地震等災害対策計画第3章第1節組織計画及び第2節職員動員計画の配備基準による。

2 前項の規定にかかわらず、地震防災応急対策上特別の必要があると本部長が認めるときは、地区配備隊の機構及び分担業務を別に定めることができる。

（非常体制の開始及び解除）

第12条 非常体制の開始及び解除は、本部長が命じる。

（災害対策連絡票等）

第13条 災害対策に関する本部長の命令、指示等を部班に連絡するとき、又は部班から本部長に報告するときは、すべて災害対策連絡票（第2号様式）に記載して行う。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により行うことができる。

2 気象通報の受信及び伝達は、情報等受信原簿（第3号様式及び第3号様式の2から5まで）に記載して行う。

ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により行うことができる。

3 被害状況の報告は、被害状況等報告（第4号様式及び第4号様式の2）に記載して行う。

（緊急参集等）

第14条 別に定める配備編成計画に基づき非常配備要員に指定された職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあると判断したときは、直ちに所属部班に参集し、又は所属部班に連絡をとり上司の指示を受けるものとする。

2 前項に掲げる職員は、災害時においては、自から進んで所属部班に参集し、又は上司の指示を受けられるようテレビ、ラジオニュース等の災害報道の聴取に努めるものとする。

(雑 則)

第 15 条 本部の庶務は、防災主管課が行う。

附 則

この要綱は、昭和 39 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 42 年 10 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 11 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 12 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 8 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

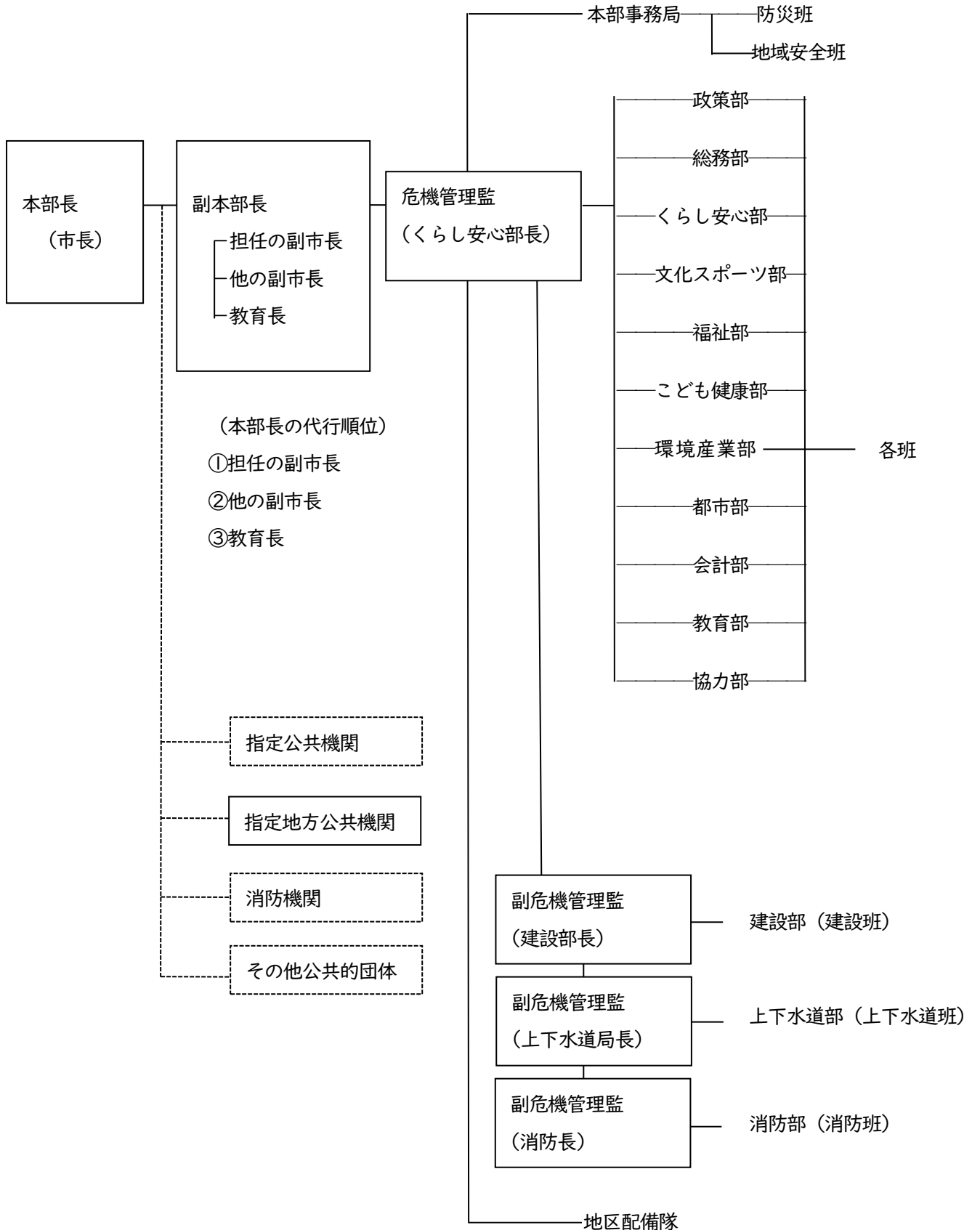
(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の秦野市災害対策本部要綱別表第2及び改正前の秦野市病後児保育事業実施要綱第4号様式に規定する保険証、改正前の秦野市日中一時支援事業実施要綱第1号様式に規定する被保険者証並びに改正前の秦野市不育症治療費助成事業実施要綱第6条第1項第3号、改正前の同要綱第1号様式、改正前の秦野市妊婦歯科健康診査実施要綱第4号様式及び改正前の秦野市不妊治療費(先進医療分)助成事業実施要綱第1号様式に規定する健康保険証については、有効期限内において、なお効力を有する。

秦野市災害対策本部の機構



別表第2（第2条及び第7条関係）

秦野市災害対策本部組織表

本部長（市長）

副本部長（副市長又は教育長）

（本部事務局）

名称	局長	班	分担事項
事務局	防災課長	防災班	1 災害対策本部の庶務に関する事。 2 各部からの被害報告及び記録の取りまとめに関する事。 3 県本部及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 4 気象予報、警報及び情報の取りまとめに関する事。 5 本部職員の被服等に関する事。 6 自衛隊の出動要請に関する事。 7 各部との連絡調整に関する事。 8 その他部班の所管に属さないこと。
		地域安全班	特命事項に関する事。

（部・班）

部	部長	班	班長	分担事項
政策部	政策部長	総合政策班	総合政策課長	1 部内の連絡及び調整に関する事。 2 特命事項に関する事。
		行政経営班	行政経営課長	特命事項に関する事。
		財政班	財政課長	災害関係予算に関する事。
		広報広聴班	広報広聴課長	1 災害広報活動の調整及び実施に関する事。 2 報道機関との連絡調整に関する事。
		デジタル推進班	デジタル推進課長	1 電算室各端末装置等の復旧に関する事。 2 特命事項に関する事。
		秘書班	秘書課長	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 見舞等のための来庁者の接遇に関する事。 3 本部長事務局の援助協力に関する事。
総務部	総務部長	文書法制班	文書法制課長	1 法律相談、法令審査等に関する事。 2 被災状況等の記録保存に関する事。 3 部内の連絡調整に関する事。
		人事班	人事課長	1 職員の動員に関する事。 2 リ災職員の調査等に関する事。 3 他の地方公共団体の職員派遣要請及びその身分取扱いに関する事。 4 職員の健康管理に関する事。 5 本部職員の給食に関する事。
		財産管理班	財産管理課長	1 職員及び来庁者に対する安全確保に関する事。 2 庁内放送に関する事。 3 庁舎の自営警備及び電気通信施設の保全に関する事。 4 市庁舎の被害調査及び応急対策に関する事。 5 他部の所管に属さない市有財産（普通財産）の被害調査及び応急対策に関する事。 6 本部用車両の確保及び運転に関する事。 7 緊急輸送計画に関する事。

		契約検査班	契約検査課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害関係諸物品（救済物資を除く。）の調達に関する事 2 特命事項に関する事。
	税務担当部長	市民税班	市民税課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害に係る市民税等の減免に関する事。 2 特命事項に関する事。
		資産税班	資産税課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 り災に係る宅地建物の被害調査及び固定資産税等の減免に関する事。 2 特命事項に関する事。
		債権回収班	債権回収課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害に係る市民税等の徴収猶予等に関する事。 2 特命事項に関する事。
くらし安心部	くらし安心部長	市民活動支援班	市民活動支援課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 自治会組織との連絡調整に関する事。 2 秦野市社会福祉協議会及び災害ボランティアとの連絡調整に関する事。 3 部内の連絡及び調整に関する事。 4 特命事項に関する事。
		戸籍住民班	戸籍住民課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 り災証明に関する事。 2 特命事項に関する事。
		市民相談人権班	市民相談人権課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 市民の相談に関する事。 2 ほうらい会館の被害調査及び応急対策に関する事。
文化スポーツ部	文化スポーツ部長	生涯学習班	生涯学習課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 文化財の保護及び応急対策に関する事。 2 公民館等の被害調査及び応急対策に関する事。 3 公民館等の避難所開設及び運営に関する事。 4 部内の連絡調整に関する事。
		スポーツ推進班	スポーツ推進課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 総合体育館の避難所開設及び運営に関する事。 2 スポーツ施設の被害調査及び応急対策に関する事。
		文化振興班	文化振興課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 文化施設等の来場者の避難誘導に関する事。 2 文化施設等の被害調査及び応急対策に関する事。
		図書館班	図書館長	<ul style="list-style-type: none"> 1 施設等の来館者の避難誘導に関する事。 2 施設等の被害調査及び応急対策に関する事。
福祉部	福祉部長	地域共生推進班	地域共生推進課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害救助法の運用に関する事。 2 保健福祉センターの被害調査及び応急対策に関する事。 3 応急救助物資及び義援金品の受領及び配分計画に関する事。 4 日赤活動との連絡及び協調に関する事。 5 部内の連絡及び調整に関する事。
		生活援護班	生活援護課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 遺体の保存及び埋設に関する事。 2 特命事項に関する事。
		高齢介護班	高齢介護課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時要配慮者支援に関する事。 2 広畑ふれあいプラザ及び老人いこいの家の被害調査及び応急対策に関する事。 3 指定居宅サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所並びに介護保険施設の被害調査及び応急対策に関する事。 4 協定施設の開設及び運営に関する事。
		障害福祉班	障害福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時要配慮者支援に関する事。 2 障害者支援施設及び障害児入所施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 指定障害福祉サービス等事業所の被害調査及び応急対策に関する事。 4 福祉避難所の開設及び運営に関する事。

		国保年金班	国保年金課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険税の減免に関する事。 2 災害による身分証明書類の紛失に伴う資格確認書等の発行に関する事。
こども健康部	こども健康部長	こども政策班	こども政策課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 要保護児童の把握及び保護措置に関する事。 2 助産に関する事。 3 部内の連絡調整に関する事。
		保育こども園班	保育こども園課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 応急保育対策に関する事。
		こども家庭支援班	こども家庭支援課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療救護活動に関する事。 2 要保護児童の把握と対応に関する事。
		こども育成班	こども育成課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童厚生施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 児童厚生施設等の避難所開設及び運営に関する事。
		健康づくり班	健康づくり課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急救護及び医療入院に関する事。 2 医療救護活動に関する事。 3 医療薬品の確保及び器材の整備に関する事。
環境産業部	環境産業部長	環境共生班	環境共生課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 林道、山林等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 林業関係の被害調査に関する事。 3 部内の連絡調整に関する事。 4 特命事項に関する事。
		環境資源対策班	環境資源対策課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 清掃その他環境衛生の保持に関する事。 2 清掃工場の状況把握に関する事。 3 災害廃棄物の処理等に関する事。
		生活環境班	生活環境課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 有害物質の安全確保及び指導に関する事。 2 公害防止施設の被害調査に関する事。 3 し尿処理場の状況把握に関する事。 4 動物の死体処理及び害虫駆除に関する事。
		農業振興班	農業振興課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 農業関係の被害調査に関する事。 2 農業災害補償に関する事。 3 病虫害異常発生予防に関する事。 4 農産物の種苗及び生産資材のあっせんに関する事。 5 家畜飼料のあっせんに関する事。 6 家畜伝染病の予防防疫に関する事。 7 家畜施設の被害調査及び応急対策に関する事。 8 湛水防除施設の管理運営に関する事。
	はだの魅力づくり担当部長	産業振興班	産業振興課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 食料、衣料、寝具、燃料その他生活必需品の調査に関する事。 2 商工関係の被害調査に関する事。 3 中小企業に対する災害融資に関する事。 4 工場、事業所等の被害調査に関する事。
		観光振興班	観光振興課長	観光施設の被害調査及び応急対策に関する事。

都市部	都市部長	まちづくり計画班	まちづくり計画課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災市街地復興推進地域の指定に関する事。 2 緊急復興方針の決定に関する事。 3 部内の連絡調整に関する事。
		都市整備班	都市整備課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 土地区画整理事業工事現場の被害調査及び応急対策に関する事。 2 特命事項に関する事。
		交通住宅班	交通住宅課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 鉄道、バス等の交通機関の運行状況に関する事。 2 特命事項に関する事。
		開発指導班	開発指導課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 まちづくり条例に基づく開発行為等に係る被害調査及び応急対策の指導に関する事。 2 都市計画法に基づく開発行為等に係る被害調査及び応急対策の指導に関する事。
		建築指導班	建築指導課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 工事中の建築物等に係る被害調査及び応急対策の指導に関する事。 2 応急危険度判定活動に関する事。
		公共建築班	公共建築課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 市有建築物の被害調査及び技術的指導に関する事。 2 応急対策に要する建築機械器具、資材等の調達に関する事。 3 市有建築物の応急修理及び緊急処置の実施に関する事。 4 応急仮設住宅等の建設に関する事。
建設部	建設部長	建設総務班	建設総務課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の協力に関する事。 2 特命事項に関する事。 3 部内の連絡調整に関する事。
		道路管理班	道路管理課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 緊急輸送路の確保に関する事。 2 応急対策に要する土木機械器具、資材等の調達に関する事。 3 道路、橋りょう等の被害調査及び応急対策に関する事。
		道路整備班	道路整備課長	土木関係施設の被害調査に関する事。
		公園班	公園課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 都市公園及び緑地等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。
		国県事業推進班	国県事業推進課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 国道及び県道の被害調査及び応急対策並びに関係機関との連絡調整に関する事。 2 国道及び県道に係る緊急輸送路の確保に関する事。
会計部	会計管理者	会計班	会計課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 義援金の受付及び保管に関する事。 2 災害時の緊急支払に関する事。 3 指定金融機関等の被害状況及び応急対策に関する事。

上下水道部	上下水道局長	経営総務班	経営総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急対策に要する機械器具及び資機材の調達に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。
		営業班	営業課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する水道料金等の徴収猶予等に関すること。 2 特命事項に関すること。
		水道施設班	水道施設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 水道の応急建設計画に関すること。 3 飲料水の供給に関すること。
		下水道施設班	下水道施設課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 下水道の応急復旧計画に関すること。 3 水防活動の総括に関すること。
議会局	議会局長	議会班	議事政策課長	特命事項に関すること。
教育部	教育部長	教育総務班	教育総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設の管理等に関すること。 2 学校施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 学校及び施設利用者に対する安全確保の指示に関すること。 4 応急教育の実施に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。
		学校教育班	学校教育課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 通学園路の安全確認に関すること。 2 被災児童及び生徒に対する教科書及び学用品の給付に関すること。 3 応急教育の実施に関すること。 4 被災児童及び生徒に対する保健給食対策に関すること。
		教職員班	教職員課長	特命事項に関すること。
		教育指導班	教育指導課長	各小・中学校及び幼稚園との連絡調整に関すること。
		教育研究班	教育研究所長	部内の協力に関すること。
消防部	消防長	消防総務班	消防総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 消防職員の動員及び事故調査に関すること。 3 消防用資機材等の調達・輸送及び配分に関すること。 4 消防職員の長期活動対策に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。
		警防班	警防課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防活動全般の総括指揮に関すること。 2 消防活動状況の記録・集計に関すること。 3 消防団員の動員、事故調査及び長期活動対策に関すること。 4 緊急消防援助隊の長期活動対策に関すること。
		予防班	予防課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物等の監視警戒及び応急処置指導に関すること。 2 火災の原因及び損害の調査記録に関すること。
		情報指令班	情報指令課長	災害情報の受理伝達に関すること。

		消防署班	消防署長	<ul style="list-style-type: none"> 1 火災、水災等の警戒防御に関する事。 2 人命の救出及び救助並びに傷病者の応急手当及び搬送に関する事。 3 避難命令の伝達、誘導及び広報に関する事。 4 災害情報の収集及び報告に関する事。 5 消防部隊の災害活動の調査記録に関する事。 6 火災によるり災証明に関する事。
協力部	農業委員会事務局長	農委事務局班	農業委員会事務局長	特命事項に関する事。
		監査事務局長	監査事務局長	特命事項に関する事。
		選管事務局班	選挙管理委員会事務局長	特命事項に関する事。

地区配備隊の機構

○地区配備隊の体系図



別表第4（第11条関係）

地区配備隊の業務

1 地区配備隊の構成

- (1) 隊長及び副隊長
- (2) 無線班
- (3) 情報収集班 本町、南、南が丘、大根、鶴巻、西、東、北、上
- (4) 避難所班（23か所の避難所に配置）
- (5) 貯水槽班 本町小、末広小、南小、南が丘小、総合体育館、東小、北小、鶴巻小、大根中、西中、堀川小、上小、渋沢小、広畑小（避難所班兼任有）

2 地区配備隊の役割

(1) 隊長及び副隊長

- ア 災害発生時の前線基地として、地区内を総括し、災害対策本部との連絡調整を行う。
- イ 隊員の出勤状況を災害対策本部（本部事務局長）へ報告を行う。
- ウ 自主防災会本部との連絡調整を行う。
- エ アマチュア無線クラブとの連絡調整を行う。
- オ 避難所管理責任者との連絡調整を行う。
- カ 防災備蓄倉庫を開く。
- キ 隊員の連絡網を作成する。

(2) 無線班

- ア MCA無線により情報の受伝達を行う。
- イ 災害時優先電話により情報の受伝達を行う。

(3) 情報収集班

- ア 道路網の遮断を考慮し、オートバイ及び自転車（地区備蓄倉庫に備蓄）を利用した情報収集活動を行う。
- イ 各地区の被害状況を調査（道路の破損、水道管の破裂、人的被害状況等）する。
- ウ 被害状況を携帯電話（地区備蓄倉庫に備蓄）により地区配備隊本部に報告する。
- エ 発災から3日程度情報収集活動を行い、その後、災害対策本部と調整し、必要な部署において従事する。

(4) 貯水槽班（本町小、末広小、南小、南が丘小、東小、鶴巻小、堀川小、大根中、西中、総合体育館、北小、渋沢小、広畑小、上小）

- ア 貯水槽を操作して、避難者に給水を行う。
- イ 貯水槽セット後は、必要人員を残し避難所班として従事する。

<操作方法>

- ・倉庫から止水棒と手押しポンプを取り出す。
- ・止水栓を開閉する。
- ・マンホールを開け手押しポンプを設置する。

(5) 避難所班

ア 広域避難場所の開設（小中学校校庭・中央運動公園）

- (ア) 広域避難場所としての施設の安全性の確認を行う。
- (イ) 防災備蓄倉庫を開き、必要な資機材の設置を行う。
- (ウ) 広域避難場所の本部となるテント設営を行う。
- (エ) 自主防災会ごとの避難人員の報告の取りまとめを行う。
- (オ) 避難人員を地区配備隊本部に報告する。

イ 避難所の開設（小中学校体育館等・総合体育館）

- (ア) 学校の避難所従事者と協力し、避難所等の運営を実施する。
- (イ) 応急危険度判定士の判定結果後避難所を開設する。
- (ウ) 広域避難場所から避難所施設まで被災者を誘導する。
- (エ) 地区配備隊本部に避難者数を報告する。

「避難所収容者世帯別名簿報告書」、「避難所設置及び収容状況」を作成し、災害対策本部に報告（地域防災計画資料編参照）する。

- (オ) 防災備蓄倉庫から毛布、生活用品等の必要なものを取り出し、避難者に配布する。
- (カ) 避難者及び自主防災会と協力し、トイレの組立てを行う。
- (キ) 給水活動
 - α 貯水槽がないところは、給水車でウォーターバルーンに貯水し、給水を行う。
 - β 最悪の場合は、ろ水機を使いプールから給水活動を行う。
- (ク) 災害対策本部等からの情報を避難者に提供する。
- (ケ) 災害ボランティアの対応を行う。
- (コ) 物資の受取りと配布を行う。
- (サ) 食事の提供を行う。
- (シ) その他避難所に関することを行う。

第1号様式

職員動員報告書(号配備)

年 月 日

様

部長班名 _____

班長名 _____

	内 容	人 員
班 の 現 況	班 内 職 員 数	
	現 在 の 動 員 数	
	未 配 備 人 員	
動 員 者 氏 名	氏 名	氏 名
従 事 し て い る 主 な 業 務 内 容		

第2号様式

災 害 対 策 連 絡 票			
受信	日 時	月 日 AM・PM	時 分 受信者
	通報者	住所 氏名	TEL
届出内容	災害場所		明細地図 東部・西部
調査状況			
処理状況			
	処理者	課	処理者

- ・連絡票に明細地図を添付し、災害場所に赤丸をつけてください。
- ・各課への連絡には、この用紙を使うようにしてください。
- ・処置対応が終了したら、この連絡票を災害対策本部に提出してください。

第3号様式

警報・注意報発表用紙

横浜地方気象台 担当者

警報	暴風雪		大雨		洪水		暴風		大雪		波浪		高潮	
注意報	大雨	大雪	風雪	雷	強風	波浪	洪水	高潮	濃霧	乾燥	低温	霜	着雪	
全=神奈川県全域に発表 東=東部に発表 西=西部に発表 海=沿岸の海域に発表														
	発表		切替		解除	年 月 日 時 分				横浜地方気象台発表				
見出し警告文《														
(警報のみ)														
》														
量的予想	1 雨		時間雨量				mm		mm					
			これから		までの雨量		mm		mm					
			降り始めから		までの総雨量		mm		mm					
	2 雪		これから		までの降雪の深さ		cm		cm					
			積雪				cm		cm					
	3 風		風向		最大風速		陸上		m		海上		m	
	4 波浪		波の高さ(有義波高)				東京湾		m		相模湾		m	
	5 高潮		横浜港の最高潮位				時頃、東京湾平均海面上						m	
6 濃霧		見通し		陸上		m以下		海上				m以下		
7 乾燥		実効湿度		%以下		最小湿度		%以下						
8 低温		最低気温		℃以下										
警戒事項	1	河川の増水		2	河川の氾濫		3	低地の浸水		4	山崩れ・崖崩れ			
	5	落雷		6	突風		7	強風		8	高波		9	高潮
	10	塩風		11	早霜、おそ霜		12	農作物の凍結		13	水道の凍結・破損			
	14	路面の凍結・スリップ				15	電線の着雪		16	火の元		17	に注意	

第3号様式の3

年台風第 号に関する情報 第 号
年 月 日 時 分 横浜地方気象台発表

_____台風 第 _____号が接近しています。
現在、神奈川県には _____警報と _____注意報を継続中です。

台風 第 _____号の中心は _____日 _____時には、 _____の
北緯 _____度 _____分、東経 _____度 _____分にあつて、1時間におよそ _____キロのはやさて
_____に進んでいます。

中心気圧は _____ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は _____メートルで、
中心から _____側 _____キロ、 _____側 _____キロ以内では風速25メートル以上の暴風になっています。
また、中心から _____側 _____キロ、 _____側 _____キロ以内では風速15メートル以上の強い風が吹いてい
ます。

この台風の _____日 _____時の推定位置は、 _____です。

台風の中心は、このあと _____日 _____時には、 _____の北緯
_____度 _____分、東経 _____度 _____分を中心とする半径 _____キロの円内に達する見込みです。
この円の中心から _____側 _____キロ、 _____側 _____キロ以内では暴風域に入る恐れがあります。
さらに、台風の中心は _____日 _____時には、 _____の
北緯 _____度 _____分、東経 _____度 _____分を中心とする半径 _____キロの円内に達する見込みです。
この円の中心から _____側 _____キロ、 _____側 _____キロ以内では暴風域に入る恐れがあります。

今後の警報・注意報及び台風情報に注意し十分に警戒してください。

担当者

第3号様式の4

年台風第 号に関する情報 第 号
年 月 日 時 分 横浜地方気象台発表

_____台風 第 _____号 現在、神奈川県には _____警報と _____注意報を継続中です。
--

台風 第 _____号の中心は _____日 _____時には、 _____の
北緯 _____度 _____分、東経 _____度 _____分にあつて、1時間におよそ _____キロのはやさで
_____に進んでいます。

台風の接近に伴い、 _____が強くなりますので、
河川の増水・はんらん、低地の浸水、山崩れ、崖崩れなどに対する警戒が必要です。
海上は _____
台風の接近と満潮の時間が重なるので高潮や高波には厳重に警戒してください。

神奈川県 _____では風が強くなっており、 _____時現在 _____メートル前後の風が吹いています。
神奈川県 _____では断続的に強い雨が降っています。
_____日 _____時から _____日 _____時までの雨量は、 _____で _____ミリになったのをはじめ、
_____では、 _____ミリから _____ミリになっています。
また、 _____では _____時から _____時までの1時間に _____ミリの強い雨が降っています。

神奈川県では、 _____から _____かけて _____の風がつよくなり、
最大風速は、 _____陸上で _____から _____メートル、海上で _____から _____メートル
最大瞬間風速は、陸上で _____から _____メートル、海上で _____から _____メートル、
雨は、 _____、所により1時間 _____ミリ、3時間 _____ミリを越す強い雨が降り、
これから _____までの雨量は _____から _____ミリ、多い所で _____から _____ミリ
降り始めから _____までの総雨量は _____から _____ミリ、多い所で _____から _____ミリ
波の高さは、東京湾で _____メートル、相模湾で _____メートルとなる見込みです。
横浜港では _____日 _____時頃、東京湾平均海面上 _____センチ以上の高潮の起こる恐れがあります。
横浜港の満潮時刻は _____日 _____時 _____分、 _____日 _____時 _____分です。

今後の警報・注意報及び台風情報に注意し十分に警戒してください。

担当者

第3号様式の5

神奈川県記録的短時間大雨情報

年 月 日 時 分 横浜地方気象台発表

時	で1時間	ミリ、3時間	ミリ、
	で1時間	ミリ、3時間	ミリ、
	で1時間	ミリ、3時間	ミリ、

の強い雨を観測しました。

現在 警報を発表しています。厳重に警戒してください。

担当者

第4号様式

被害状況等報告

(秦野市 第 報)

受信時刻 月 日 時現在

発信者

受信者

1 災害の原因及び概況

2 災害発生の日時

月 日 時 分

3 災害発生場所又は地域

4 被害の状況

5 災害に対してとられた措置

(1) 災害対策本部設置の状況

月 日 時 分設置

(2) 市(町村)のとした主な応急措置の状況

(3) 応援要請又は職員派遣の状況

(4) 災害救助法適用の状況

(5) 避難命令・勧告の状況

地区数

人員

人

(6) 消防機関の活動状況

ア 出動人員

消防職員

名

消防団員

名

計

名

イ 主な活動内容(使用した機材を含む)

第4号様式の2

被 害 の 程 度

市町村			区 分			被 害			
報告番号	第 報 (月 日 時現在)		田 畑 被 害	田	流出・埋没	ha			
					冠 水	ha			
				畑	流出・埋没	ha			
					冠 水	ha			
報告者名						文 教 施 設 箇所			
区 分			被 害			病 院 箇所			
人的 被害	死 者		人				道 路 箇所		
	行 方 不 明		人				橋 り よ う 箇所		
	負 傷 者	重 傷	人				河 川 箇所		
		軽 傷	人				港 湾 箇所		
住 家 被 害	全 壊		棟				そ の 他 箇所		
			世帯				砂 防 箇所		
			人				清 掃 施 設 箇所		
	半 壊		棟				崖 く ず れ 箇所		
			世帯				鉄 道 不 通 箇所		
			人				被 害 船 舶 隻		
	一 部 破 損		棟				水 道 戸		
			世帯				電 話 回線		
			人				電 気 戸		
	床 上 浸 水		棟				ガ ス 戸		
			世帯				ブ ロ ッ ク 塀 等 箇所		
			人						
床 下 浸 水		棟				り 災 世 帯 数 世帯			
		世帯				り 災 者 数 人			
		人							
非 住 家	公 共 建 物		棟				火 災 発 生 建 物 件		
	そ の 他		棟				危 険 物 件		
							そ の 他 件		

区 分		被 害	市 町 村 災 害 部	名 称				
公立文教施設	千円			設 置	月	日	時	分
農林水産施設	千円			解 散	月	日	時	分
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小 計	千円							
そ の 他	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人				
被 害 総 額	千円		消防団員出動延人数	人				
備 考	<p>1 災害発生場所</p> <p>2 災害発生年月日</p> <p>3 災害の種類概況</p> <p>4 消防機関の活動状況</p> <p>5 その他（避難の勧告・指示の状況）</p>							

被害の分類認定基準

人及び住家その被害程度の認定は、次の基準によるものとする。

1 人的被害については、次により区分して掲げるが、重軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告すること。

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合が70%以上に達したも又は住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「大規模半壊」とは、住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合が50%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が40%以上50%未満のものとする。
- (4) 「中規模半壊」とは、住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合が30%以上50%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が30%以上40%未満のものとする。
- (5) 「半壊」とは、住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合が20%以上50%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が20%以上40%未満のものとする。
- (6) 「準半壊」とは、住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合が10%以上20%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が10%以上20%未満のものとする。
- (7) 「準半壊に至らない（一部損壊）」とは、住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合が10%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が10%未満のものとする。
- (8) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (9) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建築物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。

これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

- (2) 「公共建物」とは、例えば市役所庁舎、公民館、公立保育所その他の公用又は公共の用に供する建築物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建築物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他の被害等

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、こども園、保育園及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものをいう。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連絡するために河川・運河等の上に架設された橋長 2 メートル以上のものをいう。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、又は準用される河川はその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条に規定する施設のうち最終処分場を除いたごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
- (11) 「崖崩れ」とは、自然がけ及び宅地造成に伴う人造崖の崩落・崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。ただし被害を与えなくても、その崩落・崩壊が 50 立方メートルを超えと思われるものは報告するものとする。
- (12) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (13) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (14) 「水道被害戸数」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (15) 「電話被害」とは、通話不能となった電話の回線数とする。
- (16) 「電気被害戸数」とは、停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (17) 「ガス被害戸数」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (18) 「ブロック塀被害戸数」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

(19) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舍・下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子・夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(20) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

(21) 「火災発生」とは、地震又は火山噴火に伴う火災発生件数とする。

5 施設被害等

(1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

(2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。

(3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路とする。

(4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設その他の公用又は公共の用に供する施設とする。

(5) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。

(6) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(7) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(8) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

6 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

地区配備隊情報収集班用記録用紙

(地区配備隊・情報収集班)

月日	発見時間	所在地	被害内容	報告済
				地区本部 災害対策本部
				地区本部 災害対策本部
				地区本部 災害対策本部
				地区本部 災害対策本部
				地区本部 災害対策本部
				地区本部 災害対策本部
				地区本部 災害対策本部
				地区本部 災害対策本部
				地区本部 災害対策本部
				地区本部 災害対策本部
				地区本部 災害対策本部
				地区本部 災害対策本部
				地区本部 災害対策本部
				地区本部 災害対策本部
				地区本部 災害対策本部
				地区本部 災害対策本部
				地区本部 災害対策本部
				地区本部 災害対策本部

- ☆ ・所在地 住所及び目的地を記入する。
 ・被害内容 被害の要点を記入する。
 ・報告済 地区本部又は災害対策本部に報告した後、○印を記入する。

鶴巻現地災害対策本部設置要領

平成19年4月1日施行

平成25年4月1日改正

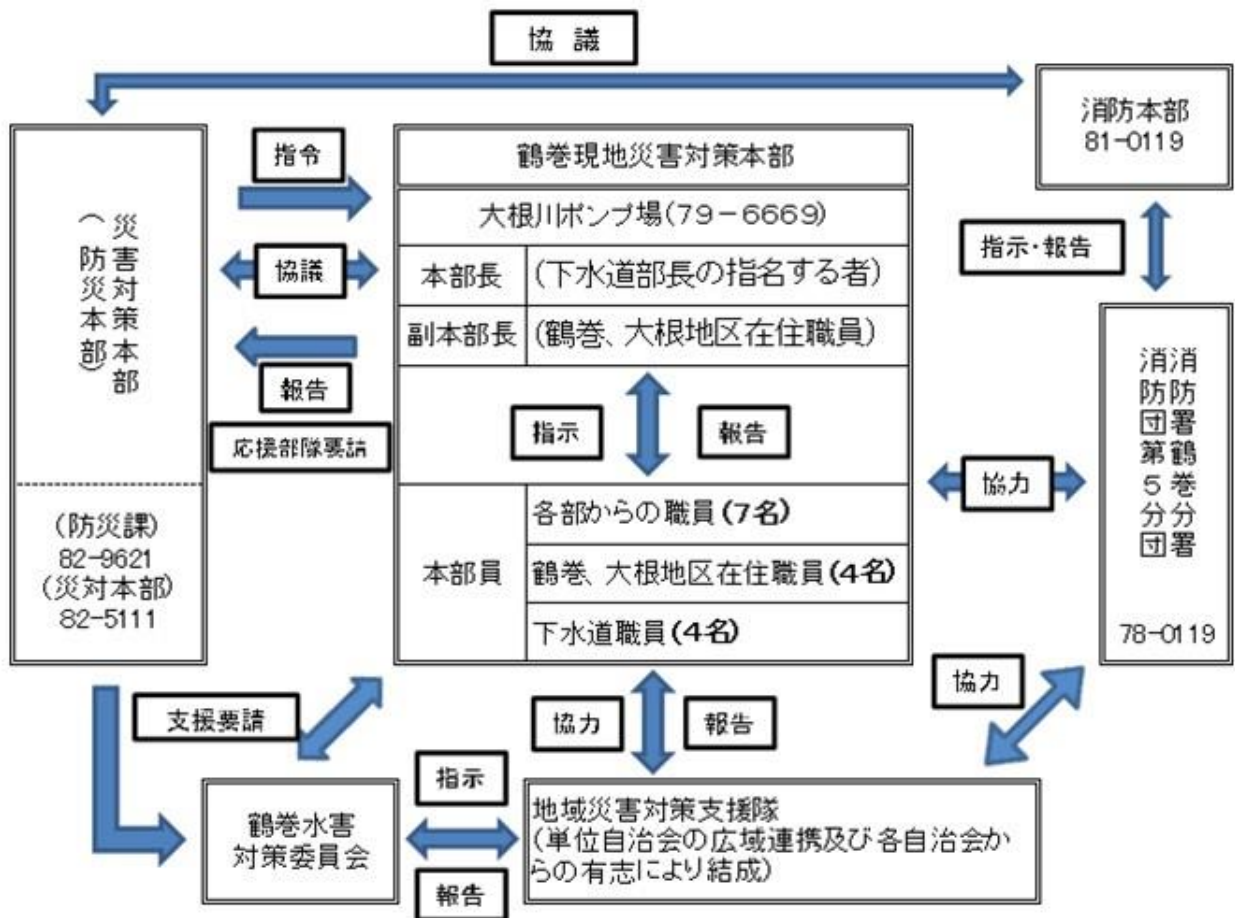
1 設置趣旨

大雨による鶴巻地域の水害等に対応するため、必要に応じ現地対策本部を設置する。

2 組織及び主な業務

現地対策本部の組織及び業務は次のとおりとする。

(1) 組織図



(2) 主な業務

- ア 地域のパトロール、状況把握及び関係機関への報告
- イ 災害対策本部（防災本部）との連絡調整
- ウ 被害状況の把握、応急対応及び協力部隊の要請
- エ 地域住民への対応

3 現地対策本部の活動

(1) 配備時期

執務時間中に被害が予想される場合には、建設部長、上下水道局長、消防長、危機管理監の協議により、現地対策本部を設置する。

また、執務時間外に被害が予想される場合には、本市と契約を締結している気象会社の支援指標に基づき、レベル2が発表された時点で本部長、副本部長及び情報班長の協議により、設置を協議する。本部員については、前記協議により参集を決定する。

(2) 現地対策本部の活動

ア 現地対策本部員は、現地対策本部長の命を受け2(2)の業務に従事する。

イ 現地対策本部の設置前から災害対策に従事していた者は、現地対策本部の設置後は現地対策本部長の特別な指示があるまで、引き続き当該業務に従事するものとする。

ウ 現地対策本部長は、必要の都度災害対策本部長に地区配備隊等の派遣を要請するものとする。

エ ウにより派遣された者は、現地対策本部長の命により2(2)の業務に従事

秦野市防災会議条例

(昭和39年3月31日条例第27号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第1項の規程により本市に設置する秦野市防災会議(以下「防災会議」という。)について、同条第6項の規定によりその所掌事務、組織等の必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(委員)

第3条 防災会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 神奈川県知事部局の職員
- (3) 神奈川県警察の警察官
- (4) 本市の職員
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の構成員
- (8) その他防災施策上市長が必要と認める者

2 前項の委員の定数は、35人以内とする。

3 第1項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び職務代理者)

第4条 防災会議の会長(以下「会長」という。)は、市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 防災会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 6 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県職員、本市の職員、指定公共機関の職員、指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委 任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営について必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年1月30日条例第2号)

この条例は、秦野市消防本部等設置の日から施行する。

附 則 (平成4年3月9日条例第3号) 抄

(施行期日)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月21日条例第20号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成12年4月1日 (以下「施行日という。」) から施行する。

附 則 (平成18年11月29日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月10日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

秦野市防災会議運営要綱

(昭和40年5月21日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、秦野市防災会議条例(昭和39年秦野市条例第27号)に基づき設置される、秦野市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営について、必要な事項を定める。

(会議)

第2条 防災会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 防災会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 防災会議の会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により防災会議の会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、その防災会議の会議において委員とみなすものとする。

(幹事会の設置等)

第4条 防災会議は、秦野市地域防災計画の実施に関する事務を円滑かつ効率的に推進するため、その下部組織として秦野市防災会議幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

2 幹事会は、防災会議の委員(秦野市副市長を除く。)が属する機関等の職員等のうち、その委員が推薦する者及び秦野市防災主管課長により組織する。

3 幹事に座長を置き、秦野市防災主管課長を充てる。

4 幹事会の会議は、必要に応じて座長が招集し、その議長となる。

5 幹事の報償は、支給しない。

(専決処分)

第5条 会長は、緊急を要し、防災会議の会議を招集するいとまがないと認めるときその他やむを得ない事情により防災会議の会議を招集することができないときは、会議が処理すべき事項のうち軽易なものについて、専決処分することができる。

2 前項に定めるもののほか、会長は、機構改革に伴うもの及び字句、数字等の軽微な事項の修正その他の神奈川県知事と協議を要しない事項について、専決処分することができる。

3 会長は、前2項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議の会議において、その旨を報告するものとする。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、防災主管課が処理する。

附 則

この要綱は、昭和40年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月8日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

秦野市防災会議委員名簿

No.	委 員
1	○ 秦野市長
2	秦野市副市長
3	秦野市副市長
4	秦野市教育長
5	東京神奈川森林管理署長
6	関東農政局神奈川県拠点総括農政推進官
7	神奈川県湘南地域県政総合センター所長
8	神奈川県平塚土木事務所長
9	神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター所長
10	秦野警察署長
11	独立行政法人国立病院機構神奈川病院長
12	秦野赤十字病院長
13	日本郵便(株)秦野郵便局長
14	NTT 東日本(株)神奈川西支店長
15	東京電力パワーグリッド(株)小田原支社長
16	秦野ガス(株)社長
17	小田急電鉄(株)秦野駅長
18	秦野伊勢原医師会副会長
19	秦野伊勢原歯科医師会副会長
20	秦野市薬剤師会長
21	秦野市獣医師会長
22	秦野市社会福祉協議会長
23	秦野市民生委員児童委員協議会長
24	秦野商工会議所会頭
25	秦野市農業協同組合長
26	神奈川中央交通(株)秦野営業所長

27	神奈川県エルピーガス協会北相支部秦野部会長
28	秦野青年会議所理事長
29	秦野市自治会連合会長
30	秦野アマチュア無線クラブ会長
31	はだの災害ボランティアネットワーク代表
32	秦野市消防団長
33	秦野市上下水道局長（副危機管理監）
34	秦野市消防長（副危機管理監）

○印は会長

秦野市地震災害警戒本部条例

(昭和54年12月26日条例第27号)

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18条第4項の規定に基づき、秦野市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから本部長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 神奈川県警察の警察官のうちから本部長が任命する者

(2) 市の職員のうちから本部長が任命する者

(3) 教育長

(4) 消防長及び消防団長

(5) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから本部長が任命する者

(6) その他、本部長が必要と認める者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、市の職員のうちから本部長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長に事故があるとき、又は欠けたときは、部に属する者のうちから本部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例の定めるもののほか、警戒本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年秦野市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中第36号を第37号とし、第10号から第35号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 秦野市地震災害警戒本部の本部員

第2条第1項中「第35号」を「第36号」に、同条第2項中「第36号」を「第37号」に、「毎年度予算」を「、毎年度予算」に改める。

別表第1 秦野市防災会議の委員の項の次に次の1項を加える。

秦野市地震災害警戒本部の本部員	同 4600円
-----------------	---------

別表第2 区分の欄中「第35号」を「第36号」に、「第36号」を「第37号」に改める。

秦野市地震災害警戒本部運営要綱

(昭和54年12月26日施行)

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、秦野市地震災害警戒本部条例（昭和54年秦野市条例第23号）に基づき設置される秦野市地震災害警戒本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(組織及び業務)

第 2 条 本部の機構及び分担業務は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、地震防災応急対策上特別の必要があると本部長が認めるときは、本部の機構及び分担業務を別に定めることができる。

第 3 条 部に部長を、班に班長を置く。

2 部長は、別表第2の部長の欄に掲げる職にある者をもって充て、班長は、本部職員のうちから指名した者をもって充てる。

第 4 条 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 班員は、上司の命を受け、所掌事務に従事する。

(本部会議)

第 5 条 本部長は、地震防災応急対策についての重要な指示又は総合調整を行うため、必要により本部会議を招集する。

2 本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監、副危機管理監及び本部員をもって構成する。

(警戒宣言が発せられたときの活動及び対応)

第 6 条 本部は、内閣総理大臣による警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）の発令があった場合において、市民の不安を除去し、混乱の発生を防止するため、迅速かつ強力な警戒体制を整えるものとする。

2 警戒宣言発令による本部役員及び本部職員の対応は、別表第2に定めるもののほか、全力をあげて実態に即応した効果的な処置をとるものとする。

3 部長は、地震災害応急対策活動の状況を随時本部長に報告するものとする。

(地震防災応急対策要員の参集)

第 7 条 本部長は、警戒宣言の発令があったときは、直ちに本部員及び本部職員に参集を命じるものとする。

2 配備体制及び参集場所は、別表第3のとおりとする。

3 本部員及び本部職員は、地震予知情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、警戒宣言発令の報道があったときは、動員命令を待つことなく、あらかじめ定められた場所に自己の判断により参集するように努めるものとする。

(本部長等の不在時における処置等)

第 8 条 本部長、副本部長及び本部員である部長が参集するまでの処置又は参集できないときの専決若しくは代決は、職務上の上位者が行う。

(雑 則)

第 9 条 本部の庶務は、防災主管課が行う。

附 則

この要綱は、昭和54年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

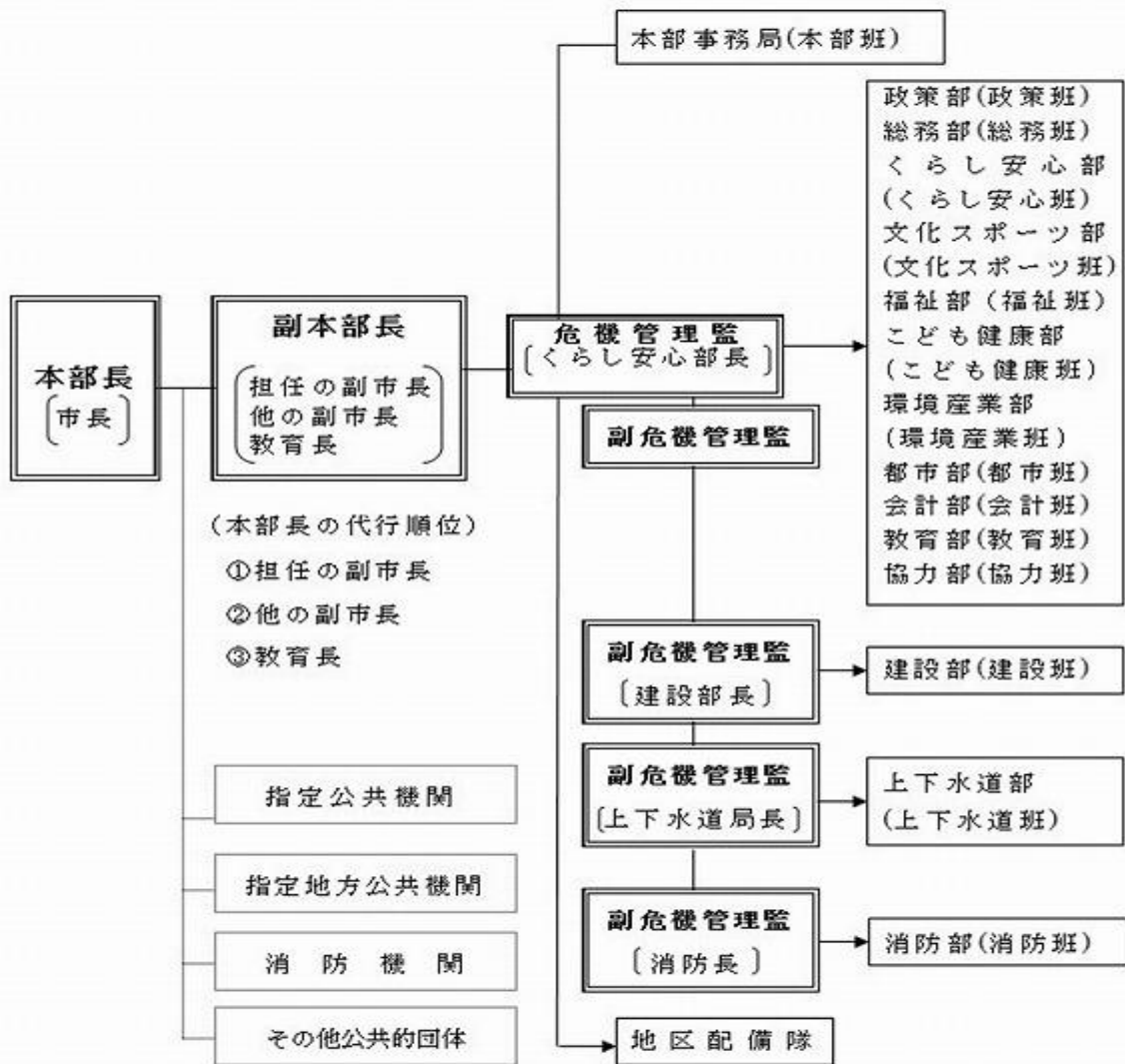
附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)
 秦野市地震災害警戒本部の機構



別表第2 (第2条 第3条関係)

秦野市地震災害警戒本部の組織及び業務

秦野市地震災害警戒本部の組織は「秦野市地震災害警戒本部条例」及び「秦野市地震災害警戒本部運営要綱」に定めるところによる。

本部長(市長)

副本部長(副市長及び教育長)

本部事務局

(令和7年4月1日現在)

名称	局長	班	分担事項
事務局	防災課長	本部班	1 警戒本部の庶務に関する事。 2 県本部との連絡調整に関する事。 3 予知情報の取りまとめに関する事。 4 本部職員の被服等に関する事。 5 アマチュア無線との連絡調整に関する事。 6 備蓄資機材の確認に関する事。 7 犯罪の予防に関する事。 8 車両交通規制に係る関係機関との連絡調整に関する事。 9 その他各部との連絡調整に関する事。

部・班

班長は庶務担当課長とする。

部	部長	班	班長	分担事項
政策部	政策部長	政策班	総合政策課長	1 本部事務局の援助協力に関する事。 2 警戒宣言発令に伴う市民への広報活動に関する事。 3 報道機関との連絡調整に関する事。
総務部	総務部長	総務班	文書法制課長	1 職員の動員に関する事。 2 本部職員の給食に関する事。 3 庁舎車両の管理及び配車に関する事。 4 本部の必要物品の調達に関する事。
くらし安心部	くらし安心部長	くらし安心班	市民活動支援課長	1 警戒宣言発令に伴う市民の対応に関する事。 2 自治会(自主防災組織)の対応に関する事。 3 り災証明に関する事。
文化スポーツ部	文化スポーツ部長	文化スポーツ班	生涯学習課長	1 スポーツ施設等の避難所開設及び運営に関する事。 2 公民館等の避難所開設及び運営に関する事。

福祉部	福祉部長	福祉班	地域共生推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 ひとり暮らし高齢者等の避難誘導等の安全確保に関すること。 2 福祉避難所の開設及び運営に関すること。
こども健康部	こども健康部長	こども健康班	こども政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童厚生施設等の来場者の避難誘導等に関すること。 2 医療機関との連絡調整に関すること。 3 医療薬品器材の確保に伴う関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 4 児童厚生施設等の避難所開設及び運営に関すること。
環境産業部	環境産業部長 はだの魅力づくり担当部長	環境産業班	環境共生課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物資の安全確保及び指導に関すること。 2 清掃、防疫、保健衛生等に関する応急処置その他応急処置を実施するために必要な体制の整備に関すること。 3 主食及び生活必需品の確保及び販売業者との連絡調整に関すること。 4 警戒宣言発令に伴う事業所等との連絡調整に関すること。
建設部	建設部長	建設班	建設総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内発注の工事中止勧告に関すること。 2 土木機材器具、資材等の確保に関すること。 3 関係機関（土木、建設）の機材器具及び人員の動員確保に関すること。 4 国県道等に係る関係機関との連絡調整に関すること。 5 緊急輸送の確保に関すること。 6 車両交通規制に対する関係機関との連絡調整に関すること。
都市部	都市部長	都市班	まちづくり計画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内発注の工事中止勧告に関すること。 2 開発業者に対する工事中止勧告に関すること。 3 交通機関からの交通規制の実施状況報告に関すること。
会計部	会計管理者	会計班	会計課長	業務の円滑な遂行を確保するための指定金融機関との連絡調整に関すること。
上下水道部	上下水道局長	上下水道班	経営総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内発注の工事中止勧告に関すること。 2 災害発生後の給水不能事態に対応するための緊急貯水の確保に関すること。 3 水道機材器具、資材等の確保に関すること。 4 相互応援協定締結事業者への機材器具及び人員の応援要請に関すること。

議会局	議会局長	議会班	議事政策課長	特命事項に関すること。
教育部	教育部長	教育班	教育総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒等の安全避難誘導に関すること。 2 学校施設の管理等に関すること。 3 学校施設の点検巡視及び応急の整備補強に関すること。
消防部	消防長	消防班	消防総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防応急対策活動全般の統合調整に関すること。 2 消防職員及び消防団員の動員に関すること。 3 事業所、危険物取扱施設等への情報伝達に関すること。 4 消防施設等の点検及び緊急処置に関すること。 5 消防応急対策に必要な資機材の調達、輸送及び配分に関すること。 6 警戒宣言発令に伴う市民への広報活動に関すること。 7 避難指示等の伝達及び避難誘導に関すること。 8 地震、火災等の防除のための警戒に関すること。 9 本部その他関係機関との連絡調整に関すること。
協力部	農業委員会事務局長	協力班	農業委員会事務局長	特令事項に関すること。

別表第3（第7条関係）

応急対策要員の配備及び参集場所

応急対策活動に必要な職員の動員は、次によるものとし、警戒宣言発令により本部が設置されたときは、秦野市地域防災計画（地震災害対策計画）第3章第2節職員動員計画の配備基準における震度6弱以上の場合を適用するものとする。

1 勤務時間中における配備

- (1) 配備は、本部長の命によるものとし、各班長は、本部設置時における在庁職員数を、各部長を経て、直ちに本部長に報告するものとする。
- (2) 動員については、各部間に調整の必要があるときは、本部長が行うものとする。
- (3) 各部長は、本部会議に出席し、会議の決定に基づき連絡調整に当たるものとする。
- (4) 庁外でサービス中の職員が警戒宣言発令の報に接したときは、次に定めるところによる。
 - ア 防災行政無線、消防無線等の通信で部と連絡が可能なときは、直ちに連絡をとり、部長の指示に従う。
 - イ あらかじめ業務が指示されているときは、部へ連絡して参集場所へ直行する。
 - ウ 部と連絡が不可能なときは、自主的判断により速やかに帰庁するよう努めるものとする。

2 休日及び勤務時間外における配備

地震災害警戒本部の組織表に定める班長以上の職員は、判定会の招集情報を得たときは自主的判断により登庁し、本部からの参集命令があったときはその参集命令により直ちに登庁するものとする。

秦野市地震災害警戒本部員名簿

No.	本部員
1	◎ 秦野市長
2	○ 秦野市副市長
3	○ 秦野市副市長
4	秦野市教育長
5	秦野警察署長
6	独立行政法人国立病院機構神奈川病院長
7	秦野赤十字病院長
8	日本郵便(株)秦野郵便局長
9	NTT 東日本(株)神奈川西支店長
10	東京電力パワーグリッド(株)小田原支社長
11	秦野ガス(株)社長
12	小田急電鉄(株)秦野駅長
13	秦野伊勢原医師会副会長
14	秦野伊勢原歯科医師会副会長
15	秦野市薬剤師会長
16	秦野市獣医師会長
17	秦野市社会福祉協議会長
18	秦野市民生委員児童委員協議会長
19	秦野商工会議所会頭
20	秦野市農業協同組合長
21	神奈川中央交通(株)秦野営業所長
22	神奈川県エルピーガス協会北相支部秦野部会長
23	秦野青年会議所理事長
24	秦野市自治会連合会長
25	秦野アマチュア無線クラブ会長
26	はだの災害ボランティアネットワーク代表

27	秦野市消防団長
28	秦野市政策部長
29	秦野市総務部長
30	秦野市くらし安心部長（危機管理監）
31	秦野市文化スポーツ部長
32	秦野市福祉部長
33	秦野市こども健康部長
34	秦野市環境産業部長
35	秦野市都市部長
36	秦野市建設部長（副危機管理監）
37	秦野市上下水道局長（副危機管理監）
38	秦野市教育部長
39	秦野市消防長（副危機管理監）

◎印は本部長 ○印は副本部長

第4号様式（第6条関係）

り災証明書交付申請書

年 月 日

秦野市長

住 所
氏 名
電 話

申請者（世帯主）

次のとおり、り災証明書の交付を申請します。

り災年月日	年 月 日		
り災原因	<input type="checkbox"/> 地震災害	<input type="checkbox"/> 風水害	<input type="checkbox"/> その他（ ）
り災場所	<input type="checkbox"/> 秦野市		<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ
り災状況	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部損壊
	<input type="checkbox"/> 流失	<input type="checkbox"/> 床上浸水	<input type="checkbox"/> 床下浸水
	（備考欄）		
	<input type="checkbox"/> 自己判定方式を希望し、「一部損壊（10%未満）」と証明されることに同意します。		
使用目的	<input type="checkbox"/> 職場への提出 <input type="checkbox"/> 学校への提出 <input type="checkbox"/> 保険の請求 <input type="checkbox"/> 補助金申請 <input type="checkbox"/> 税務申告 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
必要枚数	枚		
交付方法	<input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 郵送		

※ 申請者が代理人の場合は、委任状（第3号様式）を提出すること。

※ 写真、図面その他被害の状況が分かる書類を添えて提出すること。

〈り災証明について〉

- ・ この証明は災害対策基本法に基づき発行し、各種被災者支援策適用の判断材料として活用されるものです。※民事上の権利義務関係には効力を有するものではありません。
- ・ 「被害の程度」は、国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき判定します。

第5号様式（第6条関係）

り災届出書兼り災届出証明書交付申請書

年 月 日

秦野市長

住 所
氏 名
電 話

申請者（世帯主）

次のとおり、り災を届け出たうえで、り災届出証明書の交付を申請します。

り災年月日	年 月 日
り災原因	<input type="checkbox"/> 地震災害 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> その他（ ）
り災場所	<input type="checkbox"/> 秦野市 <input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ
り災状況	<input type="checkbox"/> 非住家（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	（備考欄）
使用目的	<input type="checkbox"/> 職場への提出 <input type="checkbox"/> 学校への提出 <input type="checkbox"/> 保険の請求 <input type="checkbox"/> 補助金申請 <input type="checkbox"/> 税務申告 <input type="checkbox"/> その他（ ）
必要枚数	枚
交付方法	<input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 郵送

※ 申請者が代理人の場合は、委任状（第3号様式）を提出すること。

※ 写真、図面その他被害の状況が分かる書類を添えて提出すること。

〈り災届出証明について〉

- ・ り災届出証明は災害による被害について、その届出の事実を証明するものです。

第1号様式（第2条、第4条、第6条、第7条、第8条、第9条関係）

り災証明書

整理番号 第 号

世帯主住所	
世帯主氏名	
追加記載事項欄①	

り災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※1の所在地	
住家の被害の程度	※2
追加記載事項欄②	

※1 住家とは、現実に住居（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用して

いる建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

※2 被害の程度は、国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき判定しています。

追加記載事項欄③	
----------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

なお、住家の被害の程度については、この証明書の交付を受けた日の翌日から起算して30日以内に再調査を依頼することができます。

年 月 日

秦野市長

第2号様式（第2条、第4条、第6条、第7条関係）

り災届出証明書

整理番号 第 号

世帯主住所	
世帯主氏名	
付記事項	

り災原因	年 月 日の による
------	------------

り災場所	秦野市
り災届出内容	物件等：
	被害状況：
付記事項	

そ の 他	
注 意 事 項	この証明は、災害に係る被害について本市へ届出を行った事実を証明するものです。被害の程度や、被害と災害の因果関係を証明するものではありません。

上記のとおり、届出があったことを証明します。

年 月 日

秦野市長

10 協定、覚書、協約等

災害時における協定締結先一覧（秦野市）

令和7年10月1日現在

(情報伝達)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
1	情報伝達	災害時における非常無線通信に関する協定	秦野アマチュア無線クラブ	昭和52年7月1日	アマチュア無線を活用した災害に関する情報伝達
2	//	災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定	秦野交通、愛鶴、相模中央、 神奈中ハイヤー (神奈川県乗用自動車協会 相模支部厚木地区会)	平成9年9月29日	タクシー無線を活用した災害情報の収集及び伝達
3	//	災害発生時における秦野市と秦野市内郵便局の協力に関する協定	秦野市内郵便局(日本郵便株式会社秦野郵便局及び北秦野郵便局)	平成9年10月17日 平成28年1月15日	被災者の避難先及び被災状況などの情報提供、避難所への郵便ポストの設置等
4	//	災害時における情報収集等に関する協定	秦野市二輪車安全普及協会(バイクスキューサポート隊)	平成9年11月25日	オフロードバイク等を利用した情報収集及び情報伝達
5	//	災害に対する啓発活動及び災害時の情報提供等に関する協定	秦野新聞販売店組合	平成22年2月15日	災害情報の収集及び伝達、災害情報紙の新聞折込等
6	//	災害に対する啓発活動及び災害時の情報提供等に関する協定	伊勢原・大根新聞販売組合	平成22年2月15日	災害情報の収集及び伝達、災害情報紙の新聞折込等
7	//	災害に対する啓発活動及び災害時の情報提供等に関する協定	毎日新聞平塚加藤販売所	平成22年2月15日	災害情報の収集及び伝達、災害情報紙の新聞折込等
8	//	災害に対する啓発活動及び災害時の情報提供等に関する協定	読売新聞平塚南部サービスセンター	平成22年2月15日	災害情報の収集及び伝達、災害情報紙の新聞折込等
9	//	災害に対する啓発活動及び災害時の情報提供等に関する協定	読売新聞東海大前専売所	平成22年2月15日	災害情報の収集及び伝達、災害情報紙の新聞折込等

10	//	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成23年9月8日	被害状況等各種情報の交換、情報連絡員(リエゾン)の派遣
11	//	防災行政無線再送信及び災害等発生時における緊急放送の実施に関する協定	株式会社ジェイコム湘南・神奈川	平成24年12月12日 令和2年4月10日	ジェイコム専用端末による防災行政無線の再送信及び災害時等に市民に対して緊急情報を伝達する必要がある場合に緊急放送を実施する協定
12	//	停電時等における防災行政無線の活用に関する協定書	東京電力(株)小田原支社	平成25年6月28日	市内で概ね1000件以上1時間以上の停電時、また、夏季における電力需要の急増による節電の呼び掛け時に防災行政無線の使用
13	//	災害に係る情報発信に関する協定	LINE ヤフー株式会社	平成28年11月28日	災害時のホームページサーバー負荷軽減、ヤフーページ上への本市の災害情報掲載
14	//	避難場所案内広告付電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング株式会社	平成29年8月1日	電柱広告事業において、利用する電柱広告(巻広告)に、避難場所の案内表示を無償で掲載
15	//	災害時における無人航空機を活用した防災協力体制に関する協定	かながわ自主防災航空	平成29年8月28日	災害時にドローンを使用した被災状況の調査及びドローンの操縦技術の指導
16	//	災害時等における支援協力に関する協定	公益社団法人隊友会 神奈川 県隊友会県央支部	平成30年5月30日	災害時の情報収集及び自衛隊との連絡調整に協力
17	//	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)小田原支社	令和4年2月1日	災害時の連絡員の派遣、電力早期回復を図るための情報連携

(食料供給)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
18	食料供給	災害時における米穀調達に関する協定	秦野米穀小売商組合	昭和57年5月20日	米穀の優先的確保

19	//	災害時における協力に関する協定	秦野食品衛生協会	昭和57年10月28日	応急物資の供給確保、資機材等の協力
20	//	災害時における応急生活物資の調達及び供給等に関する協定	生活協同組合コープかながわ	平成8年11月15日	物資の調達(60品目余)、優先品目は水・飲物、菓子パン、牛乳、果物(バナナ)等
21	//	災害時における飲料の提供に関する協定	ダイドービバレッジサービス株式会社	平成20年1月25日	配送センターにある在庫飲料の提供、災害対応型自動販売機内の在庫飲料の提供
22	//	災害時における飲料の提供に関する協定	コカ・コーラセントラルジャパン株式会社	平成20年1月25日	配送センターにある在庫飲料の提供、災害対応型自動販売機内の在庫飲料の提供
23	//	災害時における支援協力に関する協定	マックスバリュ東海株式会社	平成25年7月16日	食料品、生活必需品の供給協力
24	//	災害時等における生活物資の調達及び供給に関する協定	株式会社クリエイトエス・ディー	平成30年7月3日	食料品、日用雑貨品、医薬品等の供給協力
25	//	災害時等における生活物資の調達、供給及び徒歩帰宅者支援に関する協定	株式会社ドン・キホーテ	平成31年4月15日	食料品、日用品、応急対策物資の供給協力、および徒歩帰宅者に対する支援
26	//	災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定	秦野市キッチンカー事業者連絡協議会	令和6年2月19日	災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する事

(燃料供給)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
27	燃料供給	災害時等における応急物資及び生活必需物資(LPG)の調達に関する協定	県プロパンガス協会北相支部秦野部会	昭和57年5月20日	LPG、LPG使用器具の調達
28	//	災害時における燃料類の供給に関する協定	秦野燃料商組合	平成9年4月18日	白灯油、炭、オガライト、カエンの提供
29	//	大規模災害時における自動車用燃料等の優先供給に関する協定書	宇山商事株式会社 有限会社高橋石油店 有限会社山口礦油店	令和4年12月1日	市庁舎、災害応急対策、ライフライン等の維持に必要な重要施設等への燃料供給

(物資提供)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
30	物資提供	災害時における農地の使用及び応急生活物資の調達等の協力に関する協定	秦野市農業協同組合	平成14年8月7日 令和2年6月1日	防災協力農地（復旧用資材置場等）の登録、応急生活物資の調達・保管、一時滞在施設及び地域内物資拠点等施設協力、葬祭用品の供給等
31	//	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ	平成18年1月23日	発電機、照明機器、仮設トイレその他のレンタル機材を提供
32	//	災害時における応急活動等の協力に関する協定	イオンリテール株式会社 ジャスコ秦野店	平成18年8月1日	生活必需物資の供給、災害活動協力員の派遣、災害資機材の提供、避難場所・飲料水・駐車場の提供等
33	//	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	平成24年3月28日	日用品等生活物資の供給協力
34	//	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	日本機材株式会社	平成28年6月10日	発電機、照明機器、仮設トイレその他のレンタル機材を提供（市内業者）
35	//	災害時における避難所用簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定	特定非営利活動法人ボランティア・アーキテク・ネットワーク	平成28年12月15日	避難所用間仕切り、段ボールベッドの供給
36	//	秦野市と株式会社モンベルとの連携と協力に関する包括協定	株式会社モンベル	平成29年6月27日	防災意識と災害対応力の向上に関する協力
37	//	災害時における物資供給に関する協定	王子コンテナ株式会社 奈川工場	令和元11月27日	段ボールベッド等、段ボール製品の供給
38	//	災害時等における生活物資の調達及び供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	令和2年6月1日	日用品等生活物資の供給協力
39	//	災害時における物資（ユニットハウス等）の提供に関する協定	三協フロンテア株式会社	令和3年10月14日	ユニットハウス等（事務所、倉庫及びトイレ等）の供給協力

40	//	災害時における相互協力に関する協定	ハーベストネクスト株式会社	令和3年10月17日	周辺住民への応急給水、食料・移動式煮炊釜の提供、配送用トラックの提供、その他災害復興支援業務
41	//	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	令和4年8月2日	災害対策用明細地図の事前貸与や複製許諾
42	//	災害時における冷暖房機材及び機材運搬用トラック供給に関する協定	新晃工業株式会社	令和5年5月15日	冷暖房機材及び機材運搬用トラックの提供
43	//	災害時等における物資貸与に関する協定	株式会社ホンダカーズ中央 神奈川	令和5年10月27日	発電機等及び車両等の貸与

(物資輸送)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
44	物資輸送	災害等における物資の輸送等に関する協定	(一社) 神奈川県トラック協会	昭和57年5月20日 平成26年2月26日	車両による輸送協力【平成26年改訂】
45	//	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社	令和2年2月21日	避難所への支援物資の配送、地域内物資拠点の運営協力、荷役作業に必要な人員及び機材提供の協力
46	//	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	ヤマト運輸株式会社	令和2年12月4日	避難所への支援物資の配送、地域内物資拠点の運営協力、荷役作業に必要な人員及び機材提供の協力

(建設土木)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
47	建設土木	災害時における応急措置等への協力についての協定	(県建設業協会秦野支部) (一社) 秦野建設業協会	平成20年7月18日 平成24年11月9日	道路、河川、上・下水道施設、建築物等の応急措置及び障害物の除去、自主パトロールの実施

					【当初、昭和57年締結、平成20年改訂、平成24年改訂】
48	//	災害時における応急措置についての協定	神奈川建設重機協同組合	平成8年2月1日	災害時における応急措置への協力
49	//	地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	(社) 県産業廃棄物協会	平成11年4月1日	災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処理等の協力
50	//	地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	(社) 県建設業協会秦野支部	平成11年4月1日	災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処理等の協力
51	//	地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	(社) 県建物解体業協会	平成11年4月1日	災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処理等の協力
52	//	災害時における応急対策の実施に関する協定	秦野造園組合連合会	平成18年11月28日	所有する資機材等を活用して、支障樹木等の障害物撤去に協力
53		災害時における応急対策の実施に関する協定	秦野市造園業協会	平成18年11月28日	所有する資機材等を活用して、支障樹木等の障害物撤去に協力
54	//	災害時における応急対策の協力に関する協定	県自動車整備振興会秦野伊勢原支部	平成18年11月28日	所有する資機材等を活用して、被災者救援、障害物除去等に協力
55	//	災害時における応急復旧等の協力に関する協定	神奈川土建一般労働組合平塚支部、湘央建設組合、秦野西建築組合	平成29年3月16日 令和元年10月24日	災害時における避難所等建築物等への応急復旧、高齢者等への家具転倒防止対策、防災訓練等普及啓発、資機材等提供への協力【令和元年10月24日参加団体追加改訂】
56	//	災害時等における車両の移動等に関する協定	エートス協同組合	令和6年5月23日	災害時等における被災車両の移動等の協力

(福祉)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
57	福祉	災害時における障害者の緊急受入れに関する協定	市内の障害者福祉施設 (9施設)	平成9年4月21日 (7施設)	障害者の緊急受け入れ 【平成9年7施設と締結、平成15年一部を

				平成 15 年 8 月 28 日 (2 施設)	変更する協定締結、平成 15 年 2 施設と協定締結=9 施設】
58	//	災害時における被災高齢者の緊急受入れ及び連携等に関する協定	市内の介護老人福祉施設 (13 施設)	平成 14 年 8 月 28 日 (3 施設) 平成 15 年 9 月 1 日追加 (4 施設) 平成 19 年 3 月 1 日追加 (1 施設) 平成 25 年 3 月 1 日追加 (3 施設)・改訂 平成 27 年 9 月 1 日追加 (1 施設) 平成 31 年 3 月 31 日削除 (1 施設) 令和 2 年 3 月 1 日追加 (1 施設) 令和 6 年 5 月 24 日追加 (1 施設)	避難を余儀なくされた高齢者の緊急受入れ及び連携等 【平成 14 年 3 施設と締結、平成 15 年 4 施設追加、平成 19 年 1 施設追加、平成 25 年 4 施設追加、平成 27 年 1 施設追加、平成 31 年 1 施設削除、令和 2 年 1 施設追加、令和 6 年 1 施設追加=13 施設】
59	//	災害時における施設使用に関する協定書 災害時における施設使用に関する協定細則	県立秦野支援学校	平成 25 年 7 月 25 日 平成 25 年 10 月 4 日	大規模な地震、風水害その他の災害が発生、又は発生するおそれがある場合における福祉避難所としての施設使用
60	//	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	市内の障害者福祉施設 (10 施設)	平成 27 年 3 月 18 日 令和 3 年 3 月 30 日	大規模な地震、風水害その他の災害が発生、又は発生するおそれがある場合における福祉避難所としての設置運営 【平成 27 年 9 施設と締結、令和 3 年 1 施設

追加=10施設】

(衛生)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
61	衛生	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	秦野市伊勢原市資源事業 協同組合 はだのエコタウン創生協同 組合 秦野3R推進事業協同組合 かながわクリーン環境協同 組合	平成30年3月1日	大規模災害が発生し、本市単独では廃棄物の 処理ができない場合、非常災害と位置付け、 協定先に必要な人員、資機材、車両等の支援
62	//	災害時における入浴協力に関する協定	鶴巻温泉旅館組合	平成9年5月26日	入浴施設の提供
63	//	災害時における霊きゅう自動車・葬祭用品の供給 等の協力に関する協定	県葬祭業協同組合、全国霊柩 自動車協会	平成13年8月17日	棺、骨壺、ドライアイス、霊きゅう車等葬祭 用品の供給等についての協力
64	//	災害時における入浴協力に関する協定	株式会社天水	平成14年8月28日	入浴施設の提供
65	//	災害時における入浴協力に関する協定	株式会社万葉倶楽部	平成15年11月7日	入浴施設の提供
66	//	災害時におけるし尿の処理業務に関する協定	有限会社川口清掃社、有限会 社秦野サービス社、有限会社秦 野新栄社	平成19年8月29日 平成26年9月1日	災害用仮設トイレ等のし尿汲み取り【平成26 年改訂（締結先団体名変更）】
67	//	災害時における仮設トイレ等のレンタル提供に関 する協定	株式会社島半	平成23年11月22日	仮設トイレ及び仮設シャワーのレンタルによる 提供
68	//	災害時における仮設トイレ業務に関する協定	秦野市環境保全協同組合	平成26年9月1日	災害用仮設トイレの運搬、設置及び撤去
69	//	神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、	平成28年12月20日	不慮の事故等により一時的な処理能力の低下により一般廃棄物

		町 一部事務組合間に於ける一般廃棄物等の処理に係る相互援助協定	伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町、秦野市伊勢原市環境衛生組合		等の適正処理に支障が生じた場合又は地震、風水害時に一般廃棄物を自己の施設で処理できない場合に、協定市町等の一般廃棄物処理施設の相互利用、資機材、職員等の相互援助の協力
70	//	災害廃棄物等の処理に関する基本協定	DOWAエコシステム株式会社	平成31年3月27日	奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町 一部事務組合間に於ける一般廃棄物等の処理に係る相互援助協定を締結したが、大規模災害が発生した場合に、協定市町村等の施設はもとより、県内施設では大量に発生した災害廃棄物等の迅速な処理が困難になることを想定し、県外にある民間事業者と協定を締結し、体制強化を図る
71	//	災害廃棄物等の処理に関する基本協定	大栄環境株式会社	令和2年11月18日	伊勢原清掃工場の施設の老朽化により、災害時や突発的な故障、トラブルにより一定期間、稼働停止した場合、県外にある事業者と民間事業者と協定を締結し、体制強化を図る。
72	//	災害時における施設使用等に関する協定	公益財団法人相模メモリアルパーク	令和元年12月12日	災害時に避難場所の提供、遺体の仮埋葬、焼骨の一時保管への協力

(医薬品)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
73	医薬品	災害時における応急物資及び生活必需物資（救急医薬品）の調達に関する協定	NPO 法人秦野市薬剤師会	平成6年3月30日 平成25年4月22日 平成31年3月22日 令和5年3月23日	救急医薬品の供給確保の協力 【平成25年、平成31年改訂、令和5年改訂】

74	//	災害時における衛生物資の調達等に関する協定	株式会社アインホールディングス	令和4年3月18日	衛生物資等の供給確保の協力
----	----	-----------------------	-----------------	-----------	---------------

(救助・救護活動)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
75	救助・救護活動	テロ対策、災害対策等に必要な情報の提供に関する協定	秦野警察署	平成31年3月27日	ドローンにより撮影した災害状況の提供、及び情報を得るために必要な人員、資機材の提供
76	//	災害時における救護活動の協力に関する協定	社団法人神奈川県柔道整復師会平塚支部秦野地区	平成22年4月27日	負傷者に対する救護活動及びその活動に必要な衛生材料の提供
77	//	災害時における動物救護活動に関する協定	秦野市獣医師会	平成22年8月24日	負傷したペットの応急処置、避難所におけるペットの衛生指導等の実施
78	//	災害時における医療助産活動に関する協定	秦野伊勢原医師会	平成30年1月10日	医療救護所への医療救護班の派遣
79	//	災害時における医療救護活動に関する協定	秦野伊勢原歯科医師会	平成30年1月10日	医療救護所への歯科医療救護班の派遣

(ボランティア)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
80	ボランティア	大規模災害時における東海大学学生による救援活動の実施に関する協定	東海大学	平成25年5月10日	学生ボランティアによる大根地区での避難誘導、救護活動、地域の防災情報の伝達活動、避難所運営の協力活動等の実施
81	//	災害時等における協力体制に関する協定	社会福祉法人秦野市社会福祉協議会及び公益社団法人秦野青年会議所	令和6年2月7日	災害ボランティアセンターの設置及び運営や応急生活物資の供給等の支援協力

(被災者支援)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
82	被災者支援	災害時における労働・年金相談に関する協定	神奈川県社会保険労務士会 平塚支部	平成24年10月2日	社会保険労務士による労働・年金相談の実施
83	//	避難行動要支援者への支援活動等の協力に関する協定	秦野市介護支援専門員協会	平成27年12月3日	避難行動要支援者への支援活動について協力関係構築
84	//	秦野市と小田急電鉄株式会社との小田急小田原線沿線まちづくりの推進に関する協定	小田急電鉄株式会社	平成29年8月23日 令和元年10月1日(申合せ事項事項施行)	災害時の駅利用者・乗客等の避難・取扱いについて協力関係構築
85	//	災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定	神奈川県及び県内市町村と 神奈川県土地家屋調査士会	平成29年9月21日	県土地家屋調査士会に家屋の被害認定調査等の協力
86	//	地域における地方創生のための連携協定	あいおいニッセイ同和損害 保険株式会社	平成29年10月3日	企業向けに「地震BCP訓練参加型ワーキング」、「熊本地震から学ぶ地震BCPセミナー」、「地震BCPキットくん」のメニュー提供の協力
87	//	災害時等における帰宅困難者の支援に関する協定	一般社団法人秦野市障害者 地域生活支援推進機構	平成31年3月26日	帰宅困難者のうち、障害者、高齢者等支援を必要とする方に一時休憩スペースの提供等の支援協力
88	//	災害時等における帰宅困難者の支援に関する協定	秦野ガス株式会社	令和3年3月15日	帰宅困難者等支援を必要とする方に、一時的休憩スペース等の支援協力
89	//	災害時等における帰宅困難者の支援に関する協定	神奈川中央交通株式会社	令和7年9月16日	帰宅困難者等支援を必要とする方に、一時受入場所等の支援協力

(ライフライン)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
90	ライフライン	災害時等における上・下水道施設の応急措置についての協定	秦野市管工事業協同組合	昭和58年9月1日	上下水道施設の応急措置等の協力。必要な資材、車両、人員の提供の協力
91	//	日本水道協会神奈川県支部災害相互応援にする覚書	県、9市9町、県内広域水道企業団	平成9年6月1日 平成18年4月28日 平成28年3月31日	水道施設の応急措置等の協力、必要な資材・車両・人員の提供【平成18年改訂、平成28年改訂】
92	//	災害時等における応援給水用連絡管の工事に関する基本協定	県公営企業管理者企業庁	平成18年3月29日 平成18年7月19日 平成19年3月12日 (申合せ書施行)	水道連絡管を共同で設置及び管理(下大槻地区と土屋地区間)し、災害時等において相互に応援給水を実施 【平成18年3月基本協定、平成18年7月協定、平成19年3月申合せ書】
93	//	災害時における電力応急対策に関する協定	一般社団法人秦野電設協会	平成18年6月29日 令和3年6月24日	避難所の電力応急復旧及び仮設発電装置の設置
94	//	災害時等における応援給水の実施に関する基本協定	中井町	平成21年6月2日	水道連絡管を共同で設置及び管理(南が丘地区と井ノ口地区間)し、災害時等において相互に応援給水を実施
95	//	下水道施設の主要機器に係る災害時等の応援措置協力に関する協定	株式会社神鋼環境ソリューション東京支社	平成26年1月9日	災害時等に汚水ポンプ場などの下水道施設の主要機器に係る非常時応急措置の協力
96	//	下水道施設の主要機器に係る災害時等の応援措置協力に関する協定	株式会社明電舎横浜支店	平成26年1月20日	災害時等に汚水ポンプ場などの下水道施設の主要機器に係る非常時応急措置の協力
97	//	災害時における電気設備の安全確保に関する協定	秦野市電気管理技術者会	平成27年10月28日	避難所の電力の安全確保及び、応急復旧に必要な調査
98	//	秦野市上下水道料金等業務の市行政への応援及	日本ウォーターテックス・B	平成29年7月1日	災害時等において、水道の給水が得られない

		び協力等に関する協定書	SNアイネット共同企業体		市民等に対して、給水車又はペットボトル飲料水等による給水の実施
99	//	災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社クボタ横浜支店、株式会社クボタケミックス東日本支社	平成31年3月28日	災害により上下水道施設等に被害が生じたとき、その復旧に必要な資機材等の物資の調達、供給及びあっせん。
100	//	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	平成31年3月28日	災害により下水道管路施設が被災したときに行う復旧の協力
101	//	災害時における電力応急対策に関する協定	市内電設業者5者	令和3年10月18日 令和7年4月1日	避難所の電力応急復旧及び仮設発電装置の設置

(施設使用)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
102	施設使用	災害時における施設使用に関する協定	県立秦野高等学校	平成18年3月27日 平成24年12月10日 令和元年8月9日	災害時における施設使用及び避難所運営への協力に関する協定 【平成24年改訂、令和元年改訂】
103	//	災害時における施設使用に関する協定	県立秦野総合高等学校	平成18年3月27日 平成24年12月10日 令和元年9月18日	災害時における施設使用及び避難所運営への協力に関する協定 【平成24年改訂、令和元年改訂】
104	//	災害時における施設使用に関する協定	県立秦野曾屋高等学校	平成18年3月27日 平成22年3月1日 平成27年1月22日 平成30年11月22日	災害時(風水害含む)における施設使用及び避難所運営への協力に関する協定 【平成22年改訂、平成27年改訂、平成30年改訂】
105	//	災害時等における施設の使用に関する協定	秦野警察署	平成24年3月7日	災害等により秦野警察署の施設の全部又は一部が損壊した場合に、文化会館及び図書館のそれぞれ一部を代替施設として提供する。

106	//	災害時における避難場所としての使用に係る協定	神奈川県平塚土木事務所	平成26年8月26日	地震、風水害又は火災等の災害時において避難場所としての使用（戸川公園）
107	//	災害時における施設使用に関する協定	株式会社島津製作所秦野工場	平成17年8月1日 平成27年4月1日	自衛隊派遣部隊の活動拠点としてグラウンドを提供【平成27年まで毎年更新】
108	//	災害時における施設使用に関する協定	学校法人上智学院（上智大学短期大学部）	平成17年10月24日 平成27年4月1日	自衛隊派遣部隊の活動拠点として学校敷地を提供【平成27年まで毎年更新】
109	//	災害時における施設使用に関する協定	神奈川県立西部総合職業技術校	平成27年6月1日	災害時に秦野警察及び警察部隊の活動拠点として、敷地及び校舎を無償提供
110	//	指定緊急避難場所としての使用に関する協定	株式会社不二家秦野工場	平成27年10月26日	災害時に指定緊急避難場所として、不二家秦野工場の敷地を緊急避難場所として使用
111	//	指定緊急避難場所としての使用に関する協定	スタンレー株式会社秦野製作所・スタンレー電気健康保険組合	平成29年3月1日	災害時に指定緊急避難場所として、秦野製作所内の体育館を緊急避難場所として使用
112	//	指定緊急避難場所としての使用に関する協定	日産車体株式会社総務部	平成29年10月1日	災害時に指定緊急避難場所として、日産車体秦野事業所の敷地を緊急避難場所として使用
113	//	災害時における施設使用等に関する協定	株式会社ジャパンニューアルファ	平成31年2月7日	車中泊およびテント泊を希望する方の避難場所、並びに災害ボランティアの活動拠点として駐車場等の提供
114	//	災害時における施設使用等に関する協定	アンダーツリー株式会社	令和3年12月22日	車中泊およびテント泊を希望する方の避難場所、並びに災害ボランティアの活動拠点として駐車場等の提供
115	//	災害時等における施設利用の協力に関する協定	株式会社ダイナム	令和5年6月2日	車中泊およびテント泊を希望する方の避難場所として駐車場等の提供

(消防)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
116	消防	東名高速道路消防相互応援協定	神奈川県内の東名高速道路が通過する自治体	昭和48年10月1日 平成27年10月15日	東名高速道路上で発生した災害に対して、災害発生場所に応じて出動する消防本部を定め、単独消防本部で対応できない場合は、協定市の消防本部に応援依頼できる協定
117	//	神奈川県下消防相互応援協定	神奈川県内の各消防本部	昭和50年7月25日	協定で定められた区域への自動的な応援出動や単独の消防本部では対応できない大規模な災害が発生した場合に、県内の消防本部に応援出動要請できる協定
118	//	秦野市と中井町消防相互応援に関する協定	中井町	平成4年11月1日	火災その他災害が発生した場合において、協定市町の非常勤消防団員を相互に出動させ、災害による被害を最小限度に防止することにより地域の公共安全を保持する協定
119	//	秦野市と大井町消防相互応援に関する協定	大井町	平成4年11月1日	火災その他災害が発生した場合において、協定市町の非常勤消防団員を相互に出動させ、災害による被害を最小限度に防止することにより地域の公共安全を保持する協定
120	//	秦野市と松田町消防相互応援に関する協定	松田町	平成4年11月1日	火災その他災害が発生した場合において、協定市町の非常勤消防団員を相互に出動させ、災害による被害を最小限度に防止することにより地域の公共安全を保持する協定
121	//	秦野市と清川村との消防相互応援協定	清川村	平成28年3月10日	火災その他災害が発生した場合において、協定市町の非常勤消防団員を相互に出動させ、災害による被害を最小限度に防止することにより地域の公共安全を保持する協定

					より地域の公共安全を保持する協定
122	//	秦野赤十字病院救護班派遣に関する協定	秦野赤十字病院	平成26年2月19日	秦野市消防本部が管轄する区域で発生した災害現場に救護班を派遣し、重篤な負傷者の救命を図ることを目的とした協定
123	//	訓練車両の貸し出し等に関する協定	エートス協同組合	令和6年5月23日	訓練車両の貸し出し等の協力

(自治体)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
121	自治体	湘南地区災害時職員相互派遣に関する協定	藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	平成8年8月21日	避難所運営等の業務
122	//	大規模災害時における相互応援に関する協定 (2市1町1村)	厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村	平成8年7月5日	職員の災害復旧・救助活動、医療活動における情報交換、救援物資の相互支援、防災訓練の実施等
123	//	災害時における相互応援に関する協定 (1市3町)	中井町、大井町、松田町	平成17年12月16日	情報収集・提供、職員の派遣、ボランティアの斡旋、物資等の提供・斡旋、行政境界に隣接する避難所の提供及び斡旋等
124	//	災害時における相互応援に関する協定 (防災姉妹都市協定)	東京都日野市	平成20年4月21日	食糧、飲料水、生活必需品等の提供、資機材・車両等の提供、職員の派遣、一時収容施設等の提供、ボランティアの斡旋等
125	//	災害時における相互応援に関する協定	静岡県富士宮市	平成20年5月27日	食糧、飲料水、生活必需品等の提供、資機材・車両等の提供、職員の派遣、一時収容施設等の提供、ボランティアの斡旋等
126	//	災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定	神奈川県知事、神奈川県市長会、神奈川県町村会	平成24年3月29日	地域ブロック相互間又は県内市町村相互間で物資や資機材の提供、職員の派遣等。県外の災害に対する相互応援体制を活用した応援
127	//	災害時における相互応援に関する協定	長野県諏訪市、静岡県伊東市、長崎県壱岐市	平成24年8月15日	被災者の救出・施設等応急復旧に必要な資機材等の提供、生活必需物資等の提供、救護救助の車両等、職員の派遣等
128	//	秦野市と北上市の災害時相互応援に関する協定	岩手県北上市	平成24年11月12日	被災者の救出・施設等応急復旧に必要な資機材等の提供、生活必需物資等

					の提供、救護救助の車両等、職員のパ遣等
129	//	災害時相互応援に関する協定	新潟県柏崎市	平成25年1月21日	被災者の救出・施設等応急復旧に必要な資機材等の提供、生活必需品等の提供、救護救助の車両等、職員のパ遣等
130	//	全国報徳研究市町村協議会における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	報徳市町村協議会加盟 16市町村	平成26年11月28日	被災者の救出・施設等応急復旧に必要な資機材等の提供、生活必需品等の提供、救護救助の車両等、職員のパ遣等
131	//	災害時における相互応援に関する協定	岐阜県関市	令和3年10月15日	被災者の救出・施設等応急復旧に必要な資機材等の提供、生活必需品等の提供、救護救助の車両等、職員のパ遣等

(災害時協定に準ずるもの等)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
		核燃料物質輸送情報に関する協定	神奈川県知事	平成14年5月13日	市内を通過する核燃料物質の輸送日時と輸送経路の情報提供
		都市ガス災害対策に関する業務協約	秦野瓦斯株式会社	昭和58年8月31日	都市ガスに起因する火災、爆発及び漏洩などの事故の未然防止と事故が発生した場合の被害を最小限に防止
		災害時における施設使用等に関する覚書	株式会社マルハン	令和2年8月5日	車中泊およびテント泊を希望する方の避難場所、並びに災害ボランティアの活動拠点として駐車場等の提供
		災害予防のための樹木伐採作業に関する覚書	東京電力パワーグリッド 株式会社小田原支社	令和4年2月1日	災害時における停電発生を未然防止するため、予防伐採に関して連携・協力するもの
		災害時における施設使用等に関する覚書	ミズノ株式会社	令和4年10月1日	市総合体育館の災害時使用について、指定管理者との覚書
		災害時における施設使用等に関する覚書	株式会社タウンニュース社	令和4年10月1日	市文化会館の災害時使用について、指定管理者との覚書

		風水害時における施設使用等に関する覚書	曹洞宗善昌寺	令和4年11月22日	風水害時の避難場所としての覚書
		風水害時における施設使用等に関する覚書	鶴巻地区住んでよかったま ちづくり協議会	令和4年12月20日	風水害時の避難場所としての覚書
		風水害時における施設使用等に関する覚書	落幡神社	令和5年1月11日	風水害時の避難場所としての覚書

神奈川県下消防相互応援協定に基づく覚書

第 1 条 この覚書は、神奈川県下消防相互応援協定（以下「協定」という。）の規定に基づき、協定市町相互間における消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 協定第 2 条第 1 号に規定する通常応援の出場区域は、別表第 1 及び別表第 1 の 2 のとおりとする。

第 3 条 協定第 2 条第 2 号に規定する消防団応援の出場区域は、別表第 2 のとおりとする。

第 4 条 協定第 2 条第 3 号に規定する「前各号に規定する以外の応援」においては、感染症等により消防力の低下が懸念される場合も、災害時の対応に準じて、受援消防本部に応援部隊を待機させることができるものとする。

第 5 条 協定第 2 条の規定により、応援出場する消防隊等（消防団を除く。以下同じ。）の無線局は、主運用波を使用するものとする。

2 前項の場合において、発災地の消防長は、主運用波を有する無線局のうちから統括局を指定し、応援出場した消防隊等に通知するものとする。

第 6 条 協定市町の消防長は、協定第 2 条の規定に基づき応援出場したときは、別記様式第 1 号及び第 1 号の 2 により消防隊の活動詳細を発災地の消防長に通知するものとする。

第 7 条 協定第 8 条の規定に基づく協定市町の消防現勢は、毎年 4 月 1 日現在の状況を別記様式第 2 号により協定市町間相互に交換するものとする。

第 8 条 この覚書を改訂するに当たっては、協定市町消防長会の事務局を担当する市町が改訂事務を取りまとめ、事務を代行するものとする。

第 9 条 この覚書に記載されていない事項又は運用にあたり疑義を生じたときは、協定市町消防長会で協議し、決定するものとする。

第 10 条 この覚書を証するため、正本 23 通を作成し、協定市町の消防長が記名押印の上、それぞれ各 1 通を保管するものとする。

この覚書は、昭和 50 年 8 月 1 日から効力を生ずる。（昭和 50 年 7 月 25 日締結）

附則

この覚書は、昭和 53 年 4 月 13 日から効力を生ずる。（昭和 53 年 4 月 13 日締結）

附則

この覚書は、昭和 55 年 11 月 1 日から効力を生ずる。（昭和 55 年 11 月 1 日締結）

附則

この覚書は、昭和 56 年 8 月 25 日から効力を生ずる。（昭和 56 年 8 月 25 日締結）

ただし、横浜・横須賀道路の未開通部分については、開通時点から適用する。

附則

この覚書は、昭和 58 年 4 月 15 日から効力を生ずる。（昭和 58 年 4 月 14 日締結）

附則

この覚書は、昭和 59 年 4 月 17 日から効力を生ずる。（昭和 59 年 4 月 16 日締結）

附則

この覚書は、昭和 60 年 4 月 11 日から効力を生ずる。（昭和 60 年 4 月 10 日締結）

附則

この覚書は、昭和61年4月16日から効力を生ずる。(昭和61年4月15日締結)

附則

この覚書は、昭和61年12月17日から効力を生ずる。(昭和61年12月17日締結)

附則

この覚書は、昭和63年4月7日から効力を生ずる。(昭和63年4月7日締結)

附則

この覚書は、昭和63年11月11日から効力を生ずる。(昭和63年11月11日締結)

附則

この覚書は、平成元年4月6日から効力を生ずる。(平成元年4月6日締結)

附則

この覚書は、平成2年7月1日から効力を生ずる。(平成2年4月18日締結)

附則

この覚書は、平成3年4月10日から効力を生ずる。(平成3年4月10日締結)

附則

この覚書は、平成4年4月14日から効力を生ずる。(平成4年4月14日締結)

附則

この覚書は、平成5年4月14日から効力を生ずる。(平成5年4月14日締結)

附則

この覚書は、平成6年4月18日から効力を生ずる。(平成6年4月18日締結)

附則

この覚書は、平成7年4月14日から効力を生ずる。(平成7年4月14日締結)

附則

この覚書は、平成8年4月19日から効力を生ずる。(平成8年4月19日締結)

附則

この覚書は、平成8年4月19日から効力を生ずる。(平成8年10月18日締結)

附則

この覚書は、平成10年4月8日から効力を生ずる。(平成10年4月8日締結)

附則

この覚書は、平成11年4月15日から効力を生ずる。(平成11年4月15日締結)

附則

この覚書は、平成11年12月1日から効力を生ずる。(平成11年12月1日締結)

附則

この覚書は、平成12年4月13日から効力を生ずる。(平成12年4月13日締結)

附則

この覚書は、平成12年5月8日から効力を生ずる。(平成12年5月8日締結)

附則

この覚書は、平成13年4月19日から効力を生ずる。(平成13年4月17日締結)

附則

この覚書は、平成14年4月18日から効力を生ずる。(平成14年4月18日締結)

附則

この覚書は、平成15年4月18日から効力を生ずる。(平成15年4月18日締結)

附則

この覚書は、平成16年4月23日から効力を生ずる。(平成16年4月23日締結)

附則

この覚書は、平成17年4月15日から効力を生ずる。(平成17年4月15日締結)

附則

この覚書は、平成18年3月20日から効力を生ずる。(平成18年3月20日締結)

附則

この覚書は、平成19年4月20日から効力を生ずる。(平成19年4月20日締結)

附則

この覚書は、平成20年4月18日から効力を生ずる。(平成20年4月18日締結)

附則

この覚書は、平成21年4月17日から効力を生ずる。(平成21年4月17日締結)

附則

この覚書は、平成21年6月30日から効力を生ずる。(平成21年6月30日締結)

附則

この覚書は、平成22年4月16日から効力を生ずる。(平成22年4月16日締結)

附則

この覚書は、平成23年5月10日から効力を生ずる。(平成23年5月10日締結)

附則

この覚書は、平成24年4月20日から効力を生ずる。(平成24年4月20日締結)

附則

この覚書は、平成25年4月19日から効力を生ずる。(平成25年4月19日締結)

附則

この覚書は、平成26年4月18日から効力を生ずる。(平成26年4月18日締結)

附則

この覚書は、平成27年4月17日から効力を生ずる。(平成27年4月17日締結)

附則

この覚書は、平成28年4月15日から効力を生ずる。(平成28年4月15日締結)

附則

この覚書は、平成29年4月1日から効力を生ずる。(平成29年4月1日締結)

附則

この覚書は、平成29年4月14日から効力を生ずる。(平成29年4月14日締結)

附則

この覚書は、平成30年4月13日から効力を生ずる。(平成30年4月13日締結)

附則

この覚書は、平成31年4月12日から効力を生ずる。(平成30年4月12日締結)

附則

この覚書は、令和2年4月27日から効力を生ずる。(令和2年4月27日締結)

附則

この覚書は、令和3年4月27日から効力を生ずる。(令和3年4月27日締結)

附則

この覚書は、令和4年4月1日から効力を生ずる。(令和4年3月23日締結)

附則

この覚書は、令和4年8月29日から効力を生ずる。(令和4年8月29日締結)

附則

この覚書は、令和5年4月14日から効力を生ずる。(令和5年4月14日締結)

附則

この覚書は、令和6年4月12日から効力を生ずる。(令和6年4月12日締結)

附則

この覚書は、令和7年4月11日から効力を生ずる。(令和7年4月11日締結)

別表第1（第2条関係）

通常応援出場区域

秦野市側	平塚市側
鶴巻南一～四丁目、鶴巻（小田急線以南）、南矢名一～五丁目、南矢名（小田急線及び東名高速道路以南）、下大槻（東名高速道路以南）	土屋、上吉沢、下吉沢、真田、真田一～四丁目、北金目、北金目一～四丁目、南金目、千須谷、広川、片岡

秦野市側	伊勢原市側
鶴巻北一～三丁目、鶴巻南五丁目、鶴巻（小田急線以北）、伊勢原に接する山林	笠窪、善波、大住台一～三丁目、秦野市に接する山林

秦野市側	小田原市側
四十八瀬川以西、千村（平間田）、渋沢（県道秦野大井線峠隋道以南）、平沢・今泉（一部小田急線以北を除く県道平塚秦野線以南）、南が丘二丁目・三丁目、西大竹、三廻部及び堀山下（山北町に接する0.5キロメートル以内の山林）	中井町井ノ口（県道平塚松田線以北）・境・境別所、大井町篠窪、松田町寄・神山、山北町玄倉（秦野市に接する0.5キロメートル以内の山林）

秦野市隣接市町のみ掲載

別表第2（第3条関係）

消防団応援出場区域表

秦野市側	平塚市側
鶴巻南一～四丁目、鶴巻（小田急線以南）、南矢名一～五丁目、南矢名（小田急線及び東名高速道路以南）、下大槻（東名高速道路以南）	土屋、上吉沢、下吉沢、真田、真田一～四丁目、北金目、北金目一～四丁目、南金目、千須谷、広川、片岡

秦野市側	伊勢原市側
鶴巻北一～三丁目、鶴巻南五丁目、鶴巻（小田急線以北）、伊勢原に接する山林	笠窪、善波、大住台一～三丁目、秦野市に接する山林

秦野市隣接市町のみ掲載

応援隊救急活動通知書

応援区分	通常応援 ・ 特別応援							
事故種別			覚知別					
発生日時	年 月 日		時 分 頃					
発生場所	市 区		町 丁目		号			
受信日時	年 月 日		時 分					
事故概要								取扱
								不取扱
不取扱理由								
傷病者	年齢	性別	職業	傷病程度	年齢	性別	職業	傷病程度
收容人員 結果概要	死亡	男	名	中等症	男	名	計	名
		女	名		女	名		
	重症	男	名	軽症	男	名		
		女	名		女	名		
搬送先医療機関								
活 動 状 況								
出場隊名	人員	出動時分	現着時分	病着時分	搬送開始	医師引渡	引揚時分	帰署時分

殿

消 防 長 名

消 防 現 勢 表

1 市勢概況

総面積	k m ²	消防本部	署 出張所
世帯数	世帯	消防団	団 分団
人口	人		

2 消防概況

（1）消防職・団員

区分	階級別	計	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	他の職員
			消防吏員	定員							
実員											
区分	階級別	計	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	副部長	団員		
			消防団員	定員							
実員											

（2）消防車両

区分	車両別	計	ポンプ車	水槽付ポンプ車	化学車	はしご車	救助工作車	小型動力ポンプ積載車	救急車	広報車	調査車	搬送車	その他
			消防本部										
消防団													
計													

(3) 警防用機器資材 (その1)												
用途	一般救助用								重量物排除用			
名称	かぎ付はしご	三連はしご	ワイヤーはしご	空気式救助マット	救命索発射銃	救助縛帯	サーバイバースリング	平担架	マンホール救助器具	救助用簡易起重機	油圧救助器具 (スプレッダー)	救助用油圧ジャッキ
数量												
用途	重量物排除用				切断用							
名称	可搬式ウインチ	マット型空気ジャッキ	チェーンブロック	油圧救助器具(カッター)	エアソー	エンジンカッター	電動カッター	酸素溶断機	チェーンソー	鉄筋カッター		
数量												
用途	測定用				破壊用			呼吸保護用				
名称	複合ガス検知器 (酸素濃度測定器含む)	放射能測定器 (ポケット含む)	有毒ガス測定器	マルチガスモニター ポンケンタブル	可燃性ガス警報器	削岩機	ハンマードリル	空気呼吸器	酸素呼吸器	簡易呼吸器	防毒マスク	
数量												
用途	隊員保護用											
名称	送排風機一式	耐電手袋	耐電衣	耐電ズボン	耐電長靴	耐熱防護服	放射能防護服	陽圧式化学防護服	化学防護服 (簡易防護服含む)	防毒衣		
数量												
用途	水難救助用				画像探索機				その他			
名称	潜水器具一式	救命胴衣	救命ボート	船外機	熱画像直視装置	夜間用暗視装置	ファイバースコープⅢ型	画像探索機Ⅱ型	除染設備一式	ワンタッチテント	エアータレント	画像伝送装置一式
数量												

(4) 無線設備 (県内波実装状況)

項目	種別		項目	種別		署所用	消防車載用	救急車載用	携帯無線機	台数計
	基地局			基地局						
出力(W)			出力(W)							
県内波	単独		台数	県内波実装						
	切替			県内波未実装						
	なし									
備考			計							

3 令和 年中火災・救急概況

火災件数										死傷者		焼失面積		損害見積額(千円)			
計	建物					屋外				死者	傷者	建物(m ²)	林野(a)	計	建物	屋外	
	小計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	小計	林野	車両	その他								
救急	出動件数		搬送件数			搬送人員			不搬送		特記事項						

神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領

1 目的

この航空機特別応援実施要領（以下「要領」という。）は、神奈川県下消防相互応援協定第2条第3号の規定に基づき、災害発生地の市町が他の市町による回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた消防に関する応援（以下「航空機特別応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑、かつ、迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2 対象とする災害

航空機特別応援の対象となる災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 地震、風水害等の自然災害
- (2) 陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等
- (3) 高層建築物の火災
- (4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害

3 航空機特別応援の種別

航空機特別応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場
消火活動のための出場
- (3) 救助出場
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに付随する救急搬送活動含む。）
- (4) 救急出場
救急患者搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場
救援物資、資機材、人員等の搬送のための出場

4 航空機特別応援の担当区域

応援側市町の航空機特別応援担当区域は、別表1のとおりとする。ただし、災害発生地の消防長が複数のヘリ出場を必要と認めた場合又は応援側市町の航空機が出場できない場合は、この限りでない。

5 航空機特別応援の出場限定条件

航空機特別応援の出場限定条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 出場時間帯は、原則として日出から日没までとする。
- (2) 気象状態は、航空法（昭和27年7月15日法律第231号）の定めるところによる。

6 航空機特別応援の要請手続

- (1) 要請側市町の消防長は、航空機特別応援を必要と認めた場合は、次の事項を応援側市町の消防長へ通報する

ものとする。

- ア 必要とする応援の種別及びその具体的内容
- イ 応援活動に必要な資機材等
- ウ 離発着可能な場所及び給油体制
- エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡の方法
- オ 離発着場における資機材の準備状況
- カ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- キ 他の消防本部にヘリの応援を要請している場合の消防本部名
- ク 気象の状況
- ケ ヘリの誘導方法
- コ その他必要な事項

(2) 応援側市町の消防本部連絡先は、別表2のとおりとする。

(3) 応援要請の通知事項は、電話、ファクシミリ等によって様式1により明確に連絡するとともに、後日、正式文書を送付するものとする。

7 航空機特別応援の決定の通知

応援側市町の消防長は、前項の航空機特別応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、要請側市町の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。

8 航空機特別応援の中断

応援側市町の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町の消防長は、要請側市町の消防長と協議して航空機特別応援を中断することができるものとする。

9 航空機特別応援の始期及び終期

(1) 航空機特別応援は、(2)及び(3)に定める場合を除きヘリが航空機特別応援の命を受けてヘリポートを出発したときに始まり、ヘリポートに帰投したときに終了するものとする。要請側市町により航空機特別応援の要請が撤回された場合も同様とする。

(2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して航空機特別応援出場すべき命令があったときは、そのときから航空機特別応援は始まるものとする。

(3) ヘリが、航空機特別応援に出動中に前項の規定に基づき、航空機特別応援が中断され、応援側市町に復帰すべき命令があったときは、そのときをもって航空機特別応援は終了するものとする。

10 航空機特別応援のため出場したヘリの指揮等

(1) 航空機特別応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町の消防長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。

(2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町の消防本部の基地局及び災害現場の最高責任者と緊密な連絡をとるものとする。

11 航空機特別応援に係る要請側市町の事前計画等

(1) 要請側市町は、航空機特別応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。

(2) 要請側市町の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。

- ア 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場

(以下「離発着場」という。)の位置図等(様式2参照)

イ 燃料の補給体制

ウ 応援出場ヘリと要請側消防本部の通信連絡方法

エ 離発着場への職員の派遣

オ 応援に伴い生ずることが予想される一般人、建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置

カ 空中消火剤、救急救助資機材、隊員等の補給体制

キ その他必要と認める事項

(3) 前号の計画を作成した場合は、そのうち離発着場の位置図等(様式2)を応援側市町へあらかじめ届出するものとする。

12 応援側市町の情報提供

応援側市町の消防長は、新規にヘリを保有した場合若しくは更新した場合又は性能に変更があった場合、その情報を様式3により各消防長へ情報提供するものとする。

13 航空機特別応援に要する経費の負担区分

航空機特別応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) ヘリの燃料費、隊員(ヘリの運航に必要な、運航責任者、運航安全管理者及び運航管理要員を含む。)の出勤手当、旅費、日当経常経費については、要請側市町が負担するものとする。

(2) 応援中に発生した事故の処理に要する土地、建築、工作物等に対する補償費、一般人の死傷に伴う損害賠償その他の経費は、要請側市町の負担とする。ただし、応援側市町の重大な過失により発生した損害は、応援側市町の負担とする。

(3) 前号に定める要請側市町の負担額は、応援側市町の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(4) 前3号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度要請側市町の消防長と応援側市町の消防長が協議し決定するものとする。

14 ヘリ事故時の連絡

要請側市町の消防長は、応援出場ヘリに関する次の事故を覚知したときは、応援側市町の消防長に速やかに連絡するものとする。

(1) 人の死傷に伴う事故

(2) 航空機の重大な損傷事故

(3) 救難対策を必要とする事故

15 附則

(1) この要領は、昭和57年5月12日から施行する。

(2) この要領は、昭和61年11月25日から施行する。

(3) この要領は、平成2年7月1日から施行する。

(4) この要領は、平成12年4月13日から施行する。

(5) この要領は、平成18年3月20日から施行する。

(6) この要領は、平成25年4月19日から施行する。

(7) この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(8) この要領は、令和4年2月1日から施行する。

別表1

航空特別応援担当区域

応援側市町	担当区域（市町）
横浜市	川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、葉山町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町
川崎市	横浜市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町

別表2

応援側市町の消防本部連絡先

応援側市町	連絡・要請 窓口の名称	電話番号	電話ファクシミリ
横浜市	司令課	045-332-1351	045-331-5221
川崎市	指令課	044-223-2645	044-223-2654・2655

様式 I

航空特別応援（ヘリコプター）要請連絡表

要請側消防 本部連絡者	応援側消防 本部連絡者

① 要請者職・氏名	消防本部消防長
② 要請日時	年 月 日 時 分
③ 災害発生日時	年 月 日 時 分
④ 災害発生場所	
災害の概要	
⑤ 応援の種別	①調査②火災③救助④救急⑤救援
活動拠点	②定置場③離発着場
⑥ 応援の(具体的)内容	
⑦ 必要資機材	

⑧ 離発着可能な場所	第1順位	
	第2順位	
⑨ 給油体制	給油の可否	可 ・ 否
	給油方法	
	体制作りの 所要時間	
⑩ 現場最高指揮者 職・氏名・無線局名		
⑪ 離発着所における 資機材の準備状況		
⑫ 他機関の航空機及び ヘリの活動状況		
⑬ 他の消防本部に対する 応援ヘリ要請状況		
⑭ 気象の状況	天候 風向 風力 m/s 視界 m	
⑮ 誘導方法		
要請側消防本部 連絡先		
その他		

様式2

飛行場外離発着場調査表					
離発着場名					
所在地	地名・番地				
	所有者 又は 管理者	住所		電話番号	
		氏名		職業	
土地の 状況	長さ・幅		m ・ m		
	こう配	従断 こう配		横断 こう配	
	表面				
恒風方向					
附近障害物の状況					
離発着場との連絡方法					
その他参考事項					

離発着場位置図 (1 /)	離発着場位置図 (1 /)
1 / 50,000	1 / 10,000
離発着場見取図 (恒風方向を矢印のこと)	
1 / 3,000	

様式3

応援側市町の保有するヘリの性能（横浜市消防局）

消防本部長		横浜市消防局		
機種		AW139		
機名		はまちどり1	はまちどり2	
機体	製造会社名	アグスタウェストランド社		
	型式	アグスタ式AW139型		
	全長 (m)	16.62		
	主回転翼直径 (m)	13.8		
座席数	乗務員 (人)	2		
	旅客 (人)	最大15		
重量	全備重量 (kg)	6,800		
	空虚重量 (kg)	4,638	4,570	
	有効搭載量 (kg)	2,230		
エンジン	製造会社	P&WC (プラットアンドホイットニーカナダ)		
	形式	プラットアンドホイットニーカナダ式 PT6C-67C型		
	基数	2		
性能	最大速度 (km/h)	306		
	巡航速度 (km/h)	260		
	航続距離 (km)	1,080		
	航続時間 (h)	4:10		
	実用上昇限度 (m)	4,250		
	耐風性能 (m/s)	25		
燃料	使用燃料	JET A-1		
	タンク容量 (ℓ)	1,588		
	増槽タンク容量 (ℓ)	なし		
	消費料 (ℓ/h)	540		
装置	カーゴスリング (kg)	2,200		
	ホイスト (kg)	272		
	タンカ (人分)	1		
	他の主な装置	機外拡声装置 (w)	1,200	
		サーチライト (w)	1,600	
		消火バケツ (ℓ)	1,000	
保険	対人 (円)			
	対物 (円)			
	搭乗者 (円)			
	機体 (円)			
	年間保険料 (掛金) (円)			

- (注) 1 全長 ……主及び尾部回転翼展開時の最先端から最後端までの長さ
 2 旅客等数……最大座席数から乗組員2名を差し引いた数
 3 巡航速度……全備重量での標準大気中の高速巡航速度
 4 航続距離……巡航速度による航続距離 (標準燃料タンク使用、残燃料なし)
 5 航続時間……巡航速度による航続時間 (標準燃料タンク使用、残燃料なし)

様式3

応援側市町の保有するヘリの性能（川崎市消防局）

消防本部名		川崎市消防局		
機名		そよかぜ1	そよかぜ2	
機体	製造会社名	川崎重工業	エアバスヘリコプターズ	
	型式	BK117 C-2	AS365 N3+	
	全長 (m)	13.03	13.68	
	主回転翼直径 (m)	11	11.94	
座席数	乗務員 (人)	2	2	
	旅客 (人)	9	12	
重量	全備重量 (kg)	3,585	4,300	
	空虚重量 (kg)	2,360	2,860	
	有効搭載量 (kg)	1,225	1,440	
エンジン	製造会社	ツルボメカ (仏)	ツルボメカ (仏)	
	形式	アリエルIE2	アリエル2C	
	基数	2	2	
性能	最大速度 (km/h)	278	324	
	巡航速度 (km/h)	220	277	
	航続距離 (km)	700	820	
	航続時間 (h)	3:40	4:10	
	実用上昇限度 (m)	5,480	6,000	
	耐風性能 (m/s)	23	18	
燃料	使用燃料	JET A-1	JET A-1	
	タンク容量 (ℓ)	867	1,158	
	増槽タンク容量 (ℓ)	なし	なし	
	消費料 (ℓ/h)	275	340	
装置	カーゴスリング (kg)	1,500	1,600	
	ホイスト (kg)	270	272	
	タンカ (人分)	2	2	
	他の 主な 装置	機外拡声装置 (w)	400×1 800×1	1,200
		サーチライト (w)	1,600	1,600
		消火バケツ (ℓ)	600	544
保険	対人 (円)	5,000,000,000 (第三者乗員包括責任)		
	対物 (円)			
	搭乗者 (円)			
	機体 (円)	9,900,000	1,356,635,000	
	年間保険料 (掛金) (円)	2,863,100	16,665,430	

- (注) 1 全長 ……主及び尾部回転翼展開時の最先端から最後端までの長さ
 2 旅客等数……最大座席数から乗組員2名を差し引いた数
 3 巡航速度……全備重量での標準大気中の高速巡航速度
 4 航続距離……巡航速度による航続距離（標準燃料タンク使用、残燃料なし）
 5 航続時間……巡航速度による航続時間（標準燃料タンク使用、残燃料なし）

|| その他

「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」に基づく法指定区域一覧表

令和6年11月1日

I 法指定区域

番号	区域の名称	対象区域	指定年月日	指定面積
1	芦谷地区	鶴巻北1丁目21 他	昭和61年4月22日	0.33ha
2	中野A地区	曾屋5121 他	平成元年3月31日	1.99ha
3	中野B地区	曾屋5756 他	平成元年3月31日	1.15ha
		曾屋5690 他	平成6年3月31日	0.13ha
4	室町地区	室町8-18 他	平成3年7月16日	0.35ha
5	富士見町地区	富士見町1-23 他	平成5年3月31日	0.80ha
6	峠A地区	渋沢2449-1 他	平成7年3月31日	4.27ha
7	峠B地区	渋沢2907 他	平成7年3月31日	4.11ha
8	渋沢立野地区	渋沢2319-1 他	平成9年3月31日	1.30ha
9	オヶ分地区	曾屋5599-1 他	平成15年3月28日	1.97ha
10	平沢小原地区	平沢2080 他	平成15年3月28日	1.99ha
		平沢2008-2 他	平成19年2月16日	0.37ha
11	千村地区	千村490番地 他	平成17年11月1日	0.18ha
12	渋沢中地区	渋沢2078-3 他	平成18年3月28日	0.68ha
13	渋沢B地区	渋沢2175-3 他	平成19年2月2日	0.89ha
14	富士見町B地区	富士見町1354-5 他	平成20年7月8日	0.45ha
15	八沢地区	八沢396番地 他	平成21年1月23日	0.80ha
16	南矢名地区	南矢名705-1 他	平成24年2月3日	1.55ha
17	栃窪地区	栃窪154番地 他	平成27年5月19日	0.54ha
18	瓜生野地区	南矢名1739番地 他	平成27年5月19日	0.15ha
19	入船町地区	入船町2031-1 他	平成28年4月1日	0.25ha
20	東田原地区	東田原593番地 他	令和3年11月16日	0.81ha
21	大椿台地区	鶴巻2062-8 他	令和6年10月8日	0.99ha
22	南矢名B地区	南矢名886番地 他	令和6年10月8日	0.44ha

土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づく法指定区域一覧表

土石流

令和7年3月25日

番号	所在地	区域名		番号	所在地	区域名	
1	丹沢寺山	清滝沢	22001	31	蓑毛	金目沢第一沢	22601
2	丹沢寺山	カスコロバシ沢	22003	32	蓑毛及び小蓑毛	水神入沢右支	22602
3	寺山及び丹沢寺山	陳賀沢	22005	33	名古木	竜ヶ淵沢	22603
4	寺山及び丹沢寺山	富士見沢	22006	34	名古木	新善波隧道沢	22604
5	寺山及び丹沢寺山	護摩屋敷沢	22007	35	丹沢寺山	カンスコロバシ沢右支	22902
6	寺山及び丹沢寺山	旭沢	22008	36	寺山	ヤビツ峠ノ沢	22903
7	西田原及び東田原	コクゾウモン沢	22026	37	丹沢寺山及び寺山	富士見橋ノ沢	22904
8	西田原及び東田原	中庭沢	22027	38	丹沢寺山及び寺山	門戸ロノ沢	22905
9	蓑毛、東田原及び寺山	棚入沢	22028	39	西田原及び東田原	西田原沢	22909
10	蓑毛、東田原及び寺山	金目川	22029-1	40	寺山	宝作ノ沢	22910
11	蓑毛、東田原及び寺山	春岳沢	22029-2	41	名古木	西沢	22911
12	蓑毛及び東田原	東沢（諏訪入沢）	22030	42	名古木	才玉ノ沢	22912
13	蓑毛、小蓑毛、東田原 及び寺山	東沢	22031	43	堀山下及び戸川	流れの沢	22009
14	蓑毛、小蓑毛、東田原 及び寺山	東沢（左支）	22032	44	堀山下及び戸川	本谷沢	22010-1
15	蓑毛、小蓑毛、東田原 及び寺山	中里沢	22033	45	堀山下及び戸川	水無川	22010-2
16	小蓑毛及び蓑毛	小蓑毛沢	22034	46	戸川及び堀山下	戸沢	22011
17	蓑毛、小蓑毛及び寺山	中丸沢	22035	47	戸川	宇津木河原沢	22012
18	名古木	山谷沢	22036	48	横野	権現沢	22013
19	曾屋	竜ヶ淵沢左支	22037	49	横野、菩提及び戸川	山居沢	22014
20	南矢名	権現堂沢	22038	50	菩提	花鳥沢	22015
21	南矢名	真言沢	22039	51	菩提	本沢	22016
22	北矢名	南矢名沢-1	22040-1	52	菩提	桜沢	22017
23	北矢名	南矢名沢-2	22040-2	53	菩提	大音沢	22018
24	北矢名	北矢名沢	22041	54	菩提	本沢左支	22019
25	北矢名及び鶴巻	蛇久保沢	22042	55	菩提	滝沢	22020
26	北矢名及び鶴巻	曾我沢	22043	56	菩提	二俣沢	22021
27	南矢名	地藏ノ入沢	22044	57	菩提	新田沢(A)	22022
28	蓑毛、東田原及び寺山	柿平沢	22304-1	58	菩提	新田沢(B)	22023
29	蓑毛、東田原及び寺山	尻無沢	22304-2	59	羽根	上中丸沢	22024
30	蓑毛及び東田原	大久保沢	22304-3	60	羽根及び西田原	扇沢	22025

番号	所在地	区域名		番号	所在地	区域名	
61	横野及び菩提	松葉沢	22301	80	平沢	小原沢	22305
62	菩提	坊沢-1	22302-1	81	千村	千村下沢	22306
63	菩提	坊沢-2	22302-2	82	千村及び菖蒲	千村上沢	22307
64	菩提	葛葉沢左支	22303	83	八沢	沢の下沢-1	22308-1
65	堀山下	水無川第一沢-1	22608-1	84	八沢	沢の下沢-2	22308-2
66	堀山下	水無川第一沢-2	22608-2	85	柳川	吉野入沢	22309
67	堀山下及び戸川	流れ沢北方ノ沢	22906	86	千村	雁音比売命神社の沢	22605
68	菩提	シンナン下沢	22907	87	千村	四十八瀬第一沢	22606
69	菩提	四山ノ沢	22908	88	三廻部及び堀西	三廻部沢	22607
70	平沢	大井戸沢	22045	89	平沢	藤沢川左支	22914
71	栃窪及び渋沢	栃窪沢	22046	90	渋沢	渋沢中西ノ沢 A	22915
72	渋沢	渋沢-1	22047-1	91	渋沢	渋沢中西ノ沢 B	22916
73	渋沢	渋沢-2	22047-2	92	千村	千村中沢	22917
74	千村	川音川第一沢	22048	93	菖蒲	竹ノ内下沢	22918
75	八沢	栃取畑沢-1	22049-1	94	菖蒲	竹ノ内中沢	22919
76	八沢	栃取畑沢-2	22049-2	95	菖蒲	竹ノ内上沢	22920
77	八沢	本入沢	22050	96	八沢	棚原ノ沢	22921
78	八沢	大久保沢-2	22051-2	97	三廻部	三廻部下沢	22922
79	柳川	不動院沢	22052	98	堀西及び堀山下	雨乞沢	22923

計 98 区域

番号	所在地	区域名		番号	所在地	区域名	
1	千村	神山滝沢	74014	2	千村	川音川左支川	74906

※県西土木事務所管内で区域数が計上されているが、当市域に影響がある区域

合計 2 区域

急傾斜地の崩壊

番号	所在地	区域名		番号	所在地	区域名	
1	丹沢寺山	丹沢寺山 1	211-H22-001	8	菖毛	菖毛 7	211-H22-023
2	菖毛及び寺山	菖毛 1	211-H22-017	9	菖毛	菖毛 8	211-H22-024
3	菖毛	菖毛 2	211-H22-018	10	菖毛及び小菖毛	菖毛 9	211-H22-025
4	菖毛	菖毛 3	211-H22-019	11	菖毛	菖毛 10	211-H22-026
5	菖毛	菖毛 4	211-H22-020	12	小菖毛及び菖毛	小菖毛 1	211-H22-027
6	菖毛	菖毛 5	211-H22-021	13	小菖毛	小菖毛 2	211-H22-028
7	菖毛	菖毛 6	211-H22-022	14	小菖毛	小菖毛 3	211-H22-029

番号	所在地	区域名		番号	所在地	区域名	
15	小菘毛及び菘毛	小菘毛4	211-H22-030	50	曾屋	曾屋9	211-H22-050
16	小菘毛	小菘毛5	211-H22-031	51	曾屋	曾屋10	211-H22-051
17	寺山	寺山1	211-H22-002	52	曾屋	曾屋11	211-H22-052
18	寺山及び菘毛	寺山2	211-H22-003	53	曾屋	曾屋12	211-H22-053
19	寺山及び菘毛	寺山3	211-H22-004	54	曾屋	曾屋13	211-H22-054
20	寺山及び菘毛	寺山4	211-H22-005	55	曾屋及び下大槻	曾屋14	211-H22-055
21	寺山	寺山5	211-H22-006	56	曾屋	曾屋15	211-H22-056
22	寺山	寺山6	211-H22-007	57	曾屋、西田原及び東田原	曾屋16	211-H22-057
23	寺山	寺山7	211-H22-008	58	曾屋及び東田原	曾屋17	211-H22-058
24	寺山	寺山8	211-H22-009	59	曾屋及び東田原	曾屋18	211-H22-059
25	寺山	寺山9	211-H22-010	60	曾屋及び東田原	曾屋19	211-H22-060
26	寺山	寺山10	211-H22-011	61	曾屋	曾屋20	211-H22-061
27	寺山	寺山11	211-H22-012	62	南矢名	南矢名1	211-H22-062
28	寺山及び東田原	寺山12	211-H22-013	63	南矢名	南矢名2	211-H22-063
29	寺山	寺山13	211-H22-014	64	南矢名	南矢名3	211-H22-064
30	寺山	寺山14	211-H22-015	65	南矢名	南矢名4	211-H22-065
31	寺山、東田原及び菘毛	寺山15	211-H22-016	66	南矢名	南矢名5	211-H22-066
32	名古木	名古木1	211-H22-032	67	南矢名	南矢名6	211-H22-067
33	名古木	名古木2	211-H22-033	68	南矢名	南矢名7	211-H22-068
34	名古木	名古木3	211-H22-034	69	南矢名	南矢名8	211-H22-069
35	名古木	名古木4	211-H22-035	70	南矢名	南矢名9	211-H22-070
36	名古木	名古木5	211-H22-036	71	南矢名	南矢名10	211-H22-071
37	名古木	名古木6	211-H22-037	72	南矢名	南矢名11	211-H22-072
38	名古木	名古木7	211-H22-038	73	南矢名	南矢名12	211-H22-073
39	名古木	名古木8	211-H22-039	74	南矢名	南矢名13	211-H22-074
40	名古木	名古木9	211-H22-040	75	南矢名	南矢名14	211-H22-075
41	名古木	名古木10	211-H22-041	76	南矢名	南矢名15	211-H22-076
42	曾屋及び名古木	曾屋1	211-H22-042	77	南矢名	南矢名16	211-H22-078
43	曾屋	曾屋2	211-H22-043	78	南矢名	南矢名17	211-H22-079
44	曾屋	曾屋3	211-H22-044	79	南矢名	南矢名18	211-H22-080
45	曾屋	曾屋4	211-H22-045	80	南矢名	南矢名19	211-H22-081
46	曾屋及び末広町	曾屋5	211-H22-046	81	南矢名	南矢名20	211-H22-082
47	曾屋	曾屋6	211-H22-047	82	南矢名	南矢名21	211-H22-083
48	曾屋	曾屋7	211-H22-048	83	北矢名	北矢名1	211-H22-084
49	曾屋	曾屋8	211-H22-049	84	北矢名	北矢名2	211-H22-085

番号	所在地	区域名		番号	所在地	区域名	
85	北矢名	北矢名3	211-H22-086	119	下大槻	下大槻5	211-H22-120
86	北矢名	北矢名4	211-H22-087	120	下大槻	下大槻6	211-H22-121
87	北矢名	北矢名5	211-H22-088	121	上大槻、河原町及び室町	上大槻1	211-H22-122
88	北矢名	北矢名6	211-H22-089	122	河原町	河原町1	211-H22-123
89	北矢名	北矢名7	211-H22-090	123	河原町及び上大槻	河原町2	211-H22-124
90	北矢名	北矢名8	211-H22-091	124	本町3丁目及び曾屋	本町3丁目1	211-H22-125
91	北矢名	北矢名9	211-H22-092	125	本町3丁目	本町3丁目2	211-H22-126
92	北矢名及び南矢名	北矢名10	211-H22-093	126	元町、曾屋及び本町3丁目	元町1	211-H22-127
93	北矢名	北矢名11	211-H22-094	127	末広町	末広町1	211-H22-128
94	北矢名	北矢名12	211-H22-095	128	入船町及び下落合	入船町1	211-H22-129
95	鶴巻	鶴巻1	211-H22-096	129	下落合及び落合	下落合1	211-H22-130
96	鶴巻	鶴巻2	211-H22-097	130	曾屋2丁目	曾屋2丁目1	211-H22-131
97	鶴巻	鶴巻3	211-H22-098	131	曾屋2丁目及び入船町	曾屋2丁目2	211-H22-132
98	鶴巻及び伊勢原市大住台3丁目	鶴巻4	211-H22-099	132	水神町	水神町1	211-H22-133
99	鶴巻及び北矢名	鶴巻5	211-H22-100	133	富士見町及び曾屋	富士見町1	211-H22-134
100	鶴巻	鶴巻6	211-H22-101	134	落合及び寺山	落合1	211-H22-135
101	鶴巻	鶴巻7	211-H22-102	135	落合及び名古屋	落合2	211-H22-136
102	鶴巻	鶴巻8	211-H22-103	136	落合	落合3	211-H22-137
103	鶴巻北2丁目及び鶴巻北3丁目	鶴巻北2丁目1	211-H22-104	137	落合	落合4	211-H22-138
104	鶴巻北1丁目	鶴巻北1丁目1	211-H22-105	138	落合	落合5	211-H22-139
105	鶴巻北1丁目	鶴巻北1丁目2	211-H22-106	139	落合	落合6	211-H22-140
106	鶴巻南5丁目	鶴巻南5丁目1	211-H22-107	140	落合	落合7	211-H22-141
107	鶴巻南4丁目	鶴巻南4丁目1	211-H22-108	141	落合	落合8	211-H22-142
108	鶴巻南2丁目	鶴巻南2丁目1	211-H22-109	142	落合	落合9	211-H22-143
109	鶴巻南1丁目	鶴巻南1丁目1	211-H22-110	143	落合及び東田原	落合10	211-H22-144
110	南矢名2丁目	南矢名2丁目1	211-H22-111	144	東田原	東田原1	211-H22-145
111	南矢名2丁目及び南矢名3丁目	南矢名2丁目2	211-H22-112	145	東田原	東田原2	211-H22-146
112	南矢名4丁目	南矢名4丁目1	211-H22-113	146	東田原	東田原3	211-H22-147
113	南矢名4丁目及び南矢名5丁目	南矢名4丁目2	211-H22-114	147	東田原	東田原4	211-H22-148
114	南矢名5丁目	南矢名5丁目1	211-H22-115	148	東田原	東田原5	211-H22-149
115	下大槻及び曾屋	下大槻1	211-H22-116	149	東田原	東田原6	211-H22-150
116	下大槻	下大槻2	211-H22-117	150	東田原	東田原7	211-H22-151
117	下大槻	下大槻3	211-H22-118	151	東田原	東田原8	211-H22-152
118	下大槻	下大槻4	211-H22-119	152	東田原及び寺山	東田原9	211-H22-153

番号	所在地	区域名		番号	所在地	区域名	
153	東田原	東田原 10	211-H22-154	187	横野及び戸川	横野 6	211-H22-220
154	東田原	東田原 11	211-H22-155	188	横野及び菩提	横野 7	211-H22-221
155	東田原	東田原 12	211-H22-156	189	菩提	菩提 1	211-H22-222
156	東田原	東田原 13	211-H22-157	190	菩提	菩提 2	211-H22-223
157	東田原及び落合	東田原 14	211-H22-158	191	菩提	菩提 3	211-H22-224
158	東田原及び落合	東田原 15	211-H22-159	192	菩提及び横野	菩提 4	211-H22-225
159	東田原及び曾屋	東田原 16	211-H22-160	193	菩提	菩提 5	211-H22-226
160	東田原及び曾屋	東田原 17	211-H22-161	194	菩提	菩提 6	211-H22-227
161	東田原	東田原 18	211-H22-162	195	菩提	菩提 7	211-H22-228
162	東田原及び曾屋	東田原 19	211-H22-163	196	菩提	菩提 8	211-H22-229
163	西田原	西田原 1	211-H22-164	197	菩提	菩提 9	211-H22-230
164	西田原	西田原 2	211-H22-165	198	菩提	菩提 10	211-H22-231
165	西田原及び東田原	西田原 3	211-H22-166	199	菩提	菩提 11	211-H22-232
166	西田原	西田原 4	211-H22-167	200	菩提	菩提 12	211-H22-233
167	西田原	西田原 5	211-H22-168	201	菩提	菩提 13	211-H22-234
168	戸川及び堀山下	戸川 1	211-H22-201	202	菩提	菩提 14	211-H22-235
169	戸川及び堀山下	戸川 2	211-H22-202	203	羽根及び菩提	羽根 1	211-H22-236
170	戸川及び横野	戸川 3	211-H22-203	204	羽根及び菩提	羽根 2	211-H22-237
171	戸川及び横野	戸川 4	211-H22-204	205	羽根	羽根 3	211-H22-238
172	戸川	戸川 5	211-H22-205	206	羽根	羽根 4	211-H22-239
173	戸川及び横野	戸川 6	211-H22-206	207	羽根及び西田原	羽根 5	211-H22-240
174	戸川及び横野	戸川 7	211-H22-207	208	羽根及び西田原	羽根 6	211-H22-241
175	戸川、横野及び菩提	戸川 8	211-H22-208	209	三廻部	三廻部 1	211-H23-001
176	戸川	戸川 9	211-H22-209	210	三廻部及び堀西	三廻部 2	211-H23-002
177	堀山下及び戸川	堀山下 1	211-H22-210	211	三廻部及び堀西	三廻部 3	211-H23-003
178	堀山下	堀山下 2	211-H22-211	212	三廻部、菖蒲及び堀西	三廻部 4	211-H23-004
179	堀山下	堀山下 3	211-H22-212	213	三廻部	三廻部 5	211-H23-005
180	堀山下及び戸川	堀山下 4	211-H22-213	214	三廻部	三廻部 6	211-H23-006
181	堀山下	堀山下 5	211-H22-214	215	三廻部	三廻部 7	211-H23-007
182	横野及び戸川	横野 1	211-H22-215	216	堀西及び三廻部	堀西 1	211-H23-008
183	横野	横野 2	211-H22-216	217	堀西及び堀山下	堀西 2	211-H23-009
184	横野	横野 3	211-H22-217	218	堀西及び三廻部	堀西 3	211-H23-010
185	横野及び戸川	横野 4	211-H22-218	219	堀西	堀西 4	211-H23-011
186	横野及び戸川	横野 5	211-H22-219	220	堀西及び堀山下	堀西 5	211-H23-012

番号	所在地	区域名		番号	所在地	区域名	
221	堀西	堀西 6	211-H23-013	256	西大竹及び上大槻	西大竹 1	211-H23-048
222	堀西	堀西 7	211-H23-014	257	西大竹	西大竹 2	211-H23-049
223	堀山下及び堀西	堀山下 6	211-H23-015	258	西大竹	西大竹 3	211-H23-050
224	堀山下	堀山下 7	211-H23-016	259	立野台 1 丁目及び西大竹	立野台 1	211-H23-051
225	堀山下及び堀西	堀山下 8	211-H23-017	260	南ヶ丘 5 丁目	南ヶ丘 1	211-H23-052
226	平沢	平沢 1	211-H23-018	261	栃窪及び渋沢	栃窪 1	211-H23-053
227	平沢	平沢 2	211-H23-019	262	栃窪	栃窪 2	211-H23-054
228	平沢	平沢 3	211-H23-020	263	栃窪及び平沢	栃窪 3	211-H23-055
229	平沢	平沢 4	211-H23-021	264	栃窪及び平沢	栃窪 4	211-H23-056
230	平沢	平沢 5	211-H23-022	265	栃窪	栃窪 5	211-H23-057
231	平沢	平沢 6	211-H23-023	266	栃窪	栃窪 6	211-H23-058
232	平沢	平沢 7	211-H23-024	267	渋沢、渋沢 2 丁目、千村及び千村 3 丁目	渋沢 1	211-H23-059
233	平沢	平沢 8	211-H23-025	268	渋沢	渋沢 2	211-H23-060
234	平沢	平沢 9	211-H23-026	269	渋沢	渋沢 3	211-H23-061
235	平沢及び栃窪	平沢 10	211-H23-027	270	渋沢及び渋沢上 2 丁目	渋沢 4	211-H23-062
236	平沢及び栃窪	平沢 11	211-H23-028	271	渋沢	渋沢 5	211-H23-063
237	今泉及び今泉 2 丁目	今泉 1	211-H23-029	272	渋沢	渋沢 6	211-H23-064
238	今泉及び南ヶ丘	今泉 2	211-H23-030	273	渋沢	渋沢 7	211-H23-065
239	今泉	今泉 3	211-H23-031	274	渋沢	渋沢 8	211-H23-066
240	今泉	今泉 4	211-H23-032	275	渋沢	渋沢 9	211-H23-067
241	今泉	今泉 5	211-H23-033	276	渋沢	渋沢 10	211-H23-068
242	今泉	今泉 6	211-H23-034	277	渋沢	渋沢 11	211-H23-069
243	尾尻	尾尻 1	211-H23-035	278	渋沢	渋沢 12	211-H23-070
244	尾尻	尾尻 2	211-H23-036	279	千村	千村 1	211-H23-071
245	上大槻	上大槻 2	211-H23-037	280	千村及び千村 3 丁目	千村 2	211-H23-072
246	上大槻	上大槻 3	211-H23-038	281	千村	千村 3	211-H23-073
247	上大槻	上大槻 4	211-H23-039	282	千村	千村 4	211-H23-074
248	上大槻及び下大槻	上大槻 5	211-H23-040	283	千村	千村 5	211-H23-075
249	上大槻	上大槻 6	211-H23-041	284	千村	千村 6	211-H23-076
250	上大槻	上大槻 7	211-H23-042	285	菖蒲	菖蒲 1	211-H23-077
251	上大槻	上大槻 8	211-H23-043	286	菖蒲	菖蒲 2	211-H23-078
252	上大槻及び尾尻	上大槻 9	211-H23-044	287	菖蒲	菖蒲 3	211-H23-079
253	下大槻	下大槻 7	211-H23-045	288	菖蒲	菖蒲 4	211-H23-080
254	下大槻及び平塚市土屋	下大槻 8	211-H23-046	289	菖蒲	菖蒲 5	211-H23-081
255	下大槻及び上大槻	下大槻 9	211-H23-047	290	菖蒲	菖蒲 6	211-H23-082

番号	所在地	区域名		番号	所在地	区域名	
291	菖蒲	菖蒲7	211-H23-083	301	八沢	八沢9	211-H23-093
292	菖蒲	菖蒲8	211-H23-084	302	八沢	八沢10	211-H23-094
293	八沢	八沢1	211-H23-085	303	八沢	八沢11	211-H23-095
294	八沢	八沢2	211-H23-086	304	柳川	柳川1	211-H23-096
295	八沢	八沢3	211-H23-087	305	柳川	柳川2	211-H23-097
296	八沢及び柳川	八沢4	211-H23-088	306	柳川	柳川3	211-H23-098
297	八沢	八沢5	211-H23-089	307	柳川	柳川4	211-H23-099
298	八沢	八沢6	211-H23-090	308	柳川及び八沢	柳川5	211-H23-100
299	八沢	八沢7	211-H23-091	309	柳川	柳川6	211-H23-101
300	八沢	八沢8	211-H23-092	310	柳川及び八沢	柳川7	211-H23-102

合計310区域

番号	所在地	区域名		番号	所在地	区域名	
1	鶴巻 ※伊勢原市と秦野市 に跨る区域	大住台3丁目01	214-H26-179	4	千村 ※松田町と秦野市に 跨る区域	神山1	363-H26-042
2	名古木及び南矢名 ※伊勢原市と秦野市 に跨る区域	善波21	214-H26-200	5	下大槻 ※平塚市と秦野市に 跨る区域	南金目7	203-H24-3014
3	八沢 ※松田町と秦野市に 跨る区域	寄22	363-H26-022	6	枋窪及び平沢 ※中井町と秦野市に 跨る区域	松本1	361-H23-00051

※他市と秦野市に跨る区域

合計6区域

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表（土砂法）

No.	施設名	所在地	区域種類	箇所番号
1	及川医院	曾屋3482	警戒（急傾斜）	211-H22-048
2	ケアハウス 星	平沢2426-1	警戒（急傾斜）	211-H23-026
3	湖ケアセンター	平沢2426-1	警戒（急傾斜）	211-H23-026
4	特別養護老人ホーム 湖	平沢2426-1	警戒（急傾斜）	211-H23-026
5	特定非営利活動法人 野の花ネットワーク 通所介護事業所	名古屋456-8	警戒（土石流）	22604
6	谷戸児童館	西田原923	警戒（土石流）	22026
7	東第1・2児童ホーム	寺山512	警戒（急傾斜）	211-H22-014
8	東小学校	寺山512	警戒（急傾斜）	211-H22-014
9	東幼稚園	寺山509	警戒（急傾斜）	211-H22-014
10	若木保育園	東田原440-5	警戒（急傾斜）	211-H22-156
11	北第1・2児童ホーム	菩提380	警戒（土石流）	22014
12	北小学校	菩提380	警戒（土石流）	22014
13	北幼稚園	菩提375	警戒（土石流）	22014
14	くず葉学園	菩提2058-2	警戒（土石流）	22016

15	くず葉学園通所事業所Ⅱ	菩提2058-2	警戒（土石流）	22016
16	丹沢レジデンシャルホーム	菩提1711-2	警戒（急傾斜）	211-H22-222
17	秦野ワークセンター	菩提1711-2	警戒（急傾斜）	211-H22-222
18	丹沢自律生活センター総合相談室	菩提1711-2	警戒（急傾斜）	211-H22-222
19	北中学校	横野101	警戒（土石流）	22014
20	山辺保育園	横野57-1	警戒（土石流）	22014
21	西湘秦野保育園	横野231	警戒（急傾斜）	211-H22-219
22	くずは荘	羽根534	警戒（土石流）	22024
23	弘済学園 第二児童寮ショートステイ	北矢名1195-3	警戒（急傾斜）	211-H22-093
24	弘済学園児童発達支援センター「すきっぷ」	北矢名1195-3	警戒（急傾斜）	211-H22-093
25	弘済学園地域生活支援センター「わくわく」	北矢名1195-3	警戒（急傾斜）	211-H22-093
26	弘済学園	北矢名1195-3	警戒（急傾斜）	211-H22-093
27	大根小学校	南矢名四丁目29-1	警戒（急傾斜）	211-H22-114
28	大根中学校	南矢名四丁目28-1	警戒（急傾斜）	211-H22-113
29	大根第1・2児童ホーム	南矢名4-29-1	警戒（急傾斜）	211-H22-114

30	ライフステージ・悠トピア	南矢名1955	警戒(急傾斜)	211-H22-093
31	ライフステージ・悠トピア通所センター	南矢名1955	警戒(急傾斜)	211-H22-093
32	ベースワン	南矢名1249 オレンジ 川口ハイツ208	警戒(土石流)	22044
33	デイサービスあすなろ 南矢名店	南矢名1180-3	警戒(急傾斜)	211-H22-079
34	湘南老人ホーム 介護老人福祉施設	下大槻1169-2	警戒(急傾斜)	211-H23-046
35	湘南老人ホーム 短期入所生活介護	下大槻1169-2	警戒(急傾斜)	211-H23-046
36	湘南老人ホーム 通所介護	下大槻1169-2	警戒(急傾斜)	211-H23-046
37	鶴巻第1・2・3児童ホーム	鶴巻2240-1	警戒(急傾斜)	211-H22-103
38	鶴巻小学校	鶴巻2240-1	警戒(急傾斜)	211-H22-103
39	つるまきこども園	鶴巻2248-1	警戒(急傾斜)	211-H22-103
40	やまばと学園	渋沢2620-2	警戒(急傾斜)	211-H23-070
41	やまばとグループホーム	渋沢2620-2	警戒(急傾斜)	211-H23-070
42	渋沢中学校	渋沢2030	警戒(急傾斜)	211-H23-064
43	みくるべ病院	三廻部948	警戒(急傾斜)	211-H23-002
44	介護老人福祉施設 菖蒲荘	三廻部508-2	警戒(急傾斜)	211-H23-003

45	かわじ荘	八沢626-1	警戒（土石流）	22050-2
46	小規模多機能型居宅介護 まこさんち	菖蒲1105-3	警戒（急傾斜）	211-H23-081

「10 若木保育園」は、内水浸水想定区域にも該当

「22 くずは荘」は、洪水浸水想定区域にも該当

浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表（水防法・洪水浸水）

No.	施設名	所在地	河川名
1	新川クリニック	南矢名1-6-40	大根川
2	医療法人社団松和会望星大根クリニック	南矢名1-11-28	大根川
3	ココファン東海大学前	南矢名1-8-28	大根川
4	デイサービス ハートウェル秦野	鶴巻南4-5-22	大根川
5	サロンデイ東海大駅前	南矢名1-14-34	大根川
6	あべ整形外科	南矢名1-2-1 産興クリニックビル2F	大根川
7	末広第1・2・3児童ホーム	末広町6-6	金目川
8	末広小学校	末広町6-6	金目川
9	末広ふれあいセンター	末広町6-53	金目川
10	すえひろこども園	末広町6-35	金目川
11	秦野精華園秦野市障害者日中サービスセンター	本町3-13-49	金目川
12	みんなの広場	曾屋5819-4	金目川
13	みりおんりーふ	河原町2-16 万葉ビル	金目川
14	ワンダフルライフ上大槻	上大槻41-10	金目川

15	きらりはーと秦野	入船町7-24	金目川
16	特定非営利活動法人みきフレンド・あふり	西田原1237-3	葛葉川
17	特定非営利活動法人みきフレンド・あさひ	西田原1237-3	葛葉川
18	くずは荘	羽根534	葛葉川
19	ケアステーションあさひ渋沢	菩提246-1	葛葉川
20	ふるさとホーム渋沢	菩提246-1	葛葉川
21	ともがき秦野羽根	羽根162-2	葛葉川
22	ビーハック日中支援型障がい者グループホーム秦野	菩提261	葛葉川
23	うぐいすの家	西田原146	葛葉川
24	ウィズ秦野ホームA棟	西田原151-6 ハイツ風鈴	葛葉川
25	わおんアイコウ秦野	羽根118-3	葛葉川
26	あけぼの園	菩提507-1	葛葉川
27	特定非営利活動法人みきフレンド・あゆみ	西田原1237-3	葛葉川
28	本町第1・2児童ホーム	文京町1-5	水無川
29	NPO 法人はだのキッズ 学童保育はだのキッズ第1・2・3・4・5・6教室	本町1-2-22	水無川

30	秦野病院	三屋131	水無川
31	本町小学校	文京町1-5	水無川
32	本町幼稚園	文京町1-10	水無川
33	デイサービス五幸 桜町	桜町2-1-45	水無川
34	サバティ神奈川秦野南店	大秦町2-21	水無川
35	ぱれっと・はだの	本町2-7-25	水無川
36	いんくるはだの	堀山下182-3 丸江ビル1階101	水無川
37	デイサービスの家 菜の花	平沢1319-8	室川
38	ひまわり保育園	室町3-23	室川
39	HARES 秦野1号館	室町3-12	室川

「1 新川クリニック」「2 医療法人社団松和会望星大根クリニック」「3 ココファン東海大学前」「4 デイサービス ハートウェル秦野」
「23 うぐいすの家」「31 本町小学校」「35 ぱれっと・はだの」「39 HARES 秦野1号館」は、内水浸水想定区域にも該当
「18 くずは荘」は、土砂災害警戒区域にも該当

浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表（水防法・内水浸水）

No.	施設名	所在地
1	医療法人杏林会八木病院	本町1-3-1
2	本町小学校	文京町1-5
3	本町中学校	富士見町1-1
4	ぱれっと・はだの	本町2-7-25
5	HARES 秦野1号館	室町3-12
6	若木保育園	東田原440-5
7	うぐいすの家	西田原146
8	秦野なでしこ会 あけぼの	三屋29-1
9	新川クリニック	南矢名1-6-40
10	医療法人社団松和会望星大根クリニック	南矢名1-11-28
11	ココファン東海大学前	南矢名1-8-28
12	医療法人社団三喜会鶴巻温泉病院	鶴巻北1-16-1
13	デイサービス ハートウェル秦野	鶴巻南4-5-22
14	モリフ鶴巻ショートステイ	鶴巻北2-2-36

15	モリフ鶴巻デイサービス	鶴巻北2-2-36
16	つくしんぼ保育園	鶴巻北2-5-3-1

「2 本町小学校」「4 ぱれっと・はだの」「5 HARES 秦野1号館」「7 うぐいすの家」「9 新川クリニック」「10 医療法人社団松和会望星大根クリニック」「11 ココファン東海大学前」「13 デイサービス ハートウェル秦野」は、洪水浸水想定区域にも該当
「6 若木保育園」は、土砂災害警戒区域にも該当

現在の人口と世帯数

(令和7年4月1日現在)

大字・町	世帯数	人 口			大字・町	世帯数	人 口		
		計	男	女			計	男	女
本町 計	9,321	20,320	10,224	10,096	北 計	5,428	13,166	6,716	6,450
本町一丁目	252	415	213	202	羽根	866	1,911	990	921
本町二丁目	389	711	352	359	菩提	905	2,343	1,206	1,137
本町三丁目	697	1,348	632	716	横野	233	562	282	280
河原町	236	485	230	255	戸川	2,928	7,113	3,614	3,499
元町	274	595	281	314	三屋	496	1,237	624	613
末広町	117	260	129	131	大根・鶴巻計	21,269	39,202	20,466	18,736
入船町	239	519	249	270	(大根 計)	13,732	24,766	13,360	11,406
曾屋一丁目	193	449	224	225	北矢名	3,174	6,244	3,322	2,922
曾屋二丁目	293	669	335	334	南矢名	5,411	9,875	5,422	4,453
寿町	334	690	343	347	下大槻	2,319	4,232	2,177	2,055
栄町	180	374	186	188	南矢名一丁目	609	735	397	338
文京町	152	316	146	170	南矢名二丁目	747	1,064	608	456
幸町	211	489	258	231	南矢名三丁目	448	750	452	298
桜町一丁目	175	418	206	212	南矢名四丁目	565	1,046	544	502
桜町二丁目	253	557	263	294	南矢名五丁目	459	820	438	382
水神町	277	657	315	342	(鶴巻 計)	7,537	14,436	7,106	7,330
ひばりヶ丘	374	912	465	447	鶴巻	1,195	2,577	1,287	1,290
富士見町	120	300	144	156	鶴巻北一丁目	627	1,277	629	648
曾屋	3,987	8,972	4,616	4,356	鶴巻北二丁目	909	1,603	725	878
上大槻	568	1,184	637	547	鶴巻北三丁目	535	1,150	550	600
南 計	13,903	32,372	15,946	16,426	鶴巻南一丁目	999	1,554	850	704
新町	440	925	483	442	鶴巻南二丁目	1,070	1,965	957	1,008
鈴張町	221	451	237	214	鶴巻南三丁目	448	985	523	462
緑町	564	1,288	613	675	鶴巻南四丁目	1,102	2,036	960	1,076
清水町	393	969	476	493	鶴巻南五丁目	652	1,289	625	664
平沢	3,355	7,978	3,950	4,028	西 計	16,589	37,822	18,890	18,932
上今川町	287	697	343	354	並木町	611	1,418	677	741
今川町	471	905	422	483	弥生町	451	964	500	464
今泉	2,755	6,544	3,214	3,330	春日町	448	923	470	453

大秦町	184	345	180	165	松原町	386	820	408	412
室町	348	704	344	360	堀西	2,774	6,625	3,334	3,291
尾尻	1,601	3,275	1,628	1,647	堀川	1,684	3,687	1,853	1,834
西大竹	506	1,162	604	558	堀山下	1,465	3,675	1,913	1,762
南が丘一丁目	212	679	340	339	沼代新町	602	1,378	670	708
南が丘二丁目	614	1,296	629	667	柳町一丁目	199	363	163	200
南が丘三丁目	659	1,364	659	705	柳町二丁目	130	281	144	137
南が丘四丁目	187	833	367	466	若松町	292	581	303	278
南が丘五丁目	159	399	195	204	萩が丘	638	1,293	639	654
立野台一丁目	120	281	143	138	曲松一丁目	486	898	467	431
立野台二丁目	11	34	17	17	曲松二丁目	602	1,198	587	611
立野台三丁目	292	750	371	379	渋沢	1,358	3,426	1,683	1,743
今泉台一丁目	127	359	180	179	栲窪	147	297	150	147
今泉台二丁目	127	380	176	204	千村	117	447	190	257
今泉台三丁目	280	754	375	379	渋沢一丁目	470	1,061	522	539
東 計	6,545	15,213	7,557	7,656	渋沢二丁目	939	2,097	1,056	1,041
落合	763	1,890	940	950	渋沢三丁目	592	1,359	650	709
名古屋	888	2,170	1,047	1,123	渋沢上一丁目	304	665	340	325
寺山	481	1,239	610	629	渋沢上二丁目	243	627	316	311
小蓑毛	50	129	67	62	千村一丁目	307	716	350	366
蓑毛	172	410	203	207	千村二丁目	247	568	299	269
東田原	2,522	5,669	2,836	2,833	千村三丁目	463	963	463	500
西田原	1,407	3,145	1,565	1,580	千村四丁目	310	760	379	381
下落合	262	561	289	272	千村五丁目	324	732	364	368
					上 計	744	1,974	1,023	951
					菖蒲	428	963	498	465
					三廻部	89	501	251	250
					柳川	110	278	141	137
					八沢	117	232	133	99

過去における主な自然災害の状況

(令和7年4月1日現在)

年月日	種別	被害の状況		金額(円)
昭33.7.30	台風11号	土木建築災害	盛土、	90,000
昭33.10.06	// 22号	//	盛土、空石積	175,000
昭34.9.8	集中豪雨	//	練石積、床止工	59,000
昭35.11.29	//	//	//、U型側溝	137,000
昭36.3.11	//	//		179,000
昭36.6.28	台風6号及び 集中豪雨	//	盛土、練石積、石積	3,916,000
//	//	農林災害	農作物の被害等	38,066,000
昭38.8.29	集中豪雨	土木建築災害	練石積	500,000
昭41.6.28	台風4号	//	盛土、石積	1,502,000
昭41.9.24	// 26号	//	//	1,930,000
昭45.6.16	集中豪雨	//	道路法崩壊	3,211,000
昭46.8.31	台風23号	//	//	5,937,000
昭47.9.15	// 20号	//	道路法崩壊、橋りょう	31,114,000
昭49.7.8	集中豪雨	土木建築、農林災害	河川、道路法崩壊	33,284,000
昭52.8.17	//	土木建築災害	道路法崩壊	4,895,000
昭52.9.9	台風9号	//	//	3,976,000
昭54.10.19	台風20号	土木農林学校災害	道路法崩壊、校舎一部破損	181,858,000
昭56.4.20	集中豪雨	土木農林災害	道路法崩壊	10,539,000
昭56.10.22	台風24号	//	農作物の被害等	2,646,000
昭57.8.1	// 10号	//	河川、道路法崩壊 農作物の被害	53,916,000
昭57.8.27	集中豪雨	//	道路法崩壊	6,450,000
昭58.8.8	神奈川県西部地震	土木農林学校災害	道路法崩壊、校舎一部破損	13,736,000
昭58.8.16	台風5・6号	土木農林災害	河川、道路法崩壊 農作物の被害	25,876,000
昭60.7.1	台風6号	自然災害	負傷者1名、住宅一部破損3棟、 床上浸水1棟、床下浸水10棟、 道路被害71箇所、畑冠水28ha	151,865,000

年月日	種別	被害の状況	
昭 61. 8. 4	台風 10 号	自然災害	倒壊 1 棟 床下浸水 2 棟 停電 300 世帯 道路被害 23 か所
昭 61. 9. 2	台風 15 号	自然災害	床上浸水 1 棟 床下浸水 21 棟 非住宅被害 9 棟
昭 61. 12. 19	集中豪雨	自然災害	床上浸水 2 棟
昭 62. 9. 16	台風 13 号	自然災害	停電 3 か所
昭 63. 6. 2	集中豪雨	自然災害	土砂流出 6 件 土砂崩れ 1 件
昭 63. 8. 10	集中豪雨	自然災害	畦畔、法面崩壊 15 件 床下浸水 3 棟 林道路側崩壊 1 件 泥流流入 1 件 雨水流入土砂流出 16 件
平 1. 6. 23	集中豪雨	自然災害	土砂流出 1 件
平 1. 7. 26	集中豪雨	自然災害	土砂流出 1 件 道路冠水 2 件
平 1. 8. 27	台風 17 号	自然災害	土砂流出 2 件 道路冠水 1 件 畦畔崩れ 1 件 床上浸水 2 棟
平 1. 9. 5	集中豪雨	自然災害	床上浸水 2 棟
平 1. 9. 20	台風 22 号	自然災害	畦畔崩れ 3 件
平 2. 8. 10	台風 11 号	自然災害	床上浸水 2 棟 道路冠水 3 件 停電 1160 世帯
平 2. 9. 15	集中豪雨	自然災害	床上浸水 3 棟 床下浸水 4 棟
平 2. 9. 19	台風 19 号	自然災害	土砂流出、堆積 9 件
平 2. 9. 30	台風 20 号	自然災害	床上浸水 10 棟 床下浸水 33 棟
平 2. 10. 8	台風 21 号	自然災害	道路冠水 1 件
平 3. 8. 20	台風 12 号	自然災害	道路冠水、法面崩壊等 7 件
平 3. 9. 14	台風 17 号	自然災害	市道 721 号線通行止

年月日	種別	被害の状況	
平 3. 9.19	台風18号	自然災害	床上浸水 54棟 床下浸水 90棟 市道法面崩壊等 44件 農林道法面崩壊等 27件 河川護岸崩壊 1件 公園擁壁崩壊 2件
平 4.10.11	台風21号	自然災害	樹木の倒伏(運動公園通り105本他)
平 4. 6. 8	集中豪雨	自然災害	土砂流出、堆積 2件
平 4.12. 8	集中豪雨	自然災害	床上浸水 1棟 道路冠水 1件
平 5.11.13	集中豪雨	自然災害	床上浸水 8棟 床下浸水 10棟 車の浸水 1台 道路冠水 5件
平 6. 2.12	大雪	自然災害	ビニールハウス 1棟 市道7号線通行止
平 6. 7.18	集中豪雨	自然災害	床上浸水 9棟 床下浸水 4棟
平 7. 6.20	集中豪雨	自然災害	床下浸水 2棟
平 7. 9.17	台風12号	自然災害	負傷者 2名 避難者 1世帯2名 建物被害 208棟 電線の被害 8,308世帯
平 8. 9.22	台風17号	自然災害	建物被害 127件 非住居被害 3件 車両損壊 1件
平 9. 6.20	台風7号	自然災害	非住居被害 1件 道路被害 2件 崖崩れ 1件 土砂の流出 1件
平 9. 7.26	台風9号	自然災害	土砂流出 1件
平 9.11.29	集中豪雨	自然災害	道路被害 2件
平10. 8.27	台風4号	自然災害	道路被害 2件 崖崩れ 26件 避難者 6世帯13名
平10. 9.15	台風5号	自然災害	床上浸水 6棟 床下浸水 26棟 道路被害 4件
平10. 9.21	台風6、7、8号	自然災害	道路被害 4件
平11. 5.27	集中豪雨	自然災害	負傷者 1名
平12. 3.24	集中豪雨	自然災害	床下浸水 5棟
平12. 9.16	集中豪雨	自然災害	床上浸水 1棟 床下浸水 4棟
平12. 9.24	集中豪雨	自然災害	床上浸水 2棟 床下浸水 13棟
平13. 8. 2	台風11号	自然災害	床上浸水(芦谷) 1棟 床下浸水(芦谷) 4棟 土石流(北矢名) 1か所 停電(寺山) 8世帯

年月日	種別	被害の状況	
平 13. 9.10	台風15号	自然災害	床下浸水（芦谷・鶴巻南・堀川） 6棟
平 13. 9.16	集中豪雨	自然災害	道路冠水（ひかりの街・代々木・芦谷周辺） 3か所 床上浸水（芦谷） 1棟 床下浸水（芦谷ほか） 6棟
平 14. 6.15	集中豪雨	自然災害	道路冠水（ひかりの街） 床上浸水（ひかりの街） 1棟
平 14. 7.10	台風6号	自然災害	かけ崩れ（落合・平沢小原） 2か所 市道62号線通行止め（落合国立療養所） 住家全壊（平沢小原） 1棟 非住家（物置）全壊（平沢小原） 2棟
平 14.10. 1	台風21号	自然災害	床上浸水（ひかりの街・杉の木） 3棟 床下浸水（芦谷・ひかりの街・杉の木・代々木） 12棟 道路冠水（芦谷・ひかりの街・杉の木・代々木） 4か所
平 15. 5.31	集中豪雨	自然災害	道路冠水（芦谷・ひかりの街・杉の木・代々木） 4か所
平 16.10. 9	台風22号	自然災害	軽傷 4名 屋根破損（23世帯、70人） 22棟 停電 6,939戸 水路畦畔陥没（横野） 1か所 自主避難 3世帯8名 土砂崩れ（小規模） 21件 雨水流入 14件 倒木 52件 道路冠水 14件
平 16.10.20	台風23号	自然災害	道路冠水 2か所 自主避難 2世帯3名
平 16.12. 5	集中豪雨	自然災害	停電（菖蒲・三廻部・千村） 2棟 道路冠水（ひかりの街）
平 17. 8.25	台風11号	自然災害	道路冠水（南矢名） 1か所
平 18. 7.19	集中豪雨	自然災害	道路冠水（曾屋） 1か所
平 19. 7.30	集中豪雨	自然災害	道路冠水（曾屋ほか） 28か所 床下及び床上浸水（曾屋ほか） 12か所
平 19. 9. 6	台風9号	自然災害	道路冠水（西大竹ほか） 7か所 浸水（平沢） 1棟
平 20. 5.20	集中豪雨	自然災害	道路冠水（名古木ほか） 3か所 浸水（名古木） 1棟
平 21. 8.10	台風9号	自然災害	道路冠水 2か所 床下浸水 2棟
平 22. 9. 8	台風9号	自然災害	道路冠水 2か所
平 22.12. 3	集中豪雨	自然災害	道路冠水 7か所 床上浸水 6棟 床下浸水 10棟

年月日	種別	被害の状況	
平 23. 3. 11	東北地方太平洋沖地震	自然災害	人的被害 2名 建物被害 28棟
平 23. 7. 20	台風6号	自然災害	土砂崩れ(堀山下) 5か所 がけ崩れ(三廻部) 3か所
平 23. 7. 21		自然災害	停電(堀山下) 180軒
平 23. 8. 19	集中豪雨	自然災害	道路冠水(南矢名ほか) 3か所
平 23. 9. 3	台風12号	自然災害	道路冠水 2か所
平 23. 9. 22	台風15号	自然災害	道路冠水(鶴巻南) 2か所 人的被害(鶴巻南) 1名 停電(落合ほか) 1,600棟
平 24. 4. 3	集中豪雨	自然災害	
平 24. 4. 3	集中豪雨	自然災害	道路冠水(平沢、曲松) 2か所
平 24. 7. 14	集中豪雨	自然災害	床上浸水(鶴巻北1) 3棟 床下浸水(尾尻ほか) 3棟
平 25. 4. 6	集中豪雨	自然災害	床上浸水(南矢名ほか) 31棟 床下浸水(鶴巻北ほか) 24棟 護岸決壊(南矢名) 1か所 擁壁崩落(鶴巻) 1か所 がけ崩れ(南矢名) 1か所 自主避難 19名
平 25. 9. 15	台風18号	自然災害	床上浸水(鶴巻北ほか) 5棟 床下浸水(鶴巻南) 3棟 護岸崩落(南矢名) 1か所 人的被害(鶴巻北) 1名
平 25. 10. 15	台風26号	自然災害	停電
平 26. 2. 8	大雪	自然災害	人的被害 12名
平 26. 2. 14	大雪	自然災害	人的被害 13名 建物被害 5棟 農作物被害 22か所
平 26. 10. 5	台風18号	自然災害	道路冠水(名古屋ほか) 10か所 がけ崩れ(西大竹ほか) 2か所 床上浸水(鶴巻北) 10棟 床下浸水(鶴巻北) 1棟 避難勧告(鶴巻) 20名 自主避難 37名
平 27. 7. 7	台風11号	自然災害	土砂災害(三廻部・柳川) 2か所
平 27. 9. 9	台風18号	自然災害	道路冠水(平沢ほか) 3か所 土砂崩れ(北地区ほか) 3か所
平 27. 9. 18	集中豪雨	自然災害	床上浸水(鶴巻北) 1棟
平 27. 12. 11	集中豪雨	自然災害	道路冠水(下大槻ほか) 5か所

年月日	種別	被害の状況	
平 28. 8. 2	集中豪雨	自然災害	床下浸水（鶴巻南） 1棟 道路冠水（鶴巻南ほか） 3か所
平 28. 8. 10	集中豪雨	自然災害	床下浸水（鶴巻北） 3か所
平 28. 8. 22	台風9号	自然災害	道路冠水（鶴巻北ほか） 4か所 土砂流出（菩提ほか） 4か所 倒木 12件 自主避難 11名
平 29. 9. 18	台風18号	自然災害	建物被害 1棟
平 29. 10. 22	集中豪雨	自然被害	道路冠水（堀山下ほか） 8か所 土砂流出（東田原ほか） 5か所 崖崩れ（三廻部） 1か所 倒木 7件 停電（西田原、羽根） 500軒 避難者 8世帯 14名
平 30. 7. 28	台風12号	自然災害	道路冠水（南が丘） 1か所 土砂流出 1か所 倒木 11件 避難者 35名
平 30. 9. 30	台風24号	自然災害	土砂流出（南矢名ほか） 3か所 倒木（新町ほか） 34件 停電（曾屋ほか） 4,914軒 避難者 40名
令元. 9. 8	台風15号	自然災害	倒木（落合ほか） 75件 屋根等破損（堀西ほか） 16件 建物等破損（曾屋ほか） 10件 停電（渋沢ほか） 4,583軒 避難者 38名
令元. 10. 12	台風19号	自然災害	道路等 101件 建物等 22件 内訳 土砂流出 6件 屋根損壊 5件 床下浸水 8件 その他 3件 水路 5件 電線 4件 公共施設等 59件 農業 113件 停電 2,930軒 避難者 646名
令 2. 7. 11	集中豪雨	自然災害	道路冠水（平沢ほか） 4か所 土砂流出（落合ほか） 12件 床上浸水（南矢名ほか） 4件 床下浸水（鈴張町ほか） 4件
令 3. 7. 3	集中豪雨	自然災害	土砂流入（東田原ほか） 4か所 土砂流出（北矢名ほか） 45件 避難者 13名
令 6. 6. 28	集中豪雨	自然災害	土砂流出（東田原ほか） 9か所 倒木（曾屋） 1件

令 6.8.9	神奈川県西部地震	自然災害	最大震度5弱（本市：震度4） マグニチュード5.3 断水（西地区ほか） 2,960戸 住家被害（曾屋ほか） 4件 公共施設 15件
令 6.8.29	台風10号	自然災害	道路崩落（ほか） 2か所 土砂流出（北矢名ほか） 79件 道路冠水 34件 倒木 4件 住家被害 43件 内訳 土砂流入 7件 床上浸水 16件 床下浸水 9件 その他 11件 農地被害 270件 公共施設等 59件 停電（八沢ほか） 170軒 避難者 120名

大地震の記録

(1) 世界のおもな地震災害年表

年	国名（地域名）	死者・行方不明者数 （概算）
1960	モロッコ、アガディール山	12,000
1962	イラン、北西部	12,000
1968	イラン、北西部	12,000
1970	ペルー、北部	70,000
1976	中国、天津～唐山	150,000
	グアテマラ	24,000
1978	イラン、北東部	25,000
1985	メキシコ、メキシコ市	10,000
1986	エルサルバドル、サンサルバドル市	1,000
1987	エクアドル北西部	数千
1988	インド、ネパール	1,000
	中国、雲南省	1,000
	アルメニア（旧ソ連）	25,000
1990	イラン	41,000
	フィリピン	2,000
1992	インドネシア	2,100
1993	インド	9,800
1995	日本	6,300
	ロシア	1,800
1997	イラン	1,600
1998	アフガニスタン	2,300
	アフガニスタン	4,700
1999	コロンビア	1,200
	トルコ	15,500
	台湾	2,300
	トルコ	800
2001	エルサルバドル、サンサルバドル市	600
	ペルー	73,391
	インド	18,000

年	国名（地域名）	死者・行方不明者数（概算）
2003	イラン	43,200
2004	インドネシア・スマトラ島沖	283,100 以上
2005	インドネシア・スマトラ島沖	1,303 以上
	パキスタン	86,000 以上
2006	インドネシア・ジャワ島南西沖	5,749 以上
2007	ペルー	514 以上
	インドネシア・スマトラ島沖	25
2008	中国（四川）	69,227
2009	インドネシア・スマトラ島沖	1,117 以上
2010	ハイチ	222,570
	チリ	521 以上
	インドネシア・スマトラ島沖	500 以上
	中国（青海）	22,220 以上
2011	日本	19,225
	トルコ	138 以上
2015	ネパール	8,000 以上
2017	メキシコ	333 以上
	イラン・イラク	14,000 以上
2018	インドネシア・ロンボク島	1,866 以上
2019	インドネシア・マルク州沖	1,619 以上
	アルバニア	3,000 以上
2020	トルコ	1,672 以上
2022	アフガニスタン	2,700 以上
2023	トルコ・シリア	172,000 以上
2024	日本	1,944
	台湾	1,165
2025	中国（チベット自治区）	327 以上
	ミャンマー	8,000 以上

(2) 日本のおもな地震災害年表

年月日 (日本暦)	マグニ チュード	地域	被害
684.11.29 (天武12)	8.4	土佐、東海、南海、 西海諸島	民家多く倒れ、土佐の田園3平方キロメートル 海となる。津波あり。
745.6.5 (天平17)	7.9	美濃	正倉寺院民家倒れる。
818 (弘仁9)	7.9	関東諸国	圧死者多し、山崩れ、津波あり。
869.7.13 (貞観11)	8.6	陸奥	三陸大津波、溺死1,000余
878.11.1 (天慶2)	7.4	関東諸国	地割れ、家屋の倒壊多し死者無数。
887.8.2 (仁和3)	8.6	京都及び五畿七道	庁舎転倒し、津波あり、死傷多し。
887.8.26 (仁和3)	7.4	信濃北部	山崩れ川を塞ぎ後溢して北部6郡被害あり、流死 多し。
1097.12.17 (永長1)	8.4	畿内、東海、南海諸国	寺院橋梁損傷す、津波あり
1185.8.13 (文治1)	7.4	近江、山城	神社、仏閣倒壊多し、近江の湖水激減する。
1361.8.3 (正平16)	8.4	畿内及び南海道の一部	摂津、阿波に津波被害あり、流出家屋、死者多し。
1498.9.20 (明応7)	8.6	東海道全般	津波あり、伊勢大湊にて家屋流出1,000、死者 5,000、鎌倉にて溺死200
1586.1.18 (天正13)	7.9	東海、東山北陸諸道、畿内	飛騨白川谷山崩れにて死者数100、近江長浜、 美濃大垣震災
1596.9.5 (慶長1)	7.0	京都及び畿内	伏見大地震死者500、堺にて死者600
1605.1.31 (慶長9)	7.9	東海、南海、西海諸道	死者5,000、土壠大津波溺死3,800房総半島4平 方キロメートル余干潟となる。
1611.12.2 (慶長16)	8.1	三陸、北海道	大津波あり、伊達領にて溺死1,783 南部津軽にて人馬溺死3,000余
1614.11.26 (慶長19)	7.7	越後高田	津波あり、死者多し。
1646.6.9 (正保3)	7.6	陸前	仙石城、白石城破壊する。
1662.6.16 (寛文2)	7.6	畿内、東海、東山諸道	各地の城破壊し、潰家2,570、死者1,100余
1662.10.31 (寛文2)	7.6	日向大隅	潰家3,800、死者多し、津波あり。
1677.4.13 (延宝5)	8.1	陸中南部	中津波あり(陸中沖)
1677.11.4 (延宝5)	7.4	関東磐城	津波あり、家屋流出1,000、死者500
1703.12.31 (宝永4)	8.2	江戸及び東海道	潰家20,162、圧死5,233、江戸、小田原にて出火 死著し
1707.10.28 (宝永4)	8.4	東海道、畿内、南海道、東 山、西海道の一部	潰家29,000、死者4,900、九州の南東岸より伊豆 まで津波あり、土佐にて20メートル余
1711.12.20 (正徳1)	6.7	讃岐中部	潰家1,713、死者1,000、津波あり

年月日 (日本暦)	マグニ チュード	地域	被害
1717.5.13 (享保2)	7.6	花巻	家屋破損し地裂く
1751.5.20 (宝暦1)	6.6	越後、越中	死者2,000、高田領の全壊、焼失家屋6,088 死者1,128
1766.3.8 (明和3)	6.9	津軽	弘前領にて潰家6,940、焼失252、圧死1,027 焼死308
1771.4.24 (明和8)	7.4	石垣島、宮古島	津波あり、11,941人流
1804.7.10 (文化1)	7.1	出羽象潟	潰家5,500、死者333、津波あり、陸地隆起し象潟 干潟となる。
1828.7.10 (文化1)	6.9	越後三条	住家屋全壊9,808、半壊7,276、焼失1,205 死者1,443
1835.7.20 (天保6)	7.6	陸前	津波あり(海底地震)
1843.4.25 (天保14)	8.4	釧路、根室	津波の被害多し
1854.12.23 (安政1)	8.4	東海、東山 南海諸道	大津波あり、倒壊流出家屋8,300、焼失300、 死者1,000、富士川洪水
1854.12.24 (安政1)	8.4	伊勢湾より西方 九州東北部に及ぶ	震災地を通じ住家全壊10,000余、焼失6,000、土佐、紀伊、 大阪にて津波のため流失15,000、半壊40,000、 死者3,000
1872.3.14 (明治5)	7.1	石見浜田地方	石見にて潰家4,049、焼失230、死者537、 震災を通じ全壊住家5,000、死者600
1891.10.28 (明治24)	8.4	美濃尾張等	仙台以北を除き日本中で震動を感ず、死者7,723、 全壊住家80,000、出火戸数142,177、著し
1894.3.22 (明治27)	7.9	根室釧路沖	釧路厚岸にて全壊11、半壊17、津波あり
1894.3.22 (明治27)	7.6	東京付近	家屋全壊90、死者24
1896.6.15 (明治29)	7.6	三陸沖	大津波、陸前吉浜にて25メートル、3県下で全 半壊、流出家屋10,617、死者27,122
1896.8.31 (明治29)	7.5	羽後陸中国境付近	全壊住家4,387、その他建物1,692、死者209
1897.2.20 (明治30)	7.8	陸前東方沖	家屋全半壊数10
1897.8.5 (明治30)	7.7	三陸沖	津波あり、高さ3メートル
1898.4.23 (明治31)	7.8	陸中沖	北上川流域にて倒壊家屋を生ず
1899.3.7 (明治32)	7.6	紀伊大和	家屋全壊35、死者7
1901.6.24 (明治34)	7.9	奄美大島近海	名瀬に多少の被害あり
1901.8.9 (明治34)	7.7	陸奥八戸近海	青森県下死傷18、全壊家屋8、小津波あり。

年月日 (日本暦)	マグニ チュード	地域	被害
1905.6.2 (明治38)	7.6	安芸海底	広島県下全壊家屋40、死者11、愛媛県下全壊家屋8、傷者17
1909.3.13 (明治42)	7.7	房総沖	強震2回、多少の被害あり
1909.11.10 (明治42)	7.9	日向洋	震域広く、日向、土佐、豊後、備中にて潰家死者を出す。
1911.6.15 (明治44)	8.2	喜界島近海	家屋全壊422、半壊561、死者12
1918.9.8 (大正7)	7.9	ウルップ島沖	津波あり岩美湾にて6~24m、溺死24
1918.11.8 (大正7)	7.8	エトロフ島沖	小津波あり
1923.9.1 (大正12)	7.9	関東南部	全壊128,266、半壊126,233、焼失447,128、流失868、死者99,331、行方不明43,476
1924.1.15 (大正13)	7.2	相模中部	全壊1,273、死者14
1925.5.23 (大正14)	7.0	但馬北部	全壊1,219、半壊1,449
1927.3.7 (昭和2)	7.4	丹後西北部	全壊住家4,971、全焼2,651、死者3,017
1927.10.27 (昭和2)	5.4	越後関原	地裂け家屋損傷あり
1929.11.20 (昭和4)	6.2	紀伊有田川下流域	紀伊半島にて井水位の著しい変化あり
1930.11.26 (昭和5)	7.0	伊豆北部	全壊2,141、死者259
1931.9.21 (昭和6)	6.7	武蔵西北部	全壊204、死者16
1933.3.3 (昭和8)	8.5	三陸沖	大津波あり綾里湾に高さ24m、流失家屋4,086、死者2,986
1935.7.11 (昭和10)	6.6	静岡市	全壊363、死者9
1936.2.21 (昭和11)	6.7	摂津河内、大和	全壊19、死者9
1936.12.27 (昭和11)	6.4	新島、式根島	全壊35、死者3
1938.1.12 (昭和13)	7.2	紀伊田辺沖	家屋全半壊各2
1938.5.23 (昭和13)	7.5	磐城沖	茨城福島県下の多少の被害あり
1938.5.29 (昭和13)	5.9	釧路、屈斜路湖岸	地変及び多少の被害あり
1938.11.5 (昭和13)	6.5	磐城沖	軽い津波あり、全壊20、死者1
1939.3.20 (昭和14)	6.9	日向洋北部	津波軽微、多少の被害あり

年月日 (日本暦)	マグニ チュード	地域	被害
1939.5.1 (昭和14)	6.6	男鹿半島	全壊604、死者29
1940.8.2 (昭和15)	7.4	積丹半島沖	小津波、多少の被害あり
1941.7.15 (昭和16)	6.4	長野市北東千曲川流域	全壊住家29、非住家47、死者6
1941.11.19 (昭和16)	7.0	日向沖	全壊111、死者1、小津波
1943.3.4 (昭和18)	6.4	鳥取県加露	両地震にて全壊70
1943.3.5 (昭和18)	6.4	鳥取県浜村沖	
1943.8.12 (昭和18)	6.4	福島県田島付近	崖崩れ等多少の被害あり
1943.9.10 (昭和18)	7.3	鳥取県気高郡野坂川中流域	断層、地割、山崩等地変著しく、死者1,083、重傷6,153、全壊7,485、半壊6,158、全焼254
1943.10.13 (昭和18)	6.0	長野県野尻湖付近	家屋全壊34、半壊116、死者1
1944.12.7 (昭和19)	8.3	東南海沖	津波(尾鷲)6m全壊26,130、半壊46,950、流失3,059、焼失11、死者998、重傷2,135
1945.1.13 (昭和20)	6.9	三河渥美湾北部	断層押上げ2m、住家全壊5,539、半壊11,706、非住家全壊6,603、半壊9,976、死者1,961
1946.12.21 (昭和21)	8.1	南海道沖	震害西日本全域、大津波あり、最大6.6m、住家全壊9,070、半壊19,204、非住家全壊2,591、半壊4,283
1948.6.28 (昭和23)	7.2	福井平野	全壊35,420半壊11,449、焼失3,960、死者3,895、負傷16,375
1949.12.26 (昭和24)	6.5	栃木県今市付近	山崩れ多し、住家全壊290、半壊2,994、死者10
1952.3.4 (昭和27)	8.2	十勝沖	津波を伴う、家屋全壊815、半壊1,324、流出91、焼失14、死者28、行方不明5
1952.3.7 (昭和27)	6.8	能登半島沖	家屋全壊4、焼失27、死者7
1952.7.18 (昭和27)	7.0	奈良県中部(吉野)	全壊20、半壊26、死者9
1953.11.26 (昭和28)	8.3	房総沖	道路き裂、小被害、小津波あり
1955.7.27 (昭和30)	6.0	徳島県南部	山崩れ、道路破壊、死者1
1995.10.19 (昭和30)	5.7	秋田県北部二ツ井	家屋半壊153、死者1
1956.2.14 (昭和31)	6.0	千葉県西部	東京にて小被害あり
1956.3.6 (昭和31)	5.8	網走沖	小被害、小津波あり
1956.9.20 (昭和31)	6.1	宮城県南部白石	死者1、重傷1

年月日 (日本暦)	マグニ チュード	地域	被害
1956.9.30 (昭和31)	6.7	千葉県中部	半壊2、傷者4
1958.11.7 (昭和33)	8.0	エトロフ島南方沖	釧路で軽微な被害
1959.11.8 (昭和34)	6.2	積丹半島	札幌、小樽で小被害
1960.3.21 (昭和35)	7.5	三陸沖	岩手、青森、山形、三県に小被害、八戸にて津波 81 cm
1960.5.24 (昭和35)	8.7	チリー地震津波	5.23のチリー地震による大津波、岩手県野田湾で 8.1m、全壊1,571、半壊2,183、流失1,259、死 者119
1961.5.24 (昭和36)	5.2	長岡	全壊220、半壊465、死者5、震源極めて浅し
1961.2.27 (昭和36)	7.0	日向沖	死者2、全壊3
1961.8.19 (昭和36)	7.0	北美濃	福井、石川、岐阜三県下に小被害
1962.4.30 (昭和37)	6.5	宮城県北部	全壊369、半壊1,542
1962.8.26 (昭和37)	5.9	三宅島付近	崖崩れ、地割れあり
1963.3.27 (昭和38)	6.9	越前岬沖	敦賀、小浜間に小被害
1963.10.13 (昭和38)	8.3	エトロフ沖	津波あり、八戸1.3m
1964.5.7 (昭和39)	6.9	青森県西方沖	青森、秋田、山形三県下に小被害
1964.6.16 (昭和39)	7.3	新潟県粟島南方	新潟、山形に被害、全壊1,960、半壊6,640、 死者27、津波最高6m
1968.5.16 (昭和43)	7.8	十勝沖	北海道、青森に被害、降雨と相まって山津波 がけくずれが多発
1972.2.27 (昭和47)	7.0	八丈島沖	東京に小被害、八丈島で崖崩れ
1972.12.4 (昭和47)	7.3	八丈島東方沖	東京に小被害
1973.6.17 (昭和48)	7.2	根室半島沖	津波による流出家屋7、負傷者12
1974.5.9 (昭和49)	6.8	伊豆半島沖	全壊134、半壊240、死者30、負傷102
1975.1.23 (昭和50)	6.1	熊本県北部	全壊10、半壊48、負傷20
1975.4.21 (昭和50)	6.4	大分県中部	全壊77、半壊115、負傷22
1976.6.16 (昭和51)	5.5	山梨県東部	負傷2
1976.8.18 (昭和51)	5.4	伊豆半島東部	全壊2、半壊30

年月日 (日本暦)	マグニ チュード	地域	被害
1978.1.24 (昭和53)	7.0	伊豆大島西方	全壊96、半壊616、一部破損4,170、死者25、負傷205
1978.6.12 (昭和53)	7.4	宮城県沖	全壊1,275、半壊5,652、一部破損124,738、死者28、負傷10,181
1983.5.26 (昭和58)	7.7	日本海中部	全壊1,584、半壊3,515、死者104、負傷324、一部破損5,962
1984.9.14 (昭和59)	6.8	長野県西部	全壊・流出14、半壊73、死者29、負傷10
1987.3.18 (昭和62)	6.6	日向灘	死者1、負傷者若干名のほか建物、道路などに被害があった。
1987.12.17 (昭和62)	6.7	千葉県東方沖	死者2、負傷者138、建物全壊13
1993.1.15 (平成5)	7.8	釧路沖	死者1、負傷者647、建物全壊10
1993.2.7 (平成5)	6.9	能登半島沖	重傷者1、軽傷者29
1993.7.12 (平成5)	7.8	北海道南西沖	死者202、重軽傷者321、建物全壊594
1994.10.4 (平成6)	8.1	北海道東方沖	重傷者31、軽傷者405、建物被害7,764、道路損壊1,762
1994.12.28 (平成6)	7.5	三陸はるか沖	死者3、重傷者67、軽傷者721、建物全壊72、半壊429、一部破損9,021
1995.1.17 (平成7)	7.2	兵庫県南部	死者6,308、重傷者1,883、軽傷者26,615、建物全壊100,302、半壊108,741、一部破損227,373
2000.7.1 (平成7)	6.4	神津島近海	死者1
2000.10.6 (平成12)	7.3	鳥取県西部	負傷者182、住家全壊435、半壊3,101、一部破損18,544
2001.3.24 (平成13)	6.7	安芸灘	死者2、負傷者288、住家全壊70、半壊774、一部破損49,223
2001.4.3 (平成13)	5.2	静岡県中部	負傷者8、住家一部破損80
2003.5.26 (平成15)	7.1	宮城県沖	負傷者174、住家全壊2、半壊21、一部破損2,404 床下浸水1
2003.7.26 (平成15)	5.6 6.4 5.5	宮城県北部	負傷者677、住家全壊1,276、半壊3,809、一部破損10,976
2003.9.26 (平成15)	8.0 7.1	釧路沖 十勝沖	行方不明2、負傷者849、住家全壊116、半壊368、一部破損1,580、床下浸水9
2004.9.5 (平成16)	7.4	東海道沖	負傷者36、一部破損2
2004.10.6 (平成16)	5.7	茨城県南部	負傷者4
2004.10.23 (平成16)	6.8	新潟県中越地方	死者68、負傷者4,805、住家全壊3,175、半壊13,810

年月日 (日本暦)	マグニ チュード	地域	被害
2004.11.29 (平成16)	7.1	釧路沖	負傷者 52
2004.12.6 (平成16)	7.1	釧路沖	負傷者 12、一部破損 4
2004.12.14 (平成16)	6.1	留萌支庁南部	負傷者 8、一部破損 165
2005.1.9 (平成17)	4.7	愛知県西部	負傷者 1、窓ガラス破損
2005.1.18 (平成17)	4.7	新潟県中越地方	負傷者 1
2005.2.16 (平成17)	6.4	釧路沖	負傷者 1、校舎一部破損
	5.3	茨城県南部	負傷者 26、ブロック塀倒壊
2005.3.17 (平成17)	7.0	福岡県西方沖	死者 1、負傷者 1,204、全壊 144、半壊 353、
2005.4.11 (平成17)	6.1	千葉県北東部	負傷者 1
2005.6.3 (平成17)	4.8	熊本県天草・芦北地方	負傷者 2
2005.6.20 (平成17)	5.0	新潟県中越地方	負傷者 1、一部破損 12
2005.7.23 (平成17)	6.0	千葉県北西部	負傷者 38、住家一部破損 12 棟
2005.8.16 (平成17)	7.2	宮城県沖	負傷 100、全壊 1、半壊 984
2005.10.19 (平成17)	6.3	茨城県沖	負傷者 2
2006.4.21 (平成18)	5.8	伊豆半島東方沖	負傷者 3
2006.6.12 (平成18)	6.2	大分県西部	負傷者 8、住家一部破損 5
2007.4.15 (平成19)	5.4	三重県中部	負傷者 13、住家一部破損 122
2007.3.25 (平成19)	6.9	能登半島沖	死者 1、負傷者 356、住家全壊 686、半壊 1,740
2007.7.16 (平成19)	6.8	新潟県中越沖地震	死者 15、負傷者 2,346、住家全壊 1,331、半壊 5,710、一部破損 37,633
2007.10.1 (平成19)	4.9	神奈川西部	負傷者 2、住家一部破損 5 棟
2008.5.8 (平成20)	7.0	茨城沖	負傷者 6
2008.6.14 (平成20)	7.2	岩手・宮城内陸地震	死者 13、行方不明者 10、負傷者 451、住家全壊 30、半壊 143、一部破損 2,380
2008.7.24 (平成20)	6.8	岩手県沿岸北部	死者 1、負傷者 211、住家全壊 1、一部破損 379
2009.8.11 (平成21)	6.5	駿河湾	死者 1、負傷者 319、半壊 6、一部破損 8,972

年月日 (日本暦)	マグニ チュード	地域	被害
2009.12.17 (平成21)	5.0	伊豆半島東方沖	負傷者7、住家一部破損278
2009.12.18 (平成21)	5.1		
2010.3.13 (平成22)	5.5	福島県沖	負傷者2
2010.3.14 (平成22)	6.7		負傷者1、住家一部破損2
2010.5.1 (平成22)	4.9	新潟中越地方	負傷者1、店舗ガラス数枚破損
2010.7.4 (平成22)	5.2	岩手県内陸南部	負傷者1
2011.3.9 (平成23)	7.3	三陸沖	負傷者2、住家一部破損1
2011.3.11 (平成23)	9.0	東北地方 太平洋沖地震	死者19,225、行方不明者2,614、負傷者6,219、 住家全壊127,830、半壊275,807、一部破損766,671
2011.3.12 (平成23)	6.7	長野県・新潟県県境	死者3、負傷者57、住家全壊73、一部破損427
2011.3.15 (平成23)	6.4	静岡県東部	負傷者75、住家全壊103、一部破損984
2011.4.1 (平成23)	5.0	秋田県沖	負傷者1、一部破損2
2011.4.7 (平成23)	7.2	宮城県沖	死者4、負傷者296 ※物的被害は平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の被害に含まれている。
2011.4.11 (平成23)	7.0	福島県浜通り	死者3、負傷者10 ※物的被害は平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の被害に含まれている。
2011.4.12 (平成23)	6.4	福島県中通り	負傷者1 ※物的被害は平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の被害に含まれている。
2011.4.16 (平成23)	5.9	茨城県南部	負傷者6
2011.6.30 (平成23)	5.4	長野県中部	死者1、負傷者17、住家全壊24、一部破損6,117
2011.7.31 (平成23)	6.5	福島県沖	負傷者11
2011.8.1 (平成23)	6.2	駿河湾	負傷者13、一部破損15
2011.8.19 (平成23)	6.5	福島県沖	負傷者2
2011.11.20 (平成23)	5.3	茨城県北部	負傷者1
2011.11.21 (平成23)	5.4	広島県北部	負傷者2
2011.12.14 (平成23)	5.1	岐阜県美濃東部	負傷者1

年月日 (日本暦)	マグニ チュード	地域	被害
2012.1.28 (平成24)	5.4	山梨県東部・富士五湖	負傷者1
2012.3.1 (平成24)	5.3	茨城県沖	負傷者1
2012.3.14 (平成24)	6.1	千葉県東方沖	死者1、負傷者1、一部破損3
2012.3.27 (平成24)	6.6	岩手県沖	負傷者2
2012.7.10 (平成24)	5.2	長野県北部	負傷者3、一部破損9
2012.8.30 (平成24)	5.6	宮城県沖	負傷者4
2012.12.7 (平成24)	7.3	三陸沖	死者1、負傷者15、一部破損1
2013.2.2 (平成25)	6.5	十勝地方南部	負傷者14、一部破損1
2013.4.13 (平成25)	6.3	淡路島付近	負傷者35、住家全壊8、半壊101、一部破損8,305
2013.4.17 (平成25)	6.2	三宅島近海	負傷者1
2013.4.17 (平成25)	5.9	宮城県沖	負傷者2
2013.8.4 (平成25)	6.0	宮城県沖	負傷者4
2013.9.20 (平成25)	5.9	福島県沖	負傷者1
2013.9.20 (平成25)	5.9	福島県浜通り	負傷者2、一部破損2
2013.10.26 (平成25)	7.1	福島県沖	負傷者1
2014.3.14 (平成26)	6.2	伊予灘	負傷者21、一部破損57
2014.5.5 (平成26)	6.0	伊豆大島近海	負傷者15
2014.7.5 (平成26)	5.9	岩手県沖	負傷者1
2014.7.8 (平成26)	5.6	胆振地方中東部	負傷者3
2014.7.12 (平成26)	7.0	福島県沖	負傷者1
2014.9.16 (平成26)	5.6	茨城県南部	負傷者10、一部破損1,060
2014.11.22 (平成26)	6.7	長野県北部	負傷者46、住家全壊77、半壊137、一部破損1,626
2015.5.25 (平成27)	5.5	埼玉県北部	負傷者3、一部破損2
2015.5.30 (平成27)	8.1	小笠原諸島西方沖	負傷者8、一部破損2

年月日 (日本暦)	マグニ チュード	地域	被害
2015.7.10 (平成27)	5.7	岩手県内陸北部	負傷者2
2015.7.13 (平成27)	5.7	大分県南部	負傷者3、一部破損3
2015.9.12 (平成27)	5.2	東京湾	負傷者11
2016.1.14 (平成28)	6.7	浦河沖	負傷者2
2016.4.14～ (平成28)	7.3	熊本県等 熊本地震	死者273、負傷者2,809、住宅全壊8,667、半壊34,719、一部損壊162,500
2016.5.16 (平成28)	5.5	茨城県南部	負傷者1、一部損壊2
2016.6.16 (平成28)	5.3	内浦湾	負傷者1、一部損壊3
2016.10.21 (平成28)	6.6	鳥取県中部	負傷者32、住宅全壊18、半壊312、一部損壊15,095
2016.11.22 (平成28)	7.4	福島県沖	負傷者21、一部損壊9
2016.12.28 (平成28)	6.3	茨城県北部	負傷者2、半壊1、一部損壊25
2017.6.25 (平成29)	5.6	長野県南部	負傷者2、住宅全壊1、一部損壊30
2017.7.1 (平成29)	5.1	胆振地方中東部	負傷者1
2017.7.11 (平成29)	5.3	鹿児島湾	負傷者1、一部破損3
2017.10.6 (平成29)	5.9	福島県沖	負傷者1
2018.4.9 (平成30)	6.1	島根県西部	負傷者9、住宅全壊16、半壊58、一部損壊556
2018.6.18 (平成30)	6.1	大阪府北部	死者6、負傷者462、住宅全壊21、半壊483、一部損壊61,266
2018.9.6 (平成30)	6.7	胆振地方中東部	死者43、負傷者782、住宅全壊469、半壊1,660、一部損壊13,849
2019.1.3 (平成31)	5.1	熊本県熊本地方	負傷者4、一部破損60
2019.2.21 (平成31)	5.8	胆振地方中東部	負傷者6、一部破損19
2019.5.10 (令和元)	6.3	日向灘	負傷者3
2019.5.25 (令和元)	5.1	千葉県北東部	負傷者1
2019.6.18 (令和元)	6.7	山形県沖	負傷者43、半壊28、一部破損1,580
2019.8.4 (令和元)	6.4	福島県沖	負傷者1、一部破損1
2020.3.13 (令和2)	5.5	石川県能登地方	負傷者2
2020.6.25 (令和2)	6.1	千葉県東方沖	負傷者2、一部破損5

年月日 (日本暦)	マグニ チュード	地域	被害
2020.9.4 (令和2)	5.0	福井県嶺北	負傷者13
2020.9.12 (令和2)	6.2	宮城県沖	負傷者1
2020.12.21 (令和2)	6.5	青森県東方沖	負傷者1
2021.2.13 (令和3)	7.3	福島県沖	死者1、負傷者187、住宅全壊69、半壊729、一部破損19,758
2021.3.20 (令和3)	6.9	宮城県沖	負傷者11、一部破損2
2021.5.1 (令和3)	6.8	宮城県沖	負傷者4
2021.10.6 (令和3)	5.9	岩手県沖	負傷者3、一部破損1
2021.10.7 (令和3)	5.9	千葉県北西部	負傷者49、建物火災1
2021.12.3 (令和3)	5.4	紀伊水道	負傷者5、一部破損2
2022.1.22 (令和4)	6.6	日向灘	負傷者13、一部破損1
2022.3.16 (令和4)	7.4	福島県沖	死者1、負傷者247、住家全壊217、半壊4,556、一部破損52,162
2022.6.19 (令和4)	5.4	石川県能登地方	負傷者7、一部破損62
2022.11.9 (令和4)	4.9	茨城県南部	負傷者1
2023.5.5 (令和5)	6.5	能登半島沖	死者1、負傷者52、住家全壊40、半壊313、一部破損3,073
2023.5.11 (令和5)	5.2	千葉県南部	負傷者8、一部破損77
2023.6.11 (令和5)	6.2	苫小牧沖	負傷者1
2024.1.1 (令和6)	7.6	石川県能登地方	死者549、負傷者1,393、住家全壊6,483、半壊23,458、一部破損133,758
2024.3.15 (令和6)	5.8	福島県沖	負傷者4
2024.4.2 (令和6)	6.0	岩手県沿岸北部	負傷者2
2024.4.17 (令和6)	6.6	豊後水道	負傷者14、半壊8、一部損壊370
2024.8.8 (令和6)	7.1	日向灘	負傷者14、住家全壊1、半壊4、一部損壊266
2024.8.9 (令和6)	5.3	神奈川県西部	負傷者3、一部損壊7
2025.1.13 (令和7)	6.6	日向灘	負傷者4、一部損壊2

令和7年度（2025年度）修正

秦野市地域防災計画

（地震等災害対策計画編）

（風水害等災害対策計画編）

（資料編）

発行 令和8年（2026年）3月

編集 秦野市防災会議